学位申請論文

アフリカの自然保護区におけるスポーツハンティングと地域住民の生活実践に関する研究
―カメルーン共和国北部州ベヌエ国立公園を事例として―

Sport Hunting and Livelihoods of Local People
in Protected Areas of Africa:
A Case Study of Bénoué National Park, Cameroon

安田　章人

2010 年 3 月

博士　（地域研究）

学位申請論文

アフリカの自然保護区におけるスポーツハンティングと地域住民の生活実践に関する研究
―カメルーン共和国北部州ベヌエ国立公園を事例として―

Sport Hunting and Livelihoods of Local People
in Protected Areas of Africa:
A Case Study of Bénoué National Park, Cameroon

安田　章人

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

2010 年 3 月

目次

序章

1　はじめに……1

2　いかにして、スポーツハンティングは「存続」してきたのか……7

2-1　娯楽としての狩猟の萌芽と狩猟をめぐる論争 ……7

2-2　アフリカにおけるスポーツハンティングと自然保護政策の歴史的変遷……12

2-2-1　スポーツハンティングを端緒とした要塞型コンサベーション……12

2-2-2　コミュニティ・コンサベーションの理想とされたサファリ……16

2-3　「持続可能性」によるスポーツハンティングの再評価と、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルの伝播……20

3　本論の視座および目的……26

4　調査地と調査方法……29

4-1　調査地概要……29

4-2　調査方法……32

第 1 章　ベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティングと自然保護

1　カメルーンおよびベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティング……34

1-1　カメルーンの保護区の種類……34

1-2　狩猟区とカメルーンにおけるスポーツハンティングの概要……35

1-3　スポーツハンティングに関する規則と違反……41

1-4　ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングの現状……50

2　ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングの歴史的変遷……58

2-1　スポーツハンティングの始まり：委任統治時代（第一次世界大戦後～1960 年代）……58

2-2　盛衰するスポーツハンティング：独立から経済危機まで（1960 年代～1980 年代後半）……62

2-3　再興する現代のスポーツハンティング（1980 年代後半～現在）……63

3　北部州の国立公園におけるサファリとの比較……64

4　小括……72

第 2 章　ベヌエ国立公園周辺の地域住民とその生業実態

1　A 村における農耕民ディーの生業……74
1-1　農業……75
1-1-1　野生動物による農作物への被害……84
1-2　狩猟……92
1-2-1　狩猟方法……92
1-2-2　狩猟対象と禁忌……100
1-2-3　野生動物と狩猟に関する民間伝承と儀式的狩猟……101
1-3　漁労……102
1-4　採集……102
1-5　家畜・家禽飼育……107
1-6　食生活とタンパク源……108
2　牧畜民ボロロの生業……111
3　A 村における農耕民ディーと牧畜民ボロロの関係……115
4　小括……117

第 3 章　地域住民とスポーツハンティング、自然保護政策の関係

1　A 村とスポーツハンティングの関係史……119
2　スポーツハンティングと自然保護政策がもたらす「正」の影響……123
2-1　雇用機会の恵与……123
2-1-1　キャンプでの生活と仕事内容……123
2-1-2　年間収入における位置づけと世帯間・民族間格差……131
2-2　狩猟区借地料の分配……138
2-3　公共設備の提供……140
2-4　野生獣肉の譲与……142
3　スポーツハンティングと自然保護政策がもたらす「負」の影響……144
3-1　密猟……144
3-1-1　野生獣肉の流通……146
3-1-2　密猟の取り締まり……148
3-1-3　密猟に対する罰則と取り締まりの強化と国際的な自然保護組織の関与……151

3-1-4　A村における取り締まりの影響……155
3-2　密漁・違法採集・違法放牧……157
3-3　スポーツハンティングのための火入れによる影響……159
4　地域住民・野生動物森林省・観光事業者・自然保護組織の見解と対応……162
4-1　地域住民・野生動物森林省・観光事業者・自然保護組織の見解と、住民の見解を表明する機会……162
4-2　一枚岩ではない各ファクターとそれらの表面的な関係……165
5　展開されるコミュニティ・コンサベーションをモデルとした政策……168
5-1　共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区の設定……168
5-2　ベヌエ国立公園周辺における多目的利用地区の設定……174
6　小括……176

終章

1　前章までのまとめ……182
2　調査地におけるスポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションの問題点…184
3　「持続可能性」の再定義とコミュニティ・コンサベーションの将来の展望……187

図表・写真目次

（図目次）

図 0-1　スポーツハンティングが公式におこなわれているサハラ以南のアフリカ諸国……6
図 0-2　スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルの概念図……24
図 0-3　調査地とその周辺の概略図……30
図 0-4　農耕民ディーの方言集団と近隣の民族の分布……30
図 1-1　カメルーン国内に 1940 年から 2009 年までの間の各年代に設定されている保護区などの数…36
図 1-2　2009 年現在、カメルーン国内に設定あるいは設定を予定されている保護区など……37
図 1-3　スポーツハンティングを財源とする税収の流れの概略図……48
図 1-4　2009 年現在、北部州に設定されている国立公園および狩猟区……51
図 1-5　北部州における 1969 年から 2009 年現在までの狩猟区の拡大過程図……65
図 1-6　1975 年から 2008 年までに北部州で発行された狩猟ライセンスの数と交付対象……66

図 1-7　1974 年から 2007 年までの期間、北部州の狩猟区におけるスポーツハンティングによって得られた各年の税収の合計……67
図 1-8　13 種の狩猟対象となる野生動物の捕獲枠と狩猟頭数の合計の推移……68
図 1-9　1969 年から 2009 年現在までの北部州における狩猟区の設定数と賃貸数の推移……68
図 1-10　1969 年から 2006 年現在までの北部州に設定されている 3 つの国立公園（ベヌエ、ブーバ・ジダ、ファロ）の入場者の推移……69
図 1-11　1974 年から 2008 年現在までの北部州の狩猟区におけるスポーツハンティングと 3 つの国立公園におけるサファリ観光による税収の比較……70
図 2-1　カメルーン北部の 3 つの州における農業生産量の作物別割合の比較（1978 年）……76
図 2-2　カメルーン北部の 3 つの州におけるトウモロコシおよびモロコシなどの雑穀の生産量比較（2002 年）……78
図 2-3　A 村の農事暦……78
図 2-4　1982 年から 2007 年までのカメルーン全体および北部州の綿花の収穫量と作付面積の推移…81
図 2-5　2007 年の A 村における綿花栽培による個人収支……82
図 2-6　1996 年から 2007 年までの A 村全体の綿花作付面積、収穫量、貸付金額、総買い取り金額の推移……83
図 2-7　1998 年から 2007 年までの A 村における農作物別の作付面積の推移……83
図 2-8　Weladji と Tchamba（2003）が調査村とした 3 つの村の位置関係……86
図 2-9　1997 年から 2003 年までの北部州の各綿花栽培地区において、ゾウによってもたらされた被害面積……87
図 2-10　2004 年から 2006 年までの北部州の各綿花栽培地区において、ゾウによってもたらされた被害面積……88
図 2-11　2007 年の A 村における野生動物による農作物への被害およびゾウとカバの主な移動経路…89
図 2-12　A 村のある 2 つの世帯における合計の主食（トウモロコシ、イモ類、コメ、小麦）の食卓への登場頻度……109
図 2-13　A 村のある 2 つの世帯における合計の肉と魚の食卓への登場頻度……110
図 3-1　2009 年現在の A 村周辺の地図……121
図 3-2　A 村周辺の狩猟区の賃借履歴……122
図 3-3　狩猟区借地料の分配、雇用機会の恵与、公共設備の提供、野生獣肉の譲与を示した概略図…124
図 3-4　2007 年の A 村のある世帯 A の年間収入の内訳……133

図 3-5　2007 年の A 村のある世帯 B の年間収入の内訳……133
図 3-6　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のキャンプでの労働経験に関する内訳……134
図 3-7　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のうち、キャンプで現在働いている人に対する、来年の猟期のキャンプでの労働の希望の是非に関するアンケート結果……134
図 3-8　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のうち、キャンプで働いていた経験をもつ人に対する、来年の猟期のキャンプでの労働の希望の是非に関するアンケート結果……135
図 3-9　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のうち、キャンプで働いていた経験をもたない人に対する、来年の猟期のキャンプでの労働の希望の是非に関するアンケート結果……135
図 3-10　2006 年度のチョリレ市の歳入と歳出の内訳……139
図 3-11　2007 年の A 村が所属する村落委員会における分配金の使途……141
図 3-12　北部州マヨ・レイ県の便宜的な分割図および、チョリレ第一刑務所に、2003 年から 2008 年にかけて密猟・密漁の罪で収容された囚人の居住地……152
図 3-13　2002 年から 2008 年の各年に、チョリレ第一刑務所に収容された囚人の全体数と、そのうちの密猟の罪で収容された囚人の割合……153
図 3-14　ベヌエ国立公園周辺の狩猟区内で設定が計画されている多目的利用地区の位置……175
図 3-15　調査地における各ファクターの関係図……179

（表目次）

表 0-1　ベヌエ国立公園地域に生息する主な野生動物とその現地名……31
表 1-1　2009 年現在、カメルーン国内において設定あるいは設定を予定されている保護区などの面積、設定年、場所……38
表 1-2　2002/2003 年の猟期に北部州の狩猟区に対して出された捕獲枠……44
表 1-3　保護動物クラス A に属する哺乳類……45
表 1-4　保護動物クラス B に属する哺乳類とそのグループ分け、およびそれらにかかる狩猟税……46
表 1-5　狩猟ライセンスの種類ごとのライセンス料と狩猟可能頭数……47
表 1-6　2009 年現在、北部州の狩猟区を賃貸している観光事業者……52
表 1-7　1930 年 4 月 16 日に公布された政令によって狩猟ライセンスごとに定められた保護動物に対する捕獲可能頭数……60
表 2-1　2006 年の A 村における農作物別の作付面積……79

表 2-2　2004 年の A 村における農作物の販売価格、収量、農業投資財……..79
表 2-3　2006/2007 年の A 村における野生動物による各作物への被害……..86
表 2-4　2007 年の A 村における家畜･家禽に関する情報……107
表 3-1　2006/2007 年および 2008/2009 年の猟期における A 村のキャンプでの雇用状況①……..125
表 3-2　2006/2007 年および 2008/2009 年の猟期における A 村のキャンプでの雇用状況②……...126
表 3-3　2007 年の A 村におけるキャンプでの雇用の有無による綿花畑の所有面積の世帯間比較……137
表 3-4　北部州の 3 種類の狩猟区におけるスポーツハンティングから得られる便益の分配.....171
表 3-5　Voko/Bantadjé 共同体管理狩猟区における区画の種類とその目的および人為的活動の制限..172
表 3-6　共同管理狩猟区 1・4 において区画の種類とその目的、および人為的活動の制限……172
表 3-7　北部州の 3 種類の狩猟区における住民による生業活動への制限……..173
表 3-8　カメルーン全体、北部州および A 村における、スポーツハンティングに関する政策との関係史
……180

（写真目次）

写真 0-1　壁に飾られたトロフィー……3
写真 0-2　インパラを狩猟したハンターの親子……3
写真 0-3　Pier-Paul Rubens et Jan Brueghel “Diane et ses nymphes partant pour la chasse（狩りの準備をするディアーナとニンフたち）” ……7
写真 0-4　猟犬を使って狩猟をおこなう王侯……9
写真 0-5　狩猟に反対する動物愛護団体の看板……..11
写真 0-6　西洋人によって狩猟された野生動物の大量のトロフィー……..13
写真 0-7　ライオンを狙う西洋人ハンターと逃げる現地の人々……..13
写真 0-8　サファリをおこなう観光客と寝そべるライオン……18
写真 1-1　調査地のあるキャンプの外観……..55
写真 1-2　調査地のあるキャンプの客室内部……55
写真 1-3　調査地のあるキャンプのサロン……56
写真 1-4　バッファローを追跡する狩猟ガイド、トラッカー、ハンター……56
写真 1-5　発砲の瞬間……57
写真 1-6　仕留めたバッファローと記念撮影をするハンターとトラッカー……57
写真 2-1　ゾウによる食害を受けた A 村のトウモロコシ畑……90

写真 2-2　ゾウによる食害を受けて、頭を抱える村の女性……90
写真 2-3　ゾウの糞に含まれていたモロコシ……91
写真 2-4　鐘を叩き、ゾウを畑から追い払おうとする村の男性……91
写真 2-5　ンガウンダル（*Ngaoundal*）とグルゥム（*Gourloum*）……94
写真 2-6　散弾とバッテリーの鉛版から作られた弾頭……94
写真 2-7　野生動物の足跡を探す村人と銃を携える村人……95
写真 2-8　カバの肉を燻製にする村人……95
写真 2-9　弓と矢筒……97
写真 2-10　市場で売られていた矢じりと毒……97
写真 2-11　植物でつくられたのふたと金属製の罠……98
写真 2-12　罠を仕掛けるための穴を掘る村人……98
写真 2-13　土をかぶせる前の金属製のふたと罠……99
写真 2-14　土をかぶせ、罠が設置された獣道……99
写真 2-15　ナイルパーチ（*Lates niloticus*）……103
写真 2-16　タイガーフィッシュ（*Hydrocynus vittatus, H. brevis*）……103
写真 2-17　ある村人が所有していたルアーと釣り糸……104
写真 2-18　川に仕掛けられた簗……104
写真 2-19　むしろ垣のための草本を運ぶ女性……105
写真 2-20　むしろ垣を編む男性……105
写真 2-21　かごを編む男性……106
写真 2-22　綿花の運搬に使われるかご……106
写真 2-23　草でつくられたボロロの住居……112
写真 2-24　簡素なボロロの宿営地……112
写真 2-25　放牧をおこなうボロロの親子……113
写真 2-26　牛乳を搾るボロロの女性……113
写真 2-27　街の市場に酸乳を売りに来たボロロの女性……114
写真 2-28　矢をつがえるボロロ……114
写真 2-29　収穫が終わった綿花畑に残った蒴果などを食べるウシ……116
写真 2-30　刈跡放牧を早くさせてもらうために、綿花の収穫を手伝うボロロ……116
写真 3-1　ハンターが仕留めたバッファローの頭を運ぶポーター……129

写真 3-2　コブ（*Kobus kob*）の頭部を煮る皮剥ぎ人……129
写真 3-3　敷地内の花壇を整備する雑用係……130
写真 3-4　キャンプ内の黒板に書かれた従業員の名前と、過失の回数を示す印……130
写真 3-5　狩猟区 3 と 26 の観光事業者によって B 村に建設された学校……143
写真 3-6　狩猟区 3 において、ハンターによって狩猟されたゾウの肉を切り取りに群がる村人……143
写真 3-7　狩猟区 25 で密猟者監視員として働く A 村の若者……150
写真 3-8　野生動物森林省の職員とキャンプの従業員に捕らえられた密漁者……150
写真 3-9　スポーツハンティングのために焼き払われたサバンナ……160
写真 3-10　綿花畑を襲う炎と、木の枝で消火にあたる村人……160
写真 3-11　家屋の屋根に燃え移った火の消火にあたる村人たち……161
写真 3-12　狩猟区 3 の観光事業者から火事の代償として届けられた医療品……161
写真 3-13　政府関係省庁および自然保護組織から村に配られた野生動物保護を訴えるポスター……181

外国語表記について

文中の外国語表記について、（仏：）はフランス語表記を、（英：）は英語表記を示す。また、イタリック斜体は学名あるいは現地語を表す。（D：）はディー（Dii）語を、（F：）はフルベ（Fulbe）語による表記を示す。なお、ディー語の綴りは、（Bohnhoff et al. 2002）に、フルベ語は（Eguchi 1986）に、主に準じた。併記したカタカナは筆者が現地でおこなった聞き取り調査に拠る。

序章

1　はじめに

2　いかにして、スポーツハンティングは「存続」してきたのか

2-1　娯楽としての狩猟の萌芽と狩猟をめぐる論争

2-2　アフリカにおけるスポーツハンティングと自然保護政策の歴史的変遷

2-2-1　スポーツハンティングを端緒とした要塞型コンサベーション

2-2-2　コミュニティ・コンサベーションの理想とされたサファリ

2-3　「持続可能性」によるスポーツハンティングの再評価と、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルの伝播

3　本論の視座および目的

4　調査地と調査方法

4-1　調査地概要

4-2　調査方法

1　はじめに

アフリカ大陸には、現在も数多くの野生動物が生息している。アフリカの野生動物といえば、ゾウやキリン、ライオンなど、日本の動物園でもなじみの深いような動物を思い浮かべるだろう。アフリカでは、古くは植民地時代から、これらの野生動物と自然環境を保護するために保護区が設定されてきた。しかし、保護区の設定のために、もともとその地域に住んでいた人々に対して、強制移住や生業活動の制限などが課され、「要塞型コンサベーション（Fortress Conservation）」(Adams and Hulme 2001) と呼ばれる、アフリカにおける初期の自然保護政策は、住民を「排除」することで実効性を求めてきた（Mackenzie 1988）。

しかし、1980 年代に入り、そのような地域住民に対する強権的な対処をともなった要塞型コンサベーションは批判の対象とされ、代わって、「コミュニティ・コンサベーション（Community Conservation）」[1]が台頭した（西崎 2009）。コミュニティ・コンサベーションとは、それまで自然保護の障害と位置づけてきた地域住民を保護活動に参画させ、自然保護と住民生活の両立を目指すというものであった

[1] コミュニティ・コンサベーション以外にも、Integrated Conservation and Development Project (ICDPs)、Community –Based Conservation(CBC)、Community-Based Natural Resource Management(CBNRM) などと言い表される（西崎 2009: 32）。

（Adams and Hulme 2001）。そのためには、以下の 2 点が重要な要素とされた。すなわち、第一に、自然環境、特に野生動物の利用によって生み出される経済的便益を地域住民に還元すること、第二に、自然資源や土地の管理および利用に対して、地域住民が主体的に参加することの 2 つの柱が重要とされた（Hackle 1997; 岩井 2004）。

コミュニティ・コンサベーションの成功例として有名なプロジェクトが、ジンバブエにおける CAMPFIRE（Communal Areas Management Programme for Indigenous Resources）である（e.g. Frost and Bond 2008; Mbaiwa 2008; 西崎 2009）。1989 年より正式に開始された CAMPFIRE において、「共有地」（Communal land）に生息する野生動物の利用によって生み出される経済的便益は、地域社会にインフラを整備するとともに、世帯へ直接配分されることによって、地域住民に付与・還元されている。また、野生動物の利用・管理に関する一定の権限は、その地域の住民に認められている（Bond 2001）。

アフリカにおける野生動物を利用した観光といえば、野生動物を観察し、写真におさめるサファリ（safari）[2]を想像するだろう。ところが実は、CAMPFIRE を経済的に支える、主たる野生動物の利用方法とは、スポーツハンティング（sport hunting）[3]、いわゆるトロフィー（野生動物の頭部などの狩猟記念品）の獲得と、娯楽やレクリエーションを目的とした狩猟なのである（写真 0-1, 2）。CAMPFIRE に参画する 18 の地方行政区委員会は、1989 年から 2001 年の間に合計で 2029 万 US ドル（約 2029 億円）の収益をあげたが、そのうち、実に 89%がスポーツハンティングに由来するものであった（Frost and Bond 2008）。つまり、コミュニティ・コンサベーションの成功例とされている CAMPFIRE の経済的基盤とは、野生動物を消費的に利用するスポーツハンティングなのである。

スポーツハンティングやスポーツハンター、あるいは遊猟家と聞くと、アーネスト・ヘミングウェイの『キリマンジャロの雪』や『フランシス・マカンバーの短い幸福な生涯』、あるいは手塚治虫の『ジャングル大帝』に登場するような、20 世紀初頭の裕福な欧米人の姿を思い描くだろう。また、スポーツハンティングによって得られた剥製や、壁に掛けられたトロフィーは、古い西洋映画に登場する小道具と思われるかもしれない。

現在、日本では、スポーツハンティングという娯楽性に特化した狩猟に限らず、狩猟という活動自体がもはや一般的なものではなくなっている。明治後期から大正、昭和初期にかけて、第一次世界大戦に

---

[2] 植民地時代、「サファリ」とは、「狩猟旅行」を意味し、現在においてもスポーツハンティングはサファリハンティングとも呼称される。しかし、現在、サファリという単語は、一般的に野生動物に対する非消費的な観光利用を指し示すため（Chardonnet et al. 2002）、本論においてもそれに則る。

[3] ゲームハンティング（game hunting）、サファリハンティング（safari hunting）、トロフィーハンティング（trophy hunting）とも呼ばれる。

写真 0-1　壁に飾られたトロフィー

出所：狩猟自然博物館（パリ）にて筆者撮影

写真 0-2　インパラを狩猟したハンターの親子

出所：（Horvath 2007: 31）**より改変**

よる好況や、散弾銃の輸入の増加、国際毛皮市場の参入の影響などを受けて、国内の狩猟者人口は急激に増加した（全日本狩猟倶楽部 1973; 角田 2007）。その後、戦後から 1950 年代後半にかけて、欧米文化に追従した趣味的な狩猟をおこなう狩猟者の人口が増加し、第二次狩猟ブームがおこった（朝日新聞 1959 年 11 月 23 日朝刊; 角田 2007）。しかし、ブームの終焉とともに、1970 年代のピーク時には 50 万人と推定された狩猟者は、2000 年代に 20 万人以下にまで激減し、2005 年現在、狩猟者は人口の 0.16%を占めるにとどまっている（Igota et al. 2008）。狩猟者の減少と同調するように、全日本狩猟倶楽部が刊行する機関誌『全猟』は、1959 年ごろから第二次狩猟ブームに便乗し、発行部数が増加し始め、最盛期では月 2 万 5000 部を発行していたが、2007 年の発行部数は 5000 部にまで落ち込んだ[4]。このように、狩猟が一般的でなくなった現代の日本において、ましてや娯楽に特化した狩猟が、「前時代の遺物」と考えられるのも無理はないであろう。

ところが、スポーツハンティングや、それをおこなうハンターも、けっして過去のものではない。特に、ヨーロッパやアメリカでは、狩猟は、現代でも活発におこなわれている。1996 年の調査では、アメリカ合衆国には人口の 7%にあたる約 1400 万人のハンターがいる（Chardonnet et al. 2002: 25）。また、約 647 万人のハンターを抱えるヨーロッパ 20 カ国[5]では、その 8 割にあたる 16 カ国[6]で、ハンターの数が維持または増加している（Chardonnet et al. 2002: 27）。フランスでは、狩猟に関する雑誌が、日常的に駅や街角の売店で売られており、たとえば、2007 年現在、月刊誌 “Connaissance de la Chasse” は 6 万部／号、季刊誌“Le Magazine des Voyages de Chasse”は 2 万 5000 部／号を発刊している[7]。これらの数字から、少なくとも前述の日本の現状と比較して、現在も欧米では、狩猟は一般的な活動であるといえる。

そして、欧米人を中心とした「トロフィー・コレクター(trophy collector)」とよばれる多くのスポーツハンター（以下、ハンター[8]）が、世界中の珍しい野生動物のトロフィーや、それぞれの動物種のなかで世界最大のトロフィーを手に入れるために、世界中でスポーツハンティングをおこなっている。世界的なスポーツハンティング協会である SCI（Safari Club International）は、世界の野生動物のトロフィーの大きさに関する記録集を刊行しており、アフリカ編だけでも 1200 ページ以上にわたって、およそ 180 種の動物ごとの頭骨や角などの大きさによって、狩猟したハンターの順位付けがなされている。

---

[4] 2007 年におこなった出版社への聞き取り調査結果による。
[5] オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスの 20 カ国
[6] 上記の 20 カ国から、フランス、スペイン、ギリシャ、イタリアを除いた 16 カ国
[7] 2007 年におこなったそれぞれの出版社への聞き取り調査結果による。
[8] 狩猟者のなかには、生業あるいは副業のために狩りをおこなう人もいるが、本論ではハンターとは、便宜上、「主に海外に出向き、娯楽のために狩猟をおこなう人」を指すこととする。

またSCIは、1996年の時点で約3万人の会員を抱え、毎年20%増の割合で会員を増やしている（Jackson 1996）。

北米や中央アジア、ヨーロッパなど、世界でスポーツハンティングがおこなわれている地域のなかでも、特にハンターたちに、今も昔も「メッカ」とされているのが、アフリカ大陸である。SCIの会員の1／3が、1年から1年半の間に1度は、スポーツハンティングのためにアフリカを訪れているという（Jackson 1996）。2003年現在、42あるサハラ以南のアフリカ諸国のうち25カ国において、スポーツハンティングが公式におこなわれている（Roulet 2004a）（図0-1）。そして、それらの国々に、主に欧米諸国から毎年1万8500人以上のハンターが訪れる（Lindsey et al. 2007）。スポーツハンティングが認められているアフリカ諸国の合計の国土の22%にあたる13万9400km^{2}が、スポーツハンティングのために利用されている（Lindsey et al. 2007）。スポーツハンティングはアフリカ南部でもっとも活発におこなわれており、なかでも南アフリカ共和国は、もっとも多くのハンターを集める最大のスポーツハンティング産業国である（Lindsey et al. 2007）。アフリカ東部において、例外的にケニアでは1977年からスポーツハンティングは一般的に禁止されているが[9]、他の東アフリカ諸国では活発にスポーツハンティングがおこなわれており、特にタンザニアではアフリカ全体でもっとも広大なハンティングのための土地が設定されている（Baldus and Cauldwell 2004; Lindsey et al. 2007）。一方、アフリカ中部・西部では、東・南部に比べ、ゾウなどの大型ほ乳類を対象としたスポーツハンティングは活発ではない。しかし、そのなかでもカメルーン共和国と中央アフリカ共和国は、ダービーズエランド（*Tautotragus derbianus*）やボンゴ（*Tragelaphus euryceros*）のような珍しい動物種を目玉としており、セネガルなどの河川を有する国では鳥類を対象としたハンティングが有名である。

筆者が研究発表をおこなうと、聴衆から「なぜ、彼らは楽しみのために残酷なことをするのか」、「そんなことをして野生動物は絶滅しないのか」などの質問を受ける。たしかに、いまや「野生動物保護」や「動物愛護」、「持続可能性」、「生物多様性保全」などの用語や概念が一般的となり、ベジタリアンや「動物の権利」運動者によって、野生動物はもとより、家畜の利用にさえ反対運動がおこっている現代において、なぜスポーツハンティングはおこなわれ、いかにして存続してきたのか。また、スポーツハンティングは、アフリカにおいてどのようにして開始され、また、野生動物保護政策においてどのように位置づけられてきたのであろうか。

---

[9] ケニア野生動物公社（Kenya Wildlife Service: KWS）の主任研究員であるDr. Mutua Charles Musyoki氏からの私信（2009年9月26日）によると、ケニアでは現在、ケニア野生動物公社の管理下で、私有地や鳥類を狩猟するための区画において、は虫類や鳥類の一部（リクガメ、ダチョウ、ヘビなど）に対する狩猟のみが認められている。そのため、Roulet（2004a）は言及してないが、図0-1において、ケニアは小型野生動物の狩猟が認められている国に分類されていると考えられる。

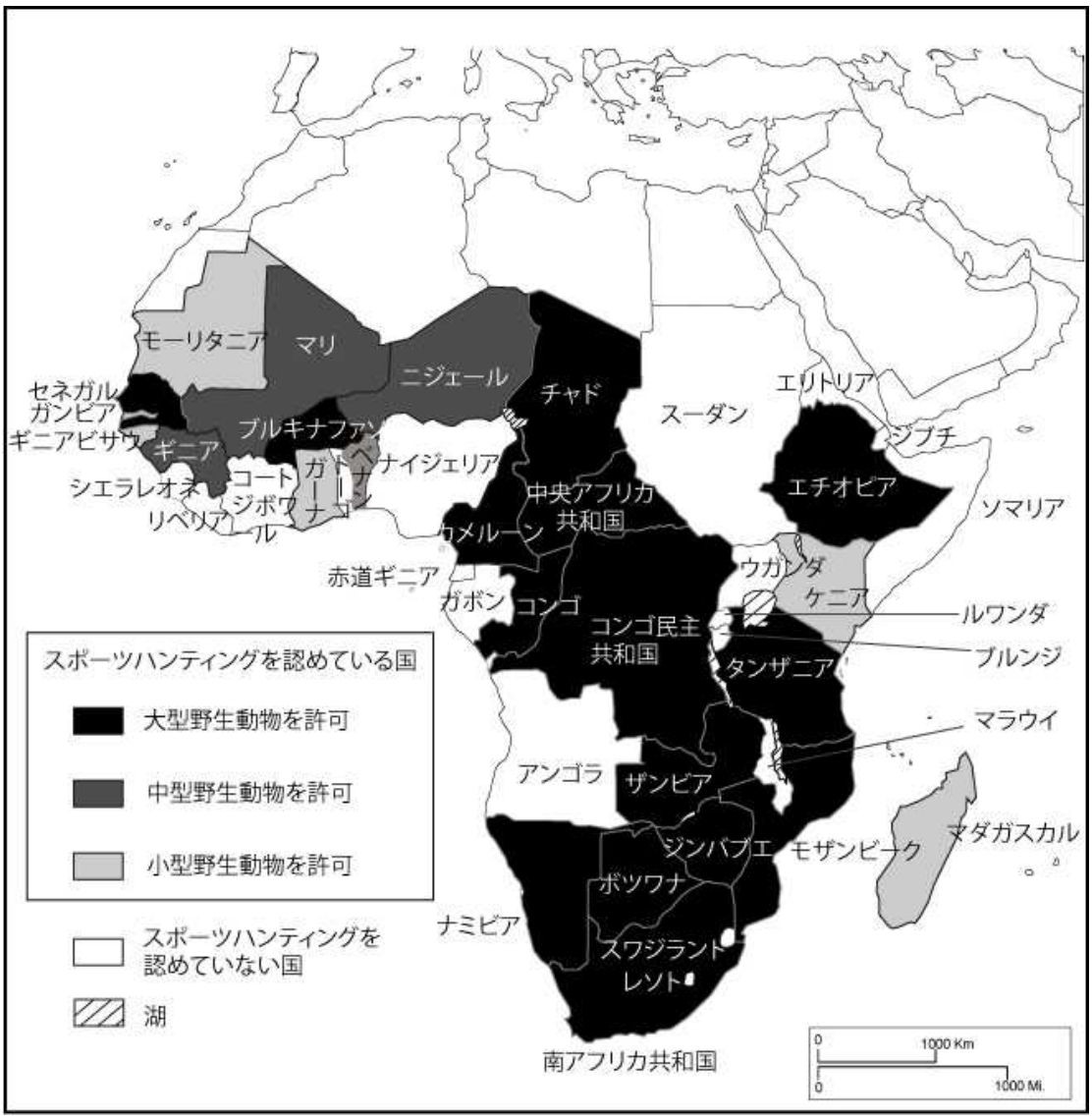

図 0-1　スポーツハンティングが公式におこなわれているサハラ以南のアフリカ諸国

出所：（Roulet 2004a: 618）**を改変**

序章は、まずこのような疑問を出発点とし、スポーツハンティングの歴史を概観することに加え、スポーツハンティングを軸に、アフリカにおける野生動物保護政策を捉え直すことによって、本論の目的、視座および方向性を位置づけることとする。

2　いかにして、スポーツハンティングは「存続」してきたのか

2-1　娯楽としての狩猟の萌芽と狩猟をめぐる論争

狩猟という行為には、動物からの産物（肉、骨、皮など）を得る、あるいは命や財産を守るという目的がある（Delort 1984=1998）。狩猟採集民に対する研究が盛んになる 1960 年代までは、「狩りをするサル(hunting ape)」（Ardrey 1976=1978）と呼ばれてきたように、人類は、狩猟活動によって進化してきたとする「狩猟仮説」が唱えられてきた（市川 1987）。しかし、今もなお存続している狩猟採集民のうち、イヌイットのような高緯度に住む人々は、狩猟や漁労によって得られる動物性食物に強く依存するが、反対に、ブッシュマンやピグミーなどの低緯度に住む人々は、採集によって得られる植物性食物に依存していたことが、生態人類学者らによって明らかにされた（田中 1971,1994; 市川 1987）。このような研究成果を一因として、狩猟仮説は再検討あるいは批判されるようになったが（Lee 1968; Cartmill 1993=1995）、市川は「初期の人類の食生活において狩猟と採集のどちらが重要であったかという問題はさておき、狩猟が人類社会の進化において果たした役割は否定できないであろう」と述べている（市川 1987: 220）。

やがて人類は、単に食料や生活資源を手に入れるという生業的な目的でなく、精神的欲求を満たし、権力を主張するという象徴的な行動のために、狩猟をおこなうようになった（Cartmill 1993=1995; Delort 1984=1998）。スポーツや娯楽のための狩猟とは、獲物から得られる産物を手に入れる目的ではなく、精神的欲求を満たす目的に特化した狩猟といえる。狩猟は、文明化とともに社会的優越性を示す道具として次第に貴族、領主、戦士のような権力者に独占され、本来の生業のための活動から、スポーツや娯楽として昇華されてきた（Delort 1984=1998）。たとえば、中国では紀元前 2000 年ごろに、娯楽的な要素を含んだ、タカを使役して獲物を獲る鷹狩りが発祥し、日本には 4 世紀ごろに伝わり、皇室の行事として始められた（全日本狩猟倶楽部 1973）。日本では、古代、そして近代の天皇にとって、鷹狩りに限らず狩猟をおこなうことは、娯楽や軍事的な訓練を目的とすると同時に、土地の支配を象徴する儀礼でもあった（瀬戸口 2008）。古代ギリシャでは、犬と弓矢と槍を使っての大型哺乳類の狩猟がお

こなわれ、プラトンによって、それは若い支配階級の男たちにとってのスポーツであるとされていた（Cartmill 1993=1995: 49）。古代ギリシャにおけるこのような狩猟は、神話にも登場し、その後ローマ人によってディアナと呼ばれるアルテミスは、狩猟の神として頻繁にたたえられた（写真 0-3）。そして、「このような神話のなかでは、狩猟は食物供給とはなんら関係がない」（Fontenrose 1981: 254）とされ、古代ギリシャにおける狩猟の神話性は、生業的・経済的な役割に比べて、格段に重要であったという（Cartmill 1993=1995: 50）。

その後、西洋社会では 8 世紀ごろから、開墾と農業技術の進歩によって、人口増加と人間の居住地は拡大し（White 1962=1985）、反対に森林と野生動物の数は縮小していった（Cartmill 1993=1995: 95）。10 世紀になると、わずかに残った野生動物が生息する森林は、権力者のためだけの狩猟獣保護区として囲われ、狩猟はエリートや貴族に特権化された行為とされた（Delort 1984=1998: 107）。たとえば、フランスの貴族や王侯たちは、残された森林をガレンヌ（仏：garenne[10]）と呼ばれたような御猟地として柵で囲い込み、そこで独占的に狩猟をおこなった（写真 0-4）。特権階級に属する人びとにとって、狩猟とはステータス・シンボルであり、紳士的作法を見せる場であった（Cartmill 1993=1995: 98）。同時に彼らは、狩猟を通じて、一般市民に対してその財力や権力を見せつけることで社会的優越性を表現し、人々が起こすかもしれない反乱の試みをくじいていたとされる（Delort 1984=1998: 107）。そして、対極的に、一般市民による狩猟は野蛮であるとされ、領主のための御猟地に入ることは厳しく禁止され、密猟者には残酷な処罰が与えられた（Dembeck 1966=1979: 122-124）。さらに、周辺の住民は武器の所有や犬の飼育も禁止され、畑の作物を荒らす野生動物を追い払うことさえできなかったという（Dembeck 1966=1979: 125-128）。17、18 世紀におこった市民革命によって貴族が没落したのち、「いまや狩猟は貴族階級の特権ではなく、そろばん勘定が狩猟家を決めるようになっている」（Dembeck 1966=1979: 194）というように、ハンターたるための決定項は階級から財力に移行し、その中心的存在は裕福なブルジョワ階級となった。やがて、裕福なハンターは、ヨーロッパ列強による帝国主義によって、ヨーロッパ以外のアジアやアフリカの植民地にも進出する。

ところが、世界的な狩猟に対する倫理的批判が、スポーツハンティングに降りかかる。18 世紀に心理学や生物学上、人間と動物は似ていることを認める考え方が広まったことを受け、狩猟に対する倫理的な非難が起こり始めた（Cartmill 1993=1995）。1822 年に、イギリスにおいて、マーティン法と呼ばれる家畜の虐待および不当な取り扱いを防止する法律が成立したことを出発点とし、動物に対する虐待や生体実験への反対を契機とした「動物愛護運動」が起こった（井野瀬 2009）。その後、1960、70 年代

[10] 現在は、「アナウサギの生息地や飼育地」という意味であるが、当時は、特別の法的地位を享受し、特定の人々だけに狩猟が許可される森を指していた（Delort 1984=1998: 352）。

写真 0-3　Pier-Paul Rubens et Jan Brueghel

“Diane et ses nymphes partant pour la chasse（**狩りの準備をするディアーナとニンフたち**）”

出所：狩猟自然博物館（パリ）にて筆者撮影

写真 0-4　**猟犬を使って狩猟をおこなう王侯**

出所：（Chimay et al. 1970: 127）**より**

に、「動物解放論」や「動物の権利論」といった、人が動物の権利を軽視し、苦痛を与えて利用することを批判し、人間中心主義からの脱却を図ることを基本とした環境倫理思想の隆盛と「人道主義改革運動の広がり」（Nash 1989=1999: 425）へと続いた[11]（鬼頭 1996）。その結果、娯楽のために動物を殺すという人間中心的な行為であるスポーツハンティングは槍玉にあげられた。ナチュラリストであったクルーチ（Krutch 1956=1971: 213, 214）は、スポーツとして動物を殺すことは、純粋な悪事であり、スポーツハンターは、ヴァンダル（vandal：美術や文化、公共物などの破壊者）と同等のものであると語った。そして、現在、アフリカなどでおこなわれているスポーツハンティングに対する倫理的な批判は、欧米の動物愛護団体や動物の権利運動者から巻き起こっている（Duffy 2000）（写真 0-5）。たとえば、動物愛護団体 PETA（People for Ethical Treatment of Animals）は、スポーツハンティングは野生動物に苦痛を与える残虐な行為であり、もはや生存のために必要な行為ではないとしている（PETA ウェブサイト）。「スポーツハンター＝告発されるべき自然の迫害者、気の狂った殺し屋、動くものは何でも撃ちたい強迫観念を持つ精神異常男」などというステレオタイプは、特に欧米では大衆化しているという（Cartmill 1993=1995: 353, 354）。このような狩猟に対する批判は、PETA や Friends of Animals、SPCA（Society for the Prevention of Cruelty to Animals）などの動物愛護団体を中心として、ますます盛り上がっているという（Mackey and Campbell 2004）。

また、動物愛護の立場からではなく、懐古主義的に現在のスポーツハンティングを批判する者もいる。たとえば、ドロール（Delort 1984=1998: 108）は、中世の西洋社会において、娯楽としての狩猟は、ハンターにとって危険な状況、つまり冒険として、自己解放や欲求不満の解消とともに、動物への愛をともなっておこなわれていたことを認める一方、現在のアフリカなどでおこなわれているスポーツハンティングは、暴力映画や戦争映画を観ることで沸き上がる欲望を求めておこなわれる、少しの危険もない暗殺であるとして批判している。その事例として、たとえばアフリカ南部では、狩猟に先立って獲物を放ったうえでおこなわれる put-and-take hunting や、獲物がハンターから逃げられないように狭い囲いの中でおこなわれる canned hunting といった形態のハンティングがおこなわれており、これらにも非難が集中している[12]（Barnett and Patterson 2005; Lindsey et al. 2006b）。

---

[11] シンガーの「動物解放論」とレーガンの「動物の権利論」の違いは、前者が排他的に苦痛を感じる生物を権利の対象とする選好功利主義的である一方で、後者は生物の独立した価値を尊重し、権利の対象外となる生物に対しても、権利の擁護を保留している点である（鬼頭 1996）。

[12] このような危険ではない娯楽のための狩猟の極端な例としてメディアに取り上げられたのが「オンライン・ハンティング」である。アメリカのテキサス州の牧場に仕掛けられたライフルを、インターネットを経由し、パソコンで遠隔操作し、動物を撃つというものである。これに対しては、動物愛護団体からだけでなく、狩猟団体からも非難された（The Washington Post, May 8, 2005）。

写真 0-5　狩猟に反対する動物愛護団体の看板

出所：ジョモ・ケニヤッタ国際空港（ケニア）にて筆者撮影

2-2　アフリカにおけるスポーツハンティングと自然保護政策の歴史的変遷

2-2-1　スポーツハンティングを端緒とした要塞型コンサベーション

つぎに、アフリカにおけるスポーツハンティングと自然保護政策の歴史的変遷を、スポーツハンティングを軸に捉え直し、スポーツハンティングが現代まで「存続」してきた背景を探る一助とする。まず、アフリカにおける野生動物保護政策はいかにして開始されたのか、その歴史的変遷を概観する。結論を先取りすると、スポーツハンティングとは、アフリカにおける初期の野生動物保護政策、つまり冒頭に述べた要塞型コンサベーションの主たる動機の１つであった。

西洋社会において、特権階級によって確立された娯楽のための狩猟は、ヨーロッパ列強の植民地支配によって、アフリカにも導入された。19 世紀中ごろからアフリカ内陸部へ赴いた探検家らは、凶暴な猛獣が生息する未知の「暗黒大陸」での探検を、まさに冒険として描いた（e.g. Cumming, 1885=2005; Altemus 1896）。アフリカ内陸部への探検を足場に、アフリカ大陸が列強によって植民地化された後、ブルジョワ階級は権力と富を誇示するために、豪奢な狩猟旅行をおこなった。そこでの狩猟は、西洋社会でおこなわれていた狩猟とは異なり、近代的な銃による破壊的な方法でどれだけ多くの獲物を仕留めることができるか、その量を競うものであった（写真 0-6）。西洋人が植民地においておこなう狩猟は、大勢の現地の人々を引き連れ、「邪悪で凶暴な」野生動物を狩猟し、エキゾチックなトロフィーを得ることによって、異国の領土の征服と支配による帝国主義を象徴し、他人種の支配を正当化することの一役を担っていたとされる（Cartmill 1993=1995: 212; Boahen 1985=1988:34）。そのため、西洋人ハンターが記した旅行記には、「猛獣に立ち向かう勇敢な白人と、逃げ惑う臆病な黒人」という明確な対比をおこなった挿絵がしばしば登場した（写真 0-7）。

しかし、生涯で 1000 から 1200 頭ものゾウを獲ったと自称するハンターがいたように（Mackenzie 1987: 176）、このような過剰な狩猟を主因として、ヨーロッパからの入植者は、20 世紀初頭までにアフリカ大陸で多くの野生動物を激減あるいは絶滅させた。たとえば、シマウマの近縁種のクアッガ（*Equus quagga quagga*）や、青い毛皮を持ったブローボック（*Hippotragus leucopheaus*）、ケープライオン（*Panthera leo melanochaitus*）は姿を消し、アフリカゾウ（*Loxodonta africana*）は激減した（Lindsey 2008）。当初、野生動物が激減したことについて、ハンターらは、野生動物は人為の及ばない僻遠の地へ退却したと考えていた（Kirby 1896: 9）。ところが、やがて奥地でも満足に目当てとする野生動物を狩猟することができなくなると、初めて事態の深刻さに気がついた。このため、1900 年にロンドンで開かれたアフリカにおける野生動物、鳥類、魚類の保全に関する国際会議（Convention for the

写真 0-6　西洋人によって狩猟された野生動物の大量のトロフィー

出所：（Hutchinson 1905）

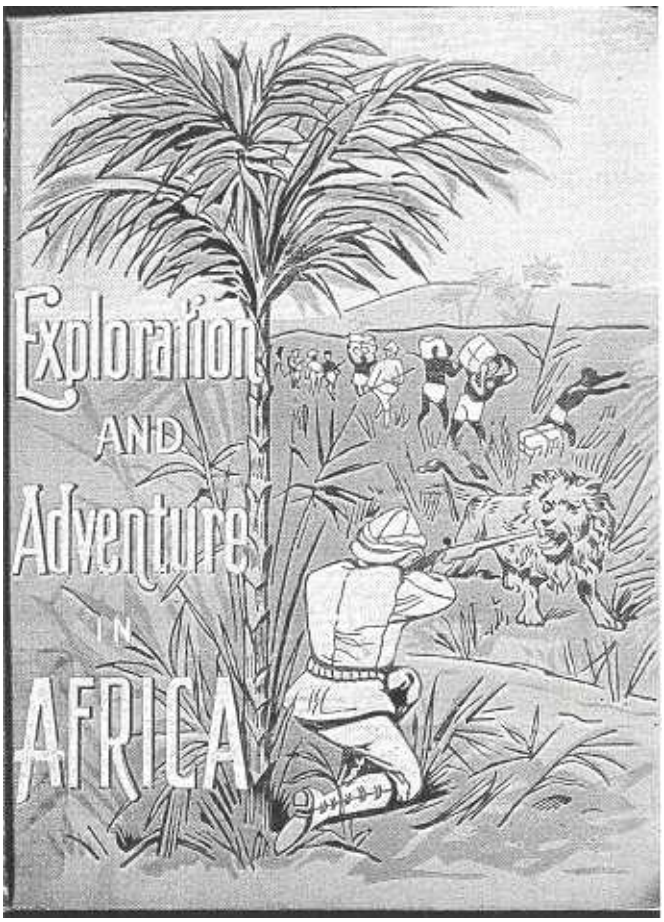

写真 0-7

ライオンを狙う西洋人ハンターと逃げる現地の人々

出所：（Altemus 1896）

preservation of wildlife animals, birds, and fish in Africa）で、アフリカのサハラ以南に植民地を持つ西欧諸国[13]が集まり、初めて野生動物の保護に関する協定と保護区（game reserve）の設定が決められた（United Kingdom of Great Britain and Ireland 1900）。その結果、たとえば、1925 年にアフリカ初の国立公園としてヴィルンガ国立公園が、ザイール（現在のコンゴ民主共和国）に設定された（西崎 2009: 25）。

同時に、ハンターらは、それまでのどれだけ多くの獲物を仕留められるかという歯止めのない暴力を賞賛する倫理に代わって、獲物の美的・質的な基準を考慮した眼識と抑制を強調した倫理を打ち立て（Ritvo 1987=2001: 390）、「大量殺戮」「残虐」という批判を避けるために、自分たちのおこなっている狩猟を、スポーツ精神・博愛をアピールしたスポーツハンティングとして確立させようとした。たとえば、南ローデシア（現在のジンバブエ）の草原地帯は、植民地の若者がスポーツ精神を養うことができる野生でエキゾチックな土地としてみなされた（Wolmer 2005）。そして、無益で思慮に欠ける狩猟をおこなうハンターは「似非『遊猟家』」であり、「真の『遊猟家』」ではないとハンターの間で線引きをおこなうようになった[14]（Ritvo 1987=2001: 391, 392）。

このような線引きは、もともとその土地に住んでいたアフリカ人との間にもなされた。地域によっては、行政官によって、飢饉の時や自給のために習慣的に依存している場合は、地域住民に狩猟を部分的に許可する事例もみられたが（Neumann 1998: 100）、植民地政府によって猟獣保護区や狩猟規則が設定されたことにより、激減した動物資源にアクセスできるのは、ヨーロッパ人に限定された（Mackenzie 1987）。これは前節に既述したように、中世の西洋社会において、貴族や王侯などの特権階級が自分たちの御猟地を柵で囲み、周囲の住民には狩猟を禁じたことと同様である。

アフリカにおけるスポーツハンティングは、19 世紀後半から法的に規制されるようになったが（Ritvo 1987=2001）、Bryden（1905）によれば、ハンターたちは、その規則の制定を煙たがり、豊富な野生動物を好きなだけ狩ることができたパラダイスを懐かしんだ。そして、自分たちがおこなったそれまでの過剰な狩猟を棚上げし、野生動物を減少させたのはアフリカ人だと主張し、地域住民の無計画で野蛮な狩猟と、自分たちの質を求める思慮深いスポーツハンティングとの差異を訴えるようになった。つまり、下記の当時の書籍や新聞に記されているように、入植者らは、「スポーツ精神と規則に則った高貴で自制的なスポーツハンティング」と、「野蛮で無計画な地域住民による狩猟」という差別化を図った。

---

[13] 現在のイギリス、ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、ポルトガル、コンゴ独立国（ベルギー国王の私領地）

[14] アメリカにおいても同様に、野外におけるエチケットの有無によって、ハンターは、密猟者や市場目当ての狩猟者との線引きをおこなおうとした（Mighetto 1991=1995）。

「言うまでもなく、南部アフリカはハンターのパラダイスだった。（中略）法令は多すぎてすべてを把握するのは困難である。（中略）（猟獣の激減について）しかし、まったく疑いなく今日狩猟しているイギリス人ハンターがこの点において犯人ではない。ふつうのイギリス人ハンターは注意深く倹約的なマナーを持ち、少しのよいトロフィーと短いキャンプでの生活のための肉を望んでいる。アフリカの猟獣を絶滅に追いやっているのは、アフリカ人自身である。彼らは安い銃を持ち、日々、そしていつでも殺し、尽きない忍耐とともに茂みを這いまわり、確実に仕留めるまで追い込む」[15]（Bryden 1905: 6, 15, 17）。

「疑うことなく第一歩として、『銃をもった黒んぼ（nigger with a gun）』を抑圧しなければならない。現地民は、メスはオスよりも多くの脂肪を蓄えているため、メスを撃ちたがる。また、そのメスが妊娠していた場合、2 倍満足する」[16]（*The Times*, May 7, 1900）

加えて、西欧人がアフリカに野生動物保護区を設定したのは、スポーツハンティングのための猟獣の確保だけではなく、雄大な「手つかずの自然」の保護のためでもあった。そもそも、西欧社会では、「原生自然＝Wilderness」は「文明が絶えず戦いを挑んできた危険で不快な環境」（Nash 1982=1995）という否定的なイメージでとらえられていた。そして、啓蒙の時代であった 18 世紀は、人間の自然に対する支配は称揚され、世紀末に始まった産業革命の後押しを受け、その支配の程度を強めていった（鬼頭 1996: 41）。ところが、アメリカ大陸の開拓において、リョコウバトやアメリカバイソンなどが大量に殺され、多くの野生動物が絶滅してしまった。この状況に対して、18 世紀後半に自然を神秘的にとらえるロマン主義の思潮が出現し、それはアメリカ東部の都市化した地域で生活していた人びとに支持された（鬼頭 1996: 44）。この人間による自然支配の反動により、「原生自然＝Wilderness」は一転して、美意識をもって「理想的な自然」と見なされるようになった(Crandell 1993)。そして、国立公園の世界的な先駆けとして、移住民らによってアメリカ西部に 1872 年にイエローストーン（Yellow Stone）国立公園が、1890 年にヨセミテ（Yosemite）国立公園がつくられた。そして、同時期にアフリカへの入植を始めていた西欧人も刺激を受け、アフリカ大陸においても、勢力下においた地域の景観やめずらしい動植物を保護しようという動きが起こった（Christopher 1988=1995: 223-225）。つまり、西欧人の眼に「神秘大陸」として映っていたアフリカ大陸でも、ロマン主義からの審美的な精神によって、雄大な「手つかずの自然」を残さなければならないとされたのである。

---

[15] 筆者による和訳。括弧内は筆者による注釈。
[16] 同上

このようにして、住民を排除し、保護区を設定する要塞型コンサベーションは、「原生自然保護（Protectionism）」（鬼頭 1996）あるいは「イエローストーンモデル」(Stevens 1997; Adams and Hutton 2007)と呼ばれ、そのようなアフリカにおける初期の自然保護政策は、「手つかずの自然」の保存とともに、「スポーツハンティングのための猟獣」を確保することを主たる動機として開始された。

2-2-2　コミュニティ・コンサベーションの理想とされたサファリ

一定の土地を保護区として設定し、自然保護政策を進めるアプローチは、戦後、特にアフリカにおいて急速に拡大した（Neumann 2002）。2005 年には、地球の陸上面積の 12%を保護区が占め（Chape et al. 2005）、20 世紀の始まり以来、保護区は自然保護政策の要とされている（Adams 2004）。しかし、要塞型コンサベーションは、保護区の設定のために、もともとその地域に住んでいた人々を強制的に移住させ、彼らがおこなう狩猟などに対して、逮捕と罰金による厳しい制裁を加えることで、実効性を求めてきた（Mackenzie 1988; Adams and Hulme 2001）。このような強権的な方法によって生業形態を変容させられ、飢餓によって家族や社会の崩壊にまで追い込まれた集落も存在した（Turnbull 1973=1974）。

そのため、1980 年代に入って、①高いコストをかけた保護区の設定と維持にも関わらず、商業的な密猟により野生動物の生息数が激減したこと、②70 年代以降の発展途上国への開発援助において、トップダウン的手法が疑問視され、住民参加型のアプローチへと転換したこと、そして、③先住民権利運動と相まって、狩猟規制や強制移住などの住民の生活を無視し、彼らの権利を侵害する植民地主義的手法に対する批判が高まったことの 3 点が、要塞型コンサベーションにおける問題点として浮上した（Western and Wright 1994; 岩井 2004）。これらの批判を受けて台頭したのが、「地域住民が関与する保全アプローチ」、いわゆるコミュニティ・コンサベーションであった（西崎 2009）。これは、密猟を防止するための監視強化よりも、野生動物を保全することで生み出される利益（観光収入や雇用機会など）を住民に分配・還元することによって保全へのインセンティブを与え、それまで密猟など保全活動の敵と位置づけてきた住民を、自然保護政策や資源管理に積極的に参加させ、保全の主体的な担い手とすることを目指すものであった（Adams and Hulme 2001; Chardonnet et al. 2002; 岩井 2004）。コミュニティ・コンサベーションは、「万能解決策（privileged solution）」（Adams and Hulme 2001）として、アフリカ各地の保護区で広く受け入れられ、世界の自然保護戦略において、支配的なアプローチとなったとされる（Hulme and Murphree 1999; Adams and Hulme 2001）。コミュニティ・コンサベーションの台頭によって、植民地主義的手法から脱却し、さらに保全政策の意思決定におけるトップダウ

ンから住民参加を謳ったボトムアップへ転換するという 2 つの変化が期待され、住民に対する高圧的な対応は批判されるとともに、その克服が目指されている。

コミュニティ・コンサベーションへのモデルシフトと時を同じくして、1980 年代後半から保護地域を保護するための経済的手段を導入しようとする考え方と、自然志向の旅行者ニーズの増加に対応しようとする観光産業分野の要求が結びついた。その結果、保護地域や地域経済への貢献、観光資源の持続可能な利用の観点から、広義に「環境に優しい観光」と定義される「エコ・ツーリズム（eco-tourism）」が隆盛した（菊地 1999）。そこで、コミュニティ・コンサベーションを経済的に支える野生動物の利用方法として理想されたのは、スポーツハンティングではなく、サファリであった（Novelli et al. 2006; Adams and Hutton 2007）（写真 0-8）。つまり、先述したように、80 年代にはすでに狩猟に対する倫理的批判が巻き起こっていたことと関連して、「殺さないこと」と「守ること」は理念的に合致しやすかったのである。たとえば、サファリが、アフリカにおける野生動物を利用した一般的な観光活動と認識されるようになった象徴として、そもそも植民地時代、サファリという単語は、スポーツハンティングのための「狩猟旅行」を意味していたが、今日では、「野生動物探訪・観察・撮影旅行」として使われるようになった（Chardonnet et al. 2002）。このサファリによって、コミュニティ・コンサベーションを進めている国として、ケニアが挙げられる。ケニアでは、1977 年にスポーツハンティングを禁止とし、サファリによる観光活動を軸とした。1988 年にはサファリを中心とした自然環境を資源とした観光活動は、約 1 兆 US ドル（約 100 兆円）もの価値を持っていると推算された（Okello et al. 2008）。2004 年には、約 120 万人の観光客によって、4 億 9500 万 US ドル（約 409 億 5000 万円）の消費が生み出された（Fletcher and Morakabati 2008）。つまり、コミュニティ・コンサベーションにおいて、住民に保全へのインセンティブを与えるための観光として注目されたのは、野生動物を殺すスポーツハンティングではなく、殺さないサファリであった。

ここまでをまとめると、スポーツハンティングとは、特に西洋社会を起源として、特権階級が権力を誇示し、精神的欲求を満たすことを目的として萌芽した。しかし、60 年代以降、娯楽のために野生動物を殺すというスポーツハンティングに対する倫理的批判が巻き起こった。一方、アフリカでは、スポーツハンティングは、帝国主義の象徴として植民地支配とともに西洋社会から導入されたのち、アフリカにおける初期の野生動物政策である要塞型コンサベーションの主たる動機の 1 つとされた。しかし、80 年代後半には、植民地主義的な政策に対する批判を 1 つの端緒として、コミュニティ・コンサベーションへのモデルシフトがおこり、それを支える理想的な野生動物の利用方法とされたのは、サファリであった。

写真 0-8　サファリをおこなう観光客と寝そべるライオン

出所：マサイ・マラ国立保護区（ケニア）にて筆者撮影

このようなサファリの台頭、あるいは動物愛護側からの狩猟に対する倫理的な「攻撃」（Mackey and Campbell 2004）に対して、ハンター側は、狩猟における一種の哲学を盾に反論している。たとえば、ハンターのなかには、いわゆる自然愛好家（ナチュラリスト）として動物や自然を愛し、「狩猟とは土地との約束を守ることであり、それによって自分が自然界から切り離されるのを防ぐ」ことを根拠とし、一部の自然保護論者と同様に人間と動物の境界を消したいがために、狩猟をおこなうと語るハンターもいる（Cartmill 1993=1995: 361）。Radder（2005）は、南アフリカ共和国のある地域でスポーツハンティングをおこなった経験を持つハンター2700 人を対象に、「なぜ、スポーツハンティングをおこなうのか」という質問をした。600 人から有効回答を得た結果、「自然の中にいたいから」という精神的な動機が最多であった。スペインの哲学者オルテガも、「人間は自然からの脱走者である（中略）人間なる存在は狩猟というスポーツで、一時的に人為的に自然に『かえることにより』一息入れようとする」（Ortega 1972=2001: 155, 156）と説明する。つまり、ハンターらは、乖離してしまった自然と再接続するために、スポーツハンティングをおこなうと説明する。また、オルテガは、狩猟あるいは死に対する「倫理」を根拠に、銃をカメラに持ち替え、野生動物を殺さずに観察し、写真におさめるサファリをおこなうことは「子供だまし」であると非難する（Ortega 1972=2001: 125）。つまり、スポーツハンティングは、生業のための実利的な狩猟と異なり、動物の死ではなく、そこまでの過程が重視され、ハンターが猟に終止符を打つために、動物を殺してしまうことによって生まれる狩猟の道徳的な問題や倫理は、非常に難解であるという。そのため、「写真による狩猟などという、（狩猟の倫理性における）進歩にはあらざる脱線であり、心的に最悪の流儀の上品振りであるようなもの」[17]（Ortega 1972=2001: 128）と反論する。同様に、狩猟団体である全日本狩猟倶楽部は、明治以降、一般に浸透したレクリエーションとしての狩猟について、「狩猟は人間性の根源に根ざした第一級の健全かつ素朴のスポーツである」（全日本狩猟倶楽部 1974: 22）、「人が狩猟しようとする気力は、人間の活力であり、これを全面的に否定するようなことがあれば、明日の社会の発展は歪曲化されるにちがいない」（全日本狩猟倶楽部 1974: 18）と述べている。その他にも、ハンターらは、社交的理由や男性性の主張、数の少なくなった肉食獣の代役としての個体数調整という役割、余すことなく獲物からの産物を完全利用する美点などを、スポーツハンティングにおける動機や利点として挙げる（Cartmill 1993=1995: 357-360）。

しかし、このような反論は、世界各地で現在もスポーツハンティングがおこなわれている根拠として、あまりにも不十分である。それでは、現代のスポーツハンティングの存在を支えているものとはなにか。それは、「持続可能性」であると考えられる。

[17] 括弧内は筆者による注釈

2-3 「持続可能性」によるスポーツハンティングの再評価と、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルの伝播

「持続可能な開発」あるいは「持続可能な発展」（Sustainable Development）という概念は、1980年に IUCN（国際自然保護連合：The International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources）と UNEP（国連環境計画：United Nations Environment Programme）などがとりまとめた行動指針「地球保全戦略」に初出した。ブルントラント委員会という通称で有名な「環境と開発に関する世界委員会」が 1987 年に発行した 最終報告書『Our Common Future』では、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と説明され、広い支持を得た。その後、「持続可能な開発」という概念は、1992 年のリオ・デ・ジャネイロでの「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ 21」において具体化が図られ、その 10 年後の 2002 年にヨハネスブルグで開かれた地球サミットは、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」と銘打たれた。

「持続可能な開発」とは、対立構図として描かれがちな環境と開発は相反するものではなく、開発は環境や資源を基盤とする不可分の関係にあり、持続的な発展のためには環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すものである。そして、開発経済や教育、農業、都市計画などの様々な分野において、すでに「持続可能な」という接頭語として定着しているように、「持続可能性」や「持続可能な発展」という言説・概念は、もはや環境保全の基本的理念として、世界的に認識されているといってよい。

そして、近年、スポーツハンティングにおける議論にも、「持続可能性」という概念が導入されている。それはつまり、現代のスポーツハンティングは、それが生み出す経済的利益、サファリと比較した実践的利点、そして生態的な持続可能性という 3 点によって、コミュニティ・コンサベーションを支える「持続可能性」[18]を備えたツールとして、一部の政府や保全論者に再評価されているのである。これ以降、スポーツハンティングにおける「持続可能性」の論拠とされる、その 3 点について詳究する。

第一に、スポーツハンティングが生み出す経済的利益について、スポーツハンティングは、一般的に次のような方法によって観光活動としておこなわれている[19]。hunting operator と呼ばれる狩猟旅行を取り扱う観光事業者（以下、観光事業者）が、game reserve や wildlife management area、game ranch などのスポーツハンティングをおこなうことができる土地を、国や個人から買収あるいは賃貸し、インターネットや狩猟雑誌に載せた広告でハンターを集客する。そして、観光事業者は、ハンターを宿泊施設（以下、キャンプ）に滞在させ、ガイドやポーターなどとして雇用した地域住民をハンティングに同

[18] これ以降、括弧をともなう持続可能性とは、生態的要素だけでなく、経済的・制度的要素を包摂した概念として表記する。
[19] スポーツハンティングについての詳しい記述は、第 1 章を参照。

行させるなど、ハンターの狩猟旅行の全体をコーディネイトする。スポーツハンティングがおこなわれている地域に住む人々は、キャンプで雇用されることによって、あるいは国によっては、政府から利益の分配を受けることによって、野生動物による観光活動による経済的便益の一部を享受する。また、スポーツハンティングがおこなわれる国の政府は、ハンターから支払われる狩猟ライセンス料や動物一頭ごとにかかる狩猟税、そして観光事業者から支払われる借地料などを収益として得る。

Lindsey ら（2007）は、1999 年から 2005 年までの間の文献あるいは公表されていない報告書から、アフリカにおけるスポーツハンティングの経済的利益についての試算をおこなった。その結果、サハラ以南のアフリカ諸国で、1 万 8500 人のハンターによって 1 年間で少なくとも 2 億 100 万 US ドル（約 201 億円）の利益が生み出されていたという。また、その試算は、スポーツハンティングによる収益は、ボツワナにおいては GDP の 0.13%を、ナミビアでは 0.08%を占めていたことを示した。そのほかにも、アフリカ最大のスポーツハンティング産業国である南アフリカ共和国では、スポーツハンティングによって年間 1 億ドル（約 100 億円）もの収益[20]をあげ（PHASA ウェブサイト）、90 年代後半のジンバブエでは、その収益は GDP の約 8%を占めていた（Barnett and Patterson 2005）との報告がなされている。これは、ヨーロッパでもっとも大きなスポーツハンティング産業を持つ国の 1 つであるハンガリーでは、わずか GDP の 0.0005%を占めるにとどまっている（Hofer 2002）ことと比較しても、アフリカにおけるスポーツハンティングの経済的意義の大きさがわかる。

第二に、アフリカにおけるスポーツハンティングは、サファリにはない利点を備えているとされる。まず、スポーツハンティングがもつサファリを上回る経済性についてである。ハンター1 人あたりが観光のために出費する金額は、同じ期間滞在するサファリをおこなう観光客のそれの 2 倍から 3 倍にもなるという（Baker 1997: 308）。また、タンザニアの野生動物関係省庁の長官は、地元経済にとって、1 人のハンターは 100 人分のサファリをおこなう観光客に相当する経済性をもつと語った（*Economist*, July 17, 1993）。さらにサファリと比較して、より多くの金銭が海外に流出することなく、そのスポーツハンティングがおこなわれた国にとどまることも利点として挙げられている（Baker 1997: 308）。

つぎに、サファリと比較して、スポーツハンティングは、社会的インフラがあまり整備されていない景観の悪い土地でもおこなうことができるとされる（Barnett and Patterson 2005）。サファリをおこなうためには、多くの観光客を受け入れるために整備されたインフラや美しい景観などが必要であるが、ハンターは、狩猟におけるスリルとトロフィーの取得を目的としているため、目玉となるような野生動物がいれば、景観の悪い土地や質素な宿泊施設であっても訪れる（Barnett and Patterson 2005）。また、スポーツハンティングは、世界情勢の影響を受けにくいという点もある（Roulet 2004a）。たとえ

[20] 観光事業者とトロフィーを加工する剝製師に支払われた料金の総額

ば、アメリカ同時多発テロ事件が起こった 2001 年に、中央アフリカ共和国では、さらに内戦も起こっていたにもかかわらず、旅行会社は機能し、例年よりは少ないながらもヨーロッパや南北アメリカからハンターが訪れた[21]（Roulet 2004a: 623）。つまり、貧弱なインフラと政情不安を抱えるいくつかのアフリカ諸国にとって、スポーツハンティングは、安定した実現可能な観光事業とされている。そのため、スポーツハンティングは、サファリによる観光活動が実行できないような土地における野生動物の保全に貢献できることも指摘されている（Leader-Williams and Hutton 2005; Lindsey et al. 2006b）。

第三に、スポーツハンティングの生態的な持続可能性について、非消費的に野生動物を利用するサファリとは異なり、スポーツハンティングは野生動物を狩猟し、消費的に利用する。そのため、スポーツハンティングは、必ずしも生態的に持続可能な活動ではない（Baker 1997）。しかし、スポーツハンティングには、生態的な持続可能性や観光活動としての永続性を保障するために、狩猟規則および捕獲枠が設定されている。狩猟規則とは、たとえば、メスを対象とした狩猟や、車上からの発砲、夜間の狩猟などを禁止事項とするものである。また、捕獲枠とは、猟期中に狩猟することができる、それぞれの動物種についての狩猟頭数制限である。スポーツハンティングにおけるこれらの規則は、狩猟対象とする動物の性別や年齢が個体数に大きな影響を与えることを前提に（Coltman et al. 2003; Loveridge et al. 2007）、生態学的な持続可能性を保障することに立脚して定められている。

しかし、狩猟規則や捕獲枠に対する違反は存在する。たとえば、狙っていた野生動物を逃すまいと車上から発砲したり、夜間に照明や暗視装置を使って狩猟をおこなうハンターが存在するという（Roulet 2004a, 私信）。また、Spong ら（2000）は、1995 年から 1998 年にかけて、タンザニアにおいてハンティングされたヒョウ（*Panthera pardus*）から 77 頭のサンプルを取り出し、それらの性別を調べた。その結果、そのうち 28.6%が違法に狩猟されたメスであった。加えて、違反などではなく、そもそも捕獲枠の設定に数値的な間違いがあると指摘されている例もある。Caro ら（1998）は、タンザニアにおけるスポーツハンティングがもたらす狩猟圧を試算した。その結果、エランド（*Taurotragus oryx*）や小型のアンテロープ類に対する狩猟圧は、現在の捕獲枠の範囲であっても、生態的に持続的ではなく、捕獲枠の再設定が必要であるとされた。

ところが、一部の国際機関、政府、保全論者は、狩猟規則や捕獲枠に対する違反はあるものの、適正に管理されれば、スポーツハンティングは、生態的および経済的観点から「持続可能な」野生動物の利用方法であるとしている。たとえば、2004 年に、タイのバンコクでおこなわれた第 3 回世界自然保護会議において、IUCN は、「適正に管理されたレクリエーションのための狩猟は、『持続可能な』野生動

[21] アフリカを訪れる観光客のすべてがハンターではないが、2001 年のテロ事件によって、その年の世界全体の観光客数は 0.5%減少したのにもかかわらず、アフリカでは、それまでの傾向を維持し、2.6%増加した（WTO 2003）。

物の消費的方法の役割を担う」という条文を採択した（IUCN 2005: 107）。Bond ら（2004）は、適正に管理されるならば、スポーツハンティングの狩猟圧は低く、持続的であるとした。また、Lindsey らは、（2007: 461）は、「トロフィーハンティングは『持続的』である。（中略）高いトロフィーの質と来期のその土地での市場性を保障するために、適正な数の狩猟が求められることから、適正に監視されたトロフィーハンティングは、内在的に自己制御される」と述べた。加えて、Lewis と Alpert（1997）は、多くの収益をあげつつ、生態系へのインパクトを少ないものにすれば、スポーツハンティングは社会と環境の規範にしたがい、銀色の弾丸は、野生動物の減少を阻む「緑の弾丸」となりうると主張する[22]。

つまり、スポーツハンティングにおいて言われる「持続可能性」とは、図 0-2 に示すような概念図として説明できる。まずハンターは、狩猟規則および捕獲枠を遵守し、生態的に持続可能な範囲で、野生動物を消費的に利用する。コミュニティ・コンサベーションのモデルに準じて、そこから生み出された経済的利益は、政府に税金という形で保護活動資金を与えるとともに、地域住民にもその一部が分配される。同時に、スポーツハンティングがおこなわれることによって、観光事業者から地域住民に対して、雇用機会の創出や公共設備の提供がなされる。このような利益分配および雇用・インフラの提供は、地域社会の発展や貧困削減に寄与し、住民に対して保全活動へのインセンティブを与える。野生動物は、再生産可能な資源であるため、枯渇させなければ、生態的、経済的、および制度的にも持続可能性が達成されるというモデルである。

スポーツハンティングが現代まで「存続」してきた背景は、世界的な狩猟団体 SCI の会長の次のような言葉に概括することができる。「我々は、動物権利の過激論者との重要な争いに勝利しつつあり、効果的な野生動物の管理計画において、スポーツハンティングは重要な役割を持っていることを、ハンターではない人々に知らしめている」[23]。つまり、80 年代における要塞型コンサベーションへの批判と、コミュニティ・コンサベーションおよびそれを支えるサファリの理念的台頭、そして 70 年代からのスポーツハンティングに対する倫理的批判によって、スポーツハンティングの評価は失墜した。しかし、現代においてスポーツハンティングは、倫理的・理念的論争を越えて、経済的利益と実践的利点、そして生態的な持続可能性を柱として、「持続可能性」を備えたコミュニティ・コンサベーションを支える有効なツールとして、一部の政府や保全論者に再評価されているのである（c.f. Baker 1997; Roulet 2004a; Lindsey et al. 2007）。

---

[22] そのほかにも、スポーツハンティングは、サファリと比較して、より少ない人数でより多くの収益が得られるため、生息地の攪乱や化石燃料の使用などの観光活動による環境に対する負荷も小さいとされる（Lindsey et al. 2006a: 881）。

[23] SCI の会員に対して送られるレターより抜粋および筆者による和訳。

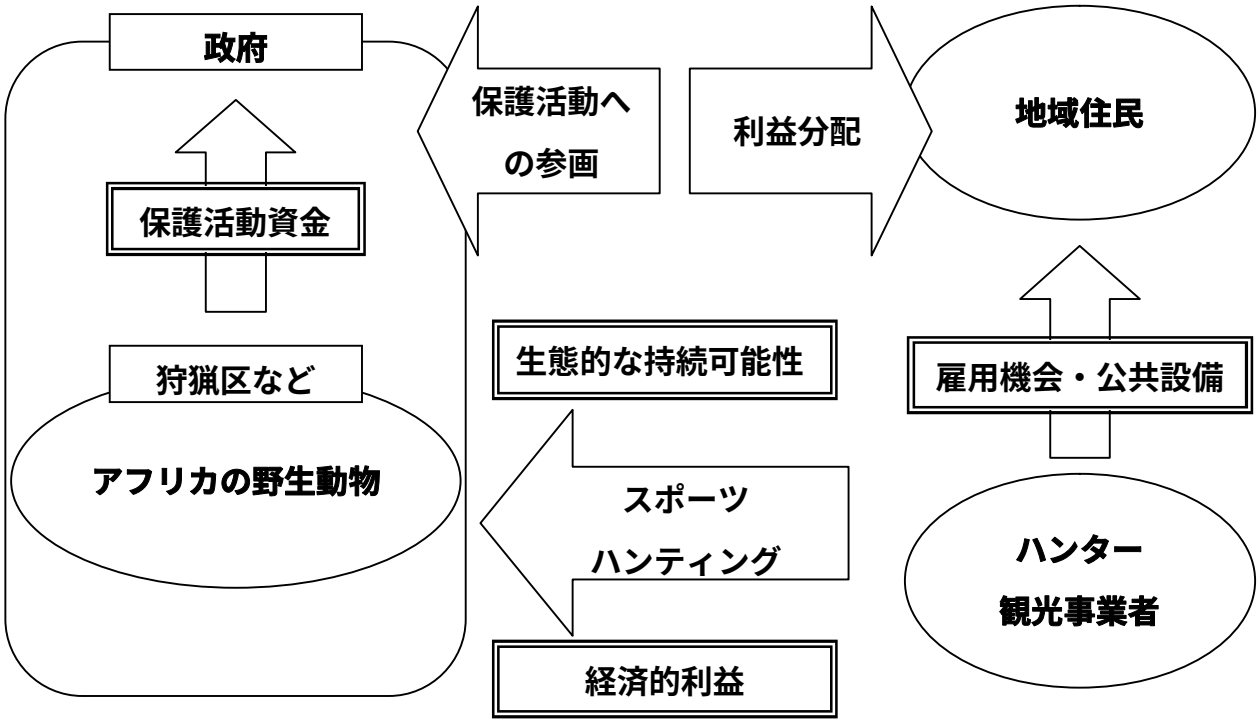

図 0-2　スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルの概念図

出所：筆者作成

さらに、近年、スポーツハンティングを経済的な基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルは、東・南アフリカ諸国から中央、そして西へと伝播している（Wilkie and Carpenter 1999; Roulet 2004a; Lindsey et al. 2007）。その震源は、コミュニティ・コンサベーションの成功例とされているジンバブエにおける CAMPFIRE や、ザンビアにおける ADMADE（Administrative Management Design for Game Management Areas）とよばれるプロジェクトである。冒頭に既述したように、CAMPFIRE において、野生動物の利用・管理に関する一定の権限は、地域住民に認められており、住民は、政府とともに地方行政区委員会を組織し、観光事業者から土地利用料を徴収したり、捕獲枠を販売することによって収益をあげる。このような収益は、直接世帯に分配される方法と、コミュニティにインフラを整備する方法によって還元される(Bond 2001)。また、ザンビアにおける ADMADE においても、ハンターによって支払われた狩猟ライセンス料の半額と狩猟税の全額の総額の 3／4 が、それぞれの地域での野生動物保護と地域発展に投資されている（Lewis and Alpert 1997）。このような成功例を雛形として、図 0-2 に示したようなコミュニティ・コンサベーションモデルが、近年、西・中央アフリカ諸国でも、導入、実践されようとしている。たとえば、中央アフリカ共和国では 2000 年から PDZCV（Programme de Développement des Zones de Chasse Villagesoise：村落狩猟区における発展計画）という住民生活の向上を目的とした狩猟区が設定され（Roulet 2004b）、ブルキナファソとコートジボアールでは GEPRENAF（Gestion Participative des Ressources Naturelles et de la Faune：自然資源と野生動物の参加型管理）という住民が資源管理に参画する管理プロジェクトが進められている。

そして、本論の調査地としたカメルーン共和国（以下、カメルーン）北部州のベヌエ（Bénoué）国立公園地域も、その一地域である。西・中央アフリカ諸国におけるスポーツハンティングは、南アフリカ共和国やナミビア、タンザニアなどの東・南アフリカ諸国と比較して、小規模である（Chardonnet et al. 2002; Lindsey et al. 2007）。しかし、西・中央アフリカ諸国のなかでもカメルーンは、唯一、年間 200 人以上のハンターを集客する国であり、同諸国のなかでスポーツハンティングによって、もっとも多くの収益を生み出している（Lindsey et al. 2007）。カメルーン国内では、森林地帯の東部州とサバンナの北部州の 2 カ所でスポーツハンティングがおこなわれているが、2001 年、ベヌエ国立公園を中心とする北部州は、東部州の 3 倍の収益をあげたように[24]、カメルーンにおけるスポーツハンティングの中心地域は北部州である[25]。北部州のベヌエ国立公園は、1932 年に国内最古の猟獣保護区として設定され、1968 年に国立公園へと格上げされたと同時に、周辺にスポーツハンティングをおこなうための狩猟区が整備された。狩猟区は、政府から観光事業者に賃貸され、ベヌエ国立公園地域におけるスポーツ

[24]（Roulet 2004b）および政府関係資料より算出した。この場合、スポーツハンティングからの収益とは、狩猟税と狩猟区の借地料を指す。
[25] 次章図 1-2 参照

ハンティングは活発化した。80 年代後半に、東・南アフリカ諸国でコミュニティ・コンサベーションモデルが台頭すると、そのモデルはカメルーンにも波及した。カメルーンでは、それまで地域住民への利益分配に関する規定は成文化されていなかったが、1994 年に狩猟区の借地料の一部を地域住民に分配する法律が制定された。また、2002 年からカメルーン北部の一部の地域において、共同体管理狩猟区（Zones d'Intérêt Cynégétique à Gestion Communautaire: ZICGC）とよばれる狩猟区が設定された[26]。これは、住民による一定の自然利用と利益享受および住民の政策への参画を保障した狩猟区である。ベヌエ国立公園地域は、近年、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションの実践への過渡期にあるといえる。

3　本論の視座および目的

生業目的の枠を越え、レクリエーションや娯楽に特化したスポーツハンティングは、特に西洋社会において、社会的優越性を示す道具として、特権階級に独占されてきた。ヨーロッパ列強による植民地支配により、そのような狩猟はアフリカ大陸にも導入されたが、狩猟対象となる野生動物は、西洋の近代的な銃により激減してしまった。アフリカにおける初期の自然保護政策は、スポーツハンティングのための猟獣を確保することを目的の一つとして開始された。しかし、それは、要塞型コンサベーションとよばれるように、自然環境や野生動物を保護区で囲い込み、野生動物保護区の周辺に住む人々の資源に対する慣習的な権利、ひいては人権を無視した植民地主義的な政策であった。そのため、1980 年代後半に強権的な政策は批判されるようになり、それに代わって、地域住民を保護活動に参画させ、自然保護と住民生活の両立を目指すというコミュニティ・コンサベーションが台頭した。コミュニティ・コンサベーションにおける重要な要素とされたのは、野生動物を保全することで生み出される観光収入や雇用機会などを住民に分配・還元すること、および地域住民が自然資源や土地の管理・利用に対して、主体的に参加することであった。現代のスポーツハンティングは、根強い倫理的な批判を受けつつも、コミュニティ・コンサベーションを経済的に支える重要なツールとして一部の政府や保全論者に再評価されている。その根拠とは、スポーツハンティングがもつ経済的および生態的な持続可能性であった。そして、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルは、近年、東・南アフリカ諸国から、調査地であるカメルーンを含めた、西・中央アフリカ諸国へと伝播していた。

ベヌエ国立公園地域を調査地としたスポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーシ

[26] 第 3 章 5-1 参照

ョンに関する先行研究は、スポーツハンティングの規模に比例し、東・南アフリカ諸国を事例としたものに比べ、極端に少ないが、まず Weladji と Tchamba（2003）は、ベヌエ国立公園周辺の 3 つの村落で、野生動物による農作物被害について、アンケート票をもとにした統計的な分析をおこない、被害補償のために、地域住民への経済的便益の分配の拡充の必要性を指摘している。また Mayaka（2002; et al. 2005）は、ベヌエ国立公園地域における野生動物保護政策の問題点とスポーツハンティングによる経済的効用を観光収益の分配や雇用機会の付与などから試算、分析した。しかし、これらの研究は、スポーツハンティングがおこなわれている、その他のアフリカ諸国における多くの先行研究と同様に、経済的視点に終始し、スポーツハンティングがもたらす住民への影響を肯定的にのみ評価している（e.g. Baker 1997; Lindsey et al. 2007）。

80 年代後半に、要塞型コンサベーションからコミュニティ・コンサベーションへモデルシフトがおこったが、それによって保護区と地域住民の間の軋轢は解消されたわけでない。つまり、生態的に持続可能な野生動物の利用が履行され、保護区周辺の住民が経済的便益の分配を受けるようなモデルが確立された現在でも、地域住民が自然保護政策から受ける強制移住や生業制限などの社会的な悪影響は存在する。たとえば、エチオピア南部のネチザル国立公園では、2004 年に「長期的な生態学的、そして経済的な持続可能性の保障と、公園内の自然資源の管理と維持」のために、500 人の人々が政府と外部団体によって公園外へ移住させられた（Pearce 2005）。このような現状に対して、Adams と Hutton（2007）は、「持続可能性」をキーワードとした生態学・経済学からの保護区に対するアプローチには、社会的・政治的コンテクストが欠如していることを指摘する。そして、自然保護政策による地域住民に対する社会的影響は、人権運動者を含め、ポリティカル・エコロジーの分野において、学術的にますます注目を集めている（e.g. Peluso 1993; Chapin 2004)。

これらの指摘を鑑みると、現在も自然保護の名の下で、住民に対する管理と権力の行使がなされている地域がみられるアフリカにおいて、調査地とするベヌエ国立公園地域を含めて、スポーツハンティングが地域社会に与える社会的影響は、十分に明らかにされていない。それでは、近年、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルは、導入されようとしている地域の人々の目にはどのように映っているのであろうか。また、一部の政府や保全論者に生態的・経済的な観点から「持続可能性」があると再評価されたスポーツハンティングは、モデル実現の過渡期に直面する地域の住民の視点からは、どのように評価できるのであろうか。

以上のような問題意識と視座にもとづいて、本論は、ベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティ

ングおよび野生動物保護政策が、スポーツハンティングがおこなわれる狩猟区内に居住する A 村[27]の人々に与える影響を中心に分析し、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションおよび、スポーツハンティングにおける「持続可能性」という言説に対して、住民の視点から再検討を試みることを目的とする。

本論は以下のように構成されている。

まず、第 1 章では、カメルーンにおける保護区の種類とスポーツハンティングの現状を把握したのち、ベヌエ国立公園地域に焦点を当て、スポーツハンティングの歴史的変遷と現状を詳究する。特に、現代のスポーツハンティングの存在意義の 1 つとされている経済的利益を、国立公園内でのサファリとの比較とともに、ハンターの来訪数や税収などの指標から分析する。

第 2 章では、第 3 章でおこなう、スポーツハンティングと地域住民の実質的な関係の分析のための布石として、A 村に住む農耕民および、村周辺で遊牧生活をおこなう牧畜民の生活実践を明らかにする[28]。本論の中心となる A 村の人々の生活実践については、農業、狩猟、漁労、採集、家畜・家禽飼育に細分し、人々と自然とのかかわりにおける社会・経済的関係だけでなく、文化的・精神的関係にも着目する。そして、次章でおこなうスポーツハンティングからの影響に対する地域住民の対応を分析するために、農耕民と牧畜民の間の関係をひもとく。

第 3 章では、調査地においてスポーツハンティングが地域住民の生活に実質的に影響を与え、その地域でおこなわれているスポーツハンティングとの関係を、地域住民の視点から「正」および「負」の影響[29]に分類し、地域住民、政府関係者、観光事業者、そして国際的な自然保護組織の対応を、それぞれの見解を交えて分析する。また、近年、調査地で進められている、コミュニティ・コンサベーションをモデルとした新たな自然保護政策についても概観する。

これらをふまえて、終章では、本章に記述したスポーツハンティングの歴史と現状および、第 1 章から第 3 章におけるベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティングと住民の関係を事例に、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションおよび、その「持続可能性」を総合的に考察する。

---

[27] 本論では、密猟などの法律に違反する行為についても言及するため、村の名前を明記することによって、調査地とした村の住民に対して悪影響が及ぶ恐れがある。そのため、調査地被害を防ぐために村の名前は伏せることとする。

[28] 以後、調査地を事例とした記述において、地域住民とは、「狩猟区内外の村落に住む農耕民および牧畜民を中心とした、調査地に居住する人々」を指すこととする。

[29] 「正」および「負」の影響というように、括弧をつけたのは、たとえば、利益分配や雇用機会の創出など、一般的に肯定的な影響とされがちな事象であっても、後述するように、住民の視点からとらえた場合、それらは経済格差を生み出すものとして映る可能性があるためである。

4　調査地と調査方法

4-1　調査地概要

本論は、調査地域をカメルーンの北部州（North Province）に位置するベヌエ国立公園地域とし、同国立公園東側のマヨ・レイ（Mayo-Rey）県の A 村を主要な調査村とした（図 0-3）。「アフリカのミニチュア」と呼ばれるように、カメルーンには、北は半砂漠から南は熱帯雨林まで多様な気候と植生が広がっている。そのなかでも、北部州は、雨季（5～10 月）と乾季（11～4 月）に分かれたスーダン・サヘル気候に属し、スーダンサバンナもしくはギニアサバンナが広がる（République du Cameroun 2008）。北部州の州都ガルア（Garoua）の 2000 年から 2003 年までの年平均降水量は 934.3mm であった（National Institute of Statistics 2004）。南部ほど降水量は増加するため、ガルアから約 100km 南に位置し、調査村からは約 30km 南西に位置する国設キャンプ（Campment du buffle Noir）[30]の 1994 年から 1998 年までの年平均降水量は、1425.8mm であった（MINEF 2002）。そのため、調査地は比較的湿潤なサバンナ地域であるといえる（嶋田 1994）。高度に関して、マヨ・レイ県の県庁所在地であるチョリレ（Tcholliré）周辺には、その西側にあるチョリレ山（1182m）を最高峰とする山地があるが、それ以外の地域は全体的に平坦である。GPS 計測によると、調査村の標高は 396m であった。また、ベヌエ国立公園の東側の境界はベヌエ川に沿っており、調査村から南へ約 3km には、その支流であるオルディリ（Oldiri）川が流れている。ベヌエ国立公園とその周辺には、30 種以上の大型哺乳類、306 種の鳥類、77 種の魚類、620 種の植物が生息・生育しているとされる（MINEF 2002）。その中には、IUCN のレッドリストに登録されているアフリカゾウ（*Loxodonta africana*）、ライオン（*Panthera leo*）などが含まれる。また、この地域にはアフリカ最大のアンテロープであるダービーズエランド（*Tragelaphus derbianus*）も生息している（表 0-1）。

調査地には、ディー（Dii）[31]やブーム（Mboum）、サラ（Sara）などの農耕民が居住している（図 0-4）。調査村とした A 村の住民の 94%（2007 年現在、N=287 人）は農耕民ディーである[32]。ディーは 17 世紀後半から 18 世紀にかけて、北方から現在の北部州やその南部のアダマワ（Adamawa）州にやってきたとされ（日野 1987）、現在、幹線道路沿いのムベ（Mbé）という村を中心に、ベヌエ国立公園周辺に居住している。ディーは、ニジェール・コンゴ語族の東アダマワグループに属し（端 1971:16）、

---

[30] 第 1 章にて後述する。
[31] 嶋田（1995 など）のように、ドゥル（Duru）というカメルーン北部の地域公用語として話されているフルベ語での呼称が使用されることもあるが、本論では彼らがディー（Dii）と自称するため、これに則る。
[32] 調査村での全戸への聞き取り調査による算出

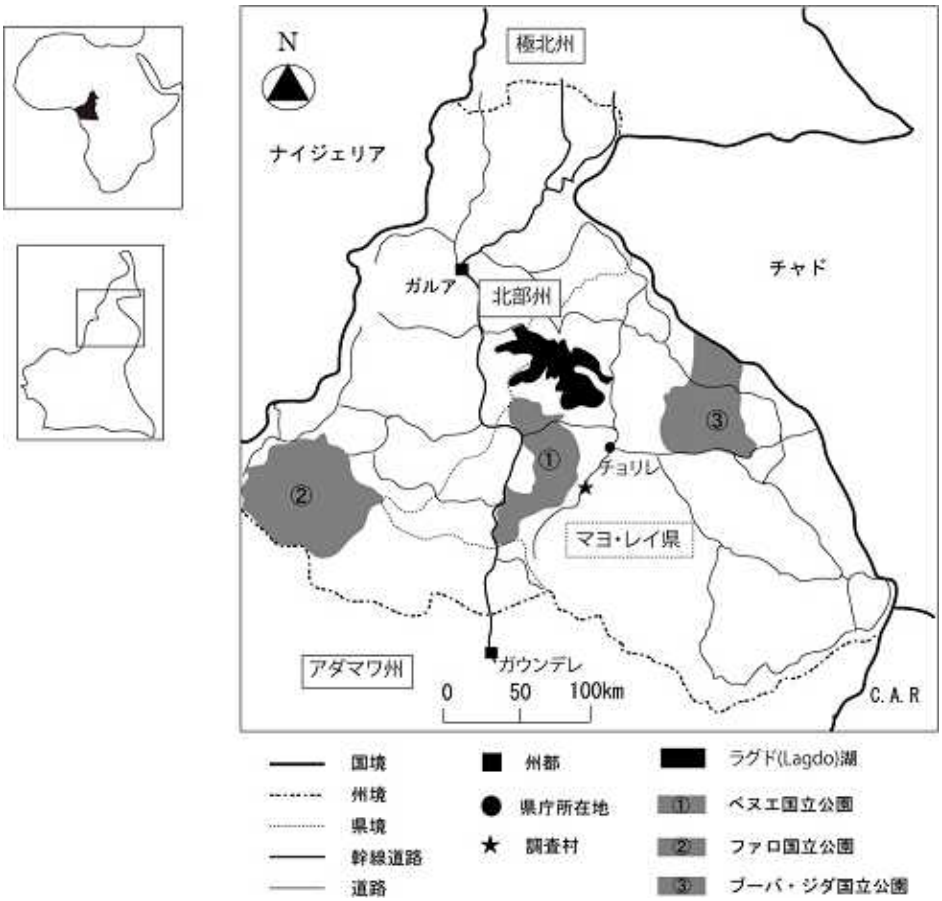

図 0-3　調査地とその周辺の概略図

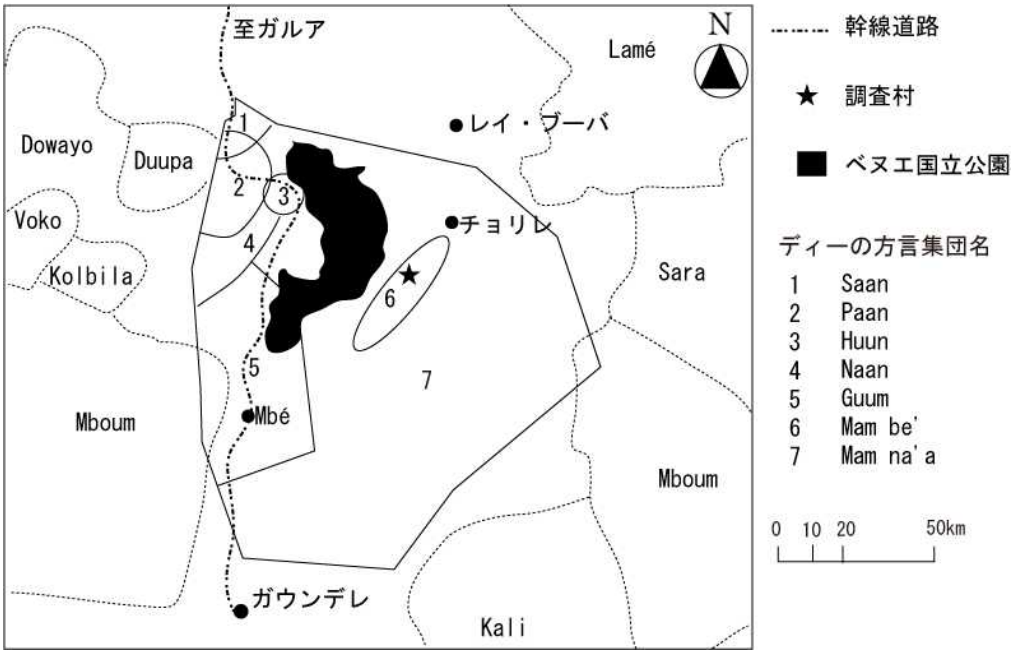

図 0-4　農耕民ディーの方言集団と近隣の民族の分布

出所：（Muller 2003）**を改変**

表 0-1　ベヌエ国立公園地域に生息する主な野生動物とその現地名

和名	英名	学名	仏名	ディー語	フルベ語
アフリカゾウ	African elephant	*Loxodonta africana*	Eléphant	bàl（バル）	nyiiwa（ニワ）
クロサイ	Browse rhinoceros	*Diceros bicornis*	Rhinoceros noir	gan dá[illegible]á（ガンダガ）	ngoorowa（ングルゥワ）
カバ	Hippopotamus	*Hippopotamus amphibius*	Hippopotame	zò ´ òm（ゾォム）	ngabbu（ンガブ）
イボイノシシ	Common warthog	*Phacochoerus africanus*	Phacochère	ndà[illegible]àd（ンダガ）	gaduuru（ガドゥル）
キリン	Giraffe	*Giraffa camelopardalis*	Girafe	ŋ[illegible]elobà（ンゲロバ）	tireewa（テェレワ）
ダービーズエランド	Derby's Eland	*Tragelaphus derbianus*	Eland de Derby	lɛɛg（レアック）	yamoussa*（ヤムッサ）
バッファロー	African buffalo	*Syncerus caffer*	buffle	zèè（ゼー）	mbana（ンバナ）
コブ	Kob	*Kobus kob*	Cob de Buffon	bál（バル）	mba[illegible]a（ンバダ）
ウォーターバック	Water buck	*Kobus ellipsiprymnus*	Cob defassa	dù[illegible]u（ドグゥ）	ndumsa（ドゥムサ）
ローンアンテロープ	Roan antelope	*Hippotragus equinus*	Hippotrague	dál（ダル）	kooba（コバ）
ハーテビースト	Hartebeest	*Alcelaphus buselaphus*	Bubale	[illegible]b[illegible]（ビィー）	luyndu（ルンドゥ）
ボホールリードバック	Bohor reedbuck	*Redunca redunca*	Redunca	kùl（クゥル）	padala（パダラ）
ヒョウ	Leopard	*Panthera pardus*	Panthere	zá[illegible]（ザッ）	siiwo（チオ）
ライオン	Lion	*Panthera leo*	Lion	kəə（クー）	baaba ladde（ババラデ）
ハイエナ	Brown hyaena	*Hyaena brunnea*	Hyène brune	mbùù（ンブー）	fowru（フォウル）
ジャッカル	Common jackal	*Canis aureus*	Chacal commun	w　[illegible]（ウォッケ）	donndu（ドォンドゥ）
ヒヒなどサルの仲間	Baboon etc.		Babouin　etc.	kppo（ポー）	waandu [illegible]aleeru（ワーンドゥ バレール）

注：・括弧内は筆者が現地でおこなった聞き取りに拠る。
・英名、学名、仏名は（Kingdon 1997）、ディー語は（Bohnhoff et al 2002）、フルベ語は（Eguchi 1986）に拠る。ただし＊は聞き取りに拠る。
・サルに関しては、ディー語はサルの一般的な名称、フルベ語はヒヒを指す。

民族全体の人口は、4 万から 5 万人とされる（Muller 2003: 88）。ディーは、方言集団を起源とした 7 つの方言集団に分かれ、調査村に住むディーは、そのうち mam be' という集団に属する（Muller 2001）。

この地域には、サハラ以南の半乾燥の草原地帯に広く分布する牧畜民フルベ（Fulbe）も生活しており、チョリレの北には、フルベ・イスラーム国家であるレイ・ブーバ（Rey-Bouba）王国 が「現存」[33]している。レイ・ブーバ王国は、18 世紀にギニア高原でおこった「フルベ族の聖戦」によって建国されたソコト帝国の二重の下位国家として設立した（嶋田 1995）。周辺の農耕民は、次々と統治され、レイ・ブーバ王国に支配された。支配されていた農耕民とレイ・ブーバ王国の間には貢納制度があり、農作物とともに労働力として村人も王都に納めさせられていた。このような制度は、1982 年に現大統領のポール・ビヤが就任するまで続けられていた。また、フルベのなかにはボロロ（Mbororo）と呼ばれる遊牧生活を営むグループがおり、調査地域においても、サバンナにて野営をし、ウシなどの家畜とともに移動生活をしていた。

4-2　調査方法

本論で扱う資料は、2004 年から 2009 年までにおこなった計 18 ヶ月にわたる 3 度のフィールドワーク[34]によって収集された。その際、野生動物森林省（Ministère des Forêts et de la Faune: MINFOF）[35]および科学研究開発省（Ministère de la Recherche Scientifique et de l'Innovation: MINRESI）から取得した調査許可証を携帯し、調査をおこなった。調査村の住民の多くは初等教育を受けており、老人を除いて、カメルーンの公用語の 1 つであるフランス語を話すことができた[36]。そのため、調査村ではフランス語で聞き取り調査をおこない、古老などフランス語を話すことができないインフォーマントに関しては、フランス語話者である村人を通訳として介し、聞き取り調査をおこなった。聞き取り調査の結果に依拠した記述には、対象の性別、聞き取りをおこなった当時の対象の年齢、聞き取りをおこなった日時を括弧内に併記した。各世帯の社会的・経済的状況（家族構成、年間収入など）を把握するために全戸調査をおこなった。また、聞き取り調査以外にも、住民の生業活動（農業、狩猟、漁労、採集）

---

[33] Rey-Bouba 王国は、カメルーン共和国から政治的に独立して、一国として現存しているという意味ではなく、植民地政府、ついでカメルーン政府に対してとりつづけてきた慎重で柔軟な対応により、王国の首長ラミド（仏：lamido）を中心とした伝統的な王権を維持している（嶋田 1995:26）ことを示す。

[34] 調査期間は以下の通りである。2004 年 7 月～12 月、2006 年 12 月～2007 年 8 月、2009 年 1 月～3 月。

[35] 2004 年 12 月に、環境森林省（Ministère de l'Environnement et des Forêts: MINEF）が、野生動物森林省と自然保護環境省（Ministere des l ' Environnement et de la Protection de la Nature: MINEPN）に二分された。

[36] 旧英領であったカメルーン西部の公用語は英語である。北部州を含む、それ以外の地域の公用語はフランス語である。

に同行し、参与観察をおこなった。調査期間中、これまで村内の 2 つの世帯に住み込み、食住を共にした。

調査村周辺の狩猟区におけるキャンプにおいて、観光事業者、ハンター、従業員に対しても、同様にフランス語による聞き取り調査をおこなった。そのうち、2 つのキャンプでは、スポーツハンティングに同行するなど、参与観察をおこなった。

首都ヤウンデ（Yaoundé）や北部州の州都ガルアでは、野生動物森林省や WWF（World Wide Fund for Nature）-Cameroon など関係省庁や関係団体にて、聞き取り調査および資料収集をおこなった。高等教育を受けた政府関係者などのなかには英語話者もおり、その場合は英語での聞き取りをおこなった。関係省庁では、正式な調査許可証を携え、年間報告書などの政府関係資料を重点的に収集した。

第 1 章　ベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティングと自然保護

1　カメルーンおよびベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティング
1-1　カメルーンの保護区の種類
1-2　狩猟区とカメルーンにおけるスポーツハンティングの概要
1-3　スポーツハンティングに関する規則と違反
1-4　ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングの現状
2　ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングの歴史的変遷
2-1　スポーツハンティングの始まり：委任統治時代（第一次世界大戦後～1960 年代）
2-2　盛衰するスポーツハンティング：独立から経済危機まで（1960 年代～1980 年代後半）
2-3　再興する現代のスポーツハンティング（1980 年代後半～現在）
3　北部州の国立公園におけるサファリとの比較
4　小括

1　カメルーンおよびベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティング

1-1　カメルーンの保護区の種類

2009 年現在、カメルーンには 22 の保護区など（12 の国立公園、6 の野生生物保護区あるいは森林保護区、2 つのサンクチュアリー、各 1 つのコミュニティフォレストと保全地域）が設定されており、さらに 31 の保護区などが新たに設定される予定である（図 1-1,2 および表 1-1）。これは、アフリカ中央部における森林破壊に対する危機感の高まりから、WWF の主導によって、ガボンやコンゴ共和国など中央アフリカ 6 カ国を加え、1999 年 3 月にカメルーンの首都ヤウンデで開催されたヤウンデ森林サミット（Yaoundé Forest Summit）により、森林を中心とした保護活動への機運が高まったためであると考えられる（服部 2003）。2009 年現在、カメルーンにおいて、すでに設定されている国立公園や保護区などの合計面積は、国土の 8.1%[37]を占めているが、野生動物森林省の担当者は、2001 年にワシントンでおこなわれた国際 NGO の会合で、この国土に占める割合を将来 30%にまで引き上げると語った（Bushmeat Crisis Task Force 2001）。

[37] 表 1 -1 に記述した、すでに設定されている保護区などの合計面積と、カメルーンの国土面積（4754 万 4200ha）より算出

2009 年現在、カメルーンにおける野生動物のための保護区は、野生動物森林省によって管理されている。そして、保護区は、森林および野生生物、漁業資源の利用規制に関する法律[38]（以下、野生生物の利用規制に関する法律）第 24 条に基づいて、以下の 7 つに分類されている。（1）国立公園（仏: parc national, 英: national park）、（2）野生動物保護区（仏:réserve de faune, 英: game reserves）、（3）狩猟区（仏: zone d'intérêt cynégétique, 英: hunting area）、（4）国営ゲームランチ（仏: game-ranch appartenant à l'Etat, 英: game ranch belonging to the state）、（5）サンクチュアリー（仏: sanctuaire de faune, 英: wildlife sanctuary）、（6）バッファーゾーン(仏:zones tampon, 英: buffer zone)、（7）国営動物園（仏: game-ranch appartenant à l'Etat, 英: zoological garden belonging to the state）。これら以外の土地は、一般地区（仏: zone banal, 英: banal zone）とされ、そこでは人為的活動の制限はされていない。野生生物の利用規制に関する政令[39]（以下、野生生物の利用規制に関する政令）第 2 条によると、まず、国立公園では、その地域の動植物や土壌、大気などの保護を目的とし、政府の認める研究活動を除いた、狩猟・漁労・農業・放牧のような人為的活動は禁止されている。ただし、政府の認める研究活動や動物観察によるサファリは、国立公園への入場料などを支払ったうえでおこなうことができる[40]。野生動物保護区では、野生動物の保全、管理、繁殖が目的とされ、そこでの居住や人為的活動は規制されるとともに、政府の許可がない限り狩猟をおこなうことはできない。国営ゲームランチとは、減少した野生動物の再増加と、その食料などの利用を目的とした保護区であり、サンクチュアリーは、特定の動植物の保護を目的とした保護区である。バッファーゾーンは、国立公園やその他の野生動物の保護を目的とした地区の周りに設立され、そこでは狩猟や農業などの一定の活動が自由におこなうことができる。国営動物園は、レクリエーションや、審美的・文化的目的で都市部に作られている。狩猟区については、次節にて詳細に述べる。

1-2　狩猟区とカメルーンにおけるスポーツハンティングの概要

カメルーンは、コンゴ盆地の北のうっそうとした熱帯林から、スーダン・サハラの広大なステップまで、生態系の多様性に富み、北部にはダービーズエランド、南部にはボンゴやシタトゥンガ（*Tragelaphus spekei*）など、スポーツハンティングにおいて象徴的かつ価値の高い動物が多く生息する（Roulet 2004a;

---

[38] 仏: Loi n° 94-1 du 20 janvier 1994 portant régime des forêts, de la faune et de la pêche. 英: Law No.94-1 of 20 January 1994 to Lay Down Forestry, Wildlife and Fisheries Regulations

[39] 仏: Décret n° 95-466-PM du juillet 1995 fixant les modalités d'application du régime de la faune, 英: Decree No.95-466-PM of 20 July 1995 to lay down the conditions for the implementation of wildlife regulation.

[40] 本章 3 参照

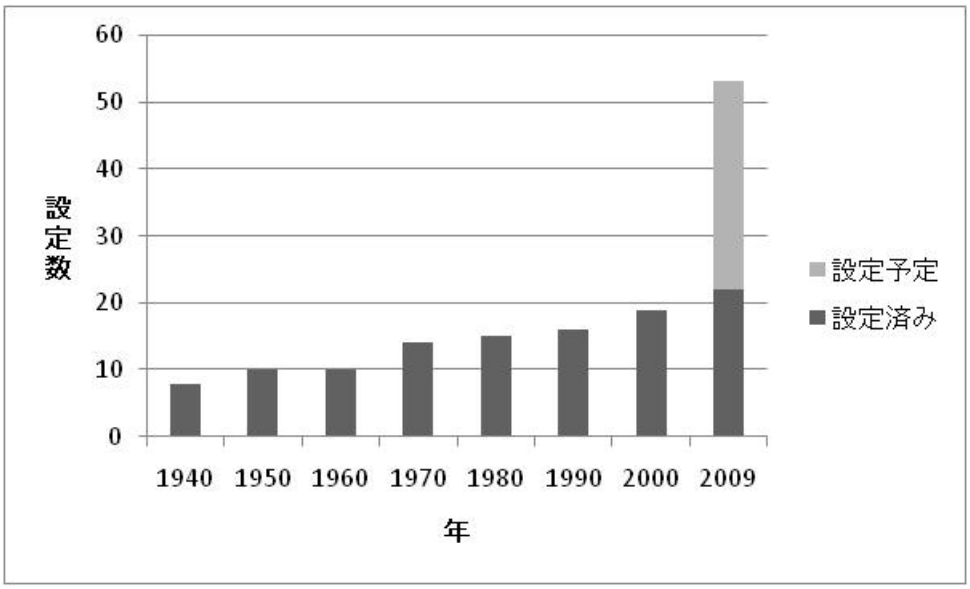

図 1-1　カメルーン国内に 1940 年から 2009 年までの間の各年代に設定されている保護区などの数

注：狩猟区は除く

出所：表 1-1 のデータより筆者作成

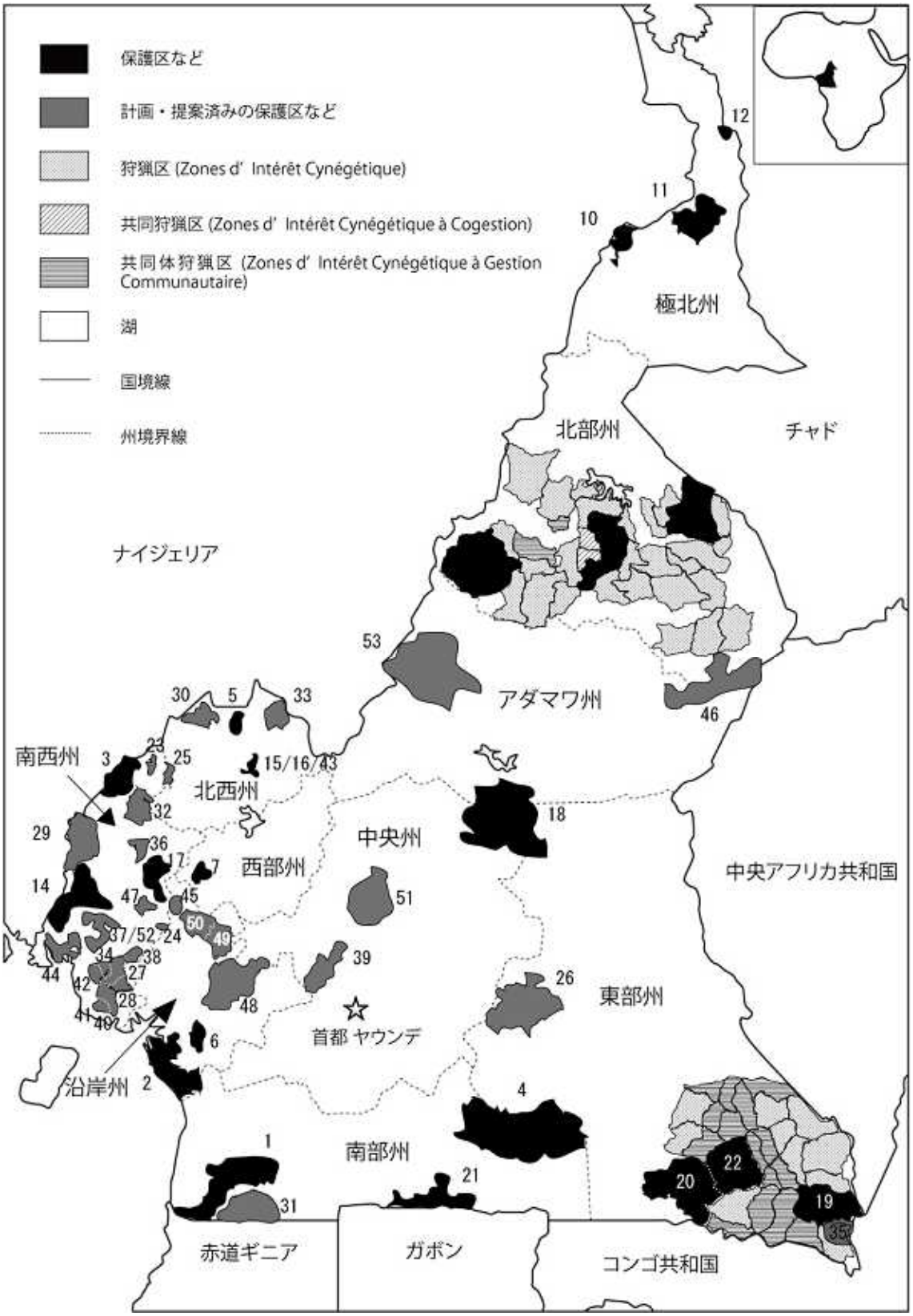

図 1-2　2009 年現在、カメルーン国内に設定あるいは設定を予定されている保護区など

注：番号は表 1-1 に対応する

出所：(WDPA　ウェブサイト)および(MINEF 2002)より作成

表 1-1　2009 年現在、カメルーン国内において設定あるいは設定を予定されている保護区などの面積、設定年、場所

	名称	カテゴリー	面積 (ha)	設定年		場所
				現在*	前身**	
1	Campo - Ma'an	国立公園	260,443	1932		南部州
2	Douala - Edéa	野生生物保護区	129,054	1932		沿岸州
3	Takamanda	森林保護区	67,599	1934		南西州
4	Dja	生態圏保護区	623,619	1981	1950	東部州
5	Kimbi	野生生物保護区	5,164	1964		北西州
6	Lac Ossa	野生生物保護区	4,233	1964		沿岸州
7	Santchou	野生生物保護区	9,506	1964		西部州
8	Benoue	国立公園	166,571	1968	1932	北部州
9	Bouba Ndjida	国立公園	203,337	1968	1932	北部州
10	Mozogo - Gokoro	国立公園	1,723	1968	1932	極北州
11	Waza	国立公園	140,707	1968	1932	極北州
12	Kalamaloue	国立公園	6,696	1972	1932	極北州
13	Faro	国立公園	341,823	1980	1948	北部州
14	Korup	国立公園	129,481	1986	1961	南西州
15	Kilum-Ijim Forest	保全地域	20,000	1987		北西州
16	Mount Kilum-Ijim	コミュニティフォレスト	20,000	1995		北西州
17	Banyang - Mbo	野生生物サンクチュアリー	69,145	1996		南西州
18	Mbam et Djerem	国立公園	423,478	2000		中央州
19	Lobeke or Lac Lobéké	国立公園	183,855	2001	1974	東部州
20	Nki	国立公園	293,539	2001	1994	東部州
21	Mengame Gorilla Sanctuary	野生生物サンクチュアリー	121,807	2001		南部州
22	Boumba - Bek	国立公園	611,569	2001		東部州
23	Mbulu Hills	コミュニティフォレスト	1,809	計画済み		南西州
24	Mont Koupé	生態系保護区	428	計画済み		南西州
25	Kagwene	野生生物サンクチュアリー	―	計画済み		南西州
26	Abong-Mbang	森林保護区	―	計画済み		東部州
27	Babules	森林保護区	―	計画済み		南西州

	名称	カテゴリー	面積 (ha)	設定年		場所
				現在	前身	
28	Bambuko	森林保護区	24,151	計画済み		南西州
29	Ejagham	森林保護区	81,146	計画済み		南西州
30	Fungom	森林保護区	33,277	計画済み		北西州
31	Ma'an/Boucles du Ntem	森林保護区	―	計画済み		南部州
32	Mawne River	森林保護区	45,500	計画済み		南西州
33	Mbambe	森林保護区	28,575	計画済み		北西州
34	Mokoko River	森林保護区	9,447	計画済み		南西州
35	Mongokele	森林保護区	―	計画済み		東部州
36	Nta Ali	森林保護区	30,715	計画済み		南西州
37	Rumpi Hills	森林保護区	45,675	計画済み		南西州
38	South Bakundu	森林保護区	18,824	計画済み		南西州
39	Bafia	野生生物保護区	32,344	計画済み		中央州
40	Etinde	野生生物保護区	18,577	計画済み		南西州
41	Mekonge	生態系保護区	2,644	提案済み		南西州
42	Wo' onge	野生生物サンクチュアリー	7,474	提案済み		南西州
43	Mount Oku	野生動物保護区	4,944	提案済み		北西州
44	Mangroves de Ndongore	国立公園	64,475	提案済み		南西州
45	Mount Manengouba	国立公園	8,740	提案済み		沿岸州
46	Vallée du Mbéré	国立公園	94,500	提案済み		アダマワ州
47	Bakossi Mountains	野生生物保護区	35,707	提案済み		南西州
48	Ebo	野生生物保護区	141,742	提案済み		沿岸州
49	Makombe	野生生物保護区	35,549	提案済み		西部州
50	Mont Nlonako	野生生物保護区	64,124	提案済み		沿岸州
51	Mpem et Djim	野生生物保護区	104,377	提案済み		中央州
52	Rumpi Hills	野生生物保護区	45,201	提案済み		南西州
53	Tchabal Mbabo	野生生物保護区	316,664	提案済み		アダマワ州

*　設立された年もしくはカテゴリーが格上げされた年

**　格上げされる前の保護区が設立された年

出所：(WDPA　ウェブサイト)および(MINEF 2002)より作成

Lindsey et al. 2007)。ハンティング関係者からの聞き取り（2009 年 1 月 19 日）によると、なかでもアフリカ最大のアンテロープであるダービーズエランドは、カメルーン北部以外にも、中央アフリカ共和国やスーダン南部に生息するが、両国とも政情が不安定であるため、ダービーズエランドのトロフィーを望むハンターは、カメルーンへやってくるという。ダービーズエランドは警戒心が強く、ハンターの間で「幽霊」と呼ばれるように、移動範囲が広いため、見つけることが難しい。また、たとえ発見できたとしても、逃げ足が速く、3 日間も歩いて追跡することもあるという。珍しく、そして入手困難なダービーズエランドのほか、多くの野生動物が生息するカメルーンは、「トロフィー・コレクター」と呼ばれる熱心な収集家にとって、注目の国の 1 つとされている。

カメルーンにおいて、スポーツハンティングは、北部州のサバンナおよび東部州の森林地帯に設定された狩猟区にておこなわれている（図 1-2）。狩猟区は、「狩猟のために保護された地域であり、野生動物に対して責任のある省庁あるいは自然人、法人、地方議会による管理がなされ、そこではいかなる狩猟活動に対しても、財政法で定められた料金を支払わなければならない。また、厳正に保護された動物種に対する狩猟もしてはならない」[41]（野生生物の利用規制に関する政令　第 3 条 1 項）と定義されている。狩猟区は、一般的な狩猟区（仏: Zones d'Intérêt Cynégétique: ZIC）、共同体管理狩猟区（仏: Zones d'Intérêt Cynégétique à Gestion Communautaire: ZICGC）、共同管理狩猟区（仏: Zones d'Intérêt Cynégétique à congestion: COZIC）に分類されている。

一般的な狩猟区は、それぞれカメルーン政府から狩猟ガイド（仏: Guide de chasse）の資格を得たスポーツハンティングによる経営をおこなう観光事業者に賃貸されている。賃借人のいない狩猟区は、野生動物森林省が管理している。賃借人がカメルーン国民の場合、年間の借地料は 1ha あたり 50CFA フラン[42]（約 10 円）であるが、外国人居留者の場合は 1ha あたり 70CFA フラン（約 14 円）と定められている[43]。賃貸契約は 5 年ごとに更新され、契約を結んだ観光事業者は、その狩猟区の自然資源の利用権を得ることで、スポーツハンティングによる観光ビジネスをおこなう。国立公園とは異なり、狩猟区内での住民の居住に関する制限は法定されていない。共同体管理狩猟区と共同管理狩猟区は、その地域の住民によって組織された委員会とともに政府、観光事業者が共同で管理をおこなうことを目的とされた狩猟区である（Roulet 2004b）。委員会の判断により、共同体管理狩猟区あるいは共同管理狩猟区も、

---

[41] 筆者による和訳。以後、条項に関して同様。

[42] カメルーン、ガボン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国の共通貨幣である。2009 年現在、1 ユーロ＝655.957CFA（セーファ）フランと固定されているため、1 円　5CFA フランである。

[43] 許可されたスポーツハンティングの権利と税金および、野生動物の管理を担う当局に発行されたそのほかの許可に関する財政法の抜粋（Extrait de la Loi de Finance Relatives aux Droits et Taxes des Permis Sportifs de Chasse et Autres Permis Delivres par l ' Administration de le Faune）第 10 条

観光事業者に委託することができる（Roulet 2004b）。これらの狩猟区における住民と観光事業者、政府の関係は、第 3 章で詳しく論じたい。

賃貸契約を結んだ事業者は、キャンプを建設し、スポーツハンターを招致する。観光事業者は、狩猟ガイドの資格をもつ、いわゆるプロフェッショナルハンターを雇い、ハンターに同行させる。また、観光事業者は、おもに首都や地方都市に住む人々を料理人や機械工などとして雇い、狩猟区内外の村落住民を、足跡や糞などから動物を追跡するトラッカー（仏: pisteur, 英: tracker）や、狩猟した獲物などを運ぶポーター（仏: porteur, 英: porter）、皮剥ぎ人（仏: taxidermiste, 英: taxidermist）[44]、雑用係などとして雇用する[45]。北部州の狩猟区とともに、東部州の狩猟区も賃貸している観光事業者からの聞き取り（2007 年 1 月 14 日）およびその会社のウェブサイト（http://www.mayoldiri.com/）によると、東部州の狩猟区でスポーツハンティングをおこなうハンターは、自国からフランスやスイスを経由して、カメルーンの首都ヤウンデや経済的首都ドゥアラ（Douala）に降り立ったのち、そこから軽飛行機で東部州の地方都市へ飛び、車で狩猟区に向かう、あるいは首都から車で直接、狩猟区に入るという。北部州の場合、ハンターは、同じくカメルーンの首都ヤウンデや経済的首都ドゥアラに到着したのち、国内線で北部州の州都ガルアに飛び、そこから車で狩猟区まで向かう。

1-3　カメルーンにおけるスポーツハンティングに関する規則と違反

カメルーンでおこなわれるスポーツハンティングに対して、様々な規則が設けられている。猟期は、12 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとされているが、東部州などの森林地帯の場合、7 月 31 日までとされている[46]。また、スポーツハンティングは、各狩猟区に出される動物種ごとの捕獲枠に従っておこなわれている（表 1-2）。狩猟区 26 の狩猟ガイドからの聞き取りによると（2004 年 12 月 8 日）、猟期後、まずトロフィーは観光事業者によって北部州の州都ガルアに運ばれ、野生動物森林省の北部州局で狩猟した動物の数と種類、トロフィーの大きさなどを報告し、輸出のための申請書を取得する。このような作業によって、行政は、ハンティングされた野生動物の狩猟頭数を把握している。そして、首都ヤウンデにある野生動物森林省の本庁にて輸出の許可をもらい、もし、トロフィーがワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に係る野生動物のもの（たとえば象牙）ならば、

---

[44] 英語および仏語を和訳すると「剥製師」となるが、実際に剥製は製作せず、皮を剥ぎ、肉を落とし、防腐処理をおこなうだけであるため、このように意訳する。
[45] 詳細な仕事内容については、第 3 章 2-1-1 を参照
[46] 政令 Arrêté N°1425 /A/MINEF/DFAP/SAN portant ouverture de la saison cynégétique en République du Cameroun　第 1 条

追加の手続きをおこなう。そして、輸出する 16 日前に税関を通し、輸出税などを支払ったうえで、トロフィーは後日ハンターの自宅に郵送される。

また、メスを狩猟することや、照明を使って夜間にハンティングをおこなうこと、餌を使って獲物をおびき寄せること、毒や爆発物を用いることなどは、狩猟規則によって禁止とされている（野生生物の利用規制に関する法律　第 80 条）。

狩猟区内で狩猟をおこなうには、狩猟ライセンスの取得が義務づけられている（野生生物の利用規制に関する法律　第 87・91 条）。狩猟ライセンスの種類は、大型狩猟（仏：grande chasse）、中型狩猟（仏：moyenne chasse）、小型狩猟（仏：petite chasse）の 3 つに区分されており、それぞれ使用できる銃の口径が、6mm 以下、6～9mm、9mm 以上と定められている（野生生物の利用規制に関する政令第 35、36 条）。カメルーンに生息する野生動物は、原則として狩猟が禁止されている厳正保護種（クラス A）、狩猟するには許可が必要な保護種（クラス B）、クラス A, B 以外の部分的保護種（クラス C）に分類されている（野生生物の利用規制に関する法律　第 78 条）（表 1-3）。スポーツハンティングの対象となるのは、クラス B と C に含まれる動物に限られ、クラス B の中で細分されたグループ 1 と 2、そしてクラス C にあたるグループ 3 ごとに、狩猟ライセンスの種類によって、捕獲できる頭数が定められている（表 1-4, 5）。また、アフリカにおけるスポーツハンティングやサファリにおいて、目玉とされているビッグ 5（big five）と呼ばれる 5 種類の野生動物（ゾウ、ライオン、バッファロー、ヒョウ、サイ）のうち、カメルーンでは、ゾウ、バッファロー、ライオンの 3 種類を狩猟することができる。ライオンは、クラス A に属するが、あらかじめ野生動物森林省からの特別許可を取得することで狩猟することが許可されている[47]。ゾウの場合は、象牙の重さが 5kg 以下ならばクラス A、5kg 以上ならばクラス B とされているが、この 5kg を基準とするのは、1900 年にロンドンで開かれたヨーロッパの列強が参加したアフリカにおける野生動物、鳥類、魚類の保全に関する国際会議で決議された条項と同様である（United Kingdom of Great Britain and Ireland 1900）。また、狩猟ライセンスの種類も、独立以前と同様に大中小の 3 つに分類されていることから、カメルーンにおけるスポーツハンティングに関する現行法は、当時の法律を部分的に踏襲しているようである。

ハンターは、狩猟ライセンスを取得するための料金のほかに、狩猟した動物ごとに支払う狩猟税などを政府に納めなければならない（表 1-5）。それに加えて、賃借人がおらず野生動物森林省が管理している狩猟区でスポーツハンティングをおこなう場合、1 日あたり外国人旅行者は 3 万 CFA フラン（約 6000

[47] 政令 Arrêté N°1425 /A/MINEF/DFAP/SAN portant ouverture de la saison cynégétique en République du Cameroun　第 2 条

円)、居留民は 2 万 CFA フラン（約 4000 円)、カメルーン国民は 1 万 CFA フラン（約 2000 円）を、野生動物森林省に納めなければならない[48]。

たとえば、2009 年現在、ある 1 人のフランスからのハンターが、カメルーンでスポーツハンティングをおこなった際にかかる税金を推計してみる。まず在仏カメルーン大使館で、猟銃をカメルーンへ持ち込むために 1 丁あたり 3 万 FCFA（約 6000 円）を支払う。入国後、野生動物森林省で大型狩猟ライセンスを取得するために 42.5 万 FCFA（約 8 万 5000 円）を支払い、大型狩猟ライセンスの制限いっぱいに、グループ 1 よりアフリカゾウとバッファローの計 2 頭、グループ 2 よりウォーターバック、ハーテビースト、コブ、イボイノシシの計 4 頭を狩猟したとする（表 1-4)。その結果、それぞれに 100 万、50 万、25 万、20 万、10 万、10 万 CFA フランの狩猟税がかかる。狩猟した動物の 10kg の頭骨と 5kg の皮を自国に持ち帰るならば、輸出税として骨には 1kg あたり 2250CFA フラン（約 450 円)、皮には 1250CFA フラン（約 250 円）がかかるため、小計で 2 万 8750CFA フラン（約 5750 円）の輸出税を支払う。この結果、合計で約 263 万 CFA フラン（約 52 万 6000 円）の税金が、1 人のハンターからカメルーン政府に支払われることになる。

カメルーンでは、これらのスポーツハンティングのための狩猟ライセンスの取得にかかる税金と、狩猟税の合計の 70%はカメルーン政府の国庫へ、そして 30%は「野生動物の保護と保護地域の発展と整備」を目的とした特別基金として、野生動物森林省へ納められる（野生生物の利用規制に関する法律　第 105 条）（図 1-3)。また、観光事業者が支払う狩猟区の借地料も、野生動物森林省に納められ、そのうち、50%は野生動物森林省へ、40%は狩猟区が設定されている地方自治体の議会へ、そして 10%は狩猟区内の村落から構成される委員会に分配されている[49]。スポーツハンティングからの収益の地方の分配については 3 章にて詳究する。

野生動物森林省の北部州局の野生動物および保護区担当長官（以下、野生動物森林省の担当者）からの聞き取りによると（2007 年 5 月 14 日)、スポーツハンティングの対象となる野生動物の捕獲枠は、5 年ごとにおこなわれる個体数調査の結果を反映している。しかし、「捕獲枠は毎年変化がないだけでなく、猟期に入っても通達されず、2 週間は遅れる」と、狩猟区 25 の観光事業者は語った（2004 年 12 月 8 日)。また毎年、野生動物森林省が「どの種類を何頭まで」という捕獲枠を出し、猟期終了後、最終的にそれぞれのキャンプで捕獲した種類と頭数は、輸出されるトロフィーの数で把握することとなっていた。

---

[48] 財政法抜粋 Extrait de la Loi de Finance Relatives aux Droits et Taxes des Permis Sportifs de Chasse et Autres Permis Delivres par l ’ Administration de le Faune）第 10 条

[49] 政府関係文書 Note de service N°2978 /MIENF/DFAP/AC du 14 octobre 1999

表 1-2　2002/2003 年の猟期に北部州の狩猟区に対して出された捕獲枠

狩猟区番号／野生動物	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	18 bis	20	21	22	22b is	23	24	25	26	合計
ゾウ	1	2	5	0	4	4	0	4	1	4	4	1	1	0	4	2	2	2	2	6	2	2	6	3	4	4	70
ダービーズエランド	3	2	5	5	6	2	0	3	0	5	6	4	8	1	12	6	6	5	6	4	4	6	7	6	7	6	125
バッファロー	2	5	10	4	8	6	0	3	6	4	6	5	3	0	10	8	8	8	4	6	10	12	5	12	8	10	163
カバ	0	2	3	3	0	6	3	3	2	2	2	2	0	2	2	0	2	2	0	0	2	1	0	0	3	0	42
ライオン	1	1	4	1	3	1	0	4	2	2	3	2	0	2	6	2	2	3	2	1	2	0	2	3	3	3	55
ローンアンテロープ	5	7	8	7	8	5	3	5	5	5	9	6	10	4	8	6	10	5	7	8	10	4	10	12	10	8	185
ハーテビースト	7	7	10	7	10	7	3	6	2	6	10	6	9	6	15	8	12	8	9	8	10	10	10	14	12	10	222
ウォーターバック	2	2	8	2	3	4	2	5	2	2	4	1	0	0	8	6	4	1	4	4	2	10	10	5	8	7	106
コブ	6	6	15	6	2	6	4	8	0	0	0	10	0	15	15	4	11	12	4	3	4	6	3	9	15	15	179
ブッシュバック	5	5	6	4	5	6	4	6	1	8	9	1	10	0	10	10	6	3	8	10	9	8	10	11	12	12	179
ボーホールリードバック	5	5	8	5	5	7	3	6	5	5	8	6	10	0	10	8	9	5	9	7	6	6	6	8	15	8	175
イボイノシシ	6	6	9	5	6	7	5	8	8	4	6	8	10	6	5	7	7	3	5	5	6	10	8	8	11	8	177
ダマリスク	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	3	2	0	0	2	0	0	0	14
オリビ	12	12	12	12	12	10	6	10	8	11	14	5	10	2	10	13	9	8	10	12	12	5	9	12	12	10	258
ブッシュダイカー	8	8	15	8	10	8	6	6	7	10	10	8	10	0	10	10	11	8	7	10	11	10	8	15	12	12	238
アヌビスヒヒ	10	10	10	10	20	13	8	10	11	11	12	8	10	20	12	15	15	3	12	5	10	12	8	10	14	12	291
レッドフランクドダイカー	8	10	8	6	7	5	6	10	10	10	8	8	7	0	10	12	10	8	8	9	8	12	8	14	12	10	224
合計	81	90	136	85	109	97	53	100	70	89	113	81	100	58	147	117	124	84	100	100	108	114	112	142	158	135	2703

出所：(République du Cameroun 2003)より筆者作成

表 1-3　保護動物クラス A に属する哺乳類

和名	学名
ゾウ（象牙 5kg 以下）	*Loxodonta africana*
ライオン	*Panthera leo*
ヒョウ	*Panthera pardus*
チータ	*Acinonyx jubatus*
カラカル	*Felis caracal*
ワイルドドッグ	*Lycaon pictus*
クロサイ	*Diceros bicornis*
キリン	*Giraffa camelopardalis*
ゴリラ	*Gorilla gorilla*
チンパンジー	*Pan troglodytes*
ドリル	*Papio leucophaeus*
マンドリル	*Papio sphinx*
クロシロコロブス	*Colobus guereza*
ボズマンズポットー	*Perodicticus potto*
ロエストグエノン	*Cercopithecus hoesti*
アンワンティボ	*Arctocebus calabarensis*
アレンズガラゴ	*Galago alleni*
ビークロフトウロコオリス	*Anomalurus beecrofti*
レッドフロンティッドガゼル	*Gazella rufifrons*
マウンテンリードバック	*Redunca fulvorufula*
ミズマメジカ	*Hyemoschus aquaticus*
ツチブタ	*Orycteropus afer*
オオセンザンコウ	*Manis gigantea*
アフリカマナティー	*Trichechus senegalensis*

出所：省庁内資料 14 Aout 1998 ARRETE N° 0565 /A/MINEF/DFAP/SDF/SRC Chapitre1 Article2 より筆者作成

表 1-4　保護動物クラス B に属する哺乳類とそのグループ分け、およびそれらにかかる狩猟税

	和名	学名	狩猟税（CFA フラン／頭）		
			外国人旅行者	居留民	カメルーン国民
グループ 1	ゾウ（象牙 5kg 以上）	*Loxodonta africana*	100 万	80 万	10 万
	ダービーズエランド	*Taurotragus derbianus*	100 万	60 万	10 万
	ボンゴ	*Tragelaphus euryceros*	100 万	80 万	6 万
	ローンアンテロープ	*Hippotragus equinus*	50 万	40 万	6 万
	バッファロー	*Syncerus caffer*	50 万	40 万	6 万
	カバ	*Hippopotamus amphibius*	50 万	30 万	6 万
	ダマリスク	*Damaliscus lunatus*	20 万	10 万	2 万
グループ 2	ウォーターバック	*Kobus ellipsiprymnus*	25 万	15 万	2 万
	ハーテビースト	*Alcelaphus buselaphus*	20 万	10 万	3.5 万
	シタトゥンガ	*Tragelaphus spekei*	20 万	10 万	1.5 万
	コブ	*Kobus kob*	10 万	5 万	1.5 万
	ブッシュバック	*Tragelaphus scriptus*	10 万	8 万	1.5 万
	イボイノシシ	*Phacochoerus africanus*	10 万	8 万	1.5 万
	カワイノシシ	*Potamochoerus porcus*	10 万	5 万	1.5 万
	モリイノシシ	*Hylochoerus meinertzhageni*	10 万	6 万	1.5 万
	イエローバックドダイカー	*Cephalophus silvicultor*	10 万	5 万	1 万
	ベイダイカー	*Cephalophus dorsalis*	5 万	3 万	0.5 万
	ピーターズダイカー	*Cephalophus callipigus*	5 万	4 万	0.5 万
	ブチハイエナ	*Crocuta crocula*	4 万	2 万	1 万

注：2009 年現在、1 ユーロ＝655.957CFA（セーファ）フランと固定されているため、1 円　5CFA フランである。

出所：省庁内資料 Extrait de la loi finance Article 9,1er juillet 1996 および、14 Aout 1998 ARRETE N° 0565 /A/MINEF/DFAP/SDF/SRC Chapitre1 Article3 より筆者作成

表 1-5　狩猟ライセンスの種類ごとのライセンス料と狩猟可能頭数

		狩猟ライセンス料*（CFA フラン）			狩猟可能頭数*または期間		
		外国人旅行者	居留民	カメルーン国民	グループ 1	グループ 2	グループ 3
ライセンスの種類	大型	42.5 万	25 万	13 万	2	4	0
	中型	21.5 万	15.5 万	6.5 万	0	4	4
	小型・猟獣	13 万	10.5 万	4.5 万	0	0	20／年
	小型・鳥類	11 万	7.5 万	3.5 万	0	0	5 週間

*　手数料と印紙代を含む　　**各グループから表記の頭数を狩猟することが可能。各グループに属する動物は別表参照

出所：省庁内資料 Extrait de la loi finance Article 1,1er juillet 1996 および、14 Aout 1998 ARRETE N° 0565 /A/MINEF/DFAP/SDF/SRC Chapitre3 より筆者作成

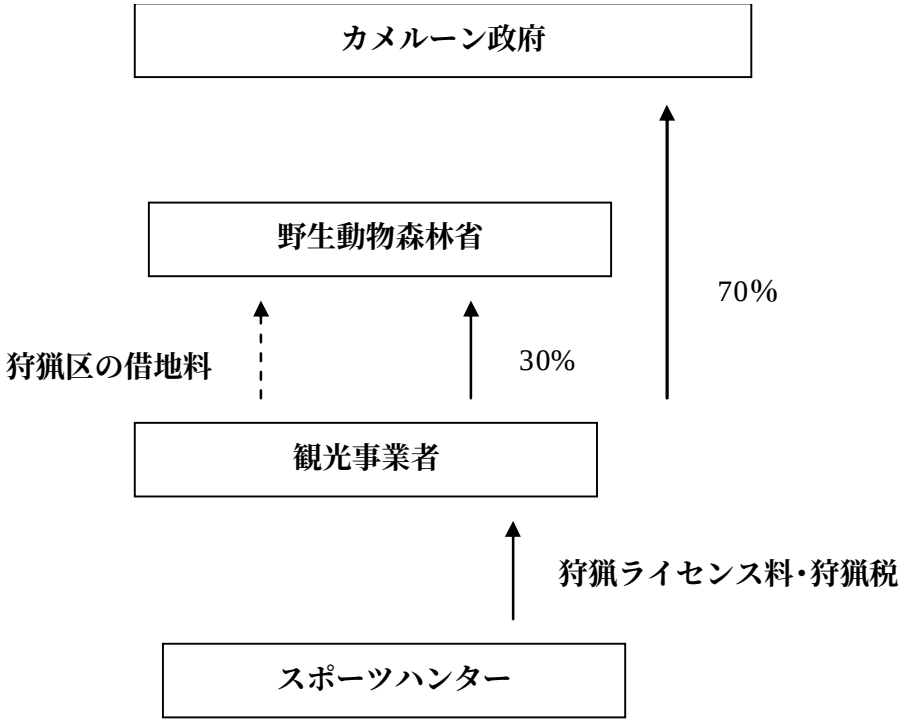

図 1-3　スポーツハンティングを財源とする税収の流れの概略図

出所：筆者作成

このように、カメルーンにおけるスポーツハンティングには、狩猟規則と捕獲枠が定められていた。しかし、それに対する違反もおこなわれていた。たとえば、狩猟頭数について、野生動物森林省の担当者によると（2004 年 11 月 1 日）、「狩猟区から猟期後に何を何匹殺したという報告を受けるが、頻繁ではないが虚偽の申告をする観光事業者もいる。それが発覚したら、罰金（5 万～20 万 CFA フラン：約 1 万～4 万円）とその動物にかかる税金を払うか、禁固刑となる。しかし、金を持っている観光事業者たちは、もちろん前者を選ぶ」といい、さらに、キャンプで働くある村人も「アヌビスヒヒは、たくさんいるためにカウントされていない」と語った（2004 年 12 月 28 日）。狩猟規則では、メスを狩猟してはいけないことになっているが、もし間違えてメスを狩猟してしまった場合は、2 倍の狩猟税を支払わなければならない[50]。しかし、キャンプの従業員からの聞き取りによると（2007 年 1 月 3 日）、現場では、観光事業者がハンターに同行していなかった場合、そのような過失があったとしても、ハンターは従業員に金を支払い、口止めをするという。そのほかにも、「動物との距離が近かったり、立派なトロフィーになる動物を見つけた際には、車から撃つこともある」（狩猟区 26 の狩猟ガイド、2007 年 3 月 18 日）、「カメルーンの森林では、夜間に暗視装置を使ってハンティングをしているハンターもいる」（Roulet 私信）という。また、北部州において、ワイルドドッグ（*Lycaon pictus*）の生息頭数は、2001 年の時点でわずか 35 から 65 頭と推定され、1999 年から厳正保護の対象種クラス A に指定された（Breuer 2003）。しかし、その後も、牧畜民ボロロのほか、ハンターによっても狩猟されている可能性があるとの報告もある（Breuer 2003: 7）。つまり、捕獲枠や狩猟対象種に関する規定が存在するが、一部では、その違反がおこなわれていた。

そして、そもそも、カメルーンにおけるクラス A、B、C という、3 つの保護レベルでの野生動物の分類は、各々の生息数や繁殖率、そしてそれに基づいた持続可能な捕獲量などの生態学的データに準じているかは不明であるとされる（服部 2003: 60）。また、カメルーンと同様に、スポーツハンティングがおこなわれているジンバブエでは、毎年の捕獲枠設定に、地上での個体数調査だけでなく、航空機による上空からの調査や、現場に派遣された担当官からの報告などが反映されているという（Bond 2001; Taylor 2001）。しかし、北部州の国立公園と狩猟区においては、現在、このようなモニタリング調査は実施されておらず、計画段階にあるという（WWF 2004: 84）。

A 村周辺の狩猟区 2、3、25、26 の観光事業者は、聞き取り調査によると、相手の国籍は知っているものの、観光事業者の間でほとんど交流はなかった。むしろ、観光事業者は、聞き取り調査をおこなっていた筆者に、別の観光事業者について、「あの観光事業者は意地悪で何も教えてくれなかったでしょう」と言い下した（2004 年 12 月 8 日）。さらに、観光事業者らは、その地域の野生動物を取り合うラ

[50] 政令 Arrêté N°0565 /A/MINEF/DFAP/SDF/SRC　第 8 条　第 1 項

イバル関係にあると思われ、狩猟区の境界を越えて、違法なスポーツハンティングをさせる観光事業者もいるという。ある狩猟区で働いている従業員の話では（2007 年 3 月 20 日）、たとえば、ある狩猟区では、狩猟ガイドとハンター、トラッカー、ポーターが隣の狩猟区に侵入し、客のハンターにダービースエランドを狩猟させた。しかし、ちょうどその狩猟区の観光事業者に見つかってしまい、野生動物森林省が介入して、問題を解決する事態にまでなった。また、別のある狩猟区では、隣の狩猟区に従業員を侵入させ、ゾウを自分の狩猟区に追い込み、客のハンターに狩猟させているという。

1-4　ベヌエ国立公園周辺におけるスポーツハンティングの現状

2009 年現在、北部州には 3 つの国立公園と 31 の狩猟区が設定されている（図 1-4）。狩猟区全体で、北部州全体の面積の 39.0%にあたる約 2 万 5680 km^2 を占め、国立公園を加えると、約 3 万 2800km^2（北部州の 49.8%）を占める[51]。狩猟区には、区画番号が振られており、それぞれ政府から観光事業者に賃貸されている。2009 年現在、31 ある狩猟区のうち、23 が観光事業者に賃貸されている。また、北部州州都ガルアにある野生動物管理を学ぶ専門学校（仏: ecole de faune）の実習地や、レイ・ブーバ王国の首長の放牧地としてあてられている狩猟区もある。北部州の狩猟区を賃貸する 23 人の観光事業者は、不明の 1 人をのぞいて、全員がヨーロッパ人であった（表 1-6）。そのうち 50%（N=22 人）にあたる 11 人がフランス人であった。狩猟区 25 の狩猟ガイドからの聞き取り（2004 年 12 月 8 日）によると、スポーツハンティング観光の経営には、キャンプの維持や運営のために、多額の資金が必要である。そのため、たとえば、狩猟区 25 の観光事業者はスペインの海運会社の社長であるように、観光事業者の多くは、欧米の富裕層であるという。筆者が観察した 3 つのキャンプには、それぞれ 3 から 9 つの客室があり、自家発電設備が整っているため、各部屋に給湯・冷暖房設備が完備されていた（写真 1～3）。野生動物はミネラルを補給するために地表面に析出する天然ソーダ（炭酸ナトリウム）をなめて摂取する。この習性を利用し、観光事業者は野生動物を集める目的で、都市で天然ソーダを購入し、塩場（仏：salin）を狩猟区内につくっていた。また、キャンプ内には、客に提供するために、トマトやメロンなどの野菜や果物を育てる菜園もつくられていた。猟期は、ほぼ乾季と重なる 12 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの半年間とされており、なかでも水場が減り、川に動物が集まってくる 1 月から 2 月にかけて、もっとも多くのハンターが訪れる。キャンプの規模によって異なるが、1 つのキャンプに 2、3 組のハンターが同時期に滞在し、生活をともにする。ハンターらは、欧米から飛行機と自動車を乗り継いでキャンプを訪れ、2 週間ほど滞在する。観光事業者への聞き取り調査によると、狩猟区を訪れるハンター

[51] （République du Cameroun 2009）より算出

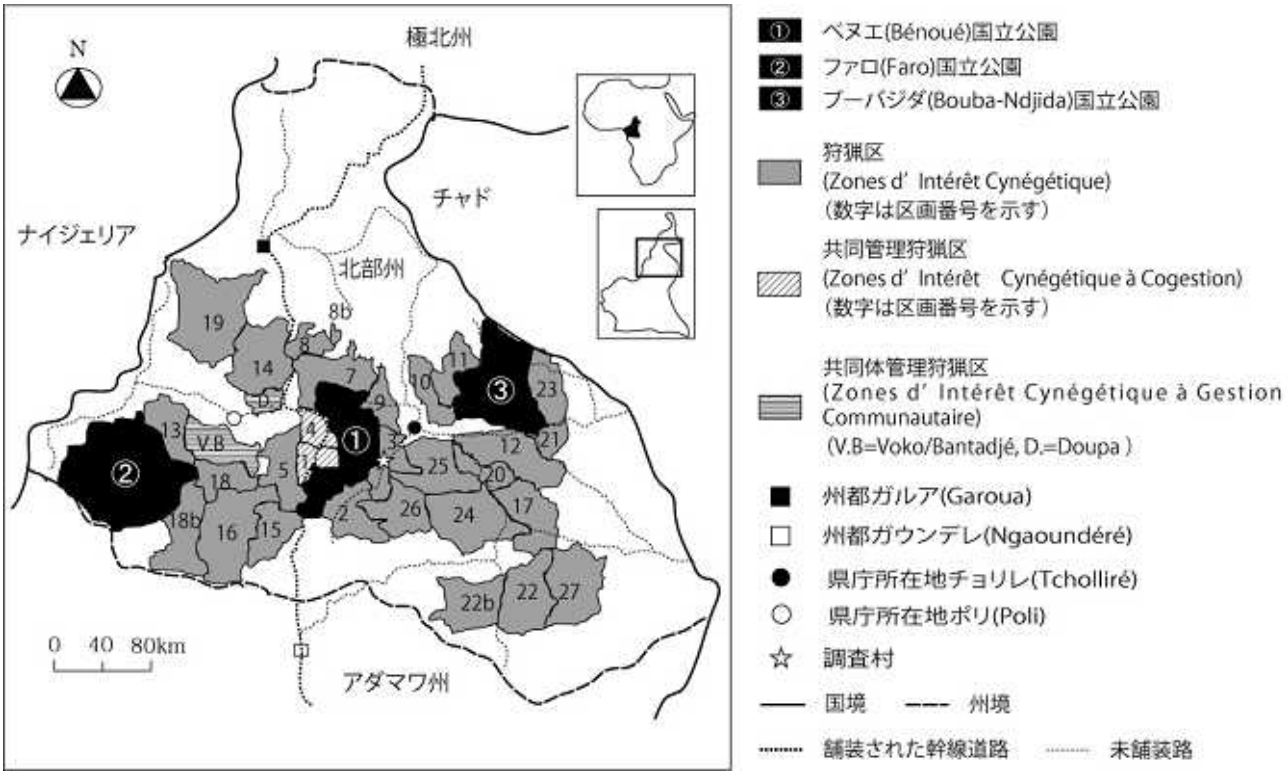

図 1-4　2009 年現在、北部州に設定されている国立公園および狩猟区の概略図

出所：（MINEF 2002）および政府関係資料より筆者作成

表 1-6　2009 年現在、北部州の狩猟区を賃借している観光事業者

狩猟区番号	名前（イニシャル）	国籍
2	C.R	イタリア
3	P.G	フランス
5	E.L	フランス
7	P.A	ノルウェー
9	M.S	フランス
10	レイ・ブーバ王国首長	―
11	M.J.F	スペイン
12	G.J.F	フランス
13	M.G	フランス
14	B.M.L	デンマーク
16	G.P	フランス
17	R.B	フランス
18	V.F	スペイン
18bis	B.G	フランス
19	ecole de faune	―
20	S.C	カナダ
21	H.D & M.T	カメルーン＆フランス
22	K.N	ギリシャ
22bis	B.C	トルコ
23	D.B	フランス
24	B.M	イタリア
25	A.R	スペイン
26	R.A	フランス
27	F.D	不明
Voko/Bantadje	R.V.G	ドイツ

出所：（République du Cameroun 2009）

の多くは男性であるが、単独のほか、友人や家族とともに訪れるグループも多い。北部州の狩猟区には、1983 年から 1997 年までの 15 年間で、2424 人のハンターが訪れた（WWF 2000）。全体の 90%（2182 人）が外国人旅行者で、そのうち 58%（1266 人）がフランス人であった。また、その出身国は 34 カ国にのぼり、その 62%にあたる 21 カ国が欧米諸国であった。ハンターは、キャンプの宿泊費や狩猟ライセンスを取得するための税金などを一括して、観光事業者が経営する旅行会社に支払う。たとえば、2008 年 6 月 5 日から 12 日までカメルーンにてスポーツハンティングをおこなったハンターは、狩猟税や渡航費などすべて含めた旅行代金として 4 万 7000 ドル（約 470 万円）を支払っていた（The Hunting Report ウェブサイト）。スポーツハンティングをおこなうためには、このような高額な費用がかかるため、複数の観光事業者からの聞き取りによると、狩猟区を訪れる欧米からのハンターは、観光事業者と同様に、50～70 歳代の実業家や医者、弁護士といった富裕層に限られる。ハンターは、滞在するキャンプを毎年換えるのでなく、一度訪れたキャンプの観光事業者あるいは他のハンターと交友関係を築き、同じキャンプをバカンスのたびに訪れるようである。たとえば、筆者が訪れたキャンプでおこなったハンターへの聞き取り結果は、以下のようなものであった。

「このキャンプを訪れるのは 4 回目で、今回はバカンスのために 2 週間滞在した。現在、保険会社に勤務しており、10 歳のときに狩猟を始めた」（60 歳代、男性、フランス人、2007 年 3 月 13 日）。

「このキャンプの観光事業者とは友人で、毎年彼のキャンプを訪れており、今回で 6 回目となる。今回は、2 週間滞在し、ゾウとダービーズエランドを狩猟する予定。去年、死去した夫とともに、セネガル、ベナン、ナミビア、タンザニア、ジンバブエ、南アフリカでスポーツハンティングをおこなったことがある。あらかじめ観光事業者に、航空券、狩猟ライセンス料、銃の輸送料として 6000 ユーロ（約 80 万円）を支払った。ほかの人はいくら支払ったか知らないが、自分は友人なのでいくらか割引してもらっている。ハンティングをおこなった後、狩猟税や滞在費などを追加して支払う」（60 歳代、女性、フランス人、2007 年 3 月 18 日）

ハンターは、観光事業者にあらかじめ、どの動物を狩りたいかを伝えておく。観光事業者は、ハンティングの知識に長けた同じ欧米諸国や南部アフリカ出身の白人を狩猟ガイドとして雇い、ハンターに同行させる。狩猟ガイドとなるためのライセンスはカメルーン政府から交付され、観察したうち 2 つのキャンプでは、観光事業者自身が狩猟ガイドとして客に同行していた。またキャンプでは、2009 年現在、

一ヵ所あたり 30 人ほどの都市住民とキャンプ周辺の村落住民が従業員として雇用されていた[52]。狙う動物や、同時期に滞在しているほかのハンターの数によって左右されるが、ハンター1 人か 2 人に対して、狩猟ガイド、トラッカー、運転手を各 1 人、そしてポーターを 1 人か 2 人同行させて、1 つのチームを編成する。ハンティングはこのチームごとにおこなわれる。

筆者が同行したスペインから訪れたハンターの一日は、次のようなものであった。ハンターは日の出前の早朝 4 時ごろに起床し、軽く朝食を済ませ、四輪駆動車に乗り込み、5 時 40 分にキャンプを出発した。狩猟区内に張り巡らされた未舗装路を走り、その日はバッファローを狙って、ある山のふもとの湿原に向かった。6 時 50 分に到着し、狩猟ガイドやトラッカーは、すぐにバッファローの糞や足跡を見つけ、追跡を始めた。やがて、群れを発見し、風向きに注意して気づかれないように尾行し、距離を縮めていった。狩猟ガイドによると、風上にいるとどんな動物にも臭いで気づかれてしまうという。ふもとから山腹を登る群れを先回りして待ち伏せるが、尾根を登っていったため慎重に尾行した。山の頂上に達し、群れのオスを狙い、一度発砲しようとしたが、木で隠れたので、再度追跡した。発見から 1 時間半後、狩猟ガイドのアドバイスで、約 70 メートルの距離からハンターは群れのオスの首を一発で撃ち抜いた（写真 1-4~6）。群れにいた 5、6 頭のメスや 1、2 頭のほかのオスが、倒されたオスに近づき、こちらを襲ってくる危険があったため、発砲後、ハンターや狩猟ガイドなどは距離をとり、様子をうかがった。やがて、ほかのバッファローが逃げた後、倒れたオスに近づき、狩猟ガイドは石を投げつけ、絶命しているか確認した[53]。確認後、ハンターと狩猟ガイドは、猟の成功を祝って、握手を交わした。トラッカーは無線で山のふもとで待っている運転手に連絡をした。狩猟ガイドが倒れたバッファローの姿勢を整えたのち、ハンターはバッファローと記念撮影をした。撮影後、狩猟ガイド、トラッカー、ポーターの 3 人で、胸から首、前肢の途中までの皮を剥ぎ、首を切り落とした。バッファローはキャンプからも車が通れる道からも離れた山の頂上で仕留められたため、頭部とフィレ肉以外はその場に残された。11 時にハンター、狩猟ガイド、そして頭部などを頭の上に載せたトラッカーとポーターは山を下り、午後 1 時 15 分に車でキャンプに戻った。他のハンターたちとともに昼食として、首都や州都出身の料理人が調理した西洋料理[54]を食べたのち、日中の猛暑を避けるために自室で昼寝をした。夕方 4 時ごろに、それぞれのチームは再度ハンティングに出かけ、7 時頃に戻り、酒を飲んだあと、夕食をとり、

---

[52] 雇用に関しては、第 3 章を参照

[53] 倒れたバッファローが突然起き上がり、人を襲うという事例は、ハンターの間では一般的によく知られている（Hunter 1952=1957）。狩猟区 3 の狩猟ガイドの話（2009 年 1 月 19 日）では、狩猟区 22b の観光事業者は、2003 年にバッファローに殺されたという。

[54] この日の昼食の内容は、メロンの白ワイン漬け、トマト・ピーマン・ジャガイモのサラダ、ハーテビーストとコブのロースト、各種チーズ、フルーツの盛り合わせ、コーヒーというものだった。カメルーンの大都市でも食べることが難しいような豪勢な内容であった。

写真 1-1　調査地のあるキャンプの外観

出所：筆者撮影

写真 1-2　調査地のあるキャンプの客室内部

出所：www.ndilla-safari.com

写真 1-3　調査地のあるキャンプのサロン

出所：筆者撮影

写真 1-4　バッファローを追跡する（左から）狩猟ガイド、トラッカー、ハンター

出所：筆者撮影

写真 1-5　発砲の瞬間

出所：筆者撮影

写真 1-6　仕留めたバッファローと記念撮影をするハンターとトラッカー

出所：筆者撮影

10 時ごろにそれぞれの客室で就寝した。

仕留められた動物の所有権は、法律上獲ったハンターに発生し（野生生物の利用規制に関する法律第 96 条）、彼らは時として上等な部位（腰部や肋間のフィレ肉）のみを食べる。しかし、ハンターたちの目的は、無論、肉ではなく、大きさを競うための獲物の頭骨である。捕獲された動物の頭部の肉や皮は、キャンプにおいて皮剥ぎ人として雇用された従業員によって剥がれる。トロフィーは後日、観光事業者によってハンターの自宅に郵送され、ハンターは自国の剝製師に注文し、その頭骨と皮から、壁から首が突き出ているような剝製を製作する。通常、ハンターが利用しないフィレ肉や頭部以外の部位、サルなどの一部の動物の肉は、キャンプで働く従業員の食料とされる。しかし、筆者が同行した事例のように、仕留められた野生動物の肉は、必ずしも完全に利用されるわけではないようである[55]。

2　ベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティングの歴史的変遷

以上のように、ベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティングの現状を説明した。では、カメルーン北部におけるスポーツハンティングは、これまでどのように盛衰してきたのであろうか。以下、狩猟に関する法律および狩猟区の整備過程、狩猟ライセンスの発行数および税収の推移などのデータとともに、現在までのその変遷を追ってみる。

2-1　スポーツハンティングの始まり：委任統治時代（第一次世界大戦後～1960 年代）

カメルーンは、15 世紀にポルトガル人がギニア湾から上陸したのをきっかけに、ヨーロッパとの接触をもちはじめた（嶋田 1995）。16 世紀から 19 世紀まで奴隷貿易が盛んにおこなわれたのち、1884 年 11 月から翌年 2 月までおこなわれたベルリン会議によって、カメルーンはドイツに支配された。しかし、第一次世界大戦終結（1918 年）後、ドイツが敗退すると、翌年、国際連盟の委任統治制度により、ナイジェリアと接する現在のカメルーン西部はイギリスに統治されるようになった。そして、現在のカメルーン北部を含む、それ以外の地域は、1922 年よりフランスによる実質的な支配を受けるようになった。

今日と同様、19 世紀の探検家時代および 20 世紀の植民地時代における、欧米人によるアフリカにおけるスポーツハンティングは、ケニアやウガンダ、北ローデシア（現在のザンビア）、南アフリカなど

[55] スポーツハンティングで得られた肉の村への譲与については、第 3 章を参照

の東・南アフリカが中心であった（e.g. Maydon et al. 1932）。しかし、著名なイギリスの探検家 Powell-Cotton が「獲物を入れる袋を追加したくなる」（Powell-Cotton 1932: 389）と述べているように、カメルーンでもゾウやクロサイ、ダービーズエランドなどを対象とした狩猟が、当時からおこなわれていた。

1916 年 8 月 16 日に、フランスは、現在のガボンや中央アフリカ共和国を含む仏領赤道アフリカ（仏：Afrique équatoriale française）における狩猟に関する法律を交付した（Journal Officiel de la République Française 1916: 7018-7019）。この規制は、1924 年 5 月 22 日の政令により、カメルーンにも適用された（Journal Officiel de la République Française 1930: 4437）。それまで、これらの地域では、狩猟に関する規制が明文化されておらず、経済、社会、行政の観点から、その全体的な規制の必要性が唱えられていた。特に、特定の重要な野生動物種を保護することや、狩猟活動の大部分を占める現地の人々による狩猟に対する措置、ヨーロッパ人によるスポーツハンティングと商業目的での狩猟の区別などが必要事項として挙げられていた（Journal Officiel de la République Française 1916: 7018）

1916 年の規制により、保護される野生動物種、狩猟対象種、狩猟期間、禁止される猟具、保護区の設定などについての決定がなされた。ヨーロッパ人らを対象としたスポーツハンティングのためのライセンスは、現在のカメルーンでの狩猟規制と同様に、大型狩猟、中型狩猟、小型狩猟の 3 つに区分された。大型狩猟ライセンスは、政府によって発行され、保護されている種をのぞいて、仏領赤道アフリカに生息するいかなる野生動物も狩猟することができた。また、ゾウなどの保護されている種に関しても、6 頭まで狩猟することができた。中型狩猟ライセンスは、地区総督によって発行され、大型と同様であるが、保護されている種に対する捕獲頭数の制限が 3 頭とされた。小型狩猟ライセンスも、地区総督によって発行され、保護されている種は狩猟することはできず、それらをのぞいた鳥獣を狩ることができた。

その後、フランスは、1930 年 4 月 16 日の政令により、カメルーンにおける独自の狩猟規制を設けた。この規制が、1916 年の仏領赤道アフリカにおける規制と異なっていた点は、以下の 3 点である。つまり、ゾウだけでなく、他の野生動物種においても捕獲枠を設けたこと（表 1-7）、国立公園や保護区の設定を検討したこと、そして、現地の人々による狩猟権をある程度認めたこと[56]である。

保護区の設定に関して、当時の政府は、「この政令によって特異な動植物の保全を保障し、カメルーンの自然景観をともにつくるため、学問的興味のため、また自然の豊かさの破壊と将来の経済的損失をさけるために国立公園を設ける」[57]（Journal Officiel de la République Française 1930: 4437）とした。

---

[56] 第 3 章 3-1 で後述
[57] 筆者による和訳。

表 1-7　1930 年 4 月 16 日に公布された政令によって狩猟ライセンスごとに定められた保護動物に対する捕獲可能頭数

和名	当時*の表記		現在**の表記		大型狩猟ライセンス（頭）	中型狩猟ライセンス（頭）
	仏名	学名	英名	学名		
ゴリラ	Gorille	*Gorilla gorilla*	Gollia	*Gorilla gorilla*	1	
キリン	Girafe	*Girafa camelopardalis*	Giraffe	*Giraffa camelopardalis*	1	
ダチョウ	Austruche	*Struthio camelus*	Ostrich	*Struthio camelus*	2	
アフリカゾウ	Eléphant	*Lexadon africanus*	Elephant	*Loxodonta africana*	4	4
バッファロー	Buffle	*Ecaffer esquinoxialis*	Buffalo	*Syncerus caffer*	15	10
シタトゥンガ	Sitatonga	*Lianotragus gratus*	Sitatunga	*Tragelaphus spekei*	4	1
カバ	Hippopotame	*Hippopotamus amphibious*	Hippopotamus	*Hippopotamus amphibius*	4	2
グレータークドゥ	Grand Koudou	*Streposeros kudu*	Greater kudu	*Tragelaphus strepsiceros*	4	1
クロサイ	Rhinocéros noir	*Diceros bicornis*	Browse Rhinoceros	*Diceros bicornis*	1	1
ボンゴ	Bongo	*Tragelaphus euryceros*	Bongo	*Tragelaphus euryceros*	4	1
ムフロン	Mouflon	*Ovis tragolapha*	Mouflon	*Ovis spp.*	2	1
コロブス	Colobe	*Genre colobus*	Colobus	*Colobus spp.*	3	3
ポタモガーレ	Parpassa	*Potamegale velox*	Giant otter shrew	*Potamogale velox*	4	1
カンムリヅル	Grue couronnée	*Balearica pavonina*	Crowned crane	*Balearica pavonina*	4	1
サギ類	Aigrette	*Casserodius*	Heron	*Ardea spp.*	10	5
		Egretta	Egret	*Egretta spp.*		
アフリカハゲコウ	Marabout	*Leptetililus craxenifer*	Marabou stork	*Leptoptilos crumeniferus*	4	2

*　(Journal Officiel de la République Française 1930: 4437)より　　**　(Kingdon 1997)および（山階 1986）より

出所：(Journal Officiel de la République Française 1930: 4437)、（山階 1986）、(Kingdon 1997)より作成

これは、1900 年にイギリスのロンドンで開かれたアフリカにおける野生生物保全に関する国際会議での決議の影響を受けてのものであると考えられる。この会議には、イギリスやドイツ、スペイン、そしてフランスなどの列強が参加し、当時、狩猟によって激減していた野生動物を保全するために、年齢や性別、種に準じた狩猟の制度化と保護区の設定を各国がすすめることが決議された（United Kingdom of Great Britain and Ireland 1900）。これらの決定の影響を受け、1932 年にカメルーン国内に 7 つの保護区が設定された（表 1-1）。その中には、本論の調査地としたベヌエ国立公園の前身であるベヌエ野生動物保護区（仏：Réserve de faune de la Bénoué）も含まれていた。

植民地時代以前、現在のベヌエ国立公園に設定されている土地は、19 世紀頃から北部州の東部を中心に支配していたフルベ・イスラーム国家であるレイ・ブーバ（Rey-Bouba）王国の狩猟場として使われ、周辺の村の首長によって管理されていたという（Weladji and Tchamba 2003）。本節の冒頭に記したように、確かにカメルーン北部でも探検家や入植者によるスポーツハンティングは 20 世紀前半からおこなわれていた。しかし、ヨーロッパ人は、北部州の東部をほとんど訪れず、他のアフリカ諸国、特に東・南アフリカ諸国と比べても、スポーツハンティングはそれほど活発ではなかったようである。

それは、以下のように、この地域が「忘れられた」植民地とされていた（嶋田 1994）ことに起因する。北部州の東部 1890 年にカメルーン国内のヨーロッパ人の人口は、わずか 105 人であったが、1913 年には当時植民地支配をおこなっていたドイツ人を中心に 1871 人に増加した（Kuczynski 1939: 9）。そして、1922 年よりフランスによる実効的な支配が始まった以降、1937 年にはフランス人を中心とした 3106 人のヨーロッパ人がカメルーンに居住していた（Kuczynski 1939: 105）。しかし、仏領時代の 1937 年から 1950 年までの間、レイ・ブーバ王国が支配していた北部州の東部には、まったくヨーロッパ人（軍人・企業関係者・キリスト教関係者）は居住しておらず、1951 年になってはじめて、1 人の軍人が入植したと記録されている（Roupsard 1987: 476）。これには、独領時代は、カメルーン北部では農産物の商品化が困難であったことや、運搬手段のためのインフラが整備されていなかったこと、そして仏領時代には、植民地政府は、レイ・ブーバ王国に対して間接統治政策をとり、植民地支配の影響力をそれほど強く及ぼさなかったことが関係する（嶋田 1995）。レイ・ブーバ王国へ間接統治を認めた 1 つの背景には、フランスが、第一次世界大戦開始時にドイツとの戦闘の際に、レイ・ブーバ王国から食料援助を受け、その見返りとして、当時のレイ・ブーバ王国の首長ブーバ・ジャマーア（Bouba Djamaa）が存命の間は、フランスは植民地政府の行政機関を設置しないことを約束したことによる（嶋田 1995: 25）。そのため、彼が死去する 1945 年まで行政機関の設置はおろか、植民地政府の行政官によるレイ・ブーバ王国全域の視察も 1939 年までおこなわれなかった（嶋田 1995: 25）。レイ・ブーバ王国の影響力を物語るように、王都レイ・ブーバの東に 1932 年に設定されたブーバ・ジダ（Bouba Ndjida）野生

動物保護区（現在は国立公園）は、王国の第 17 代の君主の名前から命名されている（Mohammdou 1979）。狩猟区 3 の狩猟ガイドからの聞き取りによると（2009 年 1 月 19 日）、1950 年ごろまで、カメルーン北部には、ドイツ人もフランス人もほとんどいなかったとされ、レイ・ブーバ王国の首長が猟期を決定していたという。レイ・ブーバ王国の重臣（F:*dogari*：ドガリ）（嶋田 1995：127）からの聞き取り（2007 年 3 月 23 日）では、1950 年代前半から欧米人のハンターが北部州の東部を訪れるようになり、重臣が同行していたという。調査村 A 村の古老からの聞き取りによると（男性 61 歳、2007 年 2 月 2 日）、1960 年ごろにはじめて調査村の周辺にヨーロッパ人がスポーツハンティングをしにきたといい、また、別の A 村の住民の話では、当時、まだ狩猟区は設定されておらず、村から南西に約 3km に位置するオルディリ川のほとりに建てられていた藁葺きの小屋に滞在し、4、5 日ほど狩猟をしたり写真を撮ったりしていたという（男性 43 歳、2007 年 1 月 5 日）。

2-2　盛衰するスポーツハンティング：独立から経済危機まで（1960 年代～1980 年代後半）

カメルーンにおいて、フランスによる委任統治が開始されたのち、ヨーロッパ人によるスポーツハンティングを目的とした狩猟に関する法律の整備が、他の仏領植民地と同調してなされたが、レイ・ブーバ王国の支配も関係し、第一次世界大戦後から独立前まで、ベヌエ国立公園の東側ではそれほど活発にスポーツハンティングはおこなわれていなかったようである。

しかし、やがて調査地におけるスポーツハンティングは活発化していく。独立後の野生動物の管理を担う省庁の報告書によると、極北州と北部州において 1963 年および 1964 年に発行された狩猟ライセンスの数は、それぞれ 80 と 79 であった（Flizot 1963; 1964）。1964 年の場合、79 のうち 21 は、入植者ではなく海外からきたハンターを対象として発行されたものであった（Flizot 1964: 46）。当時、ベヌエ野生動物保護区の南部には、ブッフュル・ノワール・キャンプという国設のキャンプが建設されていた。このキャンプ周辺およびマヨ・レイ県の県庁所在地チョリレを中心としたベヌエ国立公園（当時は野生動物保護区）の東側は、ダービーズエランドやバッファローなどは豊富に生息しており、好猟場とされていた（Flizot 1963: 47）。そして、年々増えるハンターに対応するために、同地域で新たな猟場の開拓が必要であるとし、当局は、現在の狩猟区 10 にあたる地域の開発許可を出した（Flizot 1963: 47）。

1960 年に仏領カメルーンが独立した後、カメルーン政府は、1968 年にベヌエ野生動物保護区を、ベヌエ国立公園へと格上げし[58]、同時に、16 の狩猟区を設定した（図 1-5）。1970 年には 180 人のハンターが、16 の狩猟区を訪れ、16 のうち 10 の狩猟区に、4 つのベッドを備えたキャンプが建設されていた

[58] 政令 Arrêté N°120 /SEDR du 5 décembre 1968 a érigé ce domaine en "Parc National de la Bénoué"

（République Fédérale du Cameroun 1970: 2, 8）。1972 年には、新たに 11 の狩猟区が設定され、北部州における狩猟区は合計で 27 となった。1975 年には旅行者を対象とした狩猟ライセンスの発行数が 240 に達し、1980 年代前半には 250 を越えた（図 1-6）。

しかし、1980 年代後半に入り、旅行者を対象とした狩猟ライセンスの発行数は 130 を切る。また、居留民に発行したライセンス数も激減している。この活動の衰退には、その時期におこったカメルーンにおける経済危機および、スポーツハンティングに関係する税金の値上げ（WWF 2000）が関係していると考えられる。1986 年に CFA フラン高ドル安の影響によって石油、カカオ、コーヒーなどの一次産品の輸出収益が激減し、5080 億 CFA フランの財政赤字を計上し、カメルーンは経済危機に陥る（墓田 2000）。1988 年に、国際通貨基金および世界銀行主導による構造調整計画を受け入れることによって、カメルーン政府は経済の立て直しを図ってきた（墓田 2000）。また、カメルーン政府は、1986 年および 1988 年にライセンス料と印紙代を増税したが、それによってカメルーン北部を訪れていたハンターは、他のアフリカ諸国へ流出してしまった（WWF 2000: 12）。これらの社会的動向を原因に、カメルーン北部におけるライセンス発行数は減少し、同地域におけるスポーツハンティングは衰退したと考えられる。

2-3　再興する現代のスポーツハンティング（1980 年代後半～現在）

1980 年代後半に、旅行者を対象とした狩猟ライセンスの発行数は、約 200 まで一時的に落ち込んだが、多少の増減はあるものの、現在まで 250 前後を維持するまでに回復している（図 1-6）。さらに、スポーツハンティングによって得られる税収は、増加の一途をたどっている（図 1-7）。これらの復興の要因として、経済状況の改善および政府による積極的なスポーツハンティング活動への梃入れという 2 点が考えられる。

第一に、1988 年より実施された構造調整計画は、カメルーンに比較的安定した経済成長をもたらした（墓田 2000）。また、1994 年には構造調整計画の一環として、現地通貨フラン CFA が、それまで 1 フランス・フラン＝50CFA フランだったものが、100CFA フランに切り下げられた。これによって、ヨーロッパからの観光事業者にとって、カメルーンでスポーツハンティング観光を営むための現地経費が低減したと考えられる。

第二に、カメルーン政府は、80 年代以降、狩猟区および捕獲枠を拡大させることで、スポーツハンティングの復興を試みてきたと考えられる。まず、政府は、80 年代後半以降にスポーツハンティングの対象となる主な野生動物種の捕獲枠を拡大させている（図 1-8）。さらに、1985 年の当局の報告書による

と、政府は、ライオンを厳正保護の対象とし、狩猟することを禁じていたが、当局の長官の特別許可を出すことで認めるようにした。ところが、わずか 4 頭のライオンしかハンティングされなかったため、多くのハンターを呼び寄せるためにも、より自由にライオンをハンティングできるようにすべきであると報告している（République du Cameroun 1985:31）。そして、1988 年に政府は、ライオンに対して 44 頭の捕獲枠を設けた（République du Cameroun 1988:43）。捕獲枠の拡大にともない、狩猟頭数も同調し、漸増している（図 1-8）。つぎに、政府は、一貫して狩猟区を拡大させてきた（図 1-5）。1996 年に、政府はすでにある狩猟区を修正し、3 カ所に新たな狩猟区を設定し、2009 年現在までに、さらに共同体管理狩猟区を含めた 3 つの狩猟区を新たに設定した。その結果、狩猟区の設定数は、設定当初（1968 年）の 16 区画から、2009 年現在の 31 区画にまで増加した。それにともない、狩猟区の面積は 1996 年には、設定当初（1968 年）の約 73 万 ha から 3 倍の約 219 万 ha に、そして 2009 年現在、当時の 3.5 倍にあたる約 257 万 ha まで拡大した[59]。

通貨の切り下げに伴う現地経費の低減および狩猟区の拡大を背景に、主にヨーロッパからの観光事業者によって賃借されている狩猟区の数も、80 年代末には 10 であったが、2000 年代始めには 26 に、そして 2009 年現在は 28 に増加している（図 1-9）。つまり、80 年代後半以降、ヨーロッパからの観光事業者の事業が拡大している。

これらの結果、1994 年に政府は狩猟税を値上げしたにもかかわらず（WWF 2000: 28）、北部州の狩猟区を訪れるハンターの数は、多少の上下動はあるものの、現在まで 250 前後を維持するまでに回復し、スポーツハンティングによって得られる税収も右肩上がりに増益している。特に、スポーツハンティングによる税収の増益は著しく、2007/2008 年の猟期には、5 億 CFA フラン（約 1 億円）を突破した。

3　北部州の国立公園におけるサファリとの比較

現在、北部州には、ベヌエ、ブーバ・ジダ、ファロ（Faro）の 3 つの国立公園が設定されている（図 1-3）。国立公園では、野生動物を観察し、写真におさめるサファリがおこなわれ、国立公園への入場料が主要な収益源となっている。入場料は、1 日そして 1 つの国立公園につき、外国人旅行者ならば 6000CFA フラン（約 1200 円）、居留民ならば 3000CFA フラン（約 600 円）、そしてカメルーン国民ならば 1500CFA フラン（約 300 円）と定められている[60]。

59　（WWF 2000）および各年の政府関係資料より算出

60　財政法抜粋 Extrait de la loi finance Article 9,1er juillet 1996　第 10 条

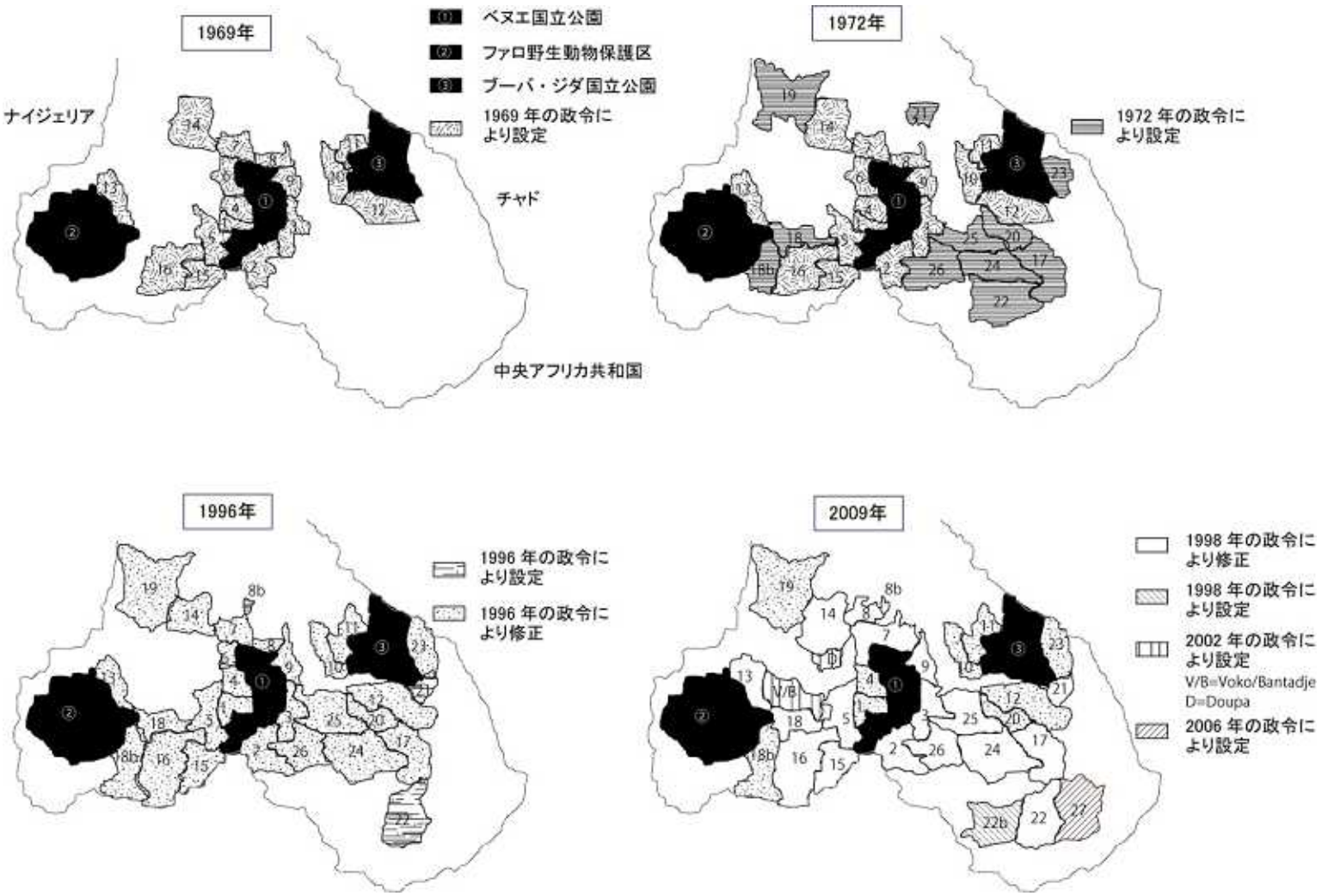

図 1-5　北部州における 1969 年から 2009 年現在までの狩猟区の拡大過程図
出所：WWF 内部資料および省庁の年間報告書より筆者作成

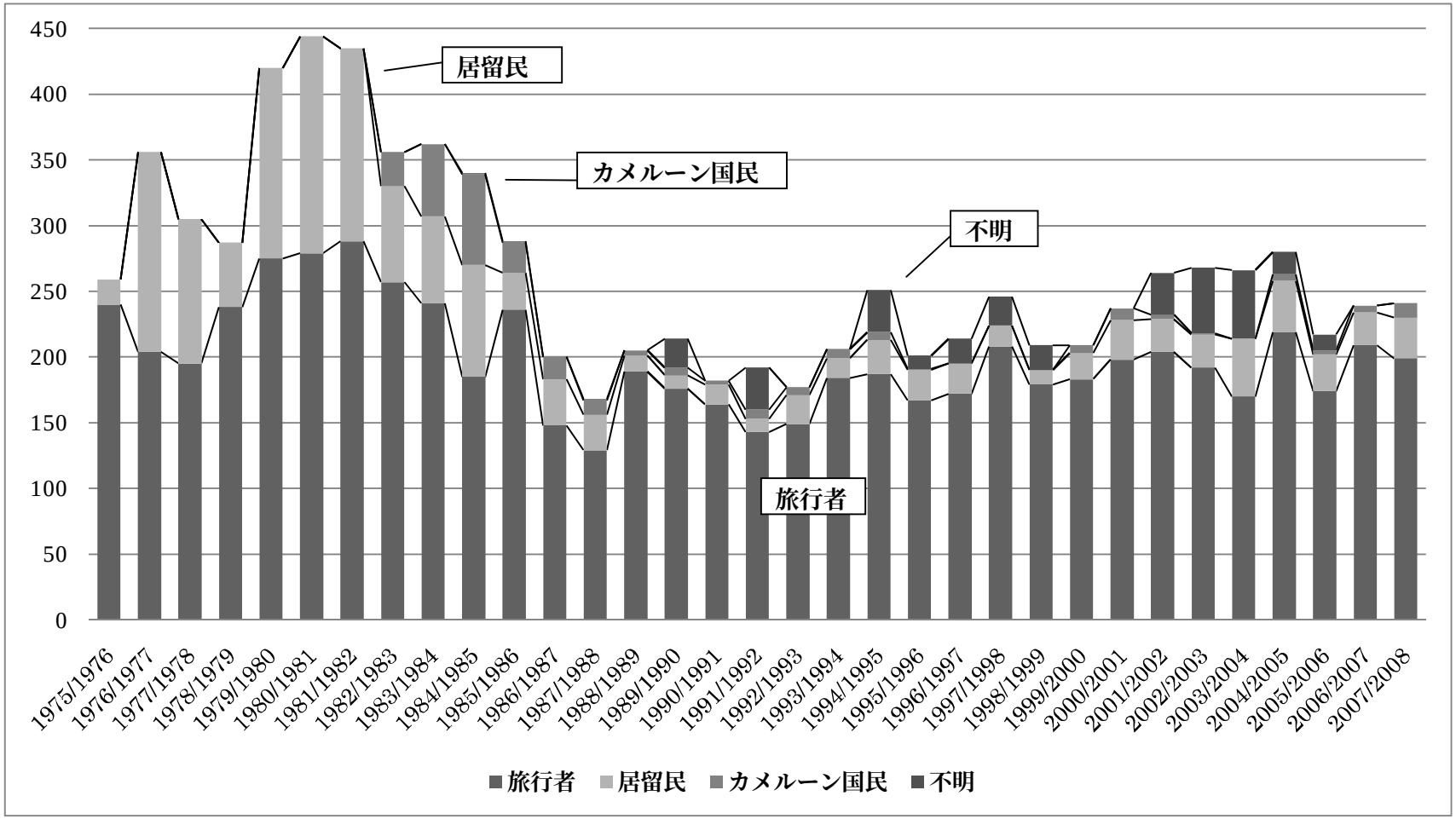

図 1-6　1975 年から 2008 年までに北部州で発行された狩猟ライセンスの数と交付対象

出所：省庁の年間報告書（75/76～83/84、90/91、96/97、99/00、00/01、07/08 年）および野生動物森林省に保管されている帳簿から集計

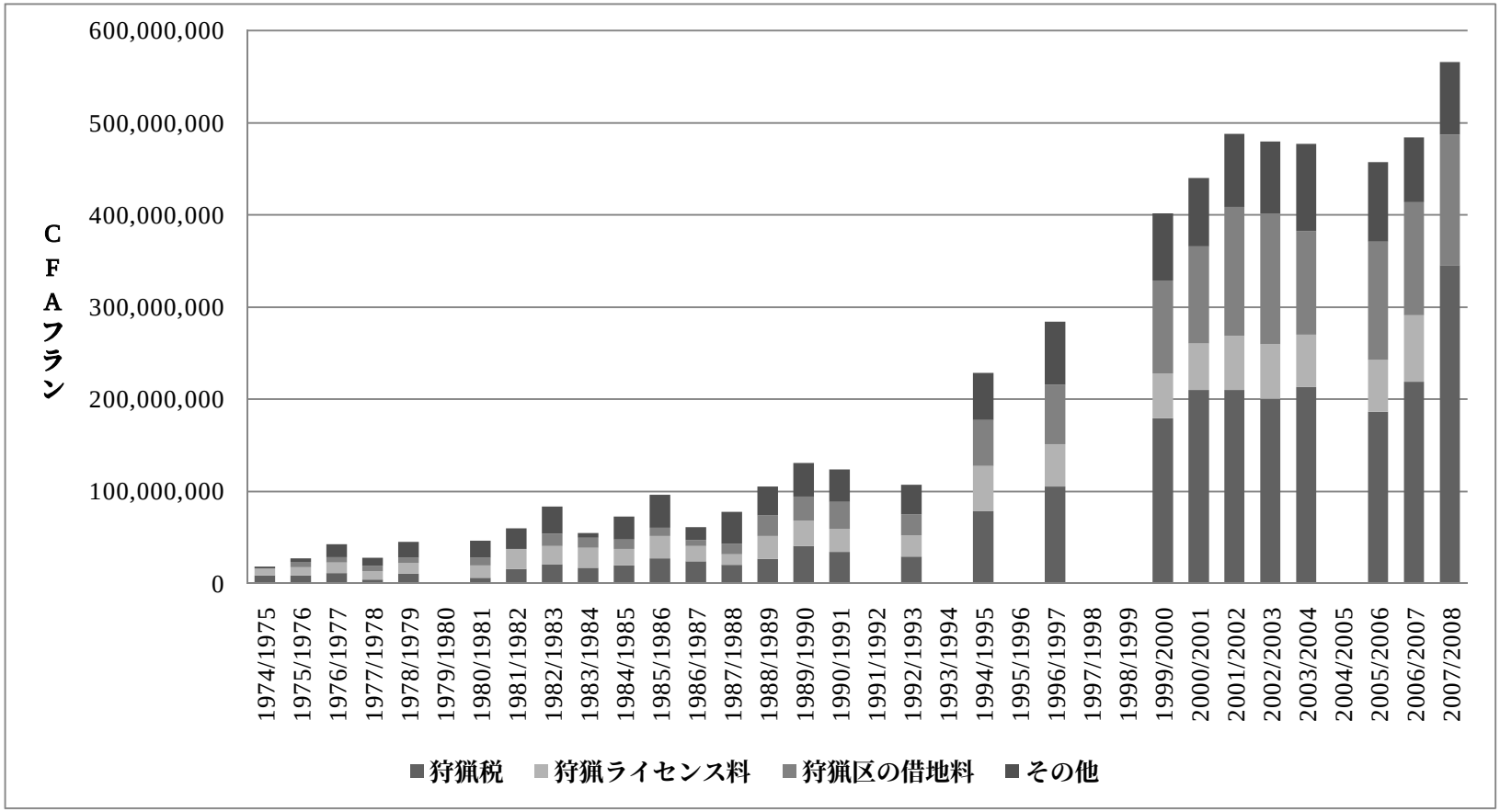

図 1-7　1974 年から 2007 年までの期間、北部州の狩猟区におけるスポーツハンティングによって得られた各年の税収の合計

注：その他には、銃の輸入税、狩猟ガイドの資格取得のための税金、国が管理する狩猟区における収入、印紙代などを含む。

出所：省庁の年間報告書より筆者作成

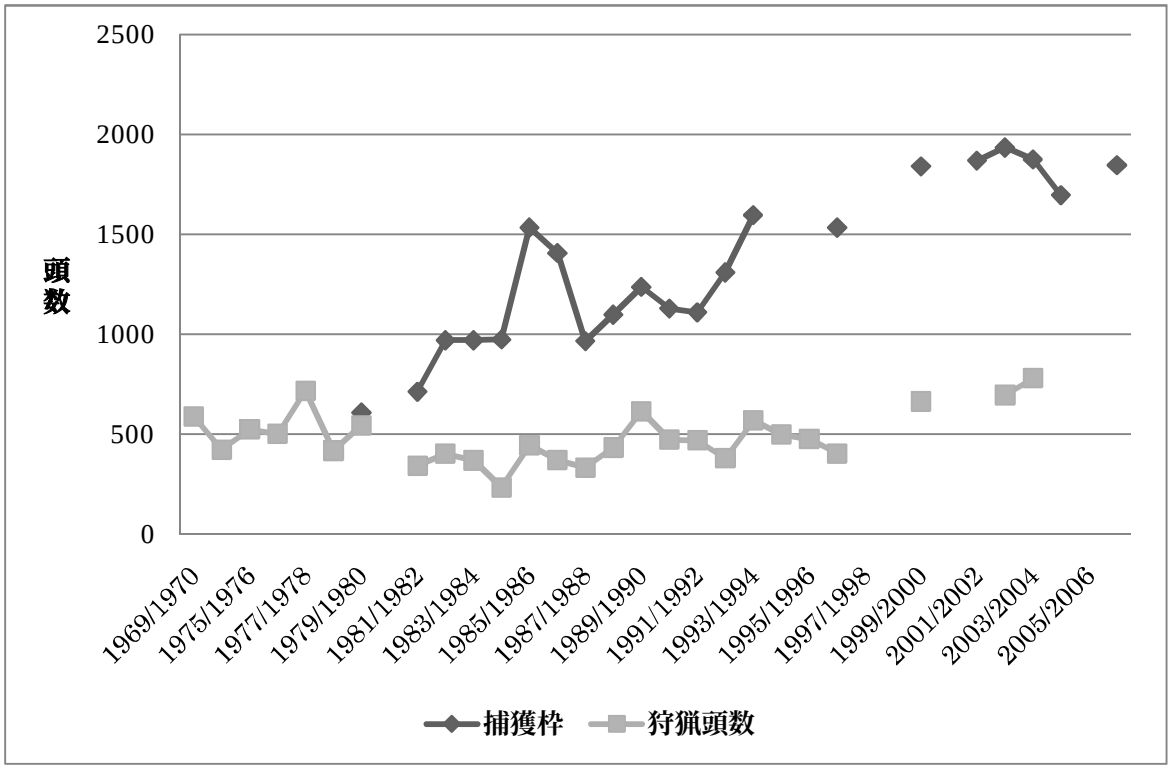

図 1-8　13 種の狩猟対象となる野生動物の捕獲枠と狩猟頭数の合計の推移

注：13 種の狩猟対象種とは、アフリカゾウ、ダービーズエランド、ライオン、バッファロー、カバ、ハーテビースト、ローンアンテロープ、ウォーターバック、コブ、ボホールリードバック、イボイノシシ、ブッシュバック（*Tragelaphus scriptus*）、オリビ（*Ourebia ourebi*）を示す。

出所：各年の当局の年間報告書および（WWF 2000）より作成

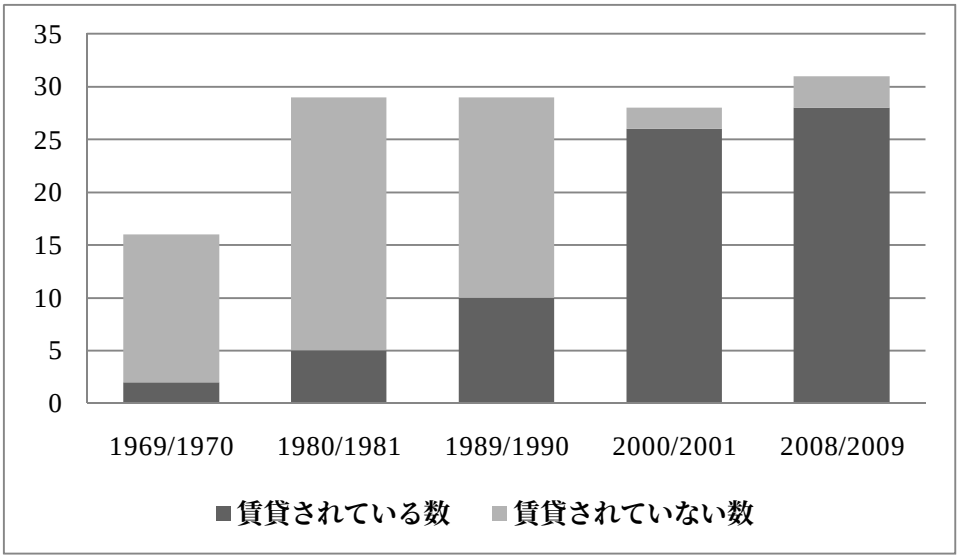

図 1-9　1969 年から 2009 年現在までの北部州における狩猟区の設定数と賃貸数の推移

出所：各年の当局の年間報告書より作成

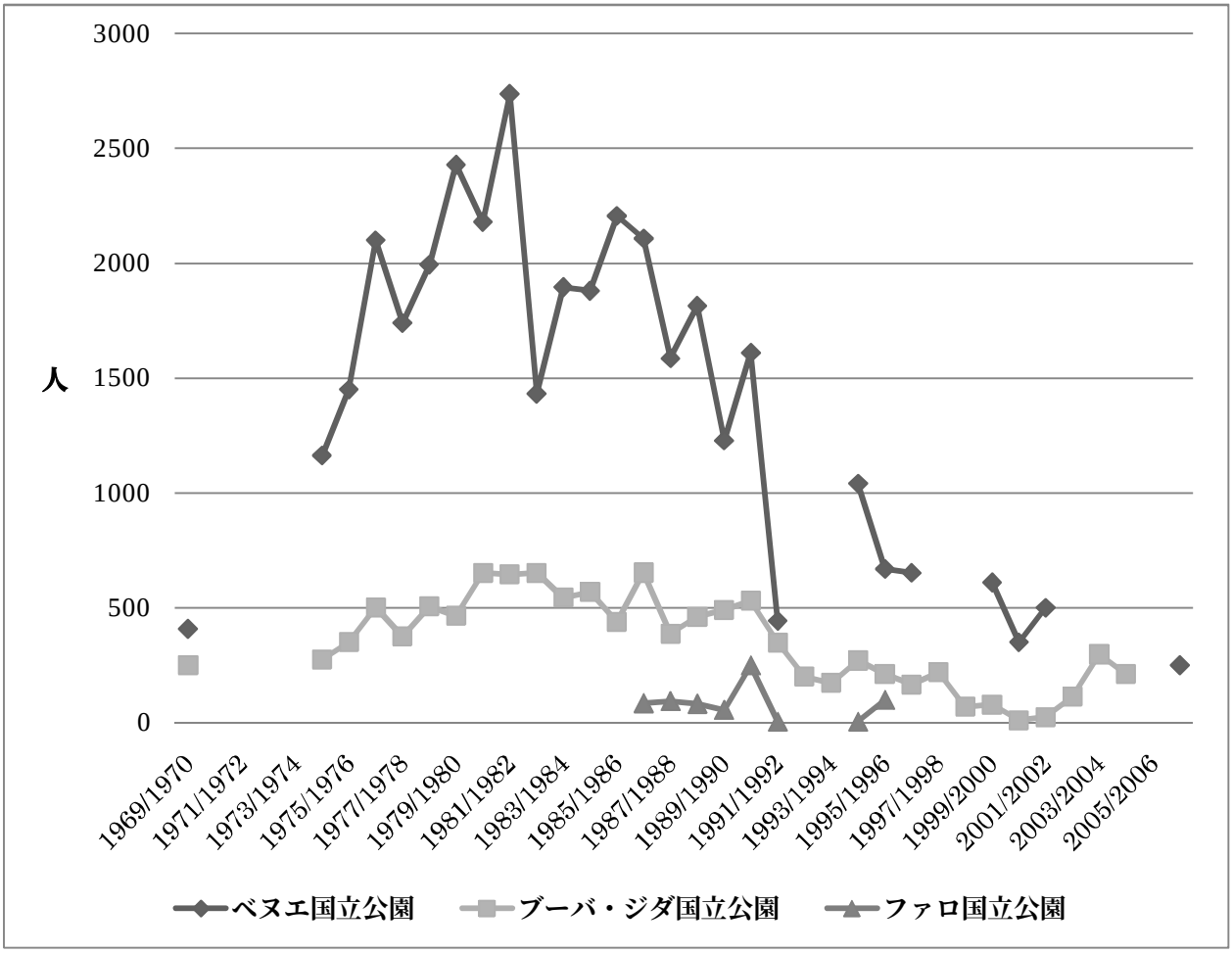

図 1-10　1969 年から 2006 年までの北部州に設定されている 3 つの国立公園（ベヌエ、ブーバ・ジダ、ファロ）の入場者の推移

出所：各年の当局の年間報告書より作成

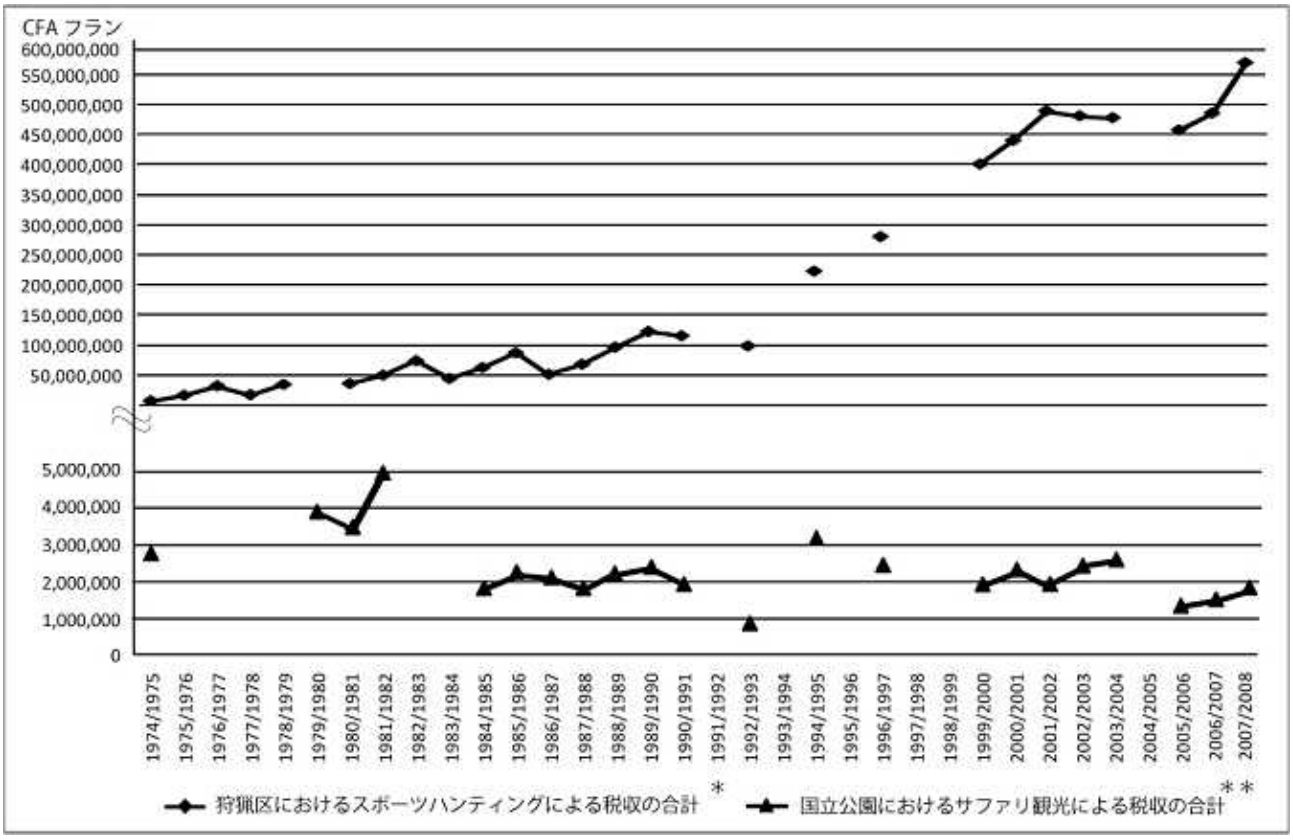

図 1-11　1974 年から 2008 年までの北部州の狩猟区におけるスポーツハンティングと 3 つの国立公園におけるサファリ観光による税収の比較

注：*　狩猟税、狩猟区の借地料、狩猟ライセンス料などを含む

****　国立公園への入場料および写真撮影にかかる税金を含む**

出所：各年の当局の年間報告書より作成

3 つの国立公園のなかでも、舗装された幹線道路沿いにあるベヌエ国立公園への入場者数がもっとも多く、80 年代後半までは年間 1500 人以上の来場者を集めていた（図 1-10）。しかし、ブーバ・ジダ国立公園とともに、80 年代後半以降に入場者数は減少した。これもやはり、スポーツハンティングと同様に、同時期に起こった経済危機の影響と考えられる。そのほかにも、野生動物森林省の担当者からの聞き取りによると（2007 年 7 月 16 日）、ベヌエ国立公園への入場者数が減少している理由には、以下の 3 つの理由が挙げられる。まず、観光客が宿泊する国設のキャンプの老朽化である。国設のブッフュル・ノワール・キャンプは建設からすでに 40 年以上が経過しており、上水道も破損しており、現在、井戸水を利用しているという。次に、国立公園内にサファリ
のための道路が整備されていないことである。ベヌエ国立公園の全面積のうち、道路が通り、サファリをおこなうことができる面積は、20%以下にとどまっている（MINEF 2002: 47）。乾季になると、野生動物はベヌエ川のある公園の東側に移動するが、そこまで道路が延びていないため、観光客を満足させるだけの野生動物をみせることができないという。最後に、ブッフュル・ノワール・キャンプの管理者が、フランス人からカメルーン人に代わったことである。そのため、ヨーロッパ人を集める宣伝戦略を失い、集客力が低下したという。

また、野生動物森林省の担当者からの聞き取りによると（2007 年 5 月 10 日）、ブーバ・ジダ国立公園では、近年、隣接するチャドから盗賊が、スーダンのダルフール地方で起こっている紛争での資金調達のために、ブーバ・ジダ国立公園周辺に住む住民や観光客を襲っているため、公園への入場者数も伸び悩んでいるという。

入場者数の低下にともない、北部州に設定されている 3 つの国立公園でのサファリ観光によって得られる税収の合計も、80 年代後半以降、減少し、近年は 200 万 CFA フラン（約 40 万円）を前後している（図 1-11）。これとは対照的に、スポーツハンティングによる税収は、1994 年から順調に増収しており、国立公園におけるサファリ観光による税収をはるかに上回っている。2007/2008 年、スポーツハンティングによる税収は、約 5 億 6 千万 CFA フラン（約 1 億 1200 万円）であったが、国立公園におけるサファリ観光による税収は、わずか約 182 万 CFA フラン（約 36 万 4000 円）であり、その差は約 308 倍であった。また、2001/2002 年に狩猟区を訪れた 278 人のハンターによって、約 4 億 4 千万 CFA フラン（約 8800 万円）の税収が得られ、1 人のハンターあたり、平均で約 158 万 CFA フラン（約 31 万 6000 円）の税金を支払った。一方で、同じ年、ベヌエおよびブーバ・ジダ国立公園を訪れた約 520 人のサファリ観光者によって、約 193 万 CFA フラン（約 38 万 6000 円）の税収が得られ、1 人のサファリ観光者あたり、平均で約 3700CFA フラン（約 740 円）の税金を支払った計算になる。つまり、スポーツハンティングとサファリによって得られる 1 人あたりの税収の差は、約 427 倍であった。サファリ

観光者はスポーツハンターのように2週間もサファリのために国立公園に滞在することはないことを加味しても、1 人あたり、そして同じ期間あたりでも、スポーツハンティングはサファリを比較して、効率よく税収を得ることができる観光であるといえる。

4　小括

娯楽のための狩猟としてのスポーツハンティングは、ベヌエ国立公園地域においても、活発におこなわれており、そのために、政府によって狩猟区や狩猟ライセンス、狩猟税、捕獲枠などの制度が整備されていた。毎年、多額の費用をかけ、トロフィー収集やバカンスを目的とした欧米からのハンターが、カメルーンを訪れ、エキゾチックな野生動物を狩猟していた。まさに、現代のカメルーンにおけるスポーツハンティングは、植民地時代と変わらず「欧米の富裕層の娯楽」としておこなわれていた。

20 世紀初頭からのフランスによる委任統治時代において、他の仏領アフリカ諸国と同様に、カメルーンにも狩猟規制が設定された。しかし、カメルーン北部の場合、レイ・ブーバ王国による間接統治も関係し、それほどスポーツハンティングは活発におこなわれていなかった。独立後、カメルーン政府は、ベヌエ国立公園など、北部州の国立公園周辺に狩猟区を設定し、スポーツハンティングによる観光活動を発展させてきた。しかし、1980 年代後半の経済危機およびスポーツハンティングに関する税金の値上げによって、来訪するハンターの他国への流出を招き、北部州におけるスポーツハンティングは衰退した。これに対し、政府は、狩猟区および捕獲枠の拡大によって梃入れをおこなった。それとともに、国内の経済状況の改善や、通貨の切り下げに伴う現地経費の低減、狩猟区を賃借するヨーロッパの観光事業者の増加などを背景に、来訪するハンターの数は回復し、スポーツハンティングによる税収も増益したことによって、北部州におけるスポーツハンティング事業は復興した。

アフリカ全体の傾向と同様に、カメルーン北部におけるスポーツハンティングは、政府の重要な税収源、保護行政を経済的に支える柱、そして観光ビジネスとして活発化していた（c.f. Lindsey et al. 2007）。また、Baker（1997）が東・南アフリカ諸国を事例に指摘していたように、カメルーン北部におけるスポーツハンティングも、サファリ観光と比較して、同じ期間でもより少ない人数でより多くの収益をあげることができていた。野生動物森林省は、スポーツハンティングによる税収が伸びていることで、野生動物資源の開発が成功していることに満足している（République du Cameroun 2008）。しかし、2009 年現在、カメルーンにおけるスポーツハンティングによって得られる収益（約 1.1 億円）は、たとえば南アフリカ（約 100 億円）やタンザニア（約 27 億 6 千万円）（Baldus and Cauldwell 2004; Lindsey et

al. 2007）とは大きな差がみられる。そのためか、野生動物森林省は、カメルーンにおける野生動物資源は、現在の収益を上回る 8 億 CFA フラン（約 1 億 6000 万円）の利益を生み出すポテンシャルがあると述べており（République du Cameroun 2008: 43）、さらなるスポーツハンティングによる観光開発を進めていく計画であるという。

政府が、積極的にスポーツハンティングの再興に尽力したのは、国立公園におけるサファリ観光とは対照的に、スポーツハンティングによって得られる税収を、国立公園地域の管理計画における資金供給源として重要視している（MINEF 2002: 87）ためであると考えられる。つまり、政府は、サファリに比べて 300 倍以上もの多額の税収をもたらす観光業、そして経済活動として、スポーツハンティングを重視し、狩猟区の拡大などの政策をとってきたのである。

第 2 章　ベヌエ国立公園周辺の地域住民とその生業実態

1　A 村における農耕民ディーの生業
1-1　農業
1-1-1　野生動物による農作物への被害
1-2　狩猟
1-2-1　狩猟方法
1-2-2　狩猟対象と禁忌
1-2-3　野生動物と狩猟に関する民間伝承と儀式的狩猟
1-3　漁労
1-4　採集
1-5　家畜・家禽飼育
1-6　食生活とタンパク源
2　牧畜民ボロロの生業
3　A 村における農耕民ディーと牧畜民ボロロの関係
4　小括

1　A 村の農耕民ディーの生業実態

本論で調査村とした A 村には、25 世帯 287 人（2007 年）が居住していた[61]。村人らはディー語と、カメルーン北部の共通言語となっているフルベ語の両方を話し、さらに高齢者を除いたほとんどの村人がカメルーンの公用語であるフランス語を話すことができた。村人の 94%（N=287）が農耕民ディーであり、そのほかの民族の人は、神父や教師として他地域から移住してきた人々であった 。また、287 人の村人のうち、206 人（72%）がキリスト教徒（カトリック）、80 人（28%）がイスラーム教を信仰するムスリム、1 人（0.35%）は不明であった。このため、村にはレンガ作りの教会と、草本を編んで作られたむしろ垣で囲まれたモスクの両方があった。カトリックである村人は、毎週日曜日に教会で行われるミサに出席し、クリスマスには家畜や野生動物の革を張った太鼓や錫丈のような楽器などを鳴らし祝っていた。また、調査村のムスリムは、都市住民のように毎日礼拝をおこなっておらず、飲酒をするムスリムもいた。しかし、ラマダーン（10 月から 11 月にかけての断食月）には、1 日に 5 度、村の

[61] 全戸調査の結果より

モスクにて集団で祈りを捧げ、ラマダーン明けの祭りでは、モロコシなどからつくられた酒が用意され、参加者は太鼓や鐘とともに踊り、祭りを祝っていた。

村での食事は、クスクス[62]と呼ばれるトウモロコシの粉をお湯で練ったものを、ラッカセイのペーストや乾燥させたオクラ、バオバブの葉などを煮詰めて、お湯で溶いたスープにつけて食べるというものであった。このスープには、生あるいは燻製させた肉や魚が入れられることもあった。野生動物の内蔵（肝臓、肺、腸など）も肉と同様に、副食として食べられていた。食事は、基本的に1日 3 回とされ、朝は村内で売っている小麦粉からできた揚げパンと、コーヒーやトウモロコシを薄くお湯で溶いたかゆなどで軽く済ませ、昼食と夕食には、クスクスとスープという食事をしていた。しかし、朝や昼はなにも食べない場合もあった。また例外的に、村内の学校に通う生徒らには、WFP（The United Nation World Food Programme）から給食として米と豆が支給されていた[63]。村人らは、主食となるトウモロコシや副食となるラッカセイ、オクラ、肉、魚などは基本的に自給し、固形コンソメ、砂糖、塩などの調味料やビスケットやコーヒーなどの嗜好品は、県庁所在地チョリレ[64]の商店や村に来た行商から購入していた。

村には、塩や砂糖などの調味料や石鹸、マッチを売る世帯が 2 つだけあり、行商が、月に 1 度ほど、県庁所在地チョリレからプラスチック製品や電池などの工業製品を売りに訪れていた。また、村には電力はなく、一部の家屋の屋根はトタン板でできていたが、多くの家屋は、泥を乾燥させて作ったレンガと、サバンナから採集してきた藁と木材を建材としていた。村人らは、次章にて後述するスポーツハンティングキャンプでの賃労働以外は、トウモロコシなど穀類を中心とした自給的な農業や狩猟、漁労、採集を基本的な生業としていた。

1-1　農業

カメルーン北部の 3 つの州（アダマワ州、北部州、極北州）では、トウモロコシ、モロコシ、トウジンビエ、キャッサバ、ヤムイモ、ココヤム、落花生などが主要農作物として栽培され、また、換金作物として綿花が栽培されている。これらの農作物は、図 2-1 のように降水量によって、地域で栽培頻度が

---

[62] 北アフリカやヨーロッパで食べられている、小麦からつくられた粒状の食べ物とは異なる。ここでのクスクスとは、東・南アフリカでウガリやシマと呼ばれるものに相当する。

[63] 聞き取りによると、給食の支給は 2004 年 11 月 1 日から始まった。WFP によって、米、豆、ビタミン入り油（すべて米国産）が支給され、担当の村人が受け取り、村の中心にある建物に保管する。昼になると、村の女性が学校の隣で、米を炊き、豆を煮る。薪や固形調味料は各家庭から出し合い、生徒らは皿とスプーンを自宅から持ってくる。

[64] 序章図 0-3 参照

異なる。カメルーン北部のなかでも、年降水量が 900mm 以下となる極北州では、穀類生産が全体に

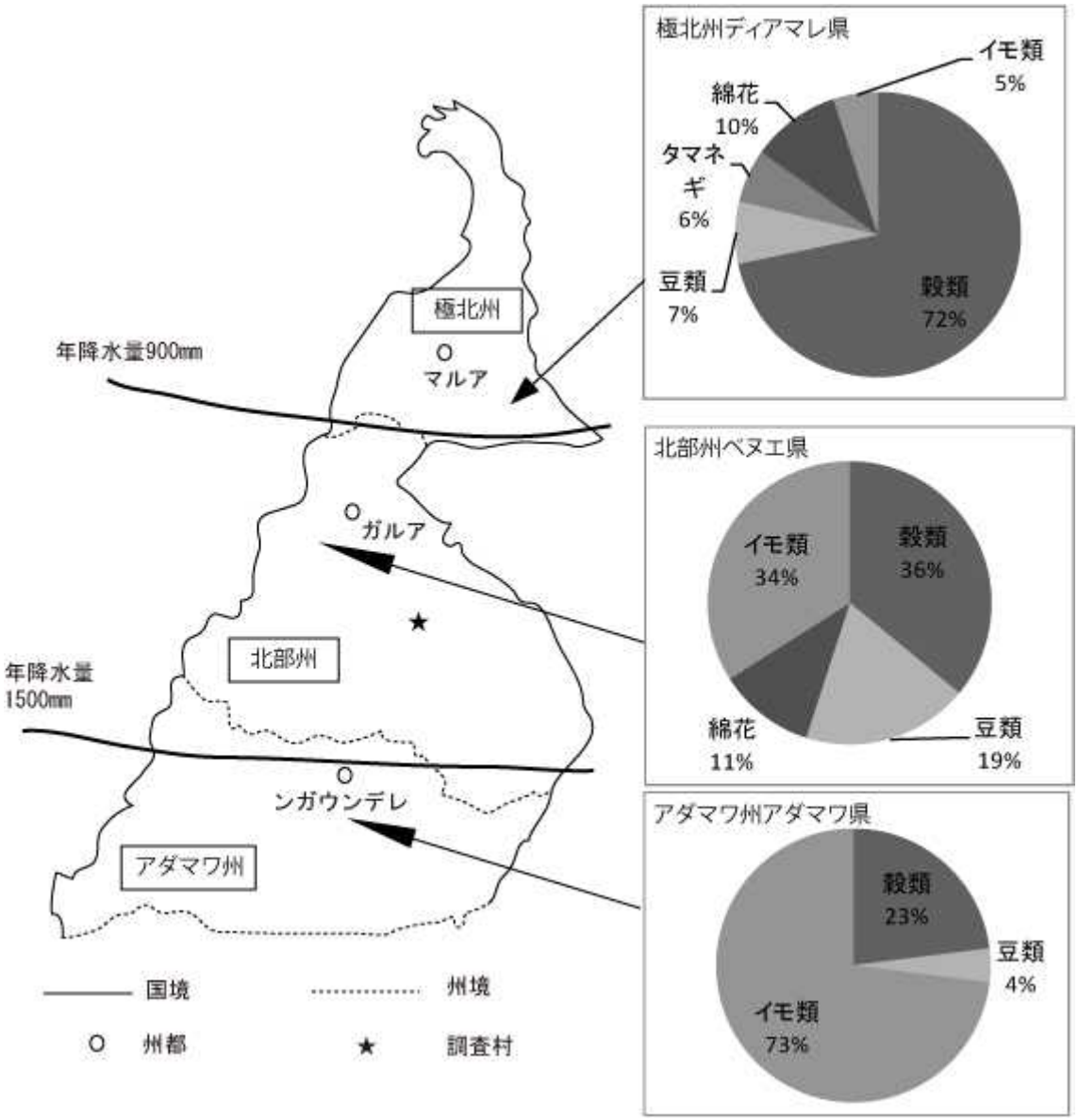

図 2-1　カメルーン北部の 3 つの州における農業生産量の作物別割合の比較（1978 年）

出所：（嶋田　1995: 178）を改変

占める割合が 70%を越えるが、年降水量が 900～1500mm の地帯に位置する北部州では、その割合は半分に落ち、イモ類と同程度になる。さらに南下し、年降水量が 1500mm 以上となるアダマワ州では、イモ類生産が全体の約 70%を占めるようになる。また、図 2-2 のように、耐乾性の高いモロコシの生産量は、降雨の少ない極北州で多いが、北部州やアダマワ州では大きく減少する。このように、年降水量が 900mm を越える北部州に入ると、穀物栽培の生産は急速に減少することから、湿潤度の高いサバンナ地帯が広がる北部州は、穀類を中心とするサバンナ農業とイモ類を中心とする湿潤森林地帯の農業の境界地点にあたる（嶋田 1995:177）。

A 村においては、トウモロコシ、ラッカセイ、モロコシ、綿花が中心作物として栽培されていた。上記のように嶋田（1995）によると、北部州ではイモ類と穀物の生産量がほぼ同程度になるとされるが、ベヌエ国立公園の東側では、古くからイモ類の栽培は盛んではなかったようである。1972 年の資料では、州都ガルア周辺では、イモ類の作付面積が全体の耕地面積に占める割合は 5.3%であったが、A 村を含めたベヌエ国立公園東側の県庁所在地チョリレから南西の道沿いにある村々では、1.5%であった（ORSTOM 1972）。表 2-1 のように 2007 年現在の A 村では、イモ類の作付面積が全体の耕地面積に占める割合は 7.5%であるが、やはり主要な栽培作物は、綿花やラッカセイなどであった。ほかにも、イネ（陸稲）やオクラ、カボチャ、キュウリが、小規模に栽培されていた。

トウモロコシとラッカセイは、町からきた商人に買い上げられることもあったが、ほとんどが自給目的であった。また、トウモロコシと綿花には、尿素などの化学肥料が用いられ、綿花には殺虫剤も使用されていた（表 2-2）。しかし、トラクターのような近代的な農業機械はなく、ウシに鉄製の犂をひかせる牛耕がおこなわれていた。村人への聞き取りによると、3 月には火入れをおこない、2 年から 3 年の休耕期間を設けているという。また、12 月から 2 月ごろまでの収穫期には、作物の収穫や脱穀のために労働交換（D: *babdui*：バブドゥーイ）がおこなわれる（図 2-3）。この労働交換は世帯間で頻繁におこなわれ、バブ（*bab*：畑）・ドゥーイ（*dòò*：酒の派生語）という言葉の構成からもわかるように、その報酬は現金や食事ではなく、モロコシから作った酒であった 。

主食となるトウモロコシには、黄色と白色の種類があり、2 期作がおこなわれる。トウモロコシは収穫されると、可食部となる種子は村に 2 台ある製粉機や臼と杵で挽かれ、芯は天日乾燥され、燃料として利用される。ラッカセイは、手動の器械でペーストにされ副食となるスープや、搾油して調理に利用される。ラッカセイには、渋皮の色が赤、白、赤と白のまだらの 3 種類があり、村の人々は、赤い渋皮のものは料理に使うのに適し、赤と白のまだら模様のものは油を絞るのに適するというように、それぞれ用途によって使い分けていた。モロコシは、赤、橙、白の色をした種類があり、主食になることもあるが、多くは酒に加工される。村には、モロコシやトウモロコシから作った 6 種類の酒があり、

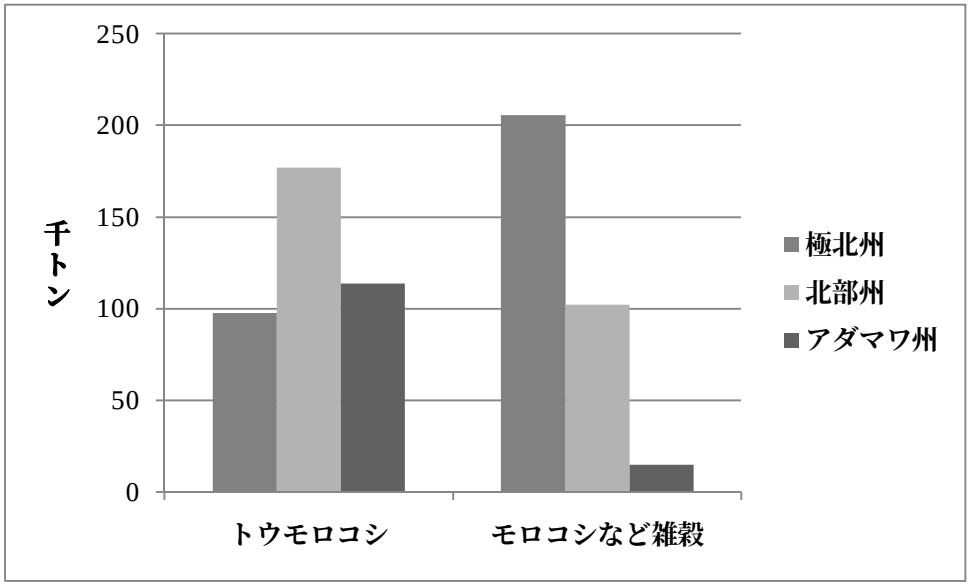

図 2-2　カメルーン北部の 3 つの州におけるトウモロコシおよびモロコシなどの雑穀の生産量比較（2002 年）

出所：（National Institute of Statistics 2004）**より筆者作成**

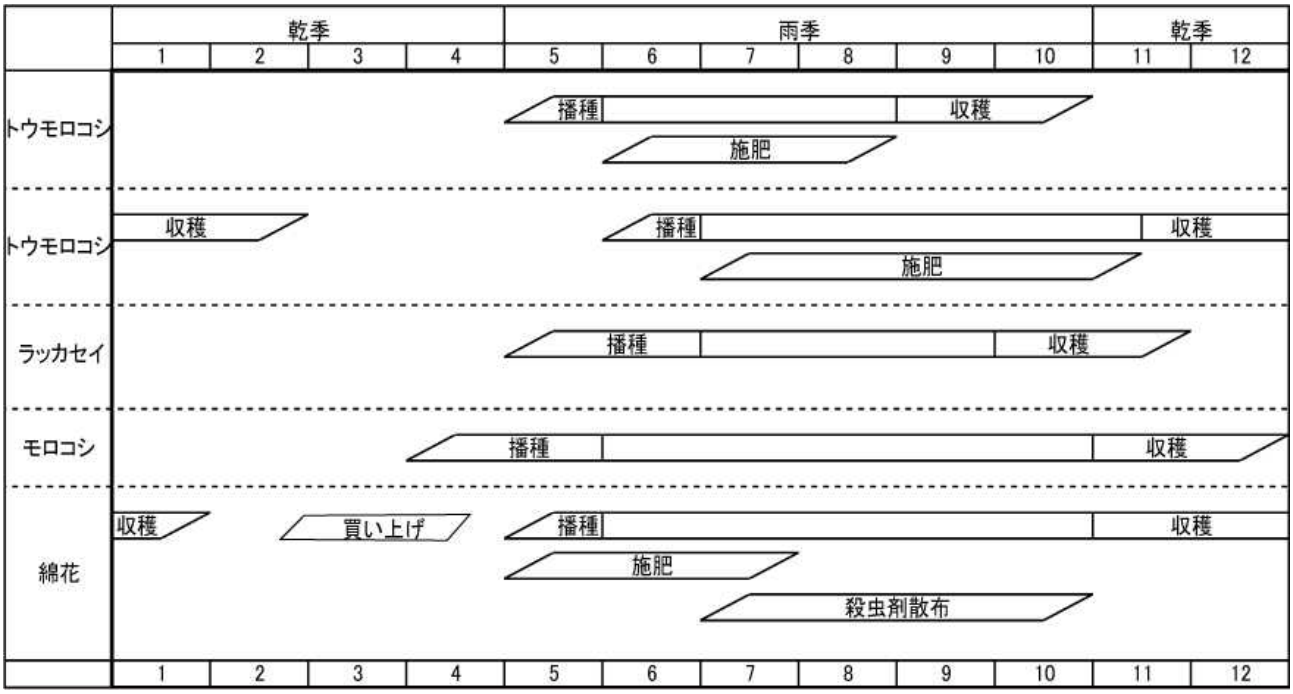

図 2-3　A 村の農事暦

出所：聞き取り調査結果より筆者作成

表 2-1　2006 年の A 村における農作物別の作付面積

	トウモロコシ	綿花	ラッカセイ	モロコシ	イモ類*
作付面積の合計と全体の耕地面積における割合（N＝173.3ha）	30.3 ha（17.5%）	59.5 ha（34.3%）	32.2 ha（18.5%）	38.3 ha（22.1%）	13.0ha（7.5%）
栽培している世帯の数と割合（N=25）	22 (88%)	22 (88%)	25 (100%)	25 (100%)	16 (64%)
世帯平均（N=25）	1.4 ha	2.7 ha	1.3 ha	1.5 ha	0.8ha

*　ヤムイモ、タロイモを含む

出所：全戸調査の結果より

表 2-2　　2004 年の A 村における農作物の販売価格、収量、農業投資財

	販売価格 (CFA フラン/kg)	販売価格の季節変動* (CFA フラン/kg)	1ha あたりの収量 **(kg/ha)	1ha あたりの必要農業投入財***
トウモロコシ	100〜200	1〜4 月：150 5〜8 月：200 9〜12 月：100	1,200〜1,500	肥料：　87.5kg（= 20,750CFA フラン） （うち尿素：　37.5kg（= 8,250 CFA フラン））
ラッカセイ	100〜300	1〜4 月：250 5〜8 月：300 9〜12 月：100	1,200〜2,000	—
モロコシ	—	—	500	—
綿花	第一級：190 第二級：180	変動なし	375〜500 (1500)	除草剤：600kg　17,200CFA フラン 種：25kg　600CFA フラン 肥料：　200kg　62,000CFA フラン 尿素：　50kg　15,200CFA フラン 殺虫剤：　22,000CFA フラン

注：*　調査をおこなった 2004 年 9 月から翌年 1 月までの期間の値段は、参与観察によっても調査したが、それ以外の時期の値段については、その前の年や例年の値段を村人に思い出してもらい記録した。

**　村人からの聞き取りに拠る。ただし、綿花の括弧内の数値は、綿花開発公社の幹部からの聞き取りに拠る。

***　トウモロコシのための投資については、1ha 当たりの種や肥料の必要量とそれぞれの費用を聞き取り、算出した。綿花のための投資については、綿花開発公社の幹部からの聞き取りに拠る。綿花以外の作物の種は、前期に収穫したものを使う。

出所：　聞き取り調査結果より筆者作成

子供も飲める弱いどぶろく（D: *bilbil*：ビルビル）から、ウィスキーのような強い蒸留酒（D: *arige*：アリゲー）まであった。家の前の地面に、切った木の枝が刺されている時、それは酒を販売しているという合図で、その家の中に入るとひょうたんで作った器 1 杯で、25CFA フラン（約 5 円）ほどで売られていた。また、高さが 2mにも達するモロコシの茎は、日よけの材料として使われていた。

カメルーンにおいて、綿花は重要な輸出品であり、80 年代前半より 2007 年現在まで、国全体および北部州の生産量、作付面積ともに増加している（図 2-4）。村人にとって綿花は重要な換金作物であり、表 2-2 のように、種や肥料、殺虫剤に多くの費用がかけられていた。綿花栽培は、植民地時代からの歴史を引き継ぐカメルーン綿花開発公社（Société de Développement du Coton du Cameroun: SODECOTON）（以下、綿花開発公社）[65]という国策会社によって、種や肥料の購入から綿花の買い上げに至るまで、管理・指導される（c.f. 嶋田 1994: 489）。買い上げられる綿花には、十分に乾燥され、石やゴミ、発育の悪い綿花が含まれていないものを第一級、含まれているものを第二級という等級がつけられ、それぞれ買い取り価格に差を設けられていた。村には、綿花開発公社から派遣された指導員が 1 人滞在し、村に建てられた倉庫から肥料などの供出、村人への農業指導、綿花の買い取り市場の指導などをおこなう。村人は、栽培のための種、肥料、殺虫剤などをすべて綿花開発公社から購入するが、そのための現金がない場合は、綿花開発公社から貸付金を得て、購入する。貸付金の返済は、収穫した綿花の売却によって得られた収入から天引きされる。また、1995 年には、村内に綿花栽培のための 6 つのグループが、綿花開発公社の指導によって組織させられた。このグループは、いわゆる江戸時代の五人組のような隣保組織であり、ある村人の貸付金の返済が滞った場合、グループ内で負担させるというものである。

A 村では、2007 年 4 月の買い上げの結果、20 万 CFA フラン（約 4 万円）の収益をあげた村人が 1 人いたが、ほとんどは 5 万 CFA フラン（約 1 万円）にも満たず、A 村において、綿花栽培をおこなった 86 人のうち、貸付金を返済することができ収益があった 58 人の平均収益は、2 万 7426CFA フラン（約 5485 円）であった[66]。一方、33%にあたる 28 人は貸付金を返済するだけの収穫を得ることができなかった（図 2-5）。近年、このような貸付金を返済できない人々が、多くの村で増加していることから、2008 年は、県庁所在地チョリレから南西の道沿いにある 10 の村のうち、カメルーン綿花開発公社から

---

[65] カメルーン綿花開発公社の幹部からの聞き取りによると（2007 年 3 月 2 日）、カメルーンで綿花栽培は開始されたのは 1956 年に遡り、当時、CFDT（Compagnie Française pour le Développement des FibresTextiles：繊維開発会社）というフランスの政府系企業によって統括されていた。1974 年より現在のカメルーン綿花開発公社が管理しているが、聞き取りをおこなった重役もフランス人であったように、フランスとのかかわりは依然深いようである。

[66] A 村において、2007 年 4 月におこなわれた綿花の買い上げ市場において参与観察をおこない、綿花栽培をおこなった村人全員の収穫量や貸付金を記録し、算出した。

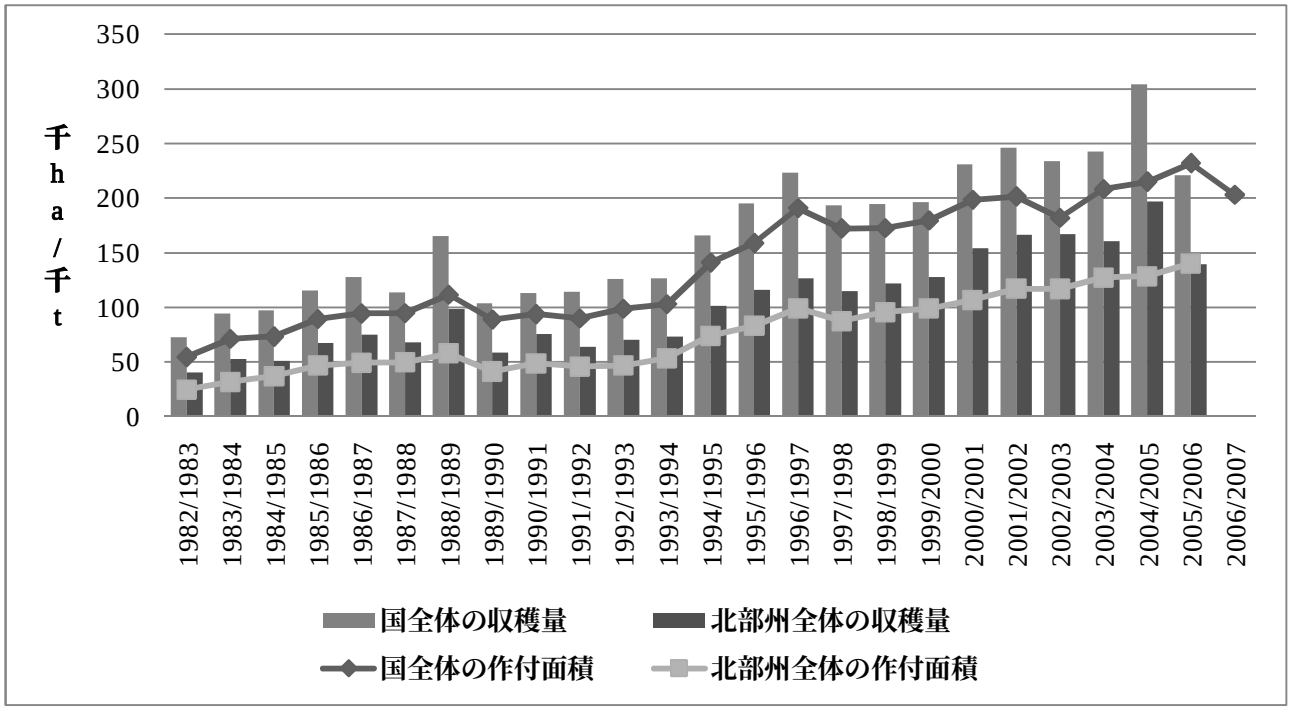

図 2-4　1982 年から 2007 年までのカメルーン全体および北部州の綿花の収穫量と作付面積の推移

出所：カメルーン綿花開発公社の年間報告書より筆者作成

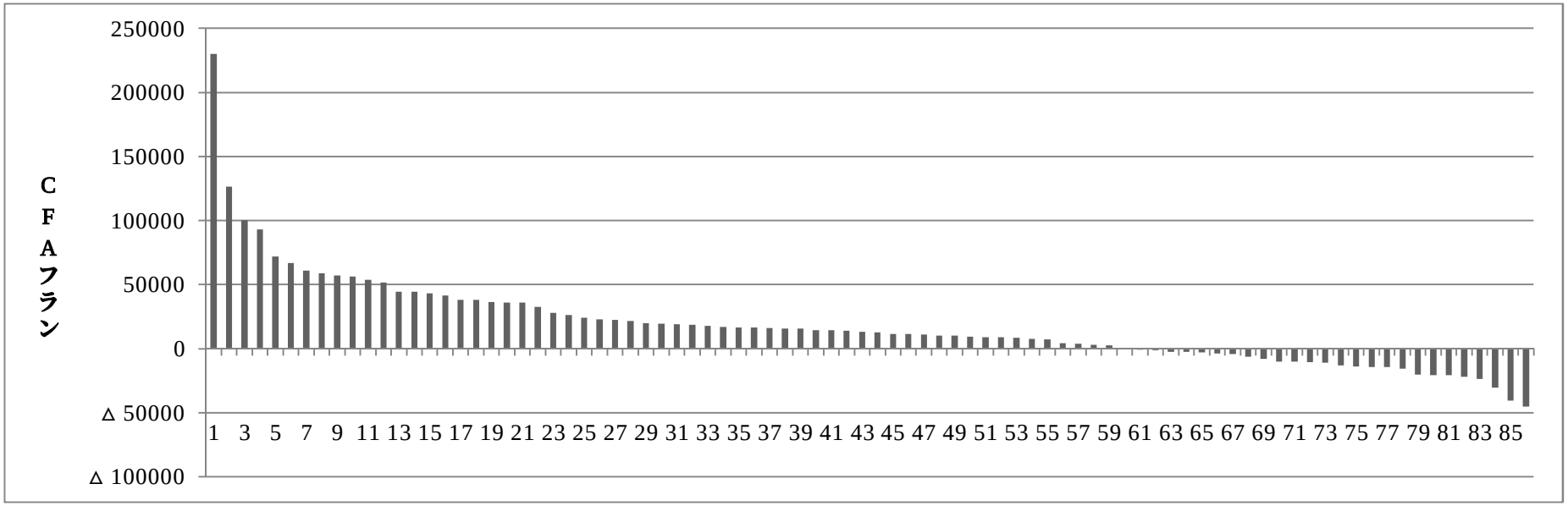

注：横軸の番号は個人を示す

図 2-5　2007 年の A 村における綿花栽培による個人収支

出所：A 村における買い上げ市場での参与観察の結果より筆者作成

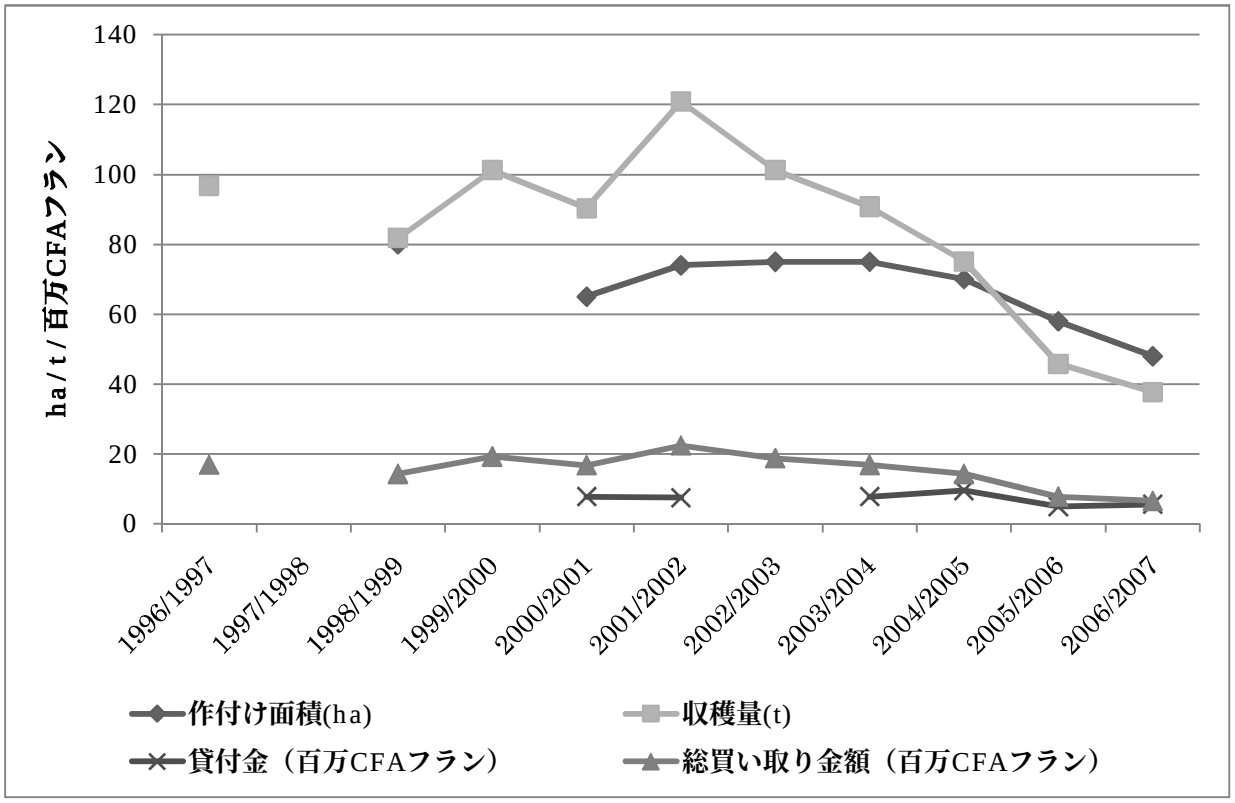

図 2-6　1996 年から 2007 年までの A 村全体の綿花作付面積、収穫量、貸付金額、総買い取り金額の推移

出所：カメルーン綿花開発公社の年間報告書より筆者作成

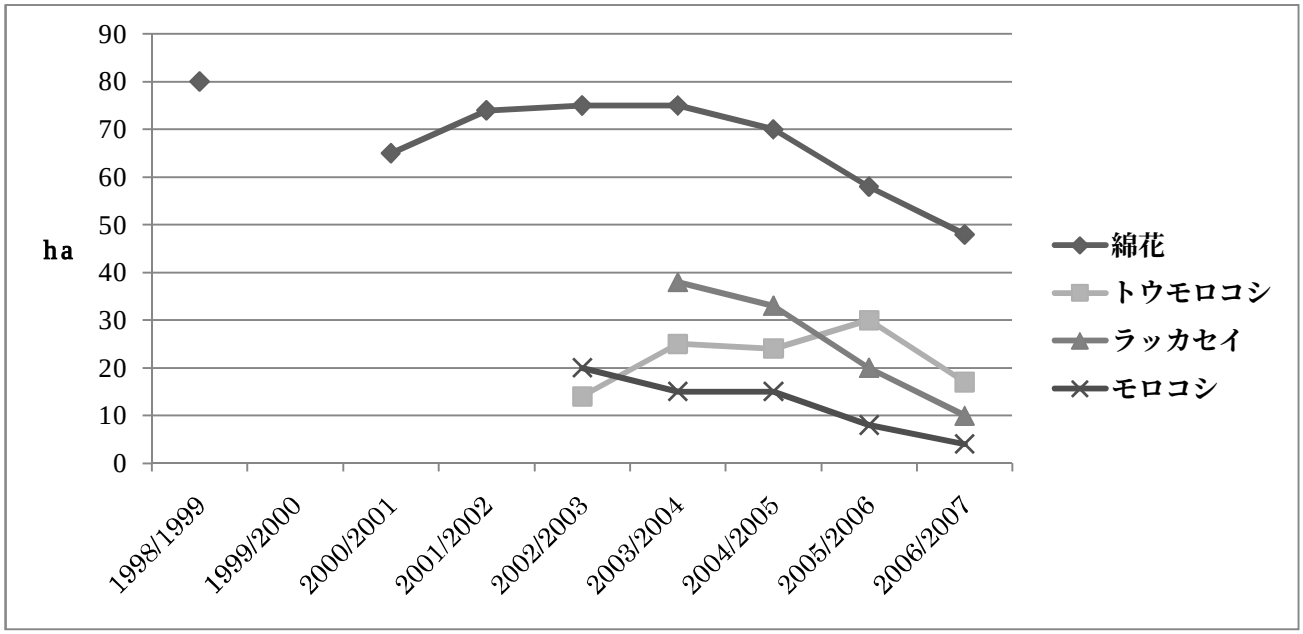

図 2-7　1998 年から 2007 年までの A 村における農作物別の作付面積の推移

出所：カメルーン綿花開発公社の帳簿より筆者作成

綿花栽培を許可されたのは、A 村を含めて 4 つしかなかった。嶋田（1994,1995）も述べるように、調査地において、多くの農耕民は、綿花栽培によって労働力や農業資材の投入に見合うだけの収入が得られず、綿花栽培を統括している綿花開発公社による労働力の搾取がおこなわれているともいえるような現状であった。

A 村では 2001 年から綿花の収穫量が減少し、それにともない買い取り金額も漸減し、近年は、貸付金額とほぼ一致するようになっている（図 2-6）。また、そのほかの A 村における農作物の作付面積も、全体的に減少傾向にある（図 2-7）。村の農業生産に歯止めをかけている原因として、肥料の値上がりと 2006 年 4 月に村でおこった盗難事件、そしてゾウによる獣害の 3 点が考えられる。県庁所在地チョリレの商人からの聞き取りによると（男性 50 歳代、2009 年 1 月 21 日）、肥料は、2007 年は 1 袋 1 万 5000CFA フラン（約 3000 円）であったものが、2008 年には 2 万 CFA フラン（約 4000 円）、2009 年には 3 万 5000CFA フラン（約 7000 円）に値上がりした。村では、綿花開発公社から購入した肥料や殺虫剤などを村内の倉庫に保管しているが、2006 年 4 月に何者かによって盗まれてしまった。被害総額は、約 198 万 CFA フラン[67]（約 39 万 6000 円）にものぼり、60 万 CFA フラン（約 12 万円）が、綿花開発公社にある村の積立金から引かれ、残りは今後の綿花栽培による収益から天引きされることになった。このため、多くの費用と労力をかけて綿花を栽培したとしても、いずれにせよ、盗難の補償分として手取金が減少してしまうことから、村人の綿花栽培に対する意欲が喪失しているという（男性 39 歳、2007 年 3 月 8 日）。ゾウによる獣害は次節にて詳細に記述する。

1-1-1　野生動物による農作物への被害

人類史以来、人は野生動物から様々なかたちで被害を受けてきた。肉食獣や大型野生動物による人や家畜への死傷、人畜共通感染症による疾病の伝染などのほかに、大きな経済的損失をもたらす農作物に対する食害もその一つである（c.f. Knight 2000; Thirgood et al. 2005）。

ベヌエ国立公園地域における野生動物による農作物に対する被害に関する研究は、Weladji と Tchamba（2003）によっておこなわれた。彼らは、ベヌエ国立公園の北に位置するナーリ（Na'ari）村、西のガンバ（Gamba）、そして A 村から約 12km 南西に位置する村（以下、B 村とする）の 3 つの村落

[67] 正確な被害額については以下の通りである。除草剤（455 袋）71 万 5500CFA フラン、殺虫剤を散布する機械（18 個）55 万 8000CFA フラン、除草剤を散布する機械（20 個）70 万 CFA フラン、乾電池（74 個）1 万 1100CFA フラン、合計 198 万 4600CFA フラン。村人の話では、村で祭りをおこなっている最中に、バイクでやってきた盗賊が倉庫の鍵を壊し、盗み出したという。これらの品は州都ガルアなどの大都市で転売されてしまっただろうと村人たちは語った。

で、獣害に関する聞き取り調査をおこなった（図 2-8）。それによると、回答を得た全体の 86%の世帯（N=114）が野生動物による農作物被害を経験し、村落別では、ナーリ村で 76%、ガンバ村で 91%、B 村で 100%という結果だった。獣害を起こす主な野生動物は、ゾウ、アヌビスヒヒ、ヤマアラシ、インコ[68]であった。また、獣害による農作物の損失割合は、ナーリ村では 26%、ガンバ村では 25%であるのに対し、B 村では 60%にものぼった。さらに、ゾウによる農作物被害は、ベヌエ国立公園西側のガンバ村では皆無であったが、東側の B 村では、ゾウによる被害が最も多く、全体の 90%を占めていた。

また、図 2-9, 10 のように、綿花栽培に関しても、ゾウによる被害は、国立公園の東側に集中している。このように、ベヌエ国立公園をはさんだ東西で、ゾウをはじめとする農作物被害の格差がみられたのは、西側には舗装された幹線道路沿いに多くの村落が存在する一方で、東側には村落が少なく、多くの野生動物が生息しているためである（Weladji and Tchamba 2003）。

複数のインフォーマントからの聞き取りおよび参与観察の結果、A 村においても、ゾウ、カバ、アヌビスヒヒ、オウム、ヤマアラシなどによって農作物への被害がおこされていた（写真 2-1）。表 2-3 のように作物別にみると、可食部がむき出しになっているトウモロコシやモロコシへの被害率が高く、地中に埋まっているラッカセイや、本来食用ではない綿花への被害が少なくなっている。B 村と同様に、被害をもたらす野生動物の中心はゾウであり、乾季の始まる 9 月から 12 月にかけて、ベヌエ国立公園内へと移動する際に、村の畑を襲い、大きな被害をもたらす。ゾウは、トウモロコシやモロコシを食べることはもちろんのこと、綿花を踏み倒し、ラッカセイは鼻で器用に引き抜いていた。カバは、ゾウのようにラッカセイに対して大きな被害はもたらさないものの、畑の作物を踏み倒し、あるいは食べ、甚大な被害をもたらす。図 2-11 のように、ゾウおよびカバは、村の南西から畑に侵入したのち、北へ転進し、サバンナに戻っていた。また、アヌビスヒヒも同様に、イモ類を加えたすべての作物に被害を与え、季節に関係なく、1 年を通して被害をもたらす。

村の古老が、「これまで、ゾウやカバはサバンナの奥にいたが、2000 年ごろから頻繁に村の畑を襲うようになった。なぜ村に来るようになったかはわからないが、作物の味を覚えてしまったのではないか」と語ったように（男性 69 歳、2007 年 3 月 11 日）、近年になって A 村における野生動物による農作物への被害は拡大しているようである。ある村人は、1999 年には、綿花やトウモロコシなどの農作物を売却して得た現金で、家財道具を購入することができたと語った（男性 35 歳、2007 年 3 月 21 日）。しかし、図 2-11 のように、現在、ゾウやカバは、村の西側から頻繁に侵入してくるため、同図に描写した西側の耕地は、首長らが所有する肥沃な土地であったが、獣害が甚大であるため、同時期から耕作を放棄しているという。

---

[68] ネズミガシラハネナガインコ（*Poicephalus senegalus*）

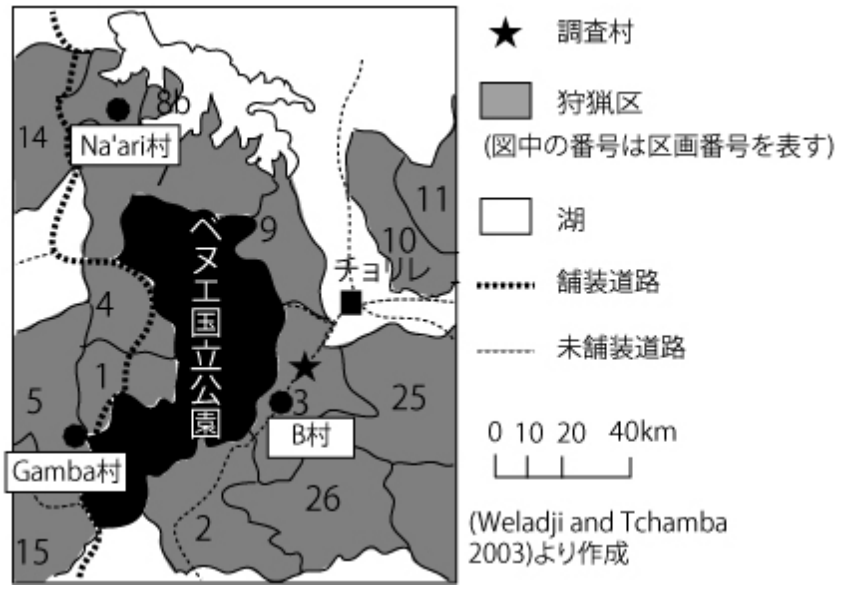

図 2-8　Weladji と Tchamba（2003）が調査村とした 3 つの村の位置関係

表 2-3　2006/2007 年の A 村における野生動物による各作物への被害

	トウモロコシ	綿花	ラッカセイ	モロコシ
作付面積の合計	30.3 ha	59.5 ha	32.2 ha	38.3 ha
収穫面積の合計	15.9 ha	47.0 ha	22.3 ha	21.9 ha
獣害被害率*	47.4%	30.9%	21.1%	42.7%
被害をもたらす主な野生動物	ゾウ・カバ・アヌビスヒヒ・オウム・ヤマアラシ	ゾウ・カバ	ゾウ・アヌビスヒヒ	ゾウ・カバ・アヌビスヒヒ・オウム・ヤマアラシ

***　畑に関する聞き取り調査において、4 段階の野生動物による被害（壊滅あるいはほぼ壊滅・半分被害・多少被害・被害なしあるいは軽微）に対応して、それぞれ 0・0.5・0.25・1 の数値をかけ、収穫面積を算出した後、作付面積から収穫面積を引き、作付面積との割合で、野生動物による獣害被害率を算出。**

出所：聞き取り調査結果より筆者作成

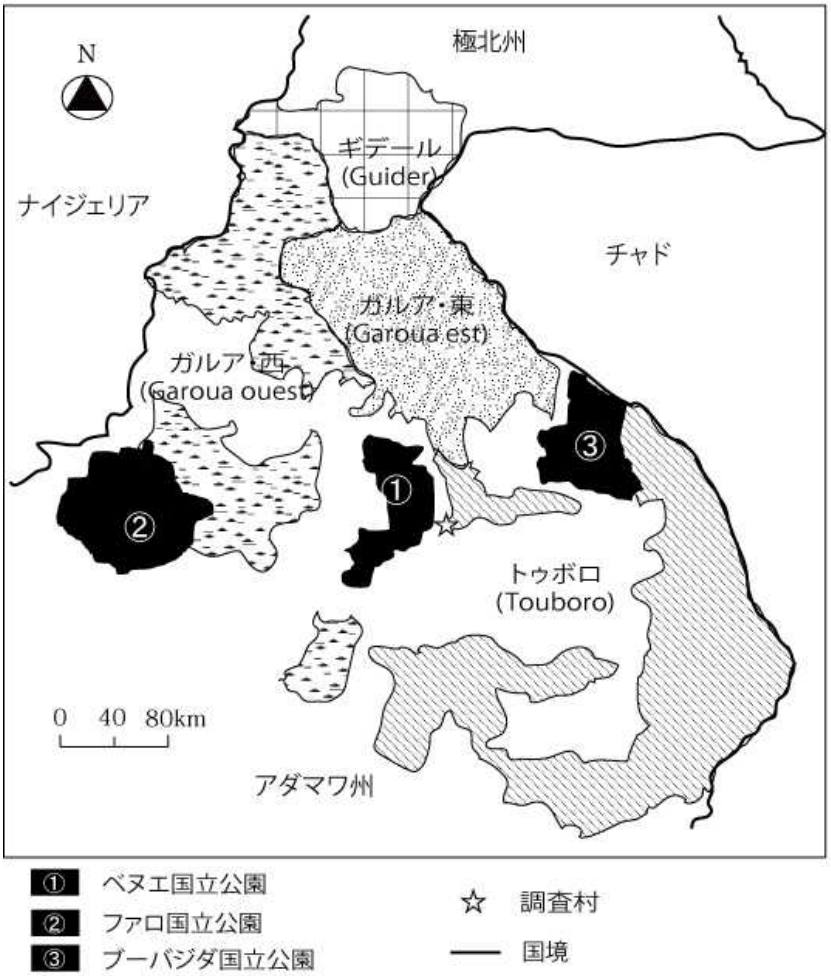

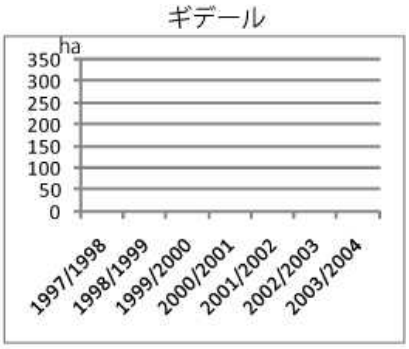

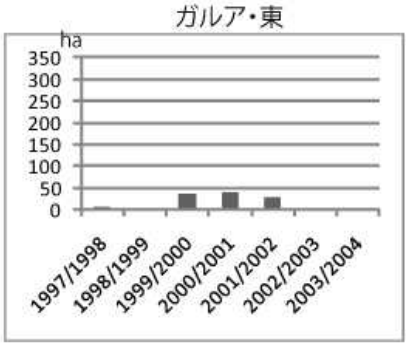

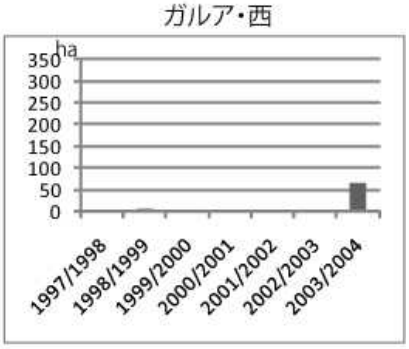

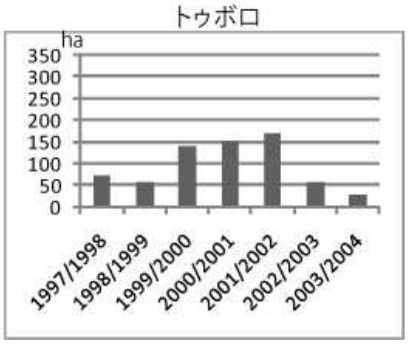

図 2-9　1997 年から 2003 年までの北部州の各綿花栽培地区において、ゾウによってもたらされた被害面積

出所：カメルーン綿花開発公社の年間報告書より筆者作成

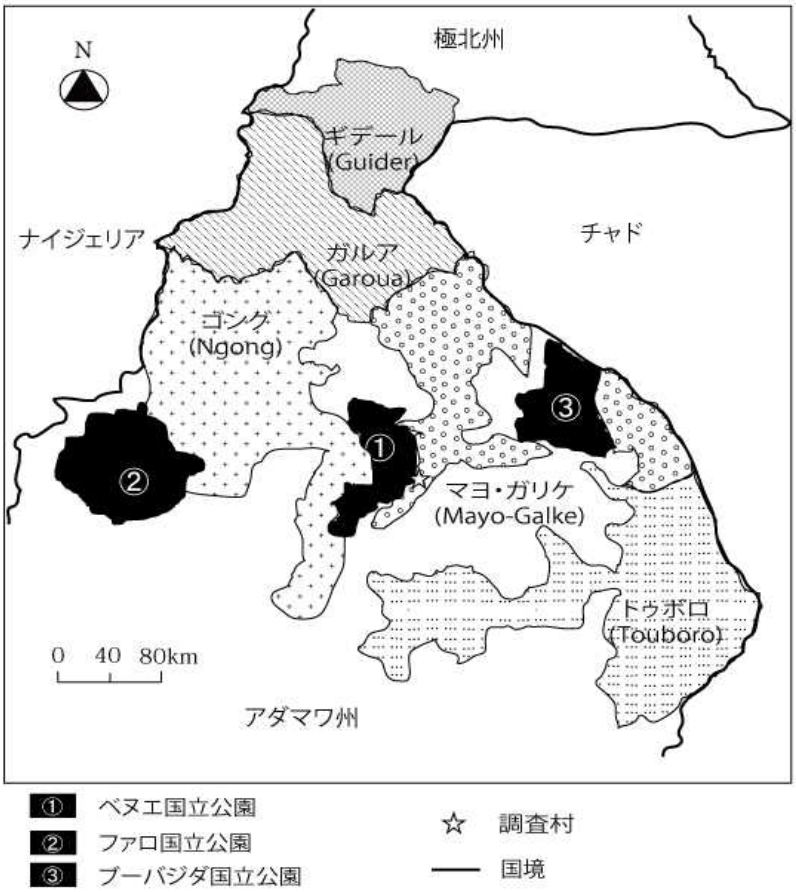

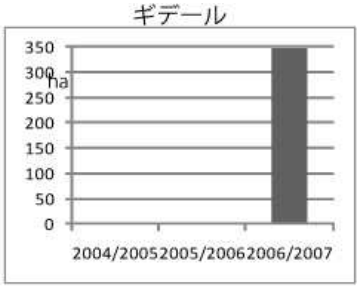

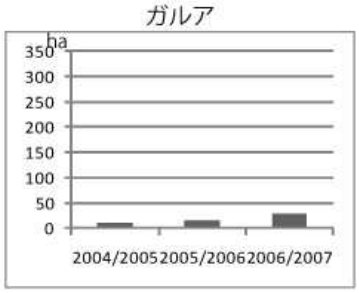

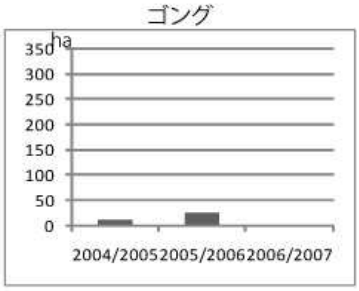

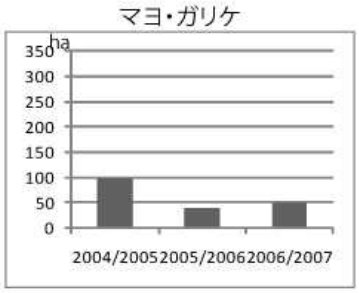

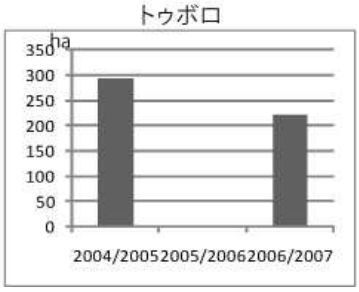

図 2-10　2004 年から 2006 年までの北部州の各綿花栽培地区において、ゾウによってもたらされた被害面積

注：2004 年に栽培管理地区の再編がおこなわれた

出所：カメルーン綿花開発公社の年間報告書より筆者作成

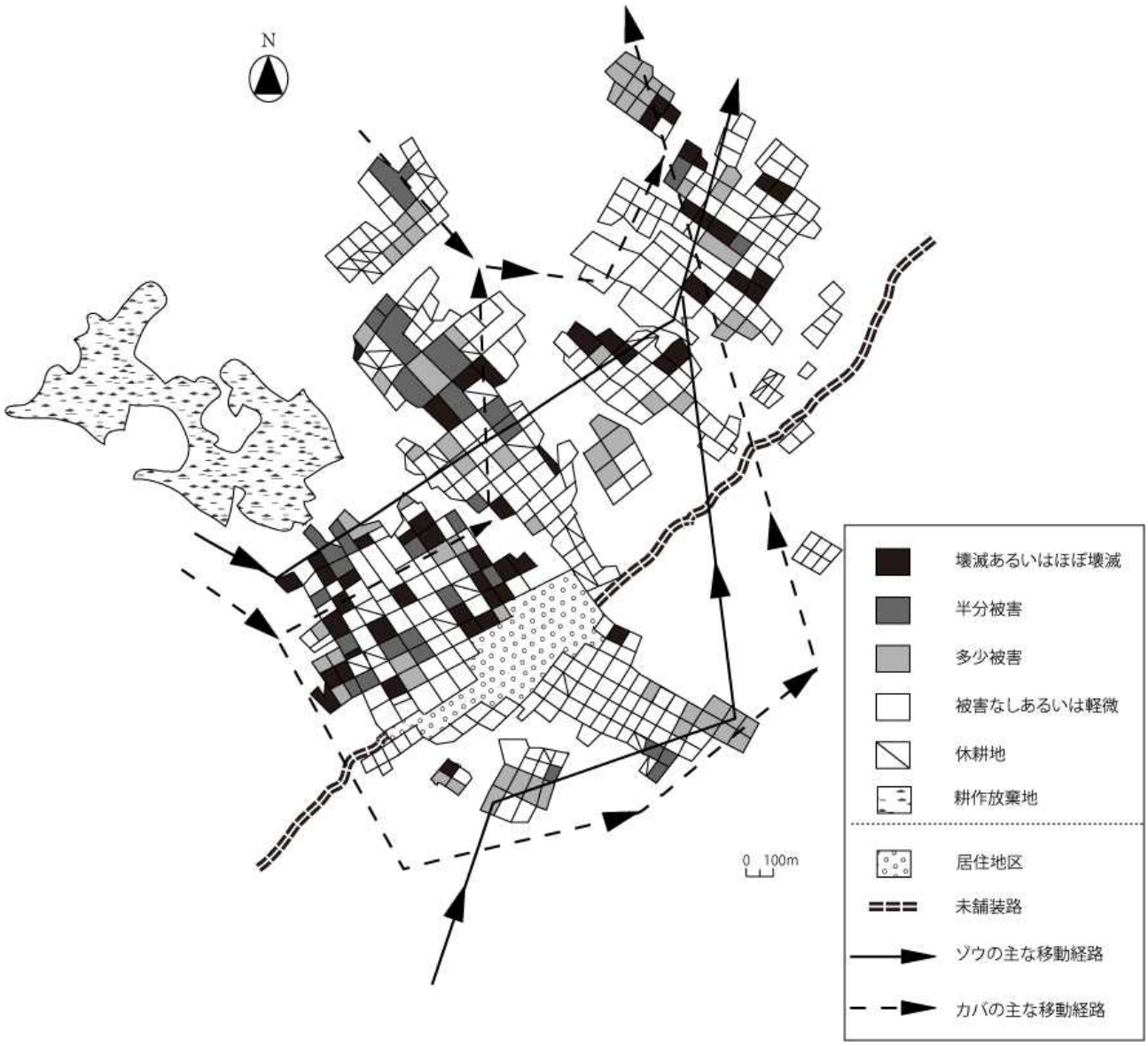

図 2-11　2007 年の A 村における野生動物による農作物への被害およびゾウとカバの主な移動経路

注：・畑は現地でおこなった GPS による測定結果より作図した。ただし、耕作放棄地については、複数の村人からの聞き取り結果より特定し、Google Earth (http://earth.google.co.jp/)より作図した。

・畑への被害レベルは、各畑の所有者に、4 段階（壊滅あるいはほぼ壊滅・半分被害・多少被害・被害なしあるいは軽微）で聞き取り調査をおこなった結果による

・ゾウとカバの移動経路は、2007 年 4 月 5 日に WWF および野生動物森林省の職員が A 村でおこなった、聞き取り調査結果を記した報告書（Dominique et al. 2007：33）による。筆者はこの日、A 村に滞在しており、この調査に立ち会った。

出所：（Dominique et al. 2007）および現地での調査結果より筆者作成

写真 2-1　ゾウによる食害を受けた A 村のトウモロコシ畑

出所：筆者撮影

写真 2-2　ゾウによる食害を受けて、頭を抱える村の女性

出所：筆者撮影

写真 2-3　ゾウの糞に含まれていたモロコシ

出所：筆者撮影

写真 2-4　鐘を叩き、ゾウを畑から追い払おうとする村の男性

出所：筆者撮影

このような野生動物によって日常的に農作物への被害に対して、村人たちは、ゾウによる被害の多い11月には、一晩中、畑の中でドラム缶を棒で叩き、音で驚かせ、畑に近づけないようにしていた。また、ある村人は、小型・中型動物による被害の対策として、畑の周りにねずみ捕りやワイヤーでできた罠を仕掛けていた。しかし、それらの効果は薄く、農作物への被害は深刻化している[69]。そのため、近年、親族関係を頼って、獣害の少ないほかの村や県庁所在地チョリレ周辺で耕作をおこなう村人も現れた。ある村人は、2008/2009年にはじめてチョリレでトウモロコシを栽培し、子供に盗まれることはあったが、ゾウによる被害は皆無で、アヌビスヒヒさえ来なかったと語った（男性31歳、2009年1月23日）。

1-2　狩猟

ベヌエ国立公園地域では、農耕民や牧畜民を問わず、古くから狩猟がおこなわれてきたようである。国立公園の西部に住む農耕民ブームの村では、かつては狩猟儀礼が収穫儀礼と並んで、1つの大きな年中行事であった（日野 1987）。また、牧畜民フルベのレイ・ブーバ王国でも、動物の牙や毛皮などの交易品を目的とした狩猟がおこなわれていた（嶋田 1995:187）。そして、A村の首長から得られた「村では、昔から家畜をほとんど所有しておらず、服が流入する前は獣の皮を身にまとっていた」という聞き取り（2004年12月10日）からも、A村でも古くから狩猟をおこなってきたと推察できる。現在、A村の住民による狩猟は、銃や弓矢、罠、槍によっておこなわれているが、銃猟が村でおこなわれるようになったのは、約25年前からという（男性57歳、2007年6月28日）。また、A村では、野生動物の食肉利用に対する禁忌や儀式的狩猟に関する聞き取りも得られた。しかし、次章にて後述するように、地域住民が現在おこなっている狩猟は密猟として取り締まられており、住民もこれを認識しているため、狩猟に関する聞き取り調査や参与観察は、十分に時間をかけ、村人との信頼関係を構築した後におこなわざるをえなかった。

1-2-1　狩猟方法

A村において、既製品の散弾銃と、銃身と銃床は水道管のようなパイプと木材で作られたンガウンダル（*Ngaoundal*）と呼ばれる手製の銃の2種類が確認できた。これらは筆者が滞在していた家の家長S

[69] そのほかに、銃を使った防除があるが、これに関してはスポーツハンティングをおこなう観光事業者や野生動物森林省と深く関与する。次章3-1-4を参照されたい。

氏（男性、31 歳）が所有していたものであったが、上記のような理由から、村内にある銃の数や所有者数を特定するまでには至らなかった。S 氏によると、村人同士も村内で誰が銃を所有し、狩猟をおこなっているのかを正確に把握していないという。既製品の散弾銃は、水平二連式のもので、S 氏は、州都ガルアの友人から譲ってもらったと語った。また、S 氏は同じ村や隣の村の友人と間で、この銃を貸し借りしていた。手製の銃であるンガウンダルとは、アダマワ州の州都ガウンデレ（Ngaoundéré）の南にある町の名前と同名で、この町に銃を作る職人が多くいたことに由来しているという。政府関係者からの聞き取りでは（2004 年 8 月 10 日）、ンガウンダルは、1 丁あたり 1 万 5000 から 2 万 5000CFA フラン（約 3000～5000 円）で秘密裏に流通しているが、現在それが製造されている場所は、政府関係者も把握していなかった。A 村やその周辺の村では確認できなかったが、州都ガルアの野生動物森林省において、グルゥム（F: *Gourloum*）と呼ばれる先込め銃[70]を確認し、野生動物森林省の担当者によると、現在もこのような古い型の銃も狩猟に使われているという（写真 2-5）。

弾は、都市で売られている散弾を使用し、S 氏によると 1 発あたり 750 から 900CFA フラン（約 150～180 円）で流通している。散弾には細かい弾が多数入っており、獲物に命中する確率は高いが、比較的大きな野生動物に対しては殺傷能力が低い。そのため、大型の野生動物を狙う時は、散弾の弾を取り出し、替わりに 1 つの大きな鉛弾を込めたものを使用する。A 村において、車やバイクのバッテリーに入っている鉛板を成形し、この鉛弾を製造しているのを観察した（写真 2-6）。

銃猟は、早朝や夜間に 2 人から 3 人でおこなわれ、1 人が銃をもち、残りはポーターとなる。筆者は一度だけ銃猟に同行することができた（写真 2-7）。乾季の終わりにあたる 4 月のある日の早朝 5 時に、村の男性 2 人（31 歳・26 歳）は、既製品の銃を一丁、山刀、ナイフ、肉を入れる袋を携え、村を出発した。出発して 40 分ほどで、メスのコブ[71]を発見した。射手役の年長の男性は靴を脱ぎ、銃を構え、コブに近づいた。もう一人のポーター役の男性と筆者は、茂みに隠れていた。やがて、発砲音が響いたが、コブは数個の弾を受けつつも逃げてしまった。地面に落ちた微量の血をたどって追跡したが、見失ってしまった。その後、出発から 3 時間後の 8 時ごろに別のコブを見つけ発砲したが、弾は当たらず、仕留めることができなかった。結局、猟果はなく、この日は 10 時半ごろに帰村した。また、筆者は同行できなかったが、カバを狩猟した事例が聞かれた。4 月のある日に、村の男性 3 人（35 歳・31 歳・26 歳）が、村から数キロの位置でカバを見つけ、散弾を 3 発撃った。傷ついたカバは、近くの川に飛び込んだが、傷が深く、身体の向きを変えるぐらいしか動けなくなった。翌日に男性らは様子を見に行き、その次の日、鉛弾を込めた弾を撃ち込み、絶命させた。その 3 人の男性に加え、そのうちの 1 人は、他村に

[70] 日本の火縄銃のように火薬と弾を銃口から装填する銃。
[71] 調査地に生息する動物は、序章の表 0-1 を参照。

写真 2-5　ンガウンダル（*Ngaoundal*）（上）とグルゥム（*Gourloum*）

出所：筆者撮影

写真 2-6

散弾（上）とバッテリーの鉛版から作られた弾頭

出所：筆者撮影

写真 2-7　野生動物の足跡を探す村人と銃を携える村人

出所：筆者撮影

写真 2-8　カバの肉を燻製にする村人

出所：筆者撮影

住む親族 2 人を手伝いとして呼び、肉を切り出し、村の畑にある出作り小屋に運び込んだ。肉は、細長く切られ、燻製にされた[72]（写真 2-8）。

弓（D: *kpàà*：パー）は、化学繊維と木材からできていた。矢の先には 2 つの返しがついており、市場にて 1 本あたり 50CFA フラン（約 10 円）で販売されていた（写真 2-9）。矢の先には毒が塗られており、市場では球状に形成されたものが 1 つあたり 500CFA フラン（約 100 円）で販売されていた（写真 2-10）。また、毒を塗った矢は 1 本あたり 250CFA フラン（約 50 円）で売られていた。毒の原料について、A 村のモジボ（F: *moodibbo*：イスラーム学者）でもある伝統医は、10 種類の木の根を混ぜて作ると語った（2007 年 6 月 23 日）。伝統医は、たとえゾウであっても、毒矢をうければ 2km も歩かないうちに絶命すると語った。弓矢による狩猟の場合、見通しのよい乾季は地上から獲物を狙うが、草の丈が高く、視界が悪い雨季は、樹上から射るという。

罠に関して、カメルーン南部の熱帯雨林では、樹木の弾性を利用し、獲物をその場につり下げるという跳ね罠が一般的であるが（c.f. Ngnegueu and Fotso 1996）、調査地では、単に罠の端を丸太に固定し、掛かった獲物の行動範囲を制限するというものであった。罠猟が適しているのは、2 月や 3 月の暑熱乾季を過ぎ、雨が降り始め、日中でも野生動物たちが草陰に隠れず、動き回る 4 月以降という（男性 43 歳、2007 年 4 月 13 日）。罠は自転車のブレーキワイヤーを束ねて作られたものが一般的で、ワイヤーは市場の商人や村にやってくる行商によって、1 本あたり 100CFA フラン（約 20 円）で売られている。罠は、輪の中に獲物が掛かり、動くと輪が締まるという単純な構造である。罠は、穴を掘って仕掛ける場合と、樹木の間に首や胴が入り、締まるように地面に対して垂直に仕掛ける場合がある。

筆者は、穴を掘って仕掛ける罠猟に同行し、観察することができた。写真 2-11~14 のように、穴を掘っての罠猟は、罠と穴をふさぐふたによっておこなわれる。ふたには、竹のような植物性で作られたものと、金属板から作られたものの二種類が確認できた。いずれも内側に放射状の切れ込みが入っており、獲物が足を踏み入れると、傷つけられる構造になっている。植物性のふたは、1 つあたり 500CFA フラン（約 100 円）で村の間で流通している。ふたには、綿花栽培などで使用される赤い殺虫剤を水に溶かしたものが塗られている。これによって、人間のにおいを消すことができると村人は語った（男性 24 歳・28 歳、2009 年 1 月 18 日）。まず、獣道に深さ約 16cm の穴を掘り、ふたと罠を設置した。穴の幅も約 16cm であるため、人間が誤って踏んでも沈まないようになっている。罠のワイヤーの先は、太さ約 8cm、長さ約 65cm の丸太の穴に通し、固定した。罠と丸太をすべて土でかぶせると設置が完了する。

---

[72] その後、肉がどのくらい家庭内あるいは村内で消費され、また村外へ売却されたのか、追跡調査することはできなかった。その理由は、次章に記すように、村人は密猟として逮捕されることを恐れており、十分に参与観察することができなかったためである。村人による狩猟活動の実態をさらに明らかにしていくことは、今後の課題の 1 つである。

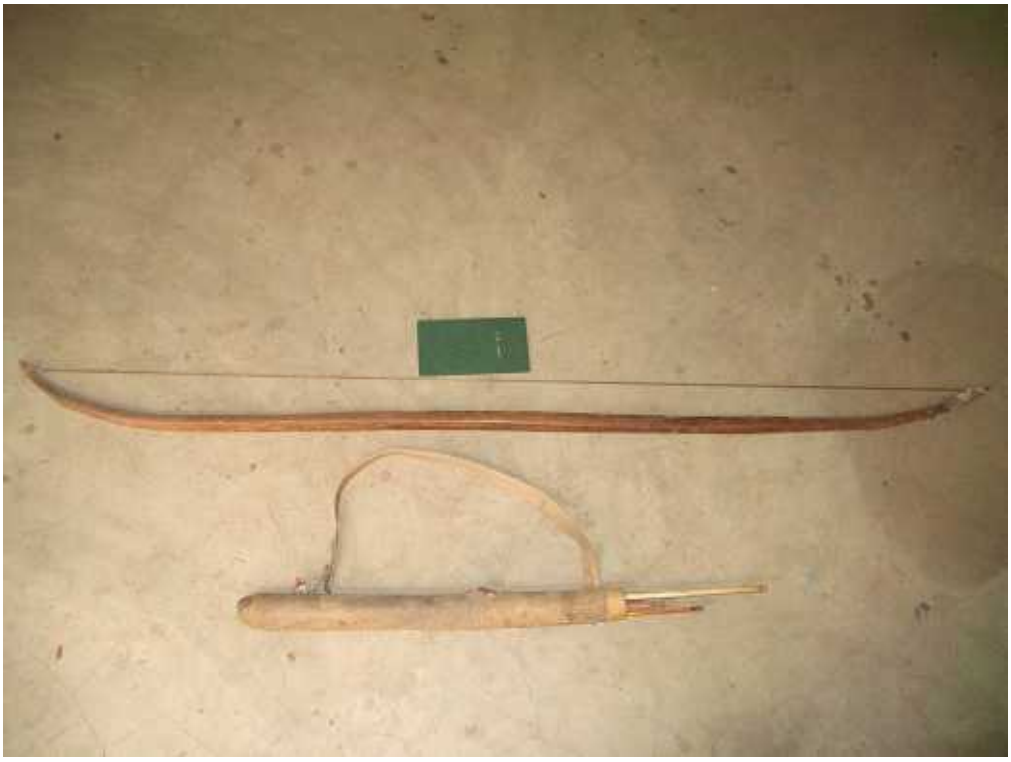

写真 2-9　弓と矢筒

出所：筆者撮影

写真 2-10　市場で売られていた矢じりと毒（右上）

出所：筆者撮影

写真 2-11　植物でつくられたふたと金属製の罠

出所：筆者撮影

写真 2-12

罠を仕掛けるための穴を掘る村人

出所：筆者撮影

写真 2-13　土をかぶせる前の金属製のふたと罠

出所：筆者撮影

写真 2-14　土をかぶせ、罠が設置された獣道（左に丸太が、右に罠が仕掛けられている）

出所：筆者撮影

獲物がこの穴に足を踏み入れると、まずふたで足を傷つけられ、驚いて足を抜こうとすると、罠の輪が締まってしまう。傷ついた獲物は、丸太を引きずりながら移動するが、遠くまで逃げることはできず、罠の近くにいるところを、犬を連れて見回りに来る猟師に発見され、槍でとどめを刺される。

このほかの狩猟方法として、乾季の終わりにあたる 3 月から 4 月の日中に、枯れ草の生えた草むらを数人で取り囲み、火を放ち、飛び出してきたヨシネズミ（*Thryonomys swinderianus*）やトカゲを、槍や棍棒で獲るというものがある。これまでの狩猟方法とは異なり、個人ではなく、集団でおこなう。火に驚き、飛び出してきたヨシネズミは、ほかの草むらに逃げ込もうとするが、高い気温のために、すぐに動きが遅くなり、村人に仕留められてしまう。そのため、村人らは、よく晴れて気温の高い日中を狙って、年に 4 回ほど、この猟をおこなっていた。

1-2-2　狩猟対象と禁忌

地域住民による食用のための狩猟の対象となるのは、ゾウなどの大型野生動物を含めたほとんどの動物である。主に狩猟対象とされるのは、この地域で優占しているとされる（WWF 1999）コブやボホールリードバック、ハーテビーストなどのアンテロープの仲間である。

しかし、A 村の人々は、特定の野生動物に対して、宗教的および慣習的・経験的な禁忌をもっており、意図的に食べることを避けていた。宗教的な禁忌は、村人の 28%にあたる[73]ムスリムのあいだでみられ、たとえば、ブタに近いサイとイボイノシシを避ける。慣習・経験的な禁忌とは、親族あるいは本人が、ある特定の野生動物を食べ、心身の異常を経験した場合、それを避けるものである。慣習・経験的な禁忌の対象となる野生動物としてあげられたのは、キリン、ダービーズエランド、カバ、ローンアンテロープ、オリーブバブーンなどであった。いずれの野生動物も食べると、じんましんや腹痛を患ったり、頭がおかしくなり悪魔になるといった事例が聞かれた。反対に、禁忌の事例が聞かれなかった野生動物は、バッファロー、コブ、ウォーターバック、ブッシュバック、ハーテビースト、ヤマアラシ、オリビであった。狩猟採集民バカ・ピグミーやブッシュマンでは、通過儀礼や初潮、結婚などの生活史における様々な段階によって、禁忌の対象が異なるとされているが（市川 1982; 今村 2001）、A 村に住む農耕民ディーのあいだでは、このような明確な生活史での段階による禁忌はみられなかった。しかし、性別による格差、つまり女性に限って忌避しなければならない野生動物が存在する事例が聞かれた。たとえば、「自分の妻は病気になるからイボイノシシを食べない。あるとき、妻にその肉を食わせたらやせてしまった。そこでイボイノシシの尿を日々の食事に混ぜて食べさせると元に戻った。このような経験

[73] 全戸への聞き取り調査結果より

をもつ女性は食べない」（男性 29 歳、2006 年 12 月 30 日）といったものであった。また、カメのなかでも水辺に生息するものには禁忌はないが、女性は、集団猟の際に獲られるような陸生のカメを食べると、妊娠したときに早産や流産をしてしまうという（男性 29 歳、2007 年 3 月 3 日）。

1-2-3　野生動物と狩猟に関する民間伝承と儀式的狩猟

A 村の人々は、野生動物を擬人化したり、民間伝承に登場させる。畑の作物に被害をもたらすゾウについて、ある村人は「ゾウの群れは、リーダーを中心に『今晩はあの畑を襲おう』と話し合いをしているのだ」（男性 28 歳、2007 年 6 月 24 日）と語った。また、「ゾウは仕掛けておいた罠を掘り起こし、隣の村にまで持って行ってしまう。たとえ、縫い針 1 本を獣道にたてておいても、ゾウはそれをみつけてしまう」（男性 38 歳、2007 年 2 月 14 日）や、「ゾウは魚の皮だけ残して食べる。川面に浮かんでいる魚を拾い上げると、肉だけがなくなっており、それはゾウの仕業である」（男性 39 歳・28 歳、2007 年 6 月 17 日）といった話も聞かれた。彼らは、これはすべてゾウがもつ魔力（仏：magie）によるものだと説明した。ゾウ以外にも、「カバは銃で撃たれると川の中に逃げ込むが、死ぬ前にダイヤモンドを吐く」といった話も聞かれた。この民間伝承に関して、これらのインフォーマント以外にも聞き取りをおこなったが、全員がその通りだと答えた。

食肉の目的以外にも、A 村の人々は、狩猟の成功や健康を祈願するためなどに野生動物からの産物を利用していた。たとえば、サイの角やカバの歯を粉末にして精力剤として利用していた。アフリカニシキヘビ（*Python sebae*）の脂は、軟膏として体に塗布したり、その背骨にひもを通し、子供に身につけさせ、健康を祈願していた。

また A 村の猟師は、様々な方法で狩猟の成功を祈願していた。ゾウの尾の毛で作られた腕輪や指輪を身につけると、ゾウのような力を得ることができるほか、狩猟の際に、獲物から自分の姿を隠すことができると語った。また、反対に、狩猟の際のタブーについても聞き取りが得られた。それは、ある猟師が狩りに出かけようとした早朝に、村の裏道で 1 人の女性と出会った。その後、猟に出かけた狩人は、弾を 3 発発砲したが、獲物にまったく当たらなかった。狩人は、不猟の原因はその女性にあると説明した。実は、この女性は、別の男性宅で逢瀬をした帰りであった。このことを知っていた狩人は、汚れた女と狩りに行く前に出会い、不幸を彼女からもたらされてしまい、獲物を捕らえることができなかったと語った（男性 29 歳、2007 年 4 月 2 日）。

そして A 村には、狩猟の成功を祈願するために、グー（D: *gug*）と呼ばれる儀礼的な狩猟が存在した。村の古老からの聞き取りによると（男性 69 歳、2007 年 6 月 22 日）、まず乾季の始まりに村の近くの木

の下で、動物を呼び寄せるために、以下のような歌を歌う。「…おまえがバッファローを仕留め損なったとき、そいつはほかの動物に話す。(中略)獲物がとれなかったら、子供たちはなにを食う？子どもたちは草を食う。…」その後、1 人の狩人が弓矢をもち、狩りに出かける。狩人は獲物を仕留めると心臓を切りだし、村に持ち帰る。この心臓を細分し、まず４片を村から４方向に投げ、そして残りは、村のいままでの死者の人数分に切り分け、死者の名前を呼びながら 1 つ 1 つ地面に埋める。翌日、近隣の村人とともに、心臓を取り出された獲物の肉を食べ、儀式は終了する。この儀式的な狩猟によって、その後の狩猟がうまくいっていたとされる。

1-3　漁労

A 村から北西に約 10km の位置にベヌエ川が、そして南西約 3km にオルディリ川が流れており、そこには、77 種の魚類が生息しているとされる（MINEF 2002）。それらの川で、村の男性は、ナイルパーチ（*Lates niloticus*）（仏：capitaine）やタイガーフィッシュ（*Hydrocynus vittatus, H. brevis*）（仏：Binga）などを、ナイロン製の刺網や釣り竿で捕らえていた（写真 2-15,16）。また、キャンプを訪れるハンターからもらったり、州都ガルアで購入したりして手に入れたルアー（疑似餌）を太い釣り糸に結び付け、川に投げ入れて引くという漁法も見られた（写真 2-17）。また、川の中の岩の間に、木で組んだ簗も観察することができた（写真 2-18）。獲られた魚は、都市に流通されることはほとんどなく、自家や村内で消費されていた。

1-4　採集

村人は、サバンナから薪やイネ科の草本、キノコ、そして薬用植物を採集していた。採集は、主に女性の仕事とされる。薪はベヌエ川やオルディリ川の川辺林で集められ、草本は村周辺のサバンナで採集される。草本のうち、特に背が高く堅いものは、中年や老齢の男性によって、家を囲むむしろ垣や、綿花などを収穫する際に使用するかご、家の屋根などに利用されていた（写真 2-19~22）。それ以外の種類は、ほうきやモロコシからつくった酒をしぼるざるに加工されていた。村周辺には食用とされるキノコが 5 種類あり、雨季の終わりになると、男性が採りに行くという。村の伝統医は、薬草を村周辺で

写真 2-15　**ナイルパーチ**（*Lates niloticus*）

出所：筆者撮影

写真 2-16　**タイガーフィッシュ**（*Hydrocynus vittatus, H. brevis*）

出所：筆者撮影

写真 2-17　ある村人が所有していたルアーと釣り糸

出所：筆者撮影

写真 2-18　川に仕掛けられた簗

出所：筆者撮影

写真 2-19　むしろ垣のための草本を運ぶ女性

出所：筆者撮影

写真 2-20　むしろ垣を編む男性

出所：筆者撮影

写真 2-21　かごを編む男性

出所：筆者撮影

写真 2-22

綿花の運搬に使われるかご

出所：筆者撮影

採集して、けがをした村人の治療に使っていた。サバンナには、天然ソーダ（炭酸ナトリウム）が地面に表出している場所があり、村人は調味料やそのまま経口薬として利用していた。乾季になると、村人たちは水量が減ったベヌエ川に金を採取しに行っていた。金は、川の砂や石の中から、砂金あるいは金塊として採取される。金はアダマワ州の州都ガウンデレや北部州の州都ガルアからやってくる商人によって引き取られる。買い取りは天秤によっておこなわれ、マッチ棒 1 本に相当する重さの金が 500CFA フラン（約 100 円）で取引されていた。

1-5　家畜・家禽飼育

表 2-4　2007 年の A 村における家畜・家禽に関する情報

	ウシ	ヤギ	ニワトリ	ハト	イヌ
頭数	23 頭	58 頭	138 羽	30 羽	15 頭
保有世帯数 (割合)	12 (48%)	12 (48%)	17 (68%)	1 (4%)	8 (32%)
1 世帯当たり平均保有頭数	1.92 頭	4.83 頭	8.12 羽	30 羽	1.88 頭
1 頭当たりの売値 (CFA フラン)	30 万～35 万	10,000～ 15,000	800～1,500	―	―

出所：全戸への聞き取り調査結果より筆者作成

A 村では、ウシ、ヤギ、ニワトリ、ハト、イヌが家畜・家禽として飼育されていた。

ウシは、農耕用に利用され、調査期間中、村で食用のために屠殺される事例を確認することはなかった。上記の表 2-4 のように、12 世帯で 23 頭のウシが飼育されているとの聞き取り結果を得たが、実際、村でウシを見ることができるのは畑を耕起する 4 月だけであった。これは、乾季の間、村のすべてのウシは、A 村から北東に 6km の位置にある隣村の住民や、その村の周辺に季節的に定住するボロロに飼育を預託されているためである。乾季に入る 10 月に、村人らは、それぞれ友好関係をもっている隣の村の住民やボロロにウシを預け、乾季の間の飼育を依託する。隣村には、山の麓の草地に作られた牛囲いがあり、通年、そこで飼育されていた。後述するが、ボロロは、預託されたウシとともに季節移動をする。村人に預ける場合、1 頭 1 ヶ月あたり 500CFA フラン（約 100 円）であるが、ボロロの場合、1000CFA

フラン（約 200 円）になるという。A 村の人々がウシを預託する理由として、ある村人は「隣村には広い草地がある。また、ボロロは牧者であるから任せられる」と答えた（男性 35 歳、2004 年 12 月 30 日）。雨季が始まる 4 月になると、耕起のためにウシは村の所有者に返される。その期間中、村人は畑やサバンナから集めてきた草を食べさせる。

ヤギやニワトリ、ハトもウシと同様に、食用とされることはまれであり、蓄財としての意味が大きかった。イヌは、猟犬や番犬のために飼育されていた。

1-6　食生活とタンパク源

筆者が調査期間中におこなった自身の食事調査[74]によると、トウモロコシがおおよそ 2 回に 1 回の頻度で食卓に登場し、主食の中心となっていた（図 2-12）。また、同様の食事調査によると、副食では、肉が約 2.6 回に 1 回の頻度で、魚が、7.6 回に 1 回の頻度で食卓に登場した（図 2-13）。

魚に関して、村から北東に約 25km の位置にある県庁所在地チョリレの定期市では、北部州のほぼ中央に位置するラグド（Lagdo）湖で獲られた魚が燻製にされ、1 匹あたり 40～200CFA フラン（約 8～40 円）で販売されていた。しかし、バイクなどの移動手段をほとんどもたない A 村の人々は、村から 25km 離れた県庁所在地チョリレに頻繁に出向くことはなく、食卓に魚が登場した 81 回のうち、村外で購入したものであったのは、3 回しかなかった。肉に関しても、A 村には上記のような肉の登場頻度を満たすほどの家畜はおらず（表 2-4）、調査期間中に家畜の肉が登場したのは、肉が登場した 234 回のうち、クリスマスにニワトリが 1 回、イスラーム教の祭日（12 月の犠牲祭）のあとにヤギが 3 回の合計で 4 回のみであった。

これまで長期間にわたって、村人がおこなう狩猟や漁労に同行し、村での生活を参与観察した結果や、インフォーマントからの聞き取りから、摂食される魚のほとんどは、村人が刺し網などで捕獲したものであり、肉に関しても、村人自身が銃や罠などによって狩猟した野生動物に由来するものであるといえる。特に野生獣肉の食卓登場頻度は、魚を上回っており、A 村の人々にとって、野生獣肉は日々の重要なタンパク源であるといえる。

---

[74] 筆者は、2004 年 9 月～翌年 1 月および 2006 年 12 月～翌年 7 月の調査期間中に、2 世帯に滞在し、それぞれの世帯構成員と同じ食事を摂っていた。この自身の食事調査は、食事内容をすべて書きとめていた記録に拠る。2 世帯での合計の食事回数は 619 回であった。

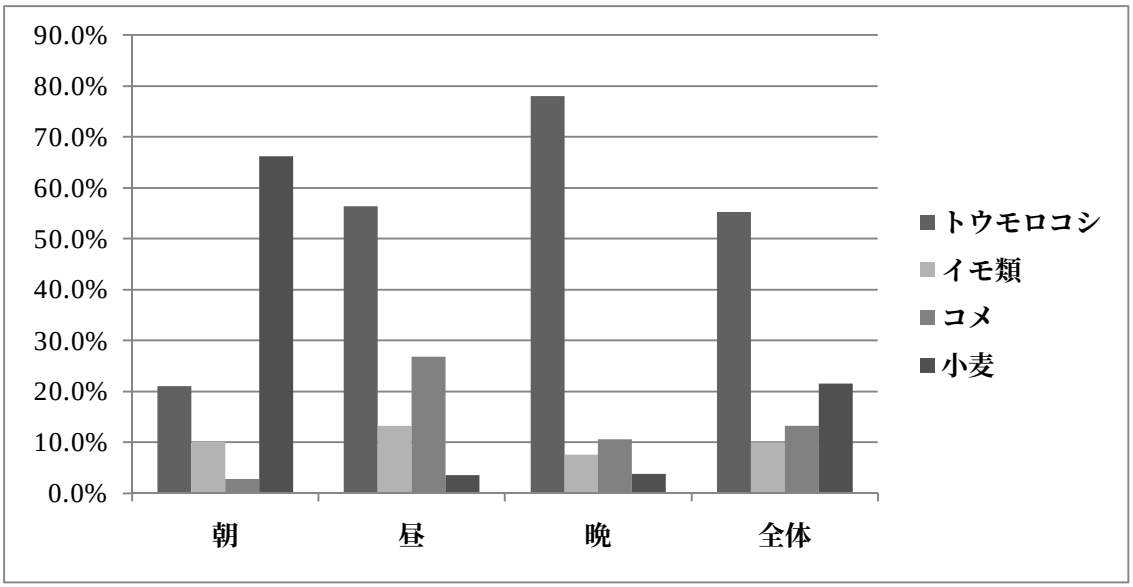

図 2-12　A 村のある 2 つの世帯における合計の主食（トウモロコシ、イモ類、コメ、小麦）の食卓への登場頻度

注：・2004 年 9 月～翌年 1 月および 2006 年 12 月～翌年 7 月の調査期間中に、筆者が摂食した 619 回の食事のうち、上記の 4 つの主食が食卓に登場した回数から頻度を算出した。

・2 種類以上の主食が同時に登場した場合は、それぞれ 1 回としてカウントした。

・イモ類には、ヤムイモ、タロイモ、サツマイモを含む。

・コメはすべて WFP の給食によるものである。調査期間中の前半、筆者は村で教師をしている世帯に滞在していたため、コメを摂食する機会があった。

出所：食事調査結果より作成

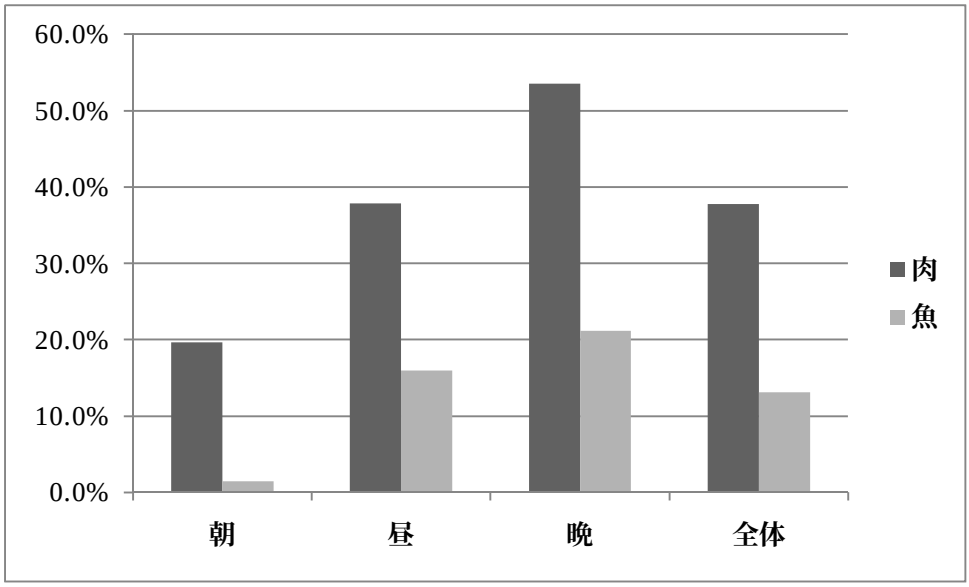

図 2-13　A 村のある 2 つの世帯における合計の肉と魚の食卓への登場頻度

注：・2004 年 9 月～翌年 1 月および 2006 年 12 月～翌年 7 月の調査期間中に、筆者が摂食した 619 回の食事のうち、肉と魚が食卓に登場した回数から頻度を算出した。

・肉と魚が同時に登場した場合は、それぞれ 1 回としてカウントした。

出所：食事調査結果より作成

2　牧畜民ボロロの生業

カメルーンに居住する遊牧系フルベ民族ボロロは、ジャフン（F: *Jaafun*）とアク（F: *Aku*）という 2 つのサブグループに分類される（Pelican 2008）。両方のグループとも、隣国ナイジェリアのカノ（Kano）周辺に住んでいたが、19 世紀に、ジャフンはナイジェリアのヨラ（Yola）を経由して、カメルーン北部へ、そしてアクは南下し、カメルーン西部に移住したとされる（Pelican 2008）。ジャフンの一部はカメルーン西部にも移住し、1940 年代以降に 2 つのグループは、カメルーン西部で再び合流した（Pelican 2008）。そして現在、ボロロは、カメルーン北部のサバンナと、西部の草原地帯にて生活を営んでいる。

ベヌエ国立公園の東部では、ボロロは、現在もウシやヤギ、ヒツジとともに季節的な遊牧生活を営んでいる。嶋田（1995）によると、県庁所在地チョリレや王都レイ・ブーバ周辺では、ボロロの族長（F: *ardo*：アルド）は平均 20 家族内外からなる 100 人ほどの社会集団を率いていると推測されている（嶋田 1995：70）。これは社会集団としては小さいが、一家族あたり約 75 頭ものウシを所有していたことから、牧畜集団としてはかなり規模の大きいものとされる（嶋田 1995：70）。筆者が観察した A 村付近で宿営していたボロロの家族も、夫婦と子供 4 人から構成され、ウシ約 50 頭とヒツジ約 30 頭を飼育していた。

A 村周辺ではボロロは、特に、村から北と北東にそれぞれ約 5km の位置にある 2 つの山のふもとに宿営地をつくっていた。この地域に宿営していたボロロたちは、家畜が食べる草が少なくなった乾季には、ベヌエ国立公園の西側や、チャドとの国境に近いブーバ・ジダ国立公園周辺に移住した。彼らは、草や水場のある地域に、草を編んで建てたドーム型の小屋、あるいは木を組んだだけの簡易なベッドをつくり、寝泊まりする（写真 2-23,24）。男性は、日中は家畜群を放牧に連れて行き、夜は小屋などのそばにつくった樹木と有刺鉄線でつくった囲いのなかに家畜群をいれる。女性は、牛乳からつくった酸乳をひょうたんにいれ、街の市場で売りに行く（写真 2-25,26,27）。ボロロのある男性からの聞き取りによると（ボロロ男性 30 歳代、2004 年 11 月 26 日）、ウシは、肉用として街の商人に 8 万から 15 万 CFA フラン（約 1 万 6000～3 万円）で買い取られる。家畜の少ないナイジェリアでは高く売れることから、ウシを連れてナイジェリアまで徒歩輸送することもある。商人に買い取られたウシは、街中の一角で解体され、生の状態で通り沿いの露店で売られる。ボロロは農業や漁労はおこなわないが、彼らは毒が塗られた弓矢を常に携帯しており、農耕民と同じように弓矢猟によって、コブなどのアンテロープ類を狩猟しているという（写真 2-28）。また、家畜を守るために、ライオンやヒョウといった肉食獣を狩猟し、また毒を盛った肉で殺すこともある。

写真 2-23　草でつくられたボロロの住居

出所：筆者撮影

写真 2-24　簡素なボロロの宿営地

出所：筆者撮影

写真 2-25　放牧をおこなうボロロの親子

出所：筆者撮影

写真 2-26　牛乳を搾るボロロ女性

出所：筆者撮影

写真 2-27　街の市場に酸乳を売りに来たボロロの女性

出所：筆者撮影

写真 2-28　矢をつがえるボロロ

出所：筆者撮影

3　A 村における農耕民ディーと牧畜民ボロロの関係

アフリカにおける農耕民と牧畜民の間には、古来より資源や生活様式の違いをめぐって対立がおこり、それはしばしば干ばつによって激化してきた（Hussein et al. 1999; Turner 2004）。カメルーンの極北州においても、農耕民トゥプリと牧畜民ボロロの間に日常的な対立がおこっている（Moritz 2006）。A 村の古老からの聞き取りによると（男性 69 歳、2007 年 1 月 15 日）、A 村に初めてボロロがやってきたのは、カメルーンの大統領が初代のアヒジョ・アマドゥの頃だったと答えたため、その時期は、彼が退位した 1982 年以前となる。しかし、この古老は、「村にやってきたボロロを追い払った。彼らは交渉もなしに畑に家畜を入れ、棍棒や弓矢で我々を攻撃してきたからだ」と語った。その後、ボロロは村から北と北東に 5km の位置に宿営をするものの、村にはやってこなかった。

しかし、ボロロは 2006 年 4 月に村に再来し、それから毎年、乾季に村の周辺にやってくるようになった（男性 29 歳、2007 年 3 月 22 日）。県庁所在地チョリレのカメルーン牧畜・漁業省（Ministère de l'Elevage, des Pêches et des Industries Animales）の職員からの聞き取りによると（2007 年 6 月 19 日）、近年、ナイジェリアや中央アフリカ共和国からカメルーンに流入するボロロの数が増加しているという。しかし、2006 年に再来した際も、家畜が畑を荒らすという理由で、村人とボロロの間で衝突が起こり、村人の 1 人は腕を山刀で切られ、ボロロのほうも数人がけがをしたという。その後、毎年ボロロは村にくるようになったが、収穫が終わっていない綿花畑に家畜を勝手に入れたことで、村の畑の所有者とボロロの間でトラブルがおこり、ボロロの族長が代償として 1000CFA フラン（約 200 円）を村人に支払うという事件もおこった。

畑を荒らすという事例以外にも、村に住む農耕民とボロロの間には、サバンナに火を放つ時期をめぐって対立関係が存在した。調査地は乾季になると、雨季に伸びた草本がそのまま枯れ、サバンナの一面が背の高い草に覆われる。ボロロにとって、草があることで視界が遮られ、ライオンからウシを守ることができない。また、ウシは枯れた草を食べることはないため、草本を更新させる必要がある。そのため、ボロロは乾期に入った 2 月頃にサバンナに火を放つ。しかし、村に住む農耕民にとって、その枯れた草は屋根を葺いたり、かごなどの日用品を作成するための重要な資材である。A 村では首長は、村人らが十分に草本を刈り出したあとの 4 月頃に、村人に火を放つ許可を出すようにしている。しかし、それよりも早い時期にボロロは火を放ってしまうため、衝突が起こる。たとえば、2007 年 2 月には、ボロロが放ったと思われる火が、A 村の綿花畑や周辺の草本を焼いてしまった。このような対立関係について、A 村の人々は、「彼らは悪人（仏：méchant）だ」（男性 69 歳、2007 年 1 月 15 日））、「彼らには脳がない。火が風に乗って畑に来るなんて考えていない」（男性 29 歳、2007 年 2 月 2 日）と

写真 2-29　収穫が終わった綿花畑に残った蒴果などを食べるウシ

出所：筆者撮影

写真 2-30　刈跡放牧を早くさせてもらうために、綿花の収穫を手伝うボロロ（右）

出所：筆者撮影

語った[75]。

しかし、小川（1998）が取り上げた、西アフリカのセネガルにおけるジェンゲルベとよばれるフルベ系牧畜民と農耕民ウォロフの間には、対立関係がありつつも、収穫後の畑に牧畜民の家畜を迎え入れ、作物残渣を食べさせる代わりに、糞を栄養として落としてもらうという刈跡放牧や、農作物と乳製品の交換を通して、両者間には共生的な関係も同時に成立している。A 村の場合も、両者の間には、融和的な関係もみられた。たとえば、セネガルの事例と同様に、刈跡放牧がおこなわれており、村人はボロロが連れてくるウシなどの家畜の糞は、肥料として農作物に有用であると認識していた。しかし、上記のセネガルの事例とは異なり、村人がボロロを招き入れるのではなく、農業残渣を家畜に食べさせたいというボロロを村人が受け入れている関係であった（写真 2-29,30）。そのため、ボロロは 1ha の畑あたり 800 から 1200CFA フラン（約 160～240 円）の現金を、村の畑の所有者に支払うという。これには、セネガルでの事例とは異なり、多くの家畜を所有するボロロ（牧畜民）のほうが、村人よりも裕福である（嶋田 1995: 189; 小川 1998: 103）という農牧間の経済的な格差も関係していると考えられる。

また、本章の 1-5 で記述したように、村人とボロロの間にはウシの預託関係が存在する。特定のボロロと友好的な関係を持ち、ウシを依託している村人は、そのボロロから現金を受け取らずに、刈跡放牧をさせていた。また、その村人は、ボロロが自分の農地に生えている樹木の枝を切り落とし、ウシにその葉を食べさせることも許可していた。

そのほか、村人とボロロの間には、農作物と乳製品による交換経済もみられた。農耕をおこなわないボロロは、主食となるトウモロコシを村で購入し、酸乳やバターなどを村で販売していた。また、酸乳を売りに来た女性が、ある家の家長に頼んで、食用となるバオバブの葉を切らせてもらっていた。

4　小括

ベヌエ国立公園の東側に隣接する狩猟区 3 のなかにある A 村には、農耕民ディーが居住していた。村人は、トウモロコシとラッカセイを自給的に耕作し、また唯一の換金作物としてカメルーン綿花開発公社の管理のもとで綿花を栽培していた。しかし、肥料の値上がりや野生動物による農作物への被害などを背景に、近年 A 村における農業は衰退傾向にあった。そのほかの生業として、彼らは狩猟や漁労、採集によって自然資源を基盤とした生活を営み、特に狩猟に関しては、A 村の人々は日々のタンパク源と

[75] 小川（1998: 90）によると、農耕民と牧畜民が互いに軽蔑しあい、拮抗するのは、お互いがそれぞれの「集団意識」やアイデンティティを認識し、それを高揚する仕掛けになっているという。

して、野生獣肉に強く依存していた。A 村では同時に、狩猟禁忌や民間伝承、儀礼を通して、野生動物との間に文化的・精神的な関係が築かれていた。また、ボロロも、草地や水場を求め、家畜とともに自然環境に依存した季節的な移動生活を営んでいた。

A 村の村人とボロロの間には、古くから農地への家畜の侵入をめぐる対立はあるものの、古老が「最近になって、畑に入る前に交渉し、金を払うボロロもいるし、彼らも文明化された」と語ったように（男性 69 歳、2007 年 1 月 15 日）、刈跡放牧やウシの預託、農作物と乳製品による交換といった友好的な関係が築かれていた。ただし、ボロロの経済的優位性と関係して、アフリカの他地域でみられる農牧関係とは異質なものであった。

このように A 村に住む農耕民やボロロの生活実践は、自然資源に強く依存する形態でおこなわれていたが、次章に記すように、それらの生活は、スポーツハンティングビジネスをおこなう観光事業者と野生動物森林省という外部ファクターからの作用と深い関係をもっていた。特に彼らの生計手段、野生動物からの農作物への被害に対する対応、そして狩猟は、彼らの生活は、スポーツハンティングおよびそれを基盤とした自然保護政策によって、厳しく規定されていた。

第 3 章　地域住民とスポーツハンティング、自然保護政策の関係

1　A 村とスポーツハンティングの関係史
2　スポーツハンティングと自然保護政策がもたらす「正」の影響
2-1　雇用機会の恵与
2-1-1　キャンプでの生活と仕事内容
2-1-2　年間収入における位置づけと世帯間・民族間格差
2-2　狩猟区借地料の分配
2-3　公共設備の提供
2-4　野生獣肉の譲与
3　スポーツハンティングと自然保護政策がもたらす「負」の影響
3-1　密猟
3-1-1　野生獣肉の流通
3-1-2　密猟の取り締まり
3-1-3　密猟に対する罰則と取り締まりの強化と国際的な自然保護組織の関与
3-1-4　A 村における取り締まりの影響
3-2　密漁・違法採集・違法放牧
3-3　スポーツハンティングのための火入れによる影響
4　地域住民・野生動物森林省・観光事業者・自然保護組織の見解と対応
4-1　地域住民・野生動物森林省・観光事業者・自然保護組織の見解と、住民の見解を表明する機会
4-2　一枚岩ではない各ファクターとそれらの表面的な関係
5　展開されるコミュニティ・コンサベーションをモデルとした政策
5-1　共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区の設定
5-2　ベヌエ国立公園周辺における多目的利用地区の設定
6　小括

1　A 村とスポーツハンティングの関係史

A 村の首長（男性、92 歳）からの聞き取り（2004 年 12 月 10 日）および GPS 計測によると、1960

年ごろまで、A 村の住民は、現在の村の位置から南に約 31km の山間部に居住していた。その地点は、現在は狩猟区 26 の区内に含まれる。村人の案内でその場所を訪れると、背の高いバオバブやマンゴーの木、土器の破片、モロコシなどを製粉するための擂り石などが観察でき、確かに居住の痕跡が確認できた。首長からの聞き取りによると、当時、村人たちは獣の皮をまとい、家畜はヤギしか飼育しておらず、モロコシを中心とした農耕生活を営んでいたという。その後、当時から支配されていたレイ・ブーバ王国の命令により、現在の村から北北東へ約 600m の位置に移住させられた。その理由は、道路の建設および支配管理の平易化のためであったという。県庁所在地チョリレから南西に延びる道は、1960 年ごろまで整備はなされておらず、レイ・ブーバ王国は、周辺の村と同様、A 村の人々を労働力として徴用し、同時に道沿いに居住させることで支配を強めようとしたという。

また、同様に A 村の首長からの聞き取りによると、A 村の人々が、初めてヨーロッパ人と遭遇したのは、1 度目の移住の後であったという。恐れた村人らは、以前住んでいた山間部へ逃げたが、その後、危害を加えられないとわかり、戻ってきた。首長は、村を訪れたヨーロッパ人から塩や砂糖を受け取り、首長は代わりに村人を差し出したという。連れて行かれた村人はプランテーションで働かされ、ヨーロッパ人は、連れて行った村人の食料として、村で飼育していたウシやヤギも買い取っていったという。

第 2 章で述べたように、レイ・ブーバ王国の重臣や村の古老からの聞き取りによると（男性、61 歳、2007 年 2 月 2 日）、A 村周辺でスポーツハンティングがおこなわれるようになったのは 1960 年代以降であった。また、当時、ベヌエ国立公園の南部、A 村から約 30km 南西の地点に建設されていた国設キャンプ（ブッフュル・ノワール・キャンプ）に滞在していたハンターが、ハンティングのために、まれに村周辺を訪れたという。そして、彼らは、村から南西に約 3km に位置するオルディリ川のほとりに建てられていた藁葺きの小屋に滞在し、4、5 日ほど狩猟をしたり写真を撮ったりしていたという。

1968 年に、ベヌエ野生動物保護区が国立公園に格上げされ、同時に A 村周辺および A 村を含めて狩猟区が設定されたが、それらの狩猟区（狩猟区 2, 3, 25, 26）の借り手は、すぐに現れなかった。そして、それまでのように、国設キャンプや県庁所在地チョリレに滞在するハンターが、不定期に村周辺を訪れていたと考えられる。後述するように、A 村の周辺や村を含めた狩猟区が賃借されていなかった当時、スポーツハンティングによる村人の生活への影響は軽微であった。

しかし、1978 年に狩猟区 25 が、はじめてフランス人観光事業者によって賃借されたのを端緒に、1992 年には、A 村を含めた狩猟区 3 が、別のフランス人観光事業者によって賃借された（図 3-1,2）。狩猟区が観光事業者に賃借されることによって、村周辺のスポーツハンティングは活発におこなわれるようになった。さらに、序章に既述したように、80 年代末に開始されたジンバブエでの CAMPFIRE の成功を嚆矢に、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルが、カメルーン

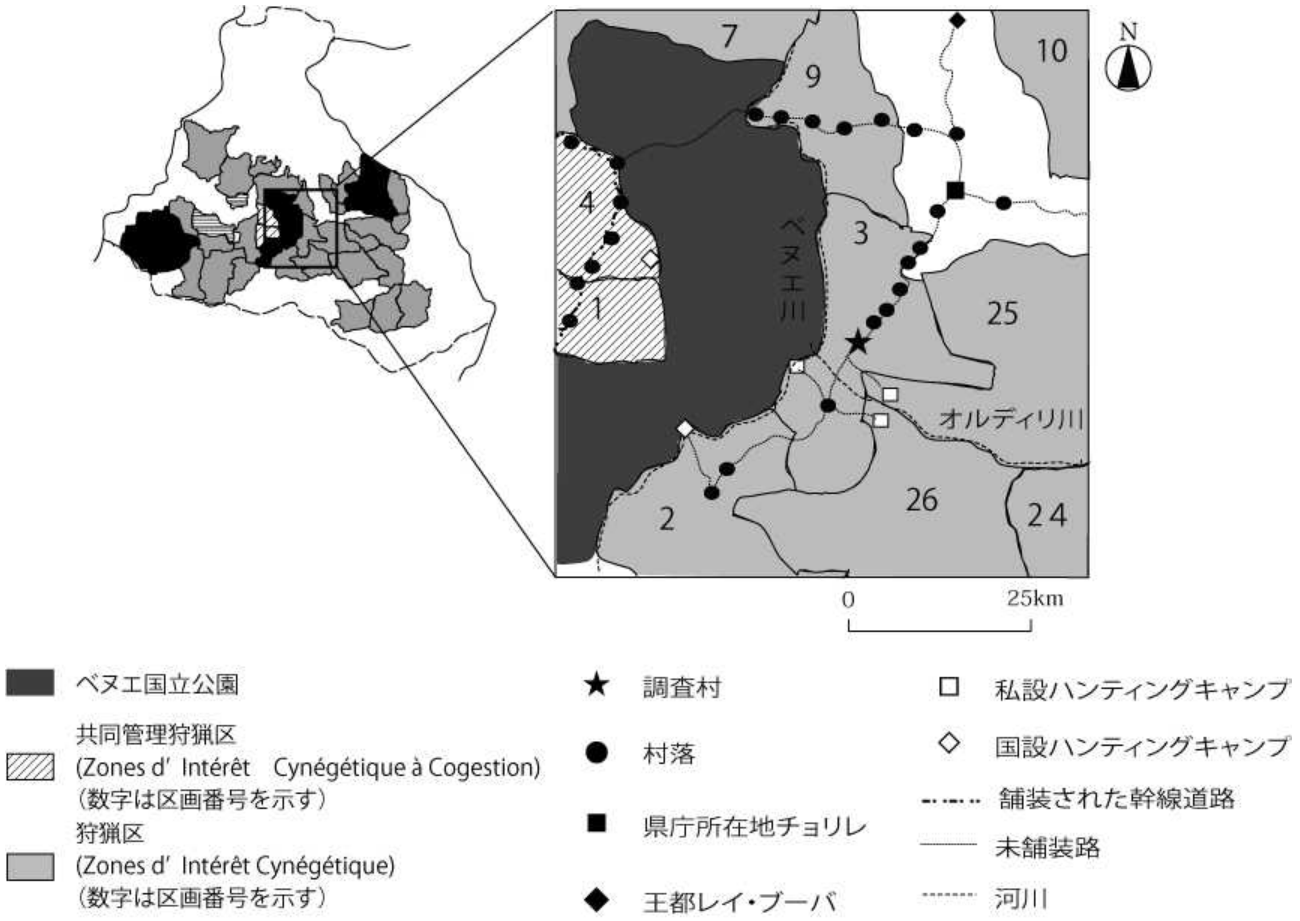

図 3-1　2009 年現在の A 村周辺の地図

出所：（MINEF 2002）および GPS データより筆者作成

ZIC/年	1969/1970	1970/1971	1971/1972	1972/1973	1973/1974	1974/1975	1975/1976	1976/1977	1977/1978	1978/1979	1979/1980	ZIC/年
2												2
3												3
25										T.B. (France)		25
26												26

ZIC/年	1980/1981	1981/1982	1982/1983	1983/1984	1984/1985	1985/1986	1986/1987	1987/1988	1988/1989	ZIC/年
2										2
3										3
25						T.B. (France)	F.A.J.T. (France)			25
26					M.T. (France)			M.T. (France)	R.A. (France)	26

ZIC/年	1990/1991	1991/1992	1992/1993	1993/1994	1994/1995	1995/1996	1996/1997	1997/1998	1998/1999	1999/2000	ZIC/年
2				C.R. (Italy)							2
3			J.P. (France)								3
25							F.A.J.T. (France)	B.Z.F. (Spain)			25
26											26

ZIC/年	2000/2001	2001/2002	2002/2003	2003/2004	2004/2005	2005/2006	2006/2007	2007/2008	2008/2009	ZIC/年
2									C.R. (Italy)	2
3								J.P. (France)	P.G.L (France)	3
25				B.Z.F. (Spain)	A.R. (Spain)				A.R. (Spain)	25
26									R.A. (France)	26

図 3-2　A 村周辺の狩猟区の賃借履歴

注： ZIC **は狩猟区（**Zones d'Intérêt Cynégétique**）の略。黒い塗りつぶしは未設定を示す。文字は賃借人のイニシャルを、括弧は国籍を示す。**

出所：関係省庁の年間報告書および野生動物森林省での聞き取り結果より筆者作成

にも伝播した。その結果、94 年に狩猟区の借地料を狩猟区内の住民に還元することが法規定され、A 村では 2004 年から還元が開始された。このような観光事業者による狩猟区の管理およびスポーツハンティングによる観光活動の開始、コミュニティ・コンサベーションをモデルとした政策の実施は、A 村の人々の生活に、「正」と「負」の両面から大きな影響をもたらした。つまり、「正」の影響とは、雇用機会の恵与、狩猟区借地料の分配、そして公共設備の提供であった[76]（図 3-3）。一方で、「負」の影響とは、自然資源の利用に対する制限であった。この章では、それぞれの影響を詳究し、それに関する各ファクターの見解を分析するとともに、近年展開されているコミュニティ・コンサベーションをモデルとした政策について概観する。

2　スポーツハンティングと自然保護政策がもたらす「正」の影響

2-1　雇用機会の恵与

2-1-1　キャンプでの生活と仕事内容

2009 年現在、A 村周辺のキャンプでは、周辺の村や町から採用された 1 つのキャンプあたり 30 人ほどの地域住民が、現金稼得活動として様々な仕事に就いていた。料理人や機械工などの専門職には、主に専門学校を修了した州都ガルアや県庁所在地チョリレの住民が就いていた。また、周辺の村落住民は、トラッカーやポーター、雑用係などとして働いていた。

A 村の住民で、初めて観光事業者に雇用されたのは、2 人の男性（69 歳・82 歳）であった。彼らは、狩猟者としてもともと持っていた、その地域に生息する野生動物や土地に関する知識を生かし、狩猟区 25 がフランス人観光事業者に賃貸された 1980 年ころから、キャンプでトラッカーなどとして働いていた。その後、村周辺の狩猟区が次々と賃貸されると、観光事業者に雇用される村人も増加し、2009 年には、18 歳から 48 歳までの男性、合計 22 人が、5 つのキャンプでトラッカーやポーター、皮剥ぎ人、道路整備作業員などとして働いていた（表 3-1,2）。村全体の 25 世帯のうち、14 世帯に被雇用者がおり、

[76] そのほかの「正」の影響として、A 村や B 村に住む人々が、客であるハンターの意向でキャンプに呼ばれ、太鼓などを使った踊りをみせることで、観光事業者から現金を受け取るといった事例も確認した。この地域で多数派であるフランス人ではなく、特にアメリカ人のハンターがこのような余興を好むという。2006 年の大晦日には、A 村から 17 人の村人が狩猟区 25 に滞在していたアメリカ人ハンターに呼ばれ、キャンプに出向き、踊りなどを披露し、1 つの村につき 5 万 CFA フラン（約 1 万円）の現金を受け取ったという（男性 25 歳、2005 年 1 月 8 日）。

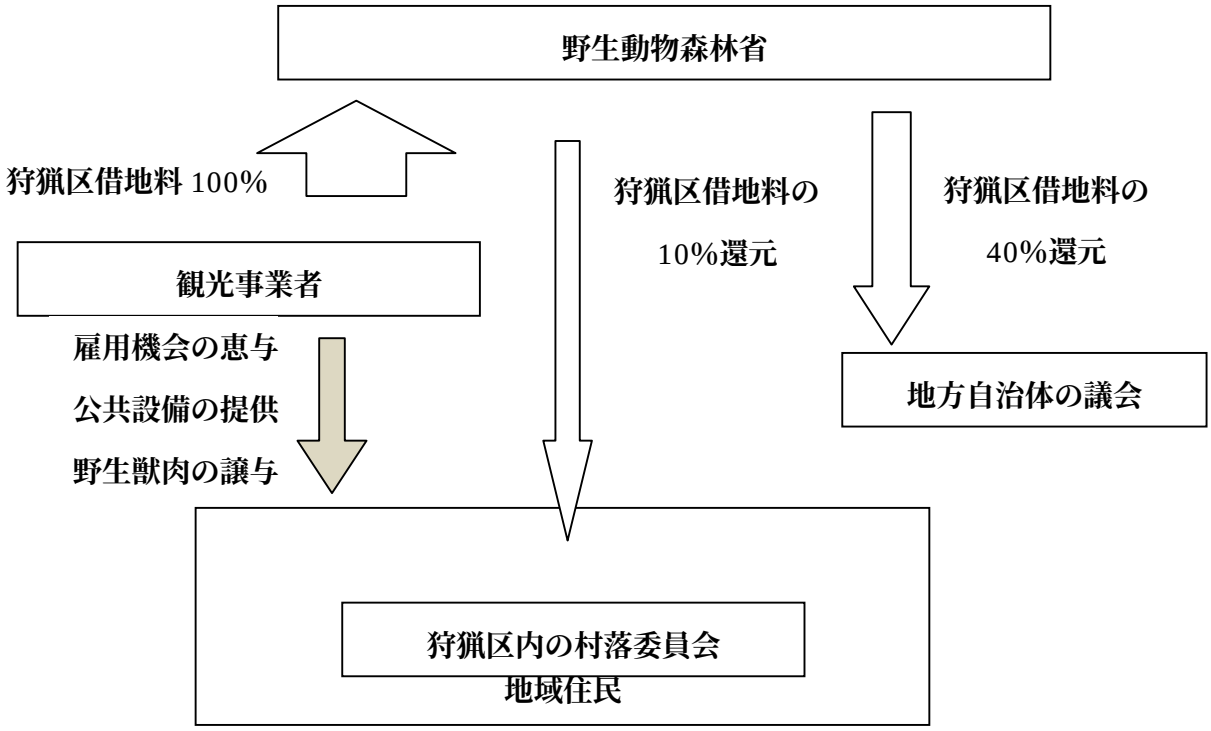

図 3-3　狩猟区借地料の分配、雇用機会の恵与、公共設備の提供、野生獣肉の譲与を示した概略図

出所：筆者作成

表 3-1　2006/2007 年および 2008/2009 年の猟期における A 村の住民のキャンプでの雇用状況①

	年齢	宗教	2008/2009		2006/2007			備考　（キャンプの変更理由など）
			狩猟区	仕事	狩猟区	仕事	月給：CFA フラン(概算での日本円)	
①	48	c	3	ウェイター	3	ウェイター	3 万 6 千(7200)	
②	31	c	3	トラッカー	―	―	―	
③	27	c	3	ポーター	3	ポーター	5 万(1 万)	
④	27	c	3	道路整備作業員	―	―	―	
⑤	18	c	3	道路整備作業員	―	―	―	学校卒業後に雇用される
⑥	21	c	3	道路整備作業員	―	―	―	学校卒業後に雇用される
⑦	22	m	3	道路整備作業員	3	道路整備作業員	2 万 1 千(4200)	
⑧	48	c	5	トラッカー	25	トラッカー	6 万 5 千(1 万 3000)	狩猟区 5 の観光事業者に引き抜かれた
⑨	26	c	5	密猟監視員	26	道路整備作業員	3 万(6000)	
⑩	25	m	5	密猟監視員	27	雑用係	3 万 5 千(7000)	
⑪	33	c	17	皮剥ぎ人	17	皮剥ぎ人	6 万(1 万 2000)	
⑫	24	m	17	皮剥ぎ人	3	雑用係→皮剥ぎ人補助	2 万 1 千(4200)	車で事故を起こし、解雇。
⑬	37	m	25	トラッカー	25	トラッカー	6 万(1 万 2000)	
⑭	39	c	25	ポーター	25	ポーター	4 万(8000)	
⑮	21	m	25	ポーター	25	雑用係→ポーター	3 万(6000)	
⑯	24	c	25	左官	―	―	―	
⑰	36	c	25	皮剥ぎ人	25	皮剥ぎ人	3 万(6000)	

注：年齢は 2009 年時点。
宗教の「c」は「クリスチャン」を、「m」は「ムスリム」を示す
「―」は「該当なし」を示す
出所：聞き取り調査より筆者作成

表 3-2　2006/2007 年および 2008/2009 年の猟期における A 村の住民のキャンプでの雇用状況②

	年齢	宗教	2008/2009		2006/2007			備考　（キャンプの変更理由など）
			狩猟区	仕事	狩猟区	仕事	月給：CFA フラン(概算での日本円)	
⑱	26	m	25	密猟監視員	25	雑用係→密猟監視員	3 万(6000)	
⑲	29	m	25	密猟監視員	―	―	―	
⑳	35	c	25	密猟監視員	25	密猟監視員	3 万(6000)	
㉑	27	c	25	道路整備作業員	―	―	―	
㉒	24	c	26	道路整備作業員	26	道路整備作業員	3 万(6000)	
㉒	34	c	―	―	3	道路整備作業員	2 万 1 千(4200)	道路整備の際に、村の畑を燃やしてしまい、解雇
㉓	48	c	―	―	3	道路整備作業員	2 万 1 千(4200)	同上の理由で解雇。2007 年病死
㉔	59	m	―	―	3	道路整備作業員	2 万 1 千(4200)	同上の理由で解雇
㉕	38	c	―	―	3	道路整備作業員	2 万 1 千(4200)	同上の理由で解雇
㉖	44	m	―	―	3	道路整備作業員	2 万 1 千(4200)	同上の理由で解雇
㉗	27	c	―	―	3	機械工補助	3 万 2 千(6400)	県庁所在地チョリレに移住
㉘	22	c	―	―	3	ポーター、皮剥ぎ人補助	3 万 5 千(7000)	狩猟ガイドの悪口を言って休職させられたのち、解雇
㉙	43	c	―	―	25	左官	3 万 6 千(7200)	2008 年事故死

注：年齢は 2009 年時点。
宗教の「c」は「クリスチャン」を、「m」は「ムスリム」を示す
「―」は「該当なし」を示す
出所：聞き取り調査より筆者作成

うち 5 世帯で 2 名以上が雇用されていた。

キャンプで働く従業員らは、猟期中は住み込みで朝から夕方まで働いており、仕事が忙しくなければ 2、3 週間に 1 回程度、一晩だけ帰村することができた。また、雇用主である観光事業者の裁量によって妻子を連れてきてもよいとされていた。彼らは民族や出身地でグループを作り、キャンプ内に作られた 1 つの小屋を 2、3 人で共用して寝泊まりをしていた。食事に関して、朝はコーヒーやトウモロコシがゆ、昼晩はクスクスとスープという村と同様の食事をし、グループの中でも若者が調理を担当していた。主食のトウモロコシの粉や鍋などの調理器具は村から持参し、その他の必要な調味料（塩や砂糖、油など）は、観光事業者が町から仕入れてきたものを、給料から天引きする形で得ていた。

副食となる肉の多くは、ハンターが仕留めた野生動物に依存しており、彼らが食べないような野生動物（ヒヒなど）やその部位（フィレ以外）を譲り受け、日々の食料として利用していた[77]。ただし、従業員は、どのような動物でも食べるというわけではなかった[78]。例えば、ヒヒを食べる人は少数で、それを運ぶことさえ嫌がるポーターもいた。さらに、ムスリムは、ムスリムによって殺された動物でないと食べることができない。そのため、客に同行するムスリムのトラッカーやポーターは、自分たちも食べることができるように、ハンターが銃で獲物を撃った直後、倒れた動物の首をナイフで切って、とどめを刺すという。魚に関して、キャンプは生活用水を取水するために、必ず川のそばに建設されている。そのため、従業員は、夜のうちに川に刺網を仕掛けておき、朝に引き上げるという方法で獲っていた。このようにして得られた肉と魚は、村と同様に燻製にされ、保存がきくようにされていた。

一般的に、キャンプには、トラッカー、ポーター、料理人、機械工、左官、雑用係、道路整備作業員、密猟監視員というポストが設けられていた。以下のようにそれぞれの仕事内容を概観する[79]。

まず、トラッカーは、観光事業者あるいは観光事業者が雇った欧米の狩猟ガイドと客であるハンターに同行し、足跡や糞を発見し、狙っている野生動物を探索・追跡する。トラッカーは、足跡や糞の状態から、野生動物の種類、大きさ、その場所を通過した時間と進行方向などを予測し、ハンターにアドバイスをする。これは猟果に直結する仕事であるため、地域住民の雇用のなかでもっとも高給である[80]。野生動物やスポーツハンティングに関する豊富な知識と経験が必要とされるため、狩猟区 3 では、キャンプで経験を積み、35 歳以上にならなければトラッカーになることができないという制約が設けられていた。また、トラッカーのなかでも、経験や年齢によって、トラッカー長（仏：chef du pisteur）や一等トラッカー（仏：premier pisteur）、二等トラッカー（仏：deuxième pisteur）に分類されており、

---

77 第 1 章 1-4 参照
78 食物禁忌については、第 2 章 1-2-2 を参照
79 ただし密猟監視員については、本章の 3-1-2 にて後述する
80 本章の 2-1-2 参照

トラッカー長や一等トラッカーは観光事業者のお気に入りとして、観光事業者がハンティングに行く際は、常に同行させられる。

ポーターは、狩猟ガイド、ハンター、トラッカーとともにハンティングに同行し、ハンターの荷物（銃、飲食料など）を運搬する。また、ハンターが仕留めた獲物を車まで運搬する（写真 3-1）。トラッカーと同様、ポーターも一等、二等と階級付けされている。ポーターは、トラッカーとともにハンティングに同行するため、野生動物に関する知識を吸収することができる。そのため、ポーターは、トラッカーの予備軍という位置づけにあり、観光事業者は、有望な従業員をトラッカーにするために、まずポーターとしてハンティングに同行させていた。

皮剥ぎ人は、キャンプに持ち帰られた獲物のトロフィーを加工する。具体的には、獲物の皮をナイフやメスで剥ぎ、ドラム缶で頭骨などを長時間煮て、肉を落とし、塩などで防腐処理を施す（写真 3-2）。また、象牙の汚れを削り、加工する仕事も担う。皮剥ぎ人は皮を剥ぐ際、穴をあけて、剥製としての価値を下げてしまわぬように細心の注意を払うという。このようなキャンプにおける作業は、植民地時代からおこなわれており、当時、ケニアに入植したあるイギリス人の狩猟ガイドは、「皮剥ぎ人が不注意で皮にたった 1 インチ角の肉を残しておいても、そこから腐って毛皮に穴をあけてしまう（中略）そうなったら、トロフィ（ママ）を確保するのに多大な時と金をつぎこんだ猟客はすっかり憤慨してしまう」（Hunter 1952=1957: 127）と記述している。頭骨や皮は後日、ハンターの本国に郵送され、現地の剥製師によって、皮が骨に縫い合わされ、生きている形に擬した剥製に加工される。

料理人は、観光事業者や狩猟ガイド、ハンターのために、主に西洋料理を用意する。ハンティングで得られた獣肉のほか、キャンプ敷地内で収穫された西洋野菜も利用する。機械工はハンティングに使用する四輪駆動車の整備やキャンプ内の発電機などのメンテナンスをおこなう。雑用係は、キャンプ内の掃除、洗濯、庭園の整備などを担い（写真 3-3）、左官は、キャンプ内の建物の建設に携わる。

道路整備作業員は、雨季の間、人の身長の倍ほどに成長し、乾季に枯れた草を、ハンティングが本格化する前に山刀で刈った後、火入れをおこない、狩猟区内の道路とその周辺を整備する仕事をしていた。この作業により、車が狩猟区内の道を通行できるようになるほか、見通しがよくなり、獲物を発見しやすくなり、刈った草の新芽をふかせることで草食動物の餌を供給することができる。道路整備作業員は、ほかの従業員とは異なり、キャンプから離れたサバンナのなかで、猟期前の 11 月から 12 月にかけて、野宿をしながら道を整備する。その間、彼らの食料は、不定期に車でキャンプから届けられる。

道路整備作業員や雑用係は、基本的に単年雇用であるため、キャンプで職を得たい村人は、毎年採用されるために観光事業者やキャンプを取り仕切っている狩猟ガイドに、猟期が始まる前の 11 月ごろに手紙を出す。一方、トラッカーやポーターなど要職に就いている村人らは、狩猟ガイドや観光事業者に

写真 3-1　ハンターが仕留めたバッファローの頭を運ぶポーター

出所：筆者撮影

写真 3-2　コブ（*Kobus kob*）の頭部を煮る皮剥ぎ人

出所：筆者撮影

写真 3-3　キャンプ敷地内の花壇を整備する雑用係

出所：筆者撮影

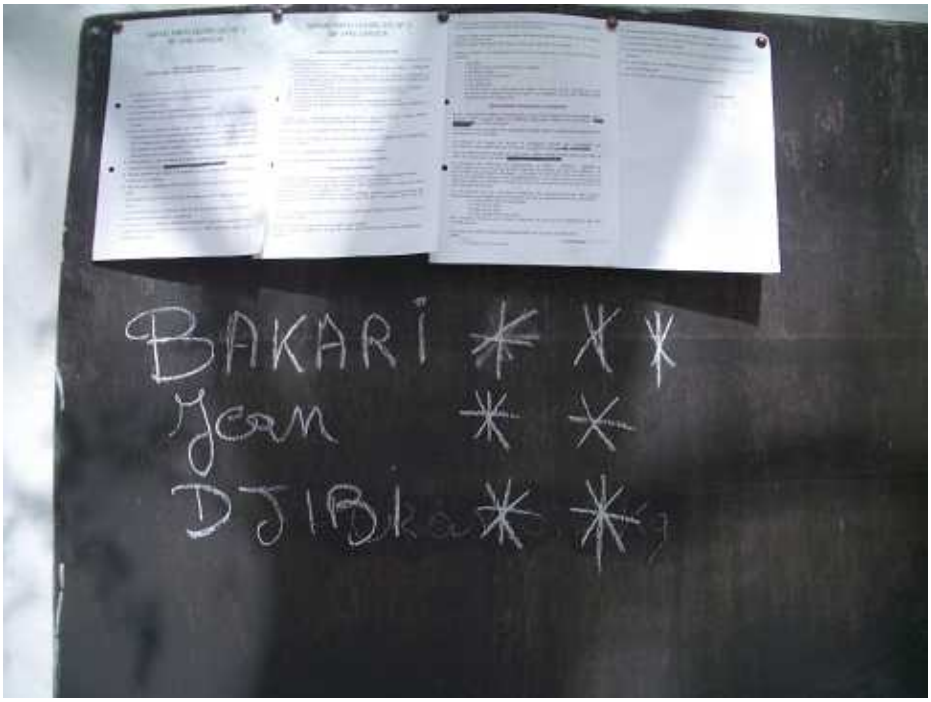

写真 3-4　キャンプ内の黒板に書かれた従業員の名前と、過失の回数を示す印

出所：筆者撮影

猟期前に招集される。しかし、表 3-1 のように、従業員は、事故や遅刻など仕事上の過失を起こしたり、雇用主である観光事業者や狩猟ガイドとの関係が悪化すると、容易に解雇される（写真 3-4）。しかし、従業員のなかでもトラッカーは解雇されたとしても、その技術や知識を武器に、他のキャンプで雇用されることが多い。たとえば、表 3-1 の⑧の男性は、1975 年から狩猟区 25 で雇用されていたが、2002 年に車で事故を起こし、解雇された。その後、すぐに狩猟区 3 の観光事業者に呼び寄せられ、2006 年まで働くが、酒癖が悪く、トラブルを起こし解雇された。狩猟区 2 からのオファーがあったが、再び狩猟区 25 で働く。しかし、酒癖が悪いという同様の理由で解雇となり、現在、ベヌエ国立公園の西側にある狩猟区 5 でトラッカーとして働いている。

村で初めてキャンプで雇用された経験を持つ古老からの聞き取りによると（2007 年 3 月 14 日）、彼は、村周辺でおこなっていた生業活動としての狩猟によって培われていた野生動物に関する知識を転用して、トラッカーとして働いていた。このような知識は、村内で狩猟技術として、狩猟経験者から、未経験者に伝播されていた。しかし、後述するように狩猟区内に居住する地域住民の狩猟が禁止されてからは、トラッカーの予備軍であるポーターは、野生動物に関する知識、つまりトラッカーになるための知識を、主に村の狩猟経験者からではなく、キャンプで先輩にあたるトラッカーから得ている（男性 37 歳、狩猟区 3 のトラッカー、2007 年 1 月 18 日）。また、皮剥ぎ人となるための知識と技術も同様に、キャンプ内で継承されている（男性 36 歳、狩猟区 25 の皮剥ぎ人、2007 年 1 月 18 日）。これらのトラッカーやポーターからの聞き取りによると、技術の継承は、必ずしも出身村や親族に関係しておこなわれることはなく、また金銭が介されることもないという。トラッカーや皮剥ぎ人は、ポーターや雑用係に頼まれて知識や技術を指南するほか、雇用主である観光事業者や狩猟ガイドの指示によっておこなうこともある。

2-1-2　年間収入における位置づけと世帯間・民族間格差

賃金の金額は、職務や雇用されているキャンプによって異なるが、たとえば、狩猟区 25 の観光事業者からの聞き取りによると（2004 年 12 月 8 日）、このキャンプでは、料理人には最高の月給 10 万 CFA フラン（約 2 万円）、皮剥ぎ人には 6 万 CFA フラン（約 1 万 2000 円）、雑用係には最低の 3 万 CFA フラン（約 6000 円）、道路整備の作業員は 1 日あたり 1000CFA フラン（約 200 円）が支払われた。また、給料とは別に、ハンターからのチップがボーナスとして支給される。ハンターからのチップは、動物が多く獲れたり、ダービーズエランドなどの獲ることが難しい動物が獲れたときに従業員や観光事業者に

支払われる。チップは多いときには 200 万 CFA フラン（約 40 万円）にもなるといい、チップは一度、観光事業者が回収し、全従業員に再分配されることになっている。この結果、従業員 1 人当たり 5000～1 万 CFA フラン（約 1000～2000 円）のボーナスが 2 回ほど支給される。また、客は、従業員に対してチップのほかにも自分が身につけていた衣服などを与えたりすることもある。

地域住民のキャンプでの雇用期間は、スポーツハンティングがおこなわれる 12 月から翌年 5 月までの猟期と基本的に一致していた。農耕民である A 村の人びとは、12 月から 2 月ごろまでは綿花の収穫と買い上げ市場に追われるが、3 月から 5 月ごろまでは農閑期に入る。3 月から 5 月の農閑期のみに注目すると、キャンプでの労働は農閑期の格好の余剰労働力の投入先とも考えられる。しかし、キャンプでの仕事を得るためには、11 月には観光事業者に願い出て、収穫期にあたる 12 月からキャンプに住み込みで働き始めるため、綿花の収穫と買い上げの農繁期には村で作業に当たることはできない。そのため、キャンプでの労働は、A 村の村人にとって、農閑期における格好の賃労働機会であるとは必ずしも言えないようである。

しかし、A 村の住民は、キャンプでの賃労働を魅力ある現金収入源として認識していた。狩猟区 25 でポーターとして働くある村人が、2006/2007 年の 6 ヶ月の猟期の間、キャンプから得た賃金は 33 万 CFA フラン（約 6 万 6000 円）であり、これは、彼の世帯の年間収入の 62%を占めていた。また、2 人の被雇用者（トラッカーと道路整備作業員）を有する別の世帯では、キャンプから得た賃金は、年間収入の 86%を占めており、どちらの世帯でも綿花や落花生の売却によって得られる現金を大きく上回っていた（図 3-4,5）。

しかし、このように年収のほとんどを占めるような賃金をもらっている村人は一握りであった。たとえば道路整備の作業員として雇用されているある村人は、猟期前の 2 カ月しか雇われず、猟期の間、彼が得た賃金は、ポーターの 10%にあたる 3.3 万 CFA フラン（約 6600 円）であった。また、キャンプでの従業員のポストは限られており、2009 年現在、村内の被雇用世帯（14 世帯）は、村全体（25 世帯）の半分ほどにすぎず、村人全員が雇用機会を得ているわけではなかった。被雇用者の間に明確な親族関係による偏りはみられず、すでに雇用されている村人と親族でないと、新規に雇用されないということはなかった。そのため、雇用されていない村人は、仕事をもらえるようにキャンプにいる観光事業者に何度も手紙を書いていた。また、筆者がキャンプへ聞き取り調査のために出かけることを、「彼は仕事をもらえるように頼みにいったのだ」と、雇用されていない村人たちは誤解して羨んだりした。

2007 年、A 村に住む 19 歳以上の男性 57 人のうち、23 人が現在キャンプで働き、14 人が過去にキャンプで働いていた経験をもち、20 人が働いた経験をもたない人であった（図 3-6~9）。来年の猟期にキャンプでの労働を希望するかに関する聞き取り調査をおこなったところ、現在、キャンプで雇用され

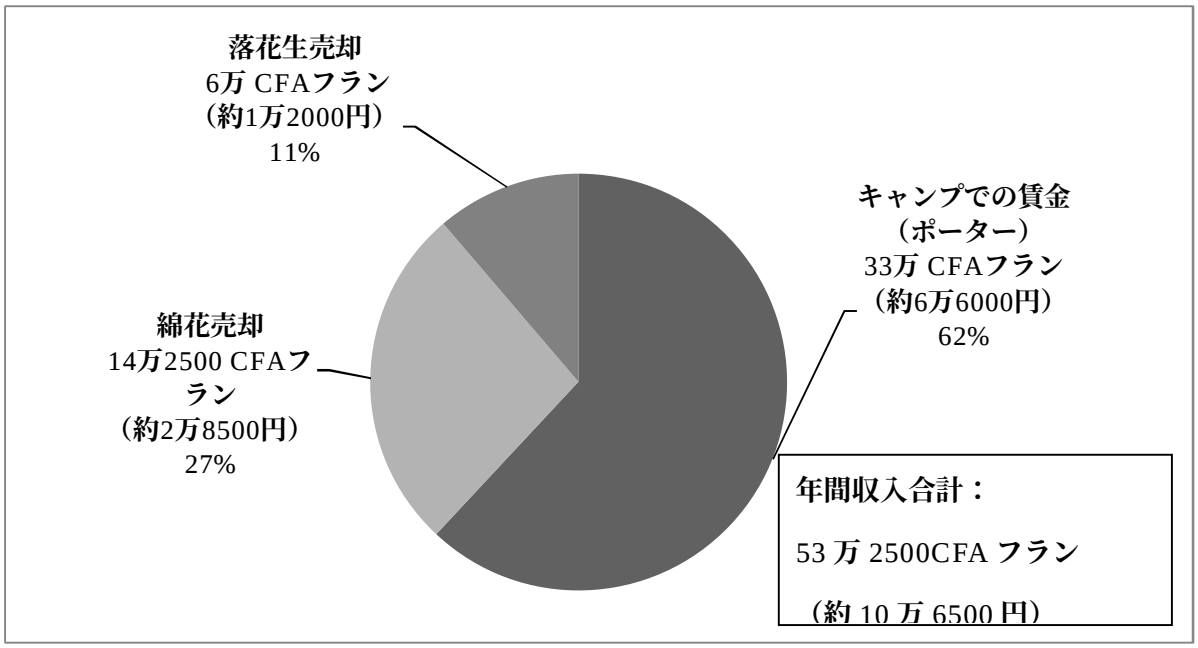

図 3-4　2007 年の A 村のある世帯 A の年間収入の内訳

出所：聞き取り調査結果より筆者作成

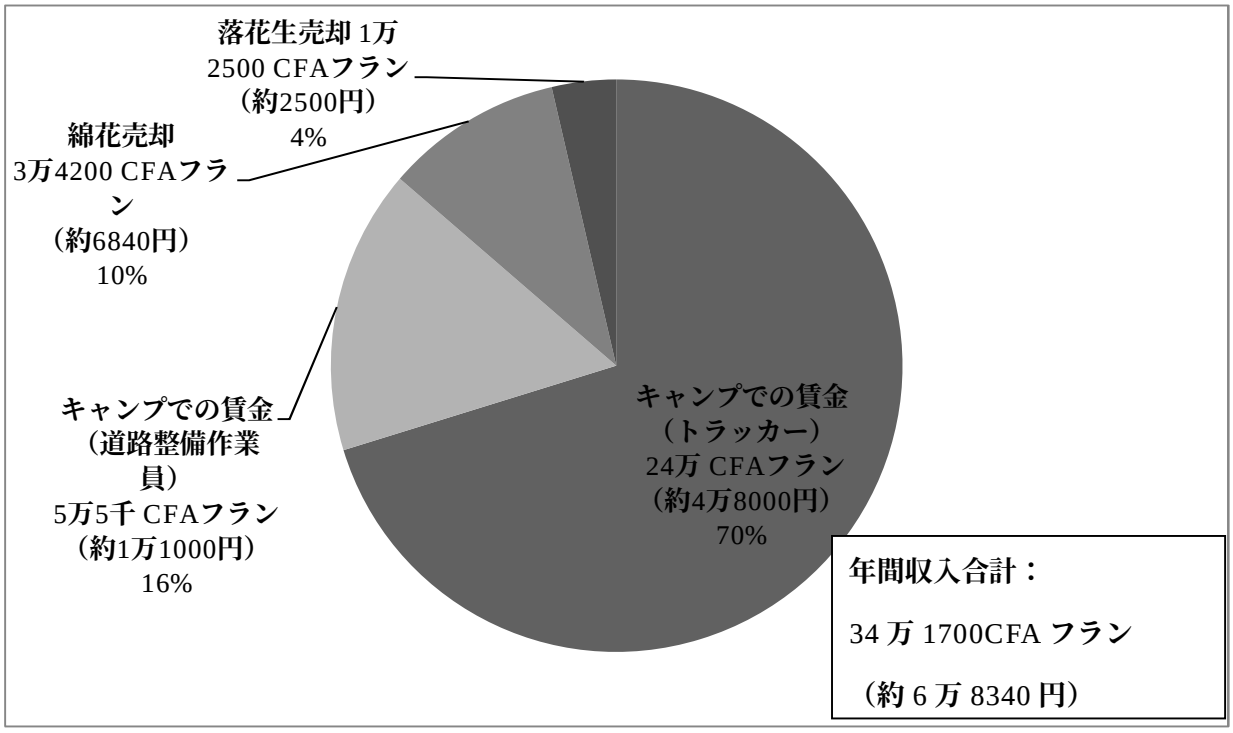

図 3-5　2007 年の A 村のある世帯 B の年間収入の内訳

出所：聞き取り調査結果より筆者作成

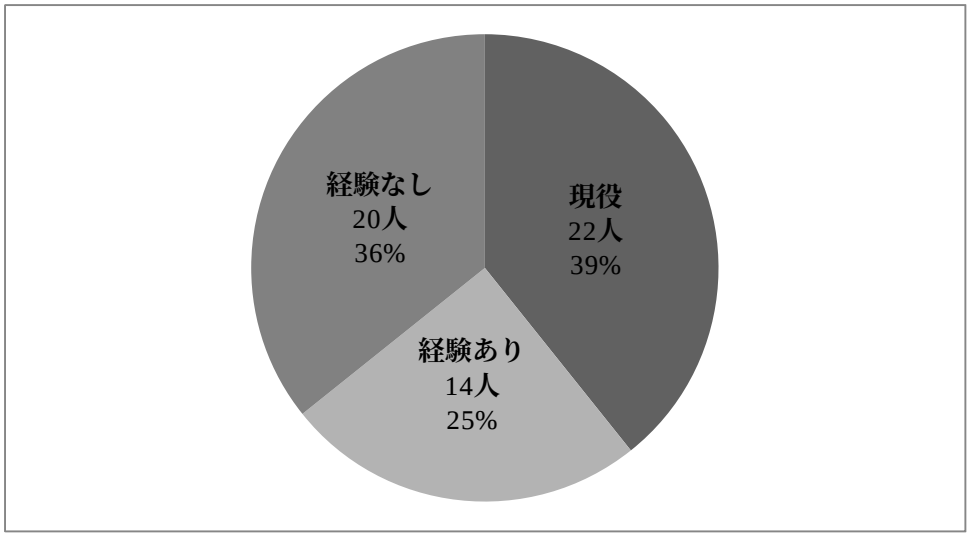

図 3-6　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のキャンプでの労働経験に関する内訳

注：「現役」は、現在キャンプで雇用されている人を、「経験あり」は、これまでキャンプで働いた経験をもつが、現在は雇用されていない人を、「経験なし」はこれまでキャンプで働いた経験を持たない人を示す。

出所：聞き取り調査結果より作成

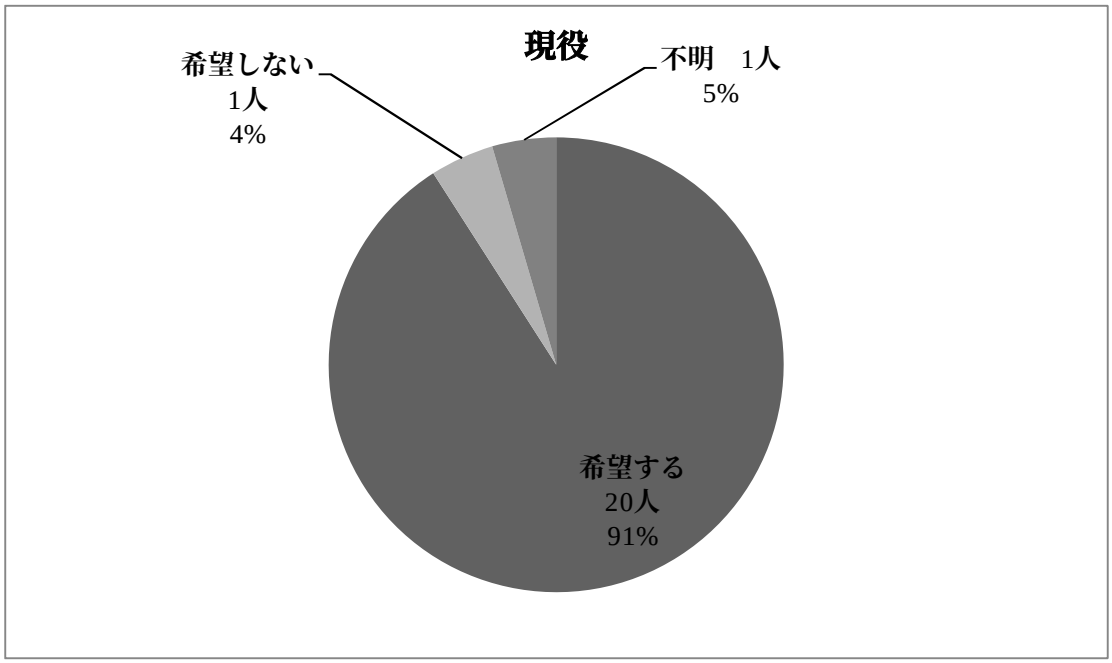

図 3-7　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のうち、キャンプで現在働いている人に対する、来年の猟期のキャンプでの労働の希望の是非に関するアンケート結果

出所：聞き取り調査結果より作成

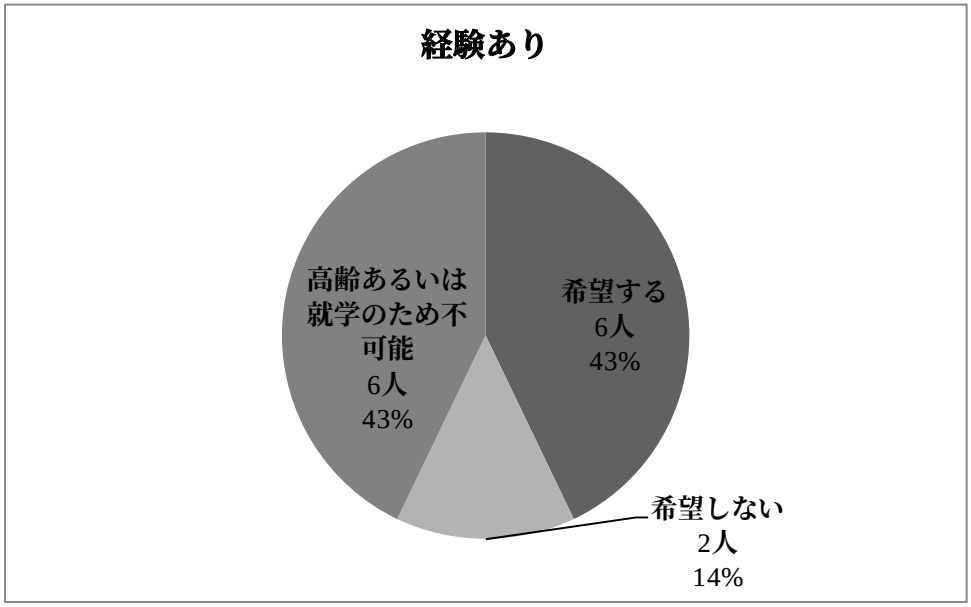

図 3-8　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のうち、キャンプで働いていた経験をもつ人に対する、来年の猟期のキャンプでの労働の希望の是非に関するアンケート結果

出所：聞き取り調査結果より作成

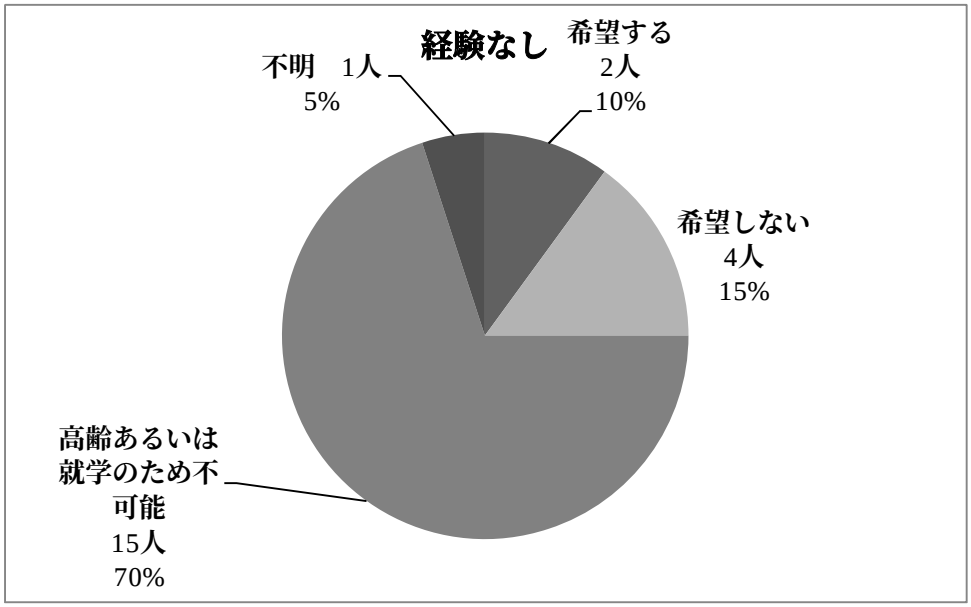

図 3-9　2007 年における A 村に住む 19 歳以上の男性のうち、キャンプで働いていた経験をもたない人に対する、来年の猟期のキャンプでの労働の希望の是非に関するアンケート結果

出所：聞き取り調査結果より作成

ているグループでは、約 9 割にあたる 20 人が来期も希望すると答えた。キャンプでの労働経験をもつグループでは、高齢あるいは就学を理由に不可能な人をのぞいた 8 人のうち、6 人が希望すると答えた。キャンプでの労働経験をもたないグループについては、6 人のうち、2 人が希望すると答えたが、希望しないと答えた 4 人のうち 1 人は、2009 年に実際はキャンプへ雇用願いを出し、採用されていた。

また、雇用されている世帯とされていない世帯の間の格差を調査したところ、綿花栽培にその一端があらわれていた。綿花開発公社の幹部からの聞き取りによると（2007 年 3 月 2 日）、綿花栽培には、一般的に、種や肥料などのために 1ha あたり 11 万 7000CFA フラン（約 2 万 3400 円）の現金が必要であり、綿花栽培は村人らにとって主要な現金投入先となっていた。そこで、雇用世帯と非雇用世帯の綿花畑の平均所有面積を比較すると、表 3-3 のようになった。つまり、雇用の有無によって分けた世帯グループの間には、1.7 倍の綿花畑の面積の格差があらわれた。村には、現在、特に農地の拡大に関する制約はなく、資金と労働力さえあれば、農地を広げることができる。そのため、現在のようにキャンプでの労働が、村内で一般的になる以前の土地所有が関係するとも考えられるが、現在の世帯間の綿花畑の面積の差は、キャンプでの労働による現金収入の有無を一因としていると考えられる。また、所有する綿花畑以外に、例えば、世帯間には家屋や生活物資などに明確な経済格差はみられなかったが、村にある 4 台のバイクのうち、3 台は現在、キャンプで働いているか、働いていた経験をもつ村人が所有していた。

このようにキャンプでの労働によって得られる賃金は、村人たちにとって魅力的ではあるものの、雇用されている村人や雇用されていた経験を持つ村人に、キャンプでの労働について聞くと、「雇用されると奴隷のように扱われる。彼らは黒人を犬のように思っている」（男性 60 歳、2006 年 6 月 14 日）と語った。また、前述のように、一度、過失を犯したり、雇用主である観光事業者と不和になると、容易に職を失う。しかし、「道路整備作業員として雇われても、日給 1000CFA フラン（約 200 円）しかもらえず、ゾウやライオンがうろうろしているブッシュのなかで寝なければならないから、自分はキャンプでは働きたくない」と、2007 年には語っていた男性（27 歳）も、妻子をもった 2009 年には狩猟区 25 の道路整備作業員として働いていた。別の男性（24 歳）も「それでも金のために働かなければならない」(2007 年 7 月 1 日)と語った。つまり、村人たちは、けっして労働環境に満足してキャンプで働いているわけではないが、魅力ある現金収入のために従事しているようである。

また、キャンプで雇用されているのは、都市住民や村落に住む農耕民がほとんどであった。一方、家畜と共に移動生活を営んでいる牧畜民ボロロは、ほとんどキャンプで雇用されておらず、2009 年に 1 人のボロロが、狩猟区 3 でトラッカーとして雇用されているのを初めて観察した。それでは、狩猟区内にある村からは必ずその狩猟区のキャンプに雇用されるかといえば、そうではない。たとえば、

表 3-3　2007 年の A 村におけるキャンプでの雇用の有無による綿花畑の所有面積の世帯間比較

	世帯数	1 世帯あたりの平均人数	1 世帯あたりの平均綿花畑所有面積
雇用者を含む世帯	17 世帯（63%）	11.3 人	3.0ha
雇用者を含まない世帯	10 世帯（37%）	10.3 人	1.8ha
村全体	27 世帯（100%）	10.9 人	2.6ha

出所：全世帯への聞き取り調査結果より算出・作成

2007 年、狩猟区 26 のキャンプにおいて、道路整備作業員を除いて雇用されている 18 人のうち、このキャンプに最も近い A 村から約 12km 南西に位置する B 村の住民はわずか 1 人しか雇用されていなかった。また、同年、狩猟区 25 においては、B 村に住む人々は、道路整備作業員を含めても 1 人もいなかった。確かに、2004 年の時点で B 村の人口は 90 人程度[81]であり、周辺のほかの村よりも少ないが、B 村の古老からの聞き取りによると（男性 60 歳代、2007 年 3 月 17 日）、1988 年に狩猟区 26 が現在の観光事業者に賃貸された当初、B 村の人々も多く雇用されていたという。しかし、狩猟区 26 の観光事業者は、1990 年ごろから村の人々を解雇し始め、代わりに人件費が安く、事故や病気の際に補償をあまりしなくてもよいというチャドからの移民を多く雇うようになった。

2-2　狩猟区借地料の分配

第 1 章で記述したように、スポーツハンティングによって得られる狩猟ライセンス料と狩猟税は、70%はカメルーン政府に、30%は野生動物森林省に納められている。一方で、狩猟区の借地料は、一旦、野生動物森林省に納められたのち、50%は野生動物森林省が省庁の活動費として収得するが、そのうち 40%は狩猟区が設定されている地方自治体の議会へ、10%は狩猟区内の村落から構成される委員会（以下、村落委員会）に分配されている（図 3-3）。地方への利益分配を定めた法律は、1994 年に施行されたが、地方自治体への借地料の分配は、2000 年から開始された[82]。

マヨ・レイ県の県庁所在地チョリレ市の場合、2009 年現在、周辺の 10 の狩猟区[83]から間接的に借地料の分配を受けている（République du Cameroun 2009）。2006 年度にチョリレ市は、狩猟区の借地料の分配金として、1878 万 7640CFA フラン（約 375 万 7828 円）を享受し、その額は、その年度の歳入の 14%に相当した（図 3-10）。この分配金について、チョリレ市の会計係長は、「分配金は市の財政において非常に重要である。しかし、歳入の 14%を占めるだけの金では少ない。自治体への分配の割合を 40%ではなく、50 や 60%にあげるべきだ。市では飲料水が安定して確保できず、問題となっている。また、学校の教室にも机が不足している。もっと借地料からの分配金をも受け、教育と衛生に使いたい」と語った（2007 年 6 月 18 日）。

2007 年、A 村は、周辺の 6 つの村とともに、村落委員会を組織していた。委員は、1 人の代表、1 人の秘書、7 人の村の首長、21 人の地域密猟監視員（仏：garde communautaire）と呼ばれる政府や観光

[81] B 村の首長からの聞き取り結果による
[82] 政府関係文書 Note de service N°2978 /MINEF/DFAP/AC du 14 octobre 1999
[83] 10 の狩猟区とは以下の通りである。狩猟区 2, 3, 5, 9, 12, 16, 20, 24, 25, 26。

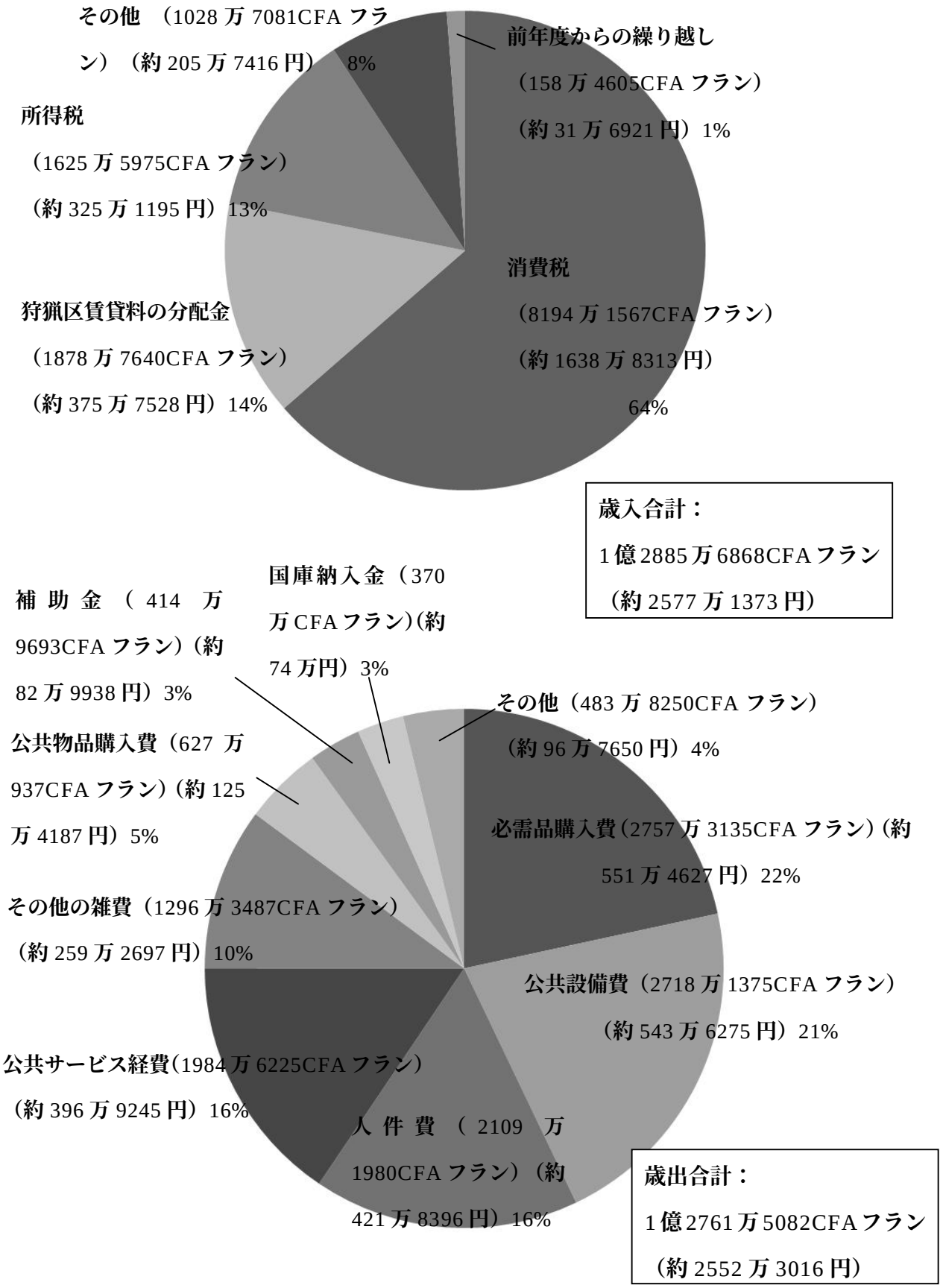

図 3-10　2006 年度のチョリレ市の歳入（上段）と歳出（下段）の内訳

出所：チョリレ市出納帳のデータより筆者作成

事業者がおこなう密猟監視活動[84]に協力する村人の 30 人から構成されていた。A 村からは、1 人の代表と 1 人の首長、4 人の地域密猟監視員の計 6 人が、村落委員会の構成員として所属していた。この 6 人とは、当時の村の人口（287 人）の約 2%にあたる。代表への聞き取りによると（2009 年 1 月 23 日）、A 村を含む村落委員会への借地料の分配が初めて実践されたのは、2004 年であった[85]。2007 年 4 月 7 日に、A 村でおこなわれた村落委員会の会議では、分配によって得られた予算 90.9 万 CFA フラン（約 18 万 1800 円）の使途が委員の間で決定された。まず地域密猟監視員らの人件費に 45.2 万 CFA フラン（約 9 万 4000 円）（50%）、監視員らの靴の購入費用に 12.7 万 CFA フラン（約 2 万 5400 円）（14%）にあて、残りを各村の小学校の教室建設費用や修理費用 30 万 CFA フラン（約 6 万円）（33%）、繰越金 3 万 CFA フラン（約 6000 円）（3%）のようにあてることが決定された。つまり、村落に分配される狩猟区の借地料の 64%は、村落委員会の構成員の私用に充てられた（図 3-11）。さらに、A 村に関して言えば、村の人口の 2%に該当する委員会に属する 6 人のみが、借地料の分配の恩恵を享受していた。

野生動物森林省の年間報告書によると、2008 年に、北部州にある村落委員会[86]に対する狩猟区借地料の還元のために、その年のスポーツハンティングによる収益（5 億 6610 万 9049CFA フラン：約 1 億 1322 万 1809 円）[87]から、1408 万 432CFA フラン（約 281 万 6086 円）が充てられた。この分配金は、全体の収益の 2.1%に相当する。また、分配が開始された 2000 年から 2008 年までの期間では、スポーツハンティングによる全体の収益の平均 2.6%が充当されていた。

2-3　公共設備の提供

野生生物の利用規制に関する政令の第 51 条によって、狩猟区の賃貸契約を結んだ観光事業者は、公共設備の提供によって、狩猟区内の村に対して社会的・経済的に貢献しなければならないとされている。2009 年現在、A 村の学校には、コンクリート製の 2 つの教室があり、初等教育がおこなわれていた。

---

[84] 密猟と監視活動に関しては、本章の 3-1 を参照。

[85] 1994 年に分配に関する法律が施行されたにもかかわらず、10 年も実行されてこなかった理由は定かではない。しかし、ベヌエ国立公園の西側で調査をおこなった Mayaka（2002）は、同地域でも 2000 年以降、分配が開始された理由として、村落委員会が組織されていなかったことが考えられると述べた。

[86] 北部州の 8 つの地方に対して、借地料が分配されたことは明らかにできたが、北部州全体で地域委員会がいくつあるのか、これまでの調査では明確にすることができなかった。関係省庁でさらなる調査をおこなうなど、今後の課題としたい。

[87] 狩猟区借地料、狩猟税、ライセンス料、銃など武器に対する税金などを含む

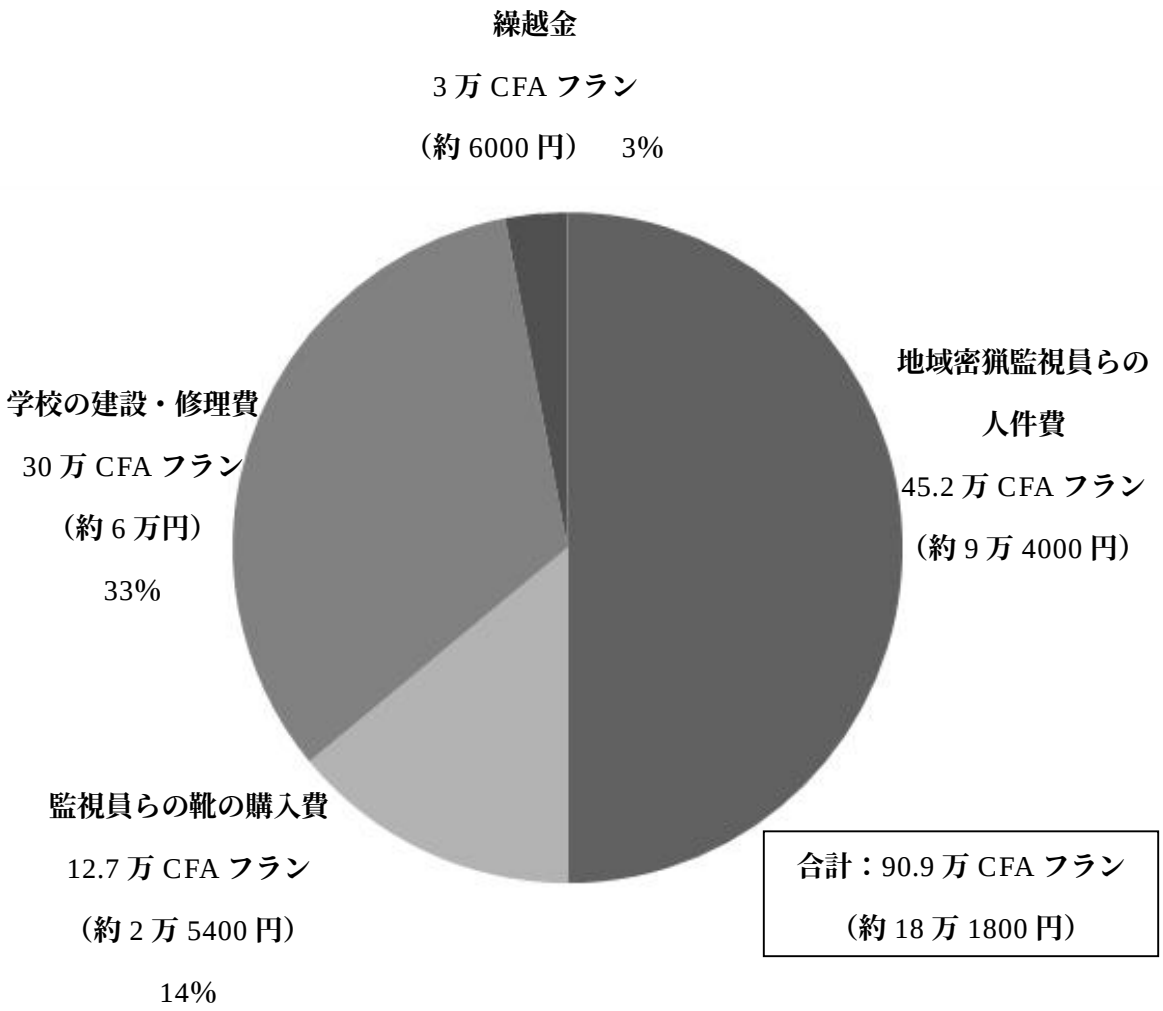

図 3-11　2007 年の A 村が所属する村落委員会における分配金の使途

出所：筆者作成

教室の 1 つは 1988 年に村人らが、綿花開発公社から 90 万 CFA フラン（約 18 万円）の融資を受けてつくったが、もう 1 つは、村に隣接する狩猟区 25 の観光事業者からの援助によって、2001 年に建設された。また、B 村には学校がなく、授業は教会でおこなわれていたが、2009 年には狩猟区 3 と 26 の出資によって、1 つの教室が建設された（写真 3-5）。

しかし、観光事業者から村落への公共設備の提供も、法律に明文化されているものの、観光事業者の裁量に任せられ、必ずしも履行されていない。そのため、すべての観光事業者がこのような提供をおこなっているわけではなかった。実際、狩猟区 3 の観光事業者から A 村への援助はなく、村人も「彼は何もしてくれない」（男性 26 歳、2005 年 1 月 6 日）と語った。さらに「村にある足踏み式の水汲みポンプが故障したときも、乾季には彼も利用しているにもかかわらず、修理費用の 10%しか出さなかった」と、村人（男性 46 歳・25 歳、2004 年 12 月 29 日）は不満を漏らした。

2-4　野生獣肉の譲与

スポーツハンティングによって仕留められた動物の所有権は、法律上獲ったハンターに発生し（野生生物の利用規制に関する法律　第 96 条）、彼らは時として上等な部位（腰部や肋間のフィレ肉）のみを食べる。残りの部位は、キャンプの従業員の猟期中の食料となっていた。また、観光事業者が合法的に州都ガルアに運び、売却しているという報告もされている（Dominique et al. 2007）。しかし、ゾウやカバのような大型の野生動物がハンティングされ、ハンターやキャンプの従業員だけでは消費しきれなかった場合は、観光事業者から近隣の村人に譲与されていた。連絡を受けた村人らは、ナイフと鍋や袋を持参し獲物が倒れている場所へ向かい、切り取った肉を村に持ち帰る。2007 年 1 月 26 日に、狩猟区 3 の観光事業者が A 村にやってきて、ゾウを狩ったので肉を切り取りに来るように村の首長に伝えた。A 村から 20 人の村人（うち 12 人が男性、7 人が少年、1 人が老女）が、ゾウが狩られた村から約 3.2km の地点へ徒歩で赴いた。ゾウはその前日に狩られ、すでに頭部と象牙はキャンプに持ち帰られており、従業員によって多くの肉は切り取られていた。ある村人が「戦争」と表現したように、村人は競って肉を切り取っていた（写真 3-6）。1 人の村人は、自分の背後に置いていた肉を他の人に横取りされたと語った。今回の譲与によって、参加した村人は 1 人あたり約 20kg の肉を村に持ち帰り、肉を持ち帰った人は、それぞれ首長に少し分けるほか、隣人や親類にも分配していた。

写真 3-5　狩猟区 3 と 26 の観光事業者によって B 村に建設された学校

出所：筆者撮影

写真 3-6　狩猟区 3 において、ハンターによって狩猟されたゾウの肉を切り取りに群がる村人

出所：筆者撮影

しかし、このような野生獣肉の譲与は頻繁におこなわれてはいなかった。まず、ゾウやカバの捕獲枠は、ほかの小型や中型の野生動物に比べて少ない[88]。また、1 頭を 1 つの村に譲るため、狩猟区内に複数の村がある場合、それらがハンティングされても、必ず自分の村に譲与されるわけではない。そのため、A 村は、2005/2006 年の猟期は一度も野生獣肉の譲与を受けることはなく、2006/2007 年も上記の一度だけだった。また、公共設備の提供と同様に、野生獣肉の譲与も観光事業者の裁量でおこなわれ、被雇用者がいない、あるいは距離がほかの村に比べて遠いことを理由に、それぞれの狩猟区のキャンプとかかわりが薄い村は恩恵を受けていなかった。たとえば、狩猟区 26 のキャンプで雇用されている A 村の住民は、ほかの狩猟区のキャンプを比較して少なく、2007 年は 2 人、2009 年は 1 人であった（表 3-1,2）。そのためか、村での聞き取りによると、これまで A 村は狩猟区 26 から獣肉の譲与を受けたことはないという。また、キャンプからの野生獣肉を享受できるのは、村落に住む農耕民に限られ、牧畜民ボロロはその対象とされていなかった。

3　スポーツハンティングと自然保護政策がもたらす「負」の影響

3-1　密猟

ここまで、調査地にいてスポーツハンティングがおこなわれることによって、地域住民に与えられる肯定的な影響について記述してきた。しかし、スポーツハンティングによって、住民の生活には否定的な影響ももたらされていた。それは、住民の自然資源の利用に対する制限であった。つまり、住民による狩猟、漁労、採集、放牧などの生業活動は、観光事業者およびカメルーン政府によって厳しく制限され、自然資源の利用をめぐって、地域住民と観光事業者および行政の間の緊張関係が生み出されていた。

その主因となっていたのは、スポーツハンティングのための観光資源となっている野生動物への地域住民による狩猟行為であった。現在のベヌエ国立公園周辺に住む人々による狩猟は、以下のように「密猟」として位置づけられ、政府や観光事業者から問題視されていた。

まず、委任統治をおこなっていたフランスによって出された 1930 年 4 月 16 日の政令により、カメルーンにおける独自の狩猟規制が設けられた[89]。この政令によって、地域住民による狩猟の権利はある程度認められた。地域住民による狩猟は、銃を使う場合は小型狩猟ライセンスの取得が必要とされたが、

[88] 第 1 章の表 1-2 参照
[89] 第 1 章 2-1 参照

それ以外の場合は保護種をのぞいて、地域住民は自由に伝統的な狩猟権を行使できた。また、地区総督の申し出があった場合、ヨーロッパ人と同様、地域住民にも大型や中型の狩猟ライセンスを交付することができた。現在、法律上、地域住民による狩猟は「伝統的狩猟」として認められている（野生生物の利用規制に関する法律　第 86 条 1 項）。しかし、それには「伝統的であっても、ある動物の存続を危ぶむ、すべての狩猟方法は禁止または規制する」（野生生物の利用規制に関する法律　第 81 条）、そして「伝統的狩猟の実行のための条件は、行政命令によって決められる」（野生生物の利用規制に関する法律　第 86 条 2 項）という制約がある。これにより政府は、1995 年の政令によって「伝統的狩猟とは、植物資源を材料として作られた道具によっておこなわれる狩猟行為である」と定義した（野生生物の利用規制に関する政令　第 2 条 20 項）。さらに、「伝統的狩猟は、齧歯類、小型は虫類、鳥類、そしてクラス C に属する動物[90]に対してのみ認められ、それら一覧と捕獲枠は野生動物を管理する省庁によって定められる」（野生生物の利用規制に関する政令　第 24 条 2 項）、「伝統的狩猟によって得られた産物は、もっぱら食料のために利用され、決して市場に出してならない」（野生生物の利用規制に関する政令　第 24 条 3 項）と定められている。加えて、「伝統的狩猟は、第三者の土地、そしてその地域の管理計画に従って特別な規則が設定された保護区を除いた国土で自由に実行することができる」（野生生物の利用規制に関する政令　第 24 条 1 項）とある。各狩猟区には捕獲枠が定められており、狩猟区は、この条文にある「その地域の管理計画に従って特別な規則が設定された保護区」に該当する。

しかし、そもそも狩猟区内で狩猟をおこなうためには、狩猟ライセンスの取得と狩猟税の納付が必要とされている（野生生物の利用規制に関する法律　第 87・91 条）。筆者は、この規則に基づき、欧米富裕層であるスポーツハンターと同じように、多額の現金を支払い、狩猟ライセンスを取得し、捕獲した動物ごとに狩猟税を納めた上で、生業のための狩猟活動をおこなっている地域住民に出会うことはなかった。また、前章で明らかにした彼らの生業実態から考えて、地域住民がこのように「合法的」に狩猟しているとは到底思えない。つまり、A 村の人々は現在、村の周辺、すなわち狩猟区内で、ほとんどすべての野生動物を対象として、植物性ではない銃やワイヤー罠などの猟具によって狩猟活動をおこなっていたが、これらは伝統的狩猟に該当せず、法律上、「密猟」にあたることになる。実際、野生動物森林省は「現在の住民による狩猟は、法律上、禁止されるべき金属製の罠やンガウンダルという手製の銃、槍などの、植物資源の素材によって作られた道具ではないものを使っておこなっている」と、違法性を見出していた（MINEF 2002: 17,18）。言い換えると、地域住民が密猟ではなく合法的に狩猟権を行使するためには、狩猟区や国立公園の外で棍棒などの植物性の猟具をつかい、齧歯類などの小動物を狩猟する必要があるのである。図 3-1 の A 村の所在地や前章で紹介した彼らの生業実態をみてもわかるよう

[90] クラス A および B に属さない野生動物を指す。第 1 章　表 1-3,4 参照

に、彼らの生活空間は狩猟区にすっぽりと含まれており、「合法的な」伝統的狩猟をおこなうことは、現実的に不可能である。

3-1-1　野生獣肉の流通

近年、カメルーン南部を含むコンゴ盆地の森林地域では、経済的価値を持った野生獣肉が森林から都市へ流入し、狩猟圧が高まっていることが問題とされ、ブッシュ・ミート（bush meat）問題と呼ばれる（Edderai and Dame 2006; 市川 2008）。また、コンゴ盆地でのブッシュ・ミート問題は、狩猟採集民バカ・ピグミーが関与し、ゴリラなどの類人猿も狩猟対象種となっていることから、人類学や霊長類学の研究者や NGO[91]からの関心を集めている（Bakarr et al. 2001; 山極 2003; Yasuoka 2005）。ブッシュ・ミート問題が深刻化した背景には、コンゴ盆地全体では伐採道路が拡大し、交易が活発化したことなどがあげられる（Wilkie et al. 2000）。また、カメルーンでは、1980 年代後半におこった経済危機と、その後の構造調整計画によって、都市における失業率が上昇し、地方への人口流入が進み、職を失った人々が現金獲得のために密猟に手を染めたことが指摘されている（市川 2002）。また、世界中の多くの地域社会で、野生動物からの産物、特に獣肉には、食べると野生の力が身についたり、病気が治るなどの高い医学的あるいは精神的な価値が見いだされているように（Scoones et al. 1992; 市川 2002; Nasi et al. 2008）、カメルーンの首都ヤウンデでも「妊婦がゴリラの骨をなめると丈夫な子が生まれる」、「政治家などの権力者はその力を保持するためにゴリラの肉を食べる」といった話が聞かれた（WWF 私信）。

しかし、南部と比較して、カメルーン北部ではそれほど野生獣肉は消費されていないようである。首都ヤウンデでは、人々が消費する全体の肉の消費量のうち、ウシやヒツジなどをのぞいた家畜肉と野生獣肉は全体の 8.1%であった（CIRAD et al. 2000: 185）。また、同様に、カメルーン南部の都市では 4.3%であった。しかし、カメルーン北部の都市では、それらを下回る 1.1%であったこれは、カメルーン北部には野生獣肉に対する宗教的禁忌をもつムスリムが多く居住し、森林地域と比較して、北部の都市の野生獣肉に対する需要が低いためと考えられる。

ところが、Njiforti（1997）がおこなった極北州および北部州の合計 345 世帯[92]での聞き取り調査の結果によると、この地域の人々が月あるいは年において摂取するタンパク質のうち、約 24%が野生獣肉によるものであったとされ、カメルーン北部でも野生獣肉に対する需要は存在する。筆者が北部州の州

[91] Ape Alliance, Bush meat Crisis Task Force などが挙げられる。
[92] 345 世帯のうち、237 世帯は都市と大規模な村落において、そして 108 世帯は小村において聞き取りをおこなった（Njiforti 1997: 12）。

都ガルアのクリスチャンが多く住む地区の市場において、商人に対しておこなった聞き取り調査によると、燻製にされた野生獣肉は 2000 から 3000CFA フラン/kg（約 400～600 円/kg）、燻製にされてない生の野生獣肉は 750 から 1000CFA フラン/kg（約 150～200 円/kg）で売買されているという（女性 50 歳代、2007 年 5 月 6 日）。また野生獣肉の消費者は、やはりムスリムではなく、クリスチャンが多いという（Njiforti 1997）。一方、同じ市場で牛肉は、フィレ肉が 1500 CFA フラン/kg（約 300 円/kg）、そのほかの部位で骨がついていないものは 1400 CFA フラン/kg（約 280 円/kg）、骨がついているものは 1200 CFA フラン/kg（約 240 円/kg）で売られていた。これに関して、州都ガルアに住む娘をもつ A 村のある女性は、「ガルアでは牛肉が高いため、娘のために村から野生獣肉をもっていく」と語った（女性 29 歳、2007 年 2 月 27 日）。つまり、都市部では、家畜肉よりも野生獣肉のほうが安価であり、クリスチャンを中心とした住民に需要があるといえる。また、野生動物森林省の職員からの聞き取りによると（2007 年 5 月 15 日）、北部ではライオンの牙には力があると信じられていたが、南部のゴリラの肉のように、その肉には精神的な価値は見いだされていなかった。

ベヌエ国立公園の東側の場合、野生獣肉は、村落から県庁所在地チョリレに集積され、乗り合いバスによって、北部州の州都ガルアやアダマワ州の州都ガウンデレに運ばれる。A 村や県庁所在地チョリレでの聞き取り調査によると、県庁所在地チョリレでは、野生獣肉は 800 から 1000CFA フラン/kg（約 160～200 円/kg）、そして周辺の村落では、500 から 800CFA フラン/kg（約 100～160 円/kg）で取引されている。県庁所在地チョリレの野生動物森林省の職員からの聞き取りによると（2007 年 6 月 18 日）、特に、ベヌエ国立公園や、チャドとの国境に近いブーバ・ジダ国立公園の周辺には多くの野生動物が生息しており[93]、野生獣肉の売却を目的とした狩猟が盛んにおこなわれているという。

A 村においても、日常的に狩猟をおこなっている村人らからの聞き取りによると、彼らは密猟と認識しているため、その量や頻度までは明らかにできなかったが、一部の村人は、狩猟によって得られた野生獣肉を、他の村や県庁所在地チョリレにまで運び、売却しているという。たとえば、2007 年 4 月 23 日に、A 村の男性 3 人は、村の近くのサバンナを流れる小川でカバをみつけ、散弾の替わりにバッテリーの鉛板から作った大きな鉛弾を込めた弾など[94]、合計 5 発を打ち込み、絶命させた。その後、カバの肉を畑の出作り小屋に運び込み、燻製にし、合計で 120kg[95]の燻製肉がつくられた。狩りに参加した村人からの聞き取りによると、このほとんどを県庁所在地チョリレへ運び、秘密裏に売却したという。

このように、カメルーン南部のブッシュ・ミート問題の構造と同様に、商業性をはらんだ狩猟活動は、

---

[93] 第 2 章の 1-1-1 に記載したゾウによる綿花への被害を示した図 2-9,10 参照
[94] 第 2 章 1-2-1 参照
[95] 燻製にされた肉は、村人が日常的に使用するナイフの長さ（約 20cm）に切りそろえられ、3 本の肉が 1 つに束ねられる。計測の結果、1 束は約 1kg であった。

北部でもおこなわれていた。野生動物森林省の職員からの聞き取りによると、地域住民には、自家消費あるいは村内や村間で小規模に売買することを主目的とした村人から、特にチョリレなどの地方都市近郊の住民のように、現金獲得を主眼においた狩猟をおこなっている人々までいるという。そのため、市川（2002: 298）が述べるように、「自給的な」狩猟と「商業的な」狩猟の間に明確な線引きは困難である。しかし、野生動物森林省や観光事業者らは、地域住民は、特により多くの獣肉を得ることができる大型動物を対象とした無秩序な商業的密猟をおこなっていると問題視している（MINEF 2002:18）。そして、このような地域住民による狩猟に対して、野生動物森林省や観光事業者による取り締まりがおこなわれていた。

3-1-2　密猟の取り締まり

政府関係者への聞き取りによると（2004 年 8 月 10 日）、カメルーン北部における野生獣肉の流通は、1990 年までは小規模におこなわれ、南部と同様に 1997 年まで経済危機により急増した（c.f. 市川 2002）が、その後、野生動物森林省による取り締まりが強化され、流通量は漸減したという。州都ガルアの市場で過去に野生獣肉を売っていた商人からの聞き取りによると（2007 年 5 月 6 日）、「以前は、鞄のなかに野生獣肉を隠し持ち、顧客が訪れたときにだけ、秘密裏に売却していたが、取り締まりが厳しくなってから、売る人自体が少なくなってしまい、現在、1 人のみになってしまった」という。筆者は、現在も野生獣肉を売る、唯一の商人への聞き取り調査を試みたが、接触することはできなかった。インフォーマントによると、「野生獣肉のことを調べる怪しい東洋人が探しているということを聞きつけ、逃げてしまった」という。一方、首都ヤウンデには、15 カ所の野生獣肉を売る市場と、野生獣肉を提供する 102 カ所ものレストランがあり（Edderai and Dame 2006）、筆者が観察した東部州の州都ベルトア（Bertoua）の市場でも堂々と野生獣肉が売られていた。このような国内における野生獣肉の取り締まりの差異について、北部にはムスリムが多く、野生獣肉の流通量が南部と比較して少ないことも要因と考えられるが、北部のサバンナでは活発にスポーツハンティングがおこなわれているため、観光資源である野生動物を保全する目的で、野生獣肉の売買に対する当局による取り締まりが厳しいことが考えられる。

野生獣肉の供給地となるベヌエ国立公園やブーバ・ジダ国立公園周辺では、密猟とされる地域住民による狩猟に対して、野生動物森林省の職員、観光事業者が雇用する「密猟監視員」、そして村人から構成される「地域密猟監視員」によって、取り締まりがおこなわれていた。

まず、野生動物森林省の詰め所は、北部州の州都ガルアだけでなく県庁所在地チョリレにも置かれて

おり、そこには 3 人ほどの職員が常駐していた。さらに、ベヌエ国立公園東部の道路沿いには 10 の村落があるが、A 村を含めた 2 つの集落には、野生動物森林省の職員が、数年の任期で公園管理と違法行為の監視のために家族とともに居住していた。この職員は、後述するキャンプの密猟監視員とともに、サバンナを巡回し、密猟者を取り締まったり、村内や村間を流通する野生獣肉に目を光らせたりしていた。A 村に駐在していた経験をもつ職員の話では（2004 年 11 月 19 日）、A 村に職員が滞在させられるようになったのは、狩猟区が整備された 1968 年からであったという。筆者が調査をおこなっていた 2007 年に駐在していた X 氏は、州都ガルア近郊の出身であり、民族もディーではなかった。X 氏は、A 村の人々と全く交流を持っていなかったわけではなく、共に酒を飲んだり、トランプに興じている姿を見かけることがあった。しかし、ある村人が、「狩猟から帰ってくるときは、X の家を避けて、畑の中を通って家に帰る」と語ったり（男性 23 歳、2004 年 10 月 4 日）、筆者がある世帯で、野生獣肉を見せてもらった際に「X に見つかったらまずい」と、その村人は X 氏を警戒していた（女性 33 歳、2004 年 11 月 25 日）。つまり、野生動物森林省の職員である X 氏と村人の表面的な関係は、違法行為による緊張関係に起因する。ちなみに、2007 年 2 月 24 日に X 氏が家族とともに任期を終えて退去した後、2009 年 3 月現在まで後任は着任していない。

次に、密猟監視員とは、トラッカーやポーターなどと同じように、観光事業者に雇用された村落住民である。狩猟区 25 では、1997 年に 3 人目の借主となるスペイン人観光事業者がスポーツハンティングによる観光ビジネスを開始し、彼は密猟監視員のポストを設け、独自に監視活動をおこなうようになった（図 3-2）。狩猟区 3 では、1992 年から 2008 年まで賃貸していたフランス人観光事業者は、客であるハンターがキャンプに滞在していない期間は、トラッカーやポーターとして雇っていた従業員を巡回させていた。しかし、後任として、2008 年に狩猟区 3 を借りた別のフランス人観光事業者は、狩猟区 25 のように密猟監視員のポストを設け、周辺の村落から 6 人を雇用した。一方、狩猟区 26 では、調査期間中、密猟監視員として雇用されている従業員はいなかった。

狩猟区 25 の場合、密猟監視員として雇われた従業員は、10 人ほどのチームで、狩猟区の隅々を数日から 1 週間ほどかけて巡回し、密猟者を捕まえるという仕事をしていた（写真 3-7）。2009 年現在、密猟監視員として雇用されている A 村のある男性によると（男性 29 歳、2009 年 1 月 21 日）、密猟監視員の給料は歩合制であり、基本月給は 3 万 CFA フラン（約 6000 円）とされ、密猟者を捕まえた場合、1 万 2500CFA フラン（約 2500 円）、その密猟者が銃を所持していればさらに 1 丁につき 1 万 5000CFA フラン（約 3000 円）、罠の場合は 1 個につき 5000CFA フラン（約 1000 円）が上乗せされる。キャンプには、密猟監視員が密猟者から没収した大量の銃、弓矢、罠が保管されていた。

写真 3-7　狩猟区 25 で密猟者監視員として働く A 村の若者

（野営するための山刀、鍋、敷物がみえる）

出所：筆者撮影

写真 3-8　野生動物森林省の職員（奥左）とキャンプの従業員に

捕らえられた密漁者（手前の 2 人）

出所：筆者撮影

そして、地域密猟監視員とは、野生動物森林省や観光事業者がおこなう密猟監視活動に協力する一部の村人であった。A 村には 3 人の地域密猟監視員がおり、狩猟区の借地料の分配金によって支払われる給料を受け取り[96]、村に滞在する野生動物森林省の職員とともに、サバンナを巡回し、密猟監視をおこなうことを担っていた。しかし、2007 年以降は村に職員が駐在しておらず、筆者は調査期間中に、実際に 3 人が職員とともに活動している様子を観察することはなかった。

3-1-3　密猟に対する罰則と取り締まりの強化と国際的な自然保護組織の関与

野生動物森林省の職員や密猟監視員によって逮捕された密猟者は、まず県庁所在地チョリレの野生動物森林省の詰め所に連行され、名前や年齢、出身などを記録される。次に、憲兵の詰め所と警察でも事情聴取を受け、最後に裁判所[97]に連れて行かれる。そこで、違反行為に応じて罰金か禁固刑、もしくはその両方を宣告される。野生生物の利用規制に関する法律の第 154～158 条によって、「狩猟が禁止されている場所での狩猟道具の保持」に対して 5000～5 万 CFA フラン（約 1000～1 万円）の罰金・10 日間の禁固、「ライセンスを持たない違法な狩猟・捕獲、武器の所持、保護されている動物[98]の所有」などに対しては、5 万～20 万 CFA フラン（約 1 万～4 万円）の罰金・20 日～2 ヶ月間の禁固、そしてもっとも重い罪とされる「猟期に関わらず、狩猟が禁止されている場所での保護動物の狩猟または捕獲」に対しては、300 万～1000 万 CFA フラン（約 60 万～200 万円）の罰金・6 ヶ月から 1 年の禁固刑が定められている。

県庁所在地チョリレにあるチョリレ第一刑務所の所長からの聞き取りによると（2009 年 1 月 21 日）、「密猟者の多くは和解金や保釈金を支払うか、4～6 ヶ月で出所するが、狩猟した動物の数、性別、クラスによって刑期は変わる」という。この刑務所に保管されていた帳簿の記録によると、たとえば、正式な銃所持の許可を持たず、国有林内を歩いていた男性は 1 万 5000CFA フラン（約 3000 円）の和解金を支払い、釈放された。また、別の男性は、保護区内で禁止されている猟具でメスのバッファローを 1 頭狩猟し、その獣肉を輸送したという罪で逮捕され、禁固 1 年と 27 万 5000CFA フラン（約 5 万 5000 円）の罰金を科された。2008 年 12 月現在、チョリレ第一刑務所に収容されている囚人は 158 人にのぼり、そのうち 13.3%にあたる 21 人が密猟の罪で収容されている。図 3-12 に示した 2003 年から 2008 年までの間に密猟の罪で投獄された囚人の居住地をみると、マヨ・レイ県の東部に

---

[96] 本章 2-2 参照

[97] 2002 年に県庁所在地チョリレに裁判所が設置される以前は、逮捕者らは州都ガルアの裁判所に連行されていた。

[98] 保護動物のクラス分けを示した第 1 章　表 1-3,4 を参照

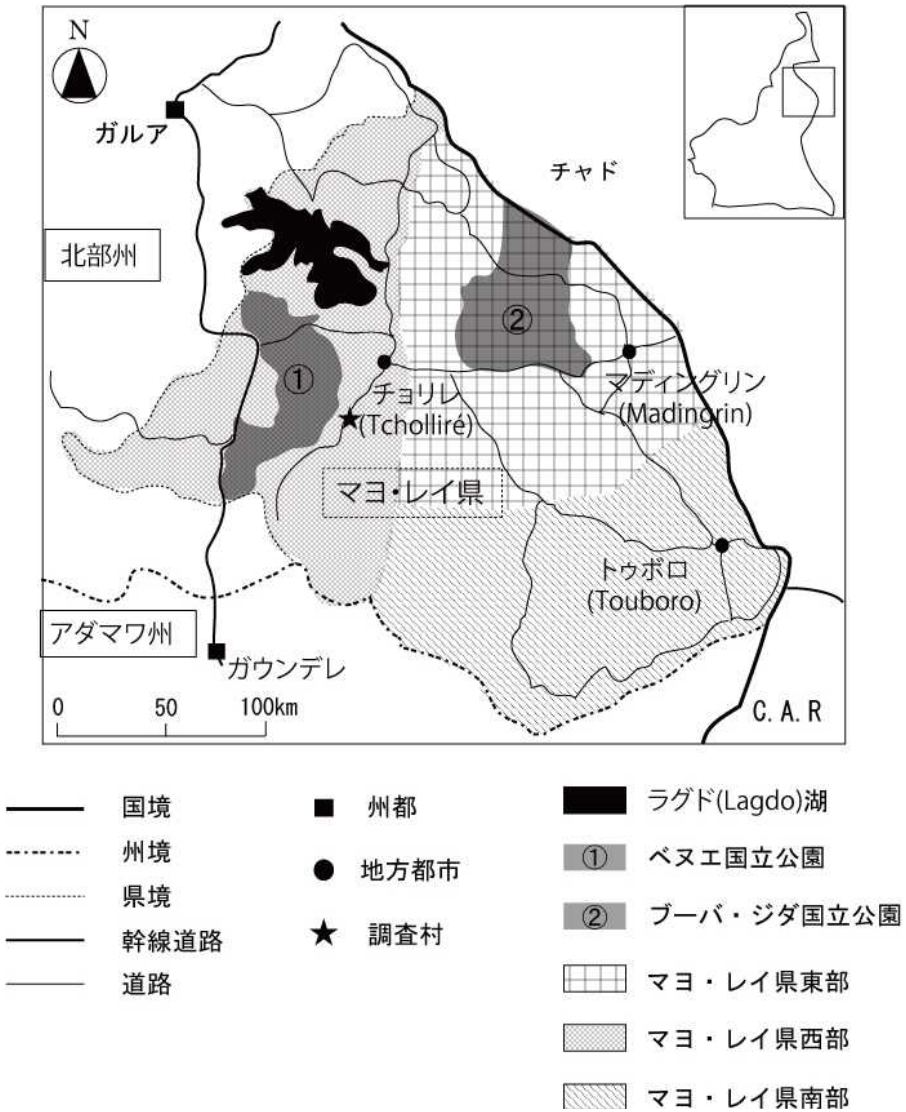

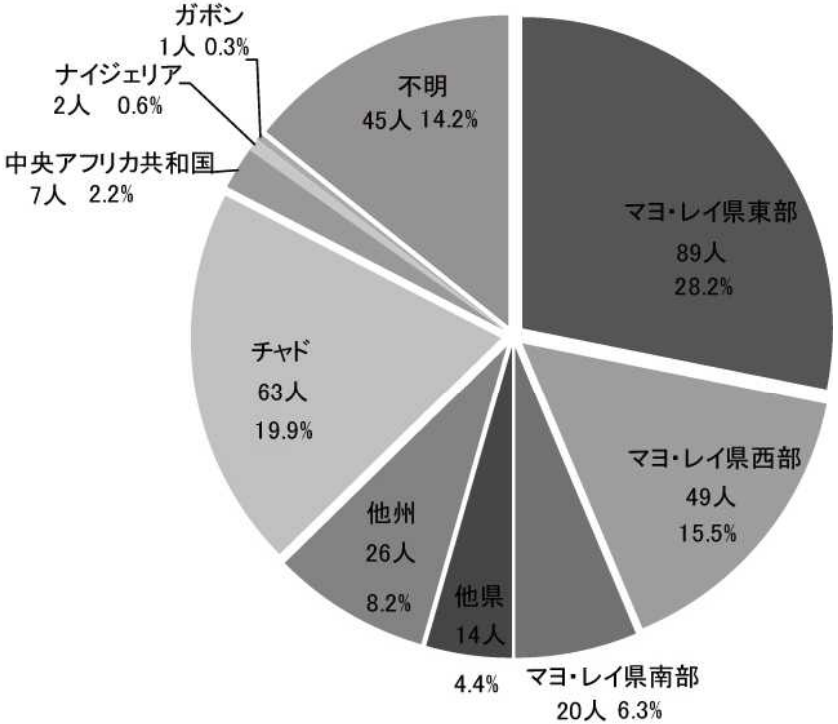

図 3-12　北部州マヨ・レイ県の便宜的な分割図および、チョリレ第一刑務所に 2003 年から 2008 年にかけて密猟・密漁の罪で収容された囚人の居住地
出所：チョリレ第一刑務所の各年の帳簿に記載されていたデータより筆者作成

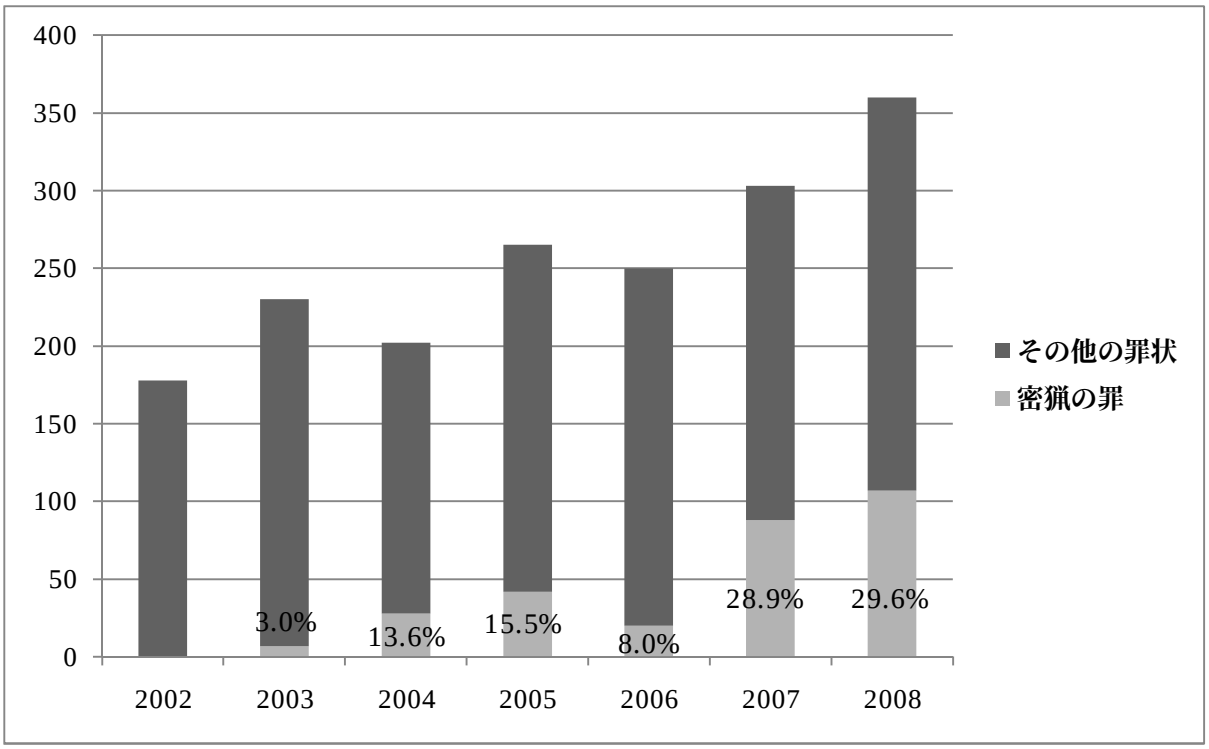

図 3-13　2002 年から 2008 年の各年に、チョリレ第一刑務所に収容された囚人の全体数と、そのうちの密猟の罪で収容された囚人の割合

注：その他の罪状には、殺人、傷害、窃盗などを含む

出所：チョリレ第一刑務所の帳簿に記録されていたデータより筆者作成

あたるブーバ・ジダ国立公園周辺の地方都市や村落の居住者が多く、チャドからの密猟者、ベヌエ国立公園周辺の地方都市や村落がそれに続いている。また、2002 年より密猟の罪で投獄された人数は、2006 年に一度落ち込むものの、全体として増加傾向にあり、2008 年には 107 人に達した（図 3-13）。それと同時に、投獄された囚人のうちに密猟者が占める割合も増加し、2008 年には全体の約 3 割を占めた。チョリレ第一刑務所の所長秘書からの聞き取りによると（2009 年 1 月 24 日）、収容される密猟者の増加は、保護区を歩いているだけでも、とにかく捕まえるように取り締まりを強化した結果であるという。これを裏付けるように、罪状に「保護区内を歩いていた」と帳簿に記載されていた密猟者の数は、2006 年は 0 人であったが、2007 年に 25 人、2008 年には 51 人に増加し、それぞれの年に収容された密猟者の全体数の 28%と 47%を占めていた。

このような密猟監視活動の強化には、国際的な自然保護組織による活動が関与していると考えられる。首都ヤウンデには、WWF や IUCN、CIFOR（Centre for International Forestry Research）などの国際的な自然保護組織や、ドイツの GTZ（Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit：ドイツ技術協力機関）、オランダの SNV（Stichting Nederlandse Vrijwilligers：オランダ開発機構）などの西洋諸国政府の支援組織の事務所が開設されている（服部・市川 2005）。第 1 章に既述したように、現在、国内の国立公園や保護区の設立数は増加し、保護活動が活発化しているが、それには国際的な自然保護組織による指導や技術協力が関与している。北部州の州都ガルアには、WWF と SNV の事務所が野生動物森林省と同じ敷地内にあり、カメルーン北部においても、国際的な自然保護組織は、野生動物森林省とともに自然や野生動物の保護・保全のための活動の中核をなしている。

特に WWF は、1994 年から 2000 年にかけて、世界銀行や SNV などが参加する GEF（Global Environment Facility）によって実施された生物多様性保全管理プロジェクト（Biodiversity Conservation and Management Project）をきっかけとし、北部州での活動を本格化させた。このプロジェクトは、カメルーン国内の各地で様々な目的をもって展開されたが、北部のサバンナ地域では、絶滅が危惧されていたクロサイの西アフリカ亜種（*Diceros bicornis longipes*）の保護が主眼に置かれ、個体数調査と密猟監視のための装備（四輪駆動車や無線機など）が、WWF から野生動物森林省に提供された（GEF 1995, 2003）。そして、GEF によるプロジェクトが終了した現在も、WWF は、1997 年から独自に北部サバンナプロジェクト（Northern Savannah Project）を展開している。野生動物森林省への資金と技術提供をはじめ、WWF の担当者によると、近年は携帯電話会社と共同で植林事業をおこなったり、アメリカのノースキャロライナ動物園と協力してゾウに発信器をつけてモニタリング調査をおこなったりしている。

このような活動のなかで WWF は、「我々のこのプロジェクトは、密猟監視とモニタリング研究活動に基づいた管理計画を通して、ベヌエ国立公園を効率的に管理することを使命としている」（WWF 2004: 84）とし、野生動物森林省の「密猟は典型的な違法行為である」（MINEF 2002: 46）という見解に同調し、地域住民による狩猟活動を問題視していた。「野生動物森林省による密猟監視活動のサポートと、野生動物森林省の職員の能力強化、観光事業者との戦略的協力の向上などを通じて、ベヌエ国立公園の管理能力の向上を目指す」（WWF 2004: 84）というように、密猟監視と取り締まりに積極的に寄与していた。

3-1-4　A 村における取り締まりの影響

政府や観光事業者による密猟監視体制により、A 村の人々による、日々のタンパク源を得るための狩猟も、当然、密猟として取り締まりの対象となっていた。しかし、1992 年に A 村を含む狩猟区 3 がフランス人観光事業者に賃借される以前の状況について、ある村人は「役人はいたが、白人はいなかったので、狩猟をおこなうことができた」（男性 45 歳、2007 年 4 月 5 日）と語った。つまり、A 村の人々による狩猟活動に対する取り締まりが、現実的に彼らの生活に影響を及ぼすようになったのは、狩猟区 3 が賃借され、村周辺でスポーツハンティングが活発におこなわれるようになってからであった。そして現在、彼らによる狩猟は、常に逮捕という危険にさらされていた。

これらの影響によって、村落社会のなかに溝ができていた。まず、自分たちがおこなう狩猟が密猟とされていることへの自覚と逮捕に対する危機感から、村内で誰が銃や罠を持っていて、どこでどのような狩猟をおこなっているのかという情報は、村人の間でも共有されず秘密にされていた。そのため、筆者がインフォーマントに対して、村内の狩猟者の人数や銃の数い関する聞き取りをおこなっても、非常にセンシティブな質問であったのと同時に、彼も正確に把握していないと語るため、それらの情報を得ることができなかった。また、村には地域密猟監視員として、野生動物森林省や観光事業者に協力している村人がおり、彼らは村内でも野生獣肉や違法な猟具に目を光らせるように命令されていた。そのため、地域密猟監視員として雇われている村人が、他の村人の家を訪れると、その家の人々は野生獣肉を隠すという事例が聞かれた。そして、ある地域密猟監視員は、村の誰がいつサバンナに出かけていったかを狩猟区の密猟監視員に密告しており、そのため、村人たちはその人物と表面的には同じ村人として接しているが、極力生活の内情は明かさないようにしていた。

複数のインフォーマントからの聞き取りによって、以下のような事例が聞かれた（男性 31 歳・42 歳、2007 年 3 月 15 日）。たとえば、狩猟区 3 がはじめて観光事業者に賃借された 3 年後の 1995 年に、

フランス人観光事業者は、当時キャンプで働いていたA村の住民に現金を渡し、村にいる密猟者の情報を聞き出した。そして、その観光事業者は、密猟者の情報を県庁所在地チョリレの野生動物森林省や憲兵に渡した。そして、情報を得た憲兵は、早朝3時に村を取り囲み、銃を所持していた村人4人を逮捕した。しかし、1人は元憲兵であり銃の所持許可をもっていたので、その場で釈放された。別の1人は、村で一番の有力者であり、首長の手助けも受け、見逃された。また2人とも、高齢であったことも考慮された。しかし、ほかの2人は、州都ガルアの刑務所にて3日間拘束され、そののち、保釈金を払い、村に戻ってきた。また、別の事例として、2005年に、ある村人がバイクで野生獣肉を運び、県庁所在地チョリレで売却しようとしたが、ガス欠になってしまった。別のバイクが通りかかったので、燃料を分けてもらえるように頼んだが、その運転手は狩猟区25の密猟監視員であった。野生獣肉は密猟監視員に没収され、監視員はキャンプに戻り、観光事業者に報告した。観光事業者は村を訪れ、首長にその野生獣肉を売ろうとしていた村人を呼び出すように指示したが、彼は徒歩で南のアダマワ州に逃げ、1年間村に帰ってこなかった。

また、第2章1-2-3に記述した、A村における儀式的な狩猟も、同様に影響を受けていた。村の古老は、この儀式的な狩猟が最後におこなったのは、ちょうど村周辺の狩猟区が賃貸され始めた30年前に遡り、日常的な狩猟も秘密裏におこなわれている現在、おおやけに儀式的狩猟をおこなうことはできなくなったと語った（男性69歳、2007年6月22日）。そして不幸にも、儀式の際の歌を歌うことができたこの最後の古老も、筆者による聞き取りの3日後に亡くなってしまった。彼は生前、「（儀式を）もう一度したいが、それは不可能だ」（男性69、2007年6月22日）と語っていた。

そして、狩猟に対する制限は、野生動物によってもたらされる農作物被害の対応にも影響を与えていた。A村をはじめ国立公園周辺や狩猟区内にある村落が、野生動物から受ける農作物への被害の現状については、第2章1-1-1にて、すでに述べた。住民たちは、ゾウなどによって引き起こされる被害に対して、音をたてるなどして防除を図っていたが、大きな効果は認められていなかった。野生動物森林省の職員は、公的に銃を所持しているが、甚大な被害をもたらすゾウを射殺するには、首都ヤウンデの野生動物森林省の本部からの許可を得なければならない。野生動物森林省の担当者の話では（2007年6月18日）、北部州ではこれまで一度も獣害の防除の目的でゾウが公式に射殺されたことはない。担当者の話では、この代替策として、村からの要請を受けた職員が出向き、射殺せずに銃声で驚かし、ゾウを駆逐するという方法が2006年ごろから進められており、村人の話では（男性50歳、2007年6月16日）、A村では2006年に駐在していた職員に3回ほど銃でゾウを追い払ってもらった。しかし、「奴らは毎日来る」（同上）と言い、それだけでは十分ではなかったという。さらに、2007年3月以降、職員は村に駐在しておらず、村の首長は、ゾウによる農作物への被害が起こるたびに、

県庁所在地チョリレの野生動物森林省の詰め所に被害を訴え、職員を派遣してもらえるよう陳情しているが、ほとんど来てはくれず、来たとしても様子を見るだけで、積極的に野生動物を追跡して、防除するようなことはしてくれなかったという（男性 50 歳、2007 年 6 月 21 日）。

このような野生動物森林省の職員の消極的な態度は、観光事業者に圧力をかけられているためと、ある職員は語った。この職員の話では（2007 年 6 月 18 日）、特に被害の大きい収穫期にあたる 11 月ごろに農作物への被害を軽減するためにゾウを駆逐しようとすると、観光事業者から「客が狩猟するから、（12 月からの）猟期を待て」と訓告されるという。ある村人は、「役人も白人の顔色をうかがわないといけない」と、このような野生動物森林省と観光事業者の力関係を知っていた（男性 50 歳、2007 年 6 月 21 日）。

ある村人が「白人がいなければ、銃でゾウを追い払うことができるのに。そうすれば、村を恐れて畑を荒らさない」と語ったように（男性 30 歳、2009 年 1 月 24 日）、村人は、より効果的な狩猟行為による防除をすることを望んでいる。しかし、「伝統的狩猟」などの狩猟に対する制限[99]から、おおやけに銃を使って、畑を荒らす野生動物を追い払うことはできない。狩猟区 25 で運転手として働いていた A 村の男性は、2005 年 11 月に村の友人の畑にきたゾウを追い払うために、空に向かって銃を撃った。翌月からキャンプで働いていたが、事情を知った観光事業者に「なぜゾウを銃で追い払ったのだ？食べさせてやればいいんだ」と言われ、解雇されたという。これに対し、ある村人は「白人は村のことはなにも考えていない。彼らはトロフィーのことしか考えていない」と語った（男性 41 歳、2007 年 3 月 11 日）。

3-2　密漁・違法採集・違法放牧

第 2 章 1-3,4 および 2 に記述したように、地域住民は漁労、採集、放牧もおこなっていた。しかし、これらの活動もまた狩猟と同様に、政府および観光事業者から制限を受けていた。

まず、漁労に関して、カメルーンにおいて、野生生物の利用規制に関する法律の第 109 条から 149 条によって、漁労活動に関する法規定がなされていた。法律の第 117 条において、「伝統的あるいは小規模な漁労」をおこなうために、国からの許可を取得する必要はないとされているが、小規模であっても利益目的とするならば、許可を得なければならない（野生生物の利用規制に関する法律　第 120 条）。また調査地において、A 村の住民たちも漁労をおこなっているベヌエ川は、ベヌエ国立公園の境

[99] 本章 3-1 参照

界にあたるため、違法とされている。一方、狩猟区に関する条項（野生生物の利用規制に関する政令第 3 条 1 項）には、漁労に関する言及はなされていないが、狩猟区内に居住する住民による漁労活動に対して、事実上、狩猟区を賃貸している観光事業者が裁量権をもっていた。キャンプによっては、スポーツハンティングのほかに、ナイルパーチやタイガーフィッシュを対象としたスポーツフィッシングもおこなっており、狩猟と同様に地域住民とハンターの間で資源の競合がおこっていた。

A 村の住民は、毎年乾季になると、オルディリ川に簗を仕掛けていたが、そのためには狩猟区 3 の観光事業者の許可を得る必要があった。たとえば、2007 年 3 月 29 日に、その許可を得るために A 村の首長は正装し、2 羽のニワトリを贈り物として携え、キャンプにあいさつに行った。ただし、村人たちは、簗以外の釣り竿や刺し網をつかった漁労に関しては、観光事業者から許可を得ずに、秘密裏におこなっていた。猟期ではない雨季の間、観光事業者らはキャンプを離れるため、A 村の男性たちは気兼ねなく漁をしていたが、乾季に入り、観光事業者やハンターがやってくると、キャンプから離れた場所を選び、キャンプ関係者に見つからないように注意していた。A 村の住民の多くは「漁労は狩猟よりも問題にならない」と言いつつも、常に野生動物森林省の職員や観光事業者を警戒していた。たとえば、1 人の村人が、村内の道沿いで刺し網を修理していたところに、野生動物森林省の職員が車で村を通過しようとした。男性は急いで刺し網を家の中に隠そうとしたが、間に合わないと判断すると、網を放り出し、家に逃げ込んだ。幸いなことに、職員は網に気づかずに通り過ぎたため、その村人は一安心していた。

採集活動に関して、住民が薪や建材などとして利用するための草本や潅木の採集は、各狩猟区の観光事業者によって限定的に認められていた。A 村の場合、草本を大量に採集したり、立ち木を切り倒すことは制限され、さらに、川の周辺で採れる金のほか、村人らに調味料として利用されていた天然ソーダの採集も禁止されていた。特に、天然ソーダは、野生動物の成育に必要な資源であり、それが析出する場所には動物が集まり、格好の猟場となっていた。そのため、観光事業者は、このような場所を保全すると同時に、天然ソーダを県庁所在地チョリレや州都ガルアで購入し、塩場に供給していた。金に関しては、狩猟区 3 の観光事業者は、A 村と B 村の人々に対して、宿営する場所を定めたうえで、採集を許可していた。2007 年 4 月 23 日にその宿営地を訪れると、A 村から 10 人の住民が金の採集をおこなっていた。しかし、2009 年 1 月には、A 村から 20 人以上の村人が宿営地に出払っていた。A 村のある村人によると（男性 29 歳、2009 年 1 月 24 日）、「最近、ゾウによる獣害がひどくてトウモロコシを買うための現金を得るために、みんな金を採りに行った」という。しかし、野生動物森林省の担当者からの聞き取りによると（2009 年 1 月 27 日）、あまりにも多くの人々が金の採集のために川辺に集結するため、制限に乗り出すという話が出ていた。

放牧に関しては、地域住民のなかでも、牧畜民ボロロが、観光事業者および野生動物森林省と対立していた。近年、ナイジェリアからカメルーンに流入するボロロが増加し、ベヌエ国立公園の東側においても、彼らは県庁所在地チョリレの方角から南西に移動し、A 村付近にも放牧に訪れるようになった。また、スポーツハンティングは、狩猟区のなかでもキャンプを中心におこなわれており、図 3-1 の村とキャンプの位置関係からわかるように、ボロロの生活圏とスポーツハンティングの活動圏が、より大きく重なり始めている。狩猟区 3 の観光事業者の話では（2007 年 2 月 19 日）、ボロロがウシを連れ、スポーツハンティングがおこなわれている地域に入ると、野生動物が恐れて逃げてしまい、また、ウシがもっている病気（ウシペストや口蹄疫など）が野生動物に伝染してしまう。そのため、観光事業者は、ボロロがスポーツハンティングのおこなわれている地域に侵入してくることを阻止しようとしている。たとえば、A 村の住民からの聞き取りによると（男性 30 歳、2007 年 1 月 14 日）、2001 年に狩猟区 25 の狩猟ガイドが、放牧をおこなっていたボロロのウシを 1 頭撃ち殺した。また、狩猟区 3 の観光事業者は A 村を訪れると、ボロロが村に近づいたら追い払うように、村人たちに再三要求していた。さらに、野生動物森林省の担当者は、ボロロは弓矢で狩猟をおこなうほか、家畜を守るためにライオンなどの肉食獣を、毒をふくませた肉で殺しているとして、このような野生動物に対する直接的な被害も問題視していた（2007 年 5 月 11 日）。

3-3　スポーツハンティングのための火入れによる影響

本章の 2-1-1 に記述したように、スポーツハンティングをおこなうために視界をよくし、また、草食動物のえさとなる草を更新させるために、道路整備作業員によって、乾季にサバンナの枯れ草に火が放たれる（写真 3-9）。猟期が始まる 12 月の前後には、昼夜を問わず、村の四方で煙があがる。ボロロの件と同様に、放たれた火は、風にあおられ、時には村の畑や家屋に迫る。2007 年 1 月 9 日には、狩猟区 3 の従業員によって放たれた火が西からの風にあおられ、村の西に広がっている畑を燃やした（写真 3-10）。トウモロコシなどの収穫はすでに終わっていたが、綿花はまだ残っていため、畑の所有者らは、木の枝で叩き消したり、バケツの水で必死に消火したが、多くが焼失した。その後、火は、村の居住地区のすぐ裏にまで迫り、家の裏につないでいたヤギ 2 頭が焼死し、さらに 1 つの家屋の屋根に火が移った（写真 3-11）。村人総出で消火したが、屋根は焼け落ちた。このような事故に対して、狩猟区 3 の観光事業者は、放った火を適当に管理しなかった道路整備作業員らを解雇し、村には医療品などを代償として渡した（写真 3-12）。

写真 3-9　スポーツハンティングのために焼き払われたサバンナ

出所：筆者撮影

写真 3-10　綿花畑を襲う炎と、木の枝で消火にあたる村人

出所：筆者撮影

写真 3-11　家屋の屋根に燃え移った火の消火にあたる村人たち

出所：筆者撮影

写真 3-12　狩猟区 3 の観光事業者から火事の代償として届けられた医療品

出所：筆者撮影

4　地域住民・野生動物森林省・観光事業者・自然保護組織の見解と対応

4-1　地域住民・野生動物森林省・観光事業者・自然保護組織の見解と、住民の見解を表明する機会

調査地において地域住民は、スポーツハンティングおよび自然保護政策から、「正」と「負」の両義的な影響を受けていた。では、まず野生動物森林省および観光事業者、自然保護組織は、地域住民についてどのような見解を持っていたのであろうか。それは、以下のように、「住民は自然保護を考えておらず、彼らによる自然資源の利用は非持続的である」という批判であった。

（村人たちに対して）「村に学校を建て、キャンプで雇用もしてやっている。それなのに、密猟のせいで、象牙は年々短くなっていく。子供らが今後キャンプで働けなくなってもいいのか」（狩猟区 25 の狩猟ガイド、2007 年 3 月 11 日）

「チョリレや村に住む人々は全員密猟者である。彼らは狩猟区というものを理解しなければならない」（狩猟区 3 の観光事業者、2007 年 2 月 19 日）

「彼らは狩猟をすることはいけないとわかっているが、動物らが保護下にあることをわかっていない。動物がいなくなってしまっては元も子もないということを理解していない」（狩猟区 25 の狩猟ガイド、2004 年 12 月 8 日）。

「アフリカ人は自然を『開放された無料の食堂』（open-free restaurant） だと思っている。彼らは保護を考えていない」（狩猟区 3 の狩猟ガイド、2009 年 1 月 19 日）

（村人たちに対して）「畑も広げ、密猟もし、薪も捕り、子供らに何を残すのか？おまえたちは、売るためにメスも子供も狩猟し、毒を使って漁をする。だから、禁止しているのだ」（WWF の担当者、2007 年 4 月 5 日）

（筆者の「なぜ住民による狩猟は禁止とされているのか」という問いに対して）「住民は、狩猟にかかる税金も納めなければ、動物の性別、年齢も関係なく狩猟する。彼らの狩猟は持続的でないために禁止とされるのだ」（県庁所在地チョリレの野生動物森林省

の職員、2007 年 6 月 18 日）

一方、A 村の住民やボロロの語りからは、スポーツハンティングやそれがもたらす「負」の影響に対するあきらめ、そして、雇用機会や利益分配などの「正」の影響は認識しつつも、それは不十分かつ不平等であるという不満が感じ取られた。

（「白人にこの地を去ってほしいか」という筆者の質問に対して）「それは不可能だ。この土地は白人が買ったのだ」（男性 21 歳、2007 年 3 月 27 日）

「村の人々が全員死ねば、白人らは満足するだろう。動物がたくさん繁殖するから」（男性 24 歳、2009 年 1 月 24 日）

「確かに商業的な密猟者は存在するが、私は日々食べるだけの動物でいいから狩猟させてほしい」（男性 43 歳 2007 年 4 月 5）

「白人がいなかったら、乾季になっても水がたくさんある（キャンプに近い）ベヌエ川やオルディリ川に行きたい」（村の畑に刈跡放牧に来ていたボロロの男性、2007 年 3 月 22 日）。

「キャンプで働いている人は給料をもらえるが、雇われていない俺や他の人はどうやって石けんを買えというのだ？密猟をして肉を売って、金を作るしかないだろう。これはせざるを得ないことだ」（男性 36 歳、2007 年 4 月 1 日）

「畑を耕し、収穫し、日々食べるだけの動物を狩猟し、服などを買うだけの現金を得られたら、ほかに何を望む？密猟をするか？しないさ！」（男性 25 歳、2009 年 1 月 24 日）

「村のすべての世帯に観光事業者が金をくれるなら密猟はしない。しかし、客がゾウを 1 頭狩るのに何百万 CFA フランも払っているが、そこから村に金が落ちてきているか？ゼロだ！」（男性 36 歳、2007 年 4 月 1 日）

しかしながら、この地に住む自分たち自身による行動を問題視する住民もいた。

「もし白人がいなくなったら、村人はすべての動物を狩って、絶滅させてしまう」（男性 21 歳、2007 年 3 月 28 日）

「もし、このように土地が管理されていなかったら、保護や管理をすることを知らないアフリカ人は、魚も動物も取り尽くしてしまうだろう」（男性 22 歳、2007 年 3 月 29 日）

「村周辺で野生動物が減ってしまったのは、白人のせいもあるが、村や町のすべての人々が狩りすぎているからだ」（男性 69 歳、2007 年 6 月 22 日）

ところが、このような地域住民の見解を表明する機会は設けられていない。2009 年現在、政府関係者、観光事業者、および A 村の住民による、野生動物保全やスポーツハンティングに関する政策のための公式な会合は開かれていない。A 村の住民が、政府関係者および観光事業者と政策に関する接触をもつ機会は、政府関係者あるいは観光事業者が、不定期に村を訪れる場合に限られる。さらに、上記のように、政府関係者や観光事業者が、村人に対して密猟などの問題についてはっきりと追及するのとは対照的に、限られた場であっても、村人は現状に対する見解を明確に表明していない。たとえば、2007 年 3 月に、狩猟区 3 の観光事業者が村を訪れ、村人を学校に招集した。その場に参加したある男性によると、「観光事業者は、村人に対して『密猟をおこなう悪党どもめ』と罵ったが、我々は刑務所に入れられるのを恐れて、何も言わなかった」（男性 27 歳、2009 年 1 月 24 日）という。また、A 村と周辺の村の代表者で構成されている村落委員会も、状況を改善するための主体的な役割を担っていなかった。村落委員会の代表は、政府関係者および観光事業者に何度か手紙を書き、獣害を起こす野生動物の駆逐や、スポーツハンティングによって得られる野生獣肉の村への分配を嘆願してきたが、本章の 2-4 や 3-1-4 に既述したように、当局による野生動物の防除や獣肉の分配はほとんどおこなわれていない。つまり、調査地における野生動物保全およびスポーツハンティングに関する政策には、地域住民の見解や生活の現状はほとんど反映されておらず、地域住民は意志決定機関から排除されているのである。

4-2　一枚岩ではない各ファクターとそれらの表面的な関係

それでは、地域住民は、抑圧的な状況を受容しているだけであろうか。けっして、そうではなかった。農耕民と牧畜民は利益を最大化させるために、それぞれの姿勢で現状に対応していた。地域住民によるスポーツハンティングおよびそれを基盤とした政策への対応は、民族、雇用の有無などによって、それぞれ異なっていた。一方で、一枚岩ではない地域住民と同様に、彼らの生業を取り締まる当局側も、決して同質ではなかった。

まず、ボロロは、観光事業者に対し、村に居住する農耕民と比較して、強硬な態度をとっていた。ベヌエ国立公園の東側には、近年、多くのボロロの流入がしているが、野生動物森林省や観光事業者によって、キャンプやスポーツハンティングがおこなわれている地域に、これ以上侵入しないようにと注意しているにもかかわらず、「明日にはそのラインを越えている」（野生動物森林省の職員、2007 年 6 月 13 日）、彼らは遊牧範囲の拡大を続けている。また、その強硬な態度を物語る事件も起きた。2007 年 3 月 2 日に、狩猟区 3 の狩猟ガイドと従業員が狩猟区に侵入したボロロを発見し、従業員の 1 人がボロロを羽交い締めにした。しかし、ボロロは刀のような山刀を抜き、従業員の 3 本の指を切り落とし、逃走した。切られた従業員はすぐに病院に運ばれたが、小指と親指を失い、薬指も動かなくなってしまった。後日、狩猟ガイドと従業員らは憲兵を連れ、再びそのボロロの捜索をおこない、問題のボロロを発見したが、彼は再び山刀で従業員らに襲いかかった。憲兵らが取り押さえ手錠をかけたが、そのボロロは隙を見て、手錠をつけたまま再び逃走した。このようなボロロによる強硬な態度は、牧畜民の生活や民族的な特徴よりむしろ、放牧に対する取り締まりなどの生業に対する制限を受け、さらにスポーツハンティングからの恩恵、つまり、狩猟区の借地料の分配や雇用機会の付与などをボロロは得ていない[100]という現実が関係していると考えられる[101]。たとえば、カメルーン東部州でも狩猟区を経営している観光事業者のキャンプで働く A 村の住民によると（男性 21 歳、2009 年 1 月 24 日）、東部州の狩猟区 38 では、2007 年に観光事業者によって撃ち殺された密猟者の家族だけでなく、殺された密猟者が住んでいた町の人々もキャンプに押し寄せ、焼き討ちをかけたという。家族以外の人々が加勢したのは、その町の人々だけがキャンプで雇用されていなかったことが原因だったという。

---

[100] 2008/2009 年に狩猟区 3 において、A 村周辺の狩猟区では初めてボロロがキャンプで雇用された。これによって、ボロロの間での観光事業者や当局に対する対応が変わる可能性があり、今後も注目していきたい。

[101] イギリス人の P. H. ガリヴァーがケニアで牧畜民トゥルカナを対象とした調査をおこなった際、彼らが調査に非協力的であったのは、彼らが牧畜生活を営んでいることではなく、植民地政府に弾圧されていた過去をもつためであったと、太田（2004）が考察したこととも関係する。

一方、雇用機会や利益分配などの「正」の影響および、生業に対する取り締まりなどの「負」の影響の両方を受けていた村落に住む農耕民は、牧畜民とは対照的に、当局に対して、二面的な姿勢をとっていた。たとえば、密猟監視員の場合、監視員と違反者との関係によって、逮捕してキャンプに連行するのか、見逃すのかを決定していた。狩猟区 25 で密猟監視員として働いている村人によると（男性 24 歳、2007 年 2 月 17 日）、友人のボロロを見つけると、ここは白人の土地だからと忠告して見逃し、また、捕まえた違反者が同じ村の住民だった場合、獣肉や銃などを所持していれば、それだけを没収し、やはり見逃すという。そして、キャンプに戻った際には、観光事業者に対しては「密猟者は獣肉や銃を投げ捨てて逃げました」と虚偽の報告をするという。また、2003 年に A 村の 1 人の住民が銃をもち密猟をしているところを、狩猟区 25 の密猟監視員らに捕まったが、金銭で解決させ、観光事業者には報告しなかった。別の密猟監視員によると（男性 30 歳代、2007 年 3 月 26 日）、自分の知り合いだったため見逃したいと思っても、密猟監視員はチームで行動しており、違反者をキャンプに連行すると観光事業者から賞与が与えられるため[102]、ほかの監視員に相談を持ちかけ、説得しなければならないという。しかし、狩猟区 3 で働く A 村の住民によると（男性 25 歳、2007 年 3 月 29 日）、観光事業者や狩猟ガイドが密猟監視に同行している場合は、知り合いであっても違反者を見逃すことができないので、わざと転倒するなど、サボタージュによって意図的に取り逃がすという。しかしながら、監視員たちは、前述の密漁者を野生動物森林省の職員とともに見逃した件について、これらの行為が観光事業者に発覚し、解雇されることを恐れ、筆者に対してもさかんに他言しないように要求した。

しかし、観光事業者は、普段からこのように密猟監視員が知人や関係の深い住民を見逃していることを把握しているようであった。そのため狩猟区 25 の密猟監視員が巡回するエリアは、自分の住んでいる村から離れた地域とされており、A 村出身の 1 人は、村から北東に 30～40km も離れた地域の巡回を指示されていた。狩猟区 3 では、2008 年に密猟監視員のポストがつくられたが、その際、狩猟区の近隣の住民ではなく、遠方に住む住民が雇われた。これについて、A 村のある住民は、「もし近隣の住民だと、住民同士で見逃してしまうからだ」と語った（男性 32 歳、2007 年 5 月 29 日）。そして、密猟監視員についても、狩猟区 25 の狩猟ガイドは、「密猟監視員として雇っている村人自身も密猟をしているのだから、難しい」と語った（2004 年 12 月 8 日）。また、狩猟区 3 の観光事業者は、「村は謎めいている。村人は密猟者であるが、協力的な姿勢も見せる。村人の態度はころころ変わり、彼らの態度は二面的である」であるとし、その結果、「村とは表面的な関係しか築かれておらず、我々とは協力関係がない」と語った（2007 年 2 月 19 日）。

[102] 本章 3-1-2 参照

また、違法行為を取り締まる野生動物森林省および観光事業者も、決して一枚岩ではなかった。密猟監視員として働くA村の男性が「観光事業者には、密猟だけでなく漁労や採集をおこなうすべての違反者を捕まえろと命令されている」と語ったように（男性35歳、2004年12月29日）、観光事業者は、基本的に自らが把握していないすべての地域住民による行為を問題視していた。たとえば、漁労に関して、狩猟区3の観光事業者は、自分が許可を出していない活動に対して、狩猟と同様に厳しい態度で臨んでいた。A村の住民からの聞き取りよると（男性35歳、2006年12月27日）、2006年12月22日に、ブッフュル・ノワール・キャンプの近くに住む村人が、漁労をおこなっていたところ、それを発見した狩猟区3の観光事業者や狩猟ガイドは、彼を銃床や棒で殴打し、県庁所在地チョリレの野生動物森林省の詰め所に突き出したという。

一方、野生動物森林省の職員は、しばしば違法とされる地域住民による生業活動を見逃していた。2005年当時、A村に駐在していた野生動物森林省の職員は、3人の村人が野生獣肉を所持しているところを発見したが、県庁所在地チョリレの野生動物森林省の詰め所には報告せずに、3人がこの職員に現金を支払うことで、村内で秘密裏に解決した。この件は、汚職ともいえるが、見逃しにはかならずしも金銭が絡むわけではなかった。2007年1月16日に、筆者は、A村の出身者を含めた狩猟区3の従業員および、A村に駐在する野生動物森林省の職員がおこなう違法行為への監視活動に同行した。その際、ベヌエ川で2人の密漁者を捕まえたが、そのうちの1人はA村の住民であった。しかし、結局、魚と漁網が没収されたのみで、野生動物森林省の職員の決定で密猟者は見逃された。密漁者のうちの1人はA村の人であったということと、彼らは商業目的ではなく、生業のためにおこなっていたというのがその理由であった。野生動物森林省の職員は、キャンプへ戻った際、観光事業者にこの密猟者についての報告はしなかった。Weladji と Tchamba（2003: 75, 76）の調査によると[103]、聞き取りを得た野生動物森林省の職員の多く（59%）は、地域住民による狩猟を「自給目的」と認識していたが、観光事業者のほとんど（86%）は「商業目的」であると認識していた。

観光事業者は、密猟監視員の場合と同様に、野生動物森林省に対しても懐疑的であった。Weladji と Tchamba（2003: 76）によると[104]、聞き取りを得た14%の観光事業者が、野生動物森林省の職員も密猟に関与していると考えているという。また、狩猟区に侵入してくるボロロについて、野生動物森林省は取り締まりをおこなうが、実は、都市への家畜の肉の供給を確保するため、野生動物森林省はボロロに対して、さらに放牧するようにと裏では勧告していると、狩猟区3の観光事業者は疑ってい

[103] ベヌエ国立公園周辺の3つの村落（Na'ari村,Gamba村,B村）の各村の首長、17人の野生動物森林省の職員、7人の観光事業者に対する聞き取りと、3村の合計で114世帯へのアンケート用紙を使った調査による。
[104] 同上

た（2007 年 2 月 19 日）。

5　展開されるコミュニティ・コンサベーションをモデルとした政策

5-1　共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区の設定

序章で述べたように、近年スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルは、東・南アフリカ諸国から、中央、そして西へと伝播している（Lindsey et al. 2007）。この影響を受け、カメルーンにおいても 1994 年に、狩猟区の借地料の一部を狩猟区内の住民に還元する法律が制定された。そして、さらに近年、コミュニティ・コンサベーションのモデルに準じ、共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区が設定された。

1999 年、カメルーン東部州の森林地帯に、8 つの一般の狩猟区とともに、10 つの共同体管理狩猟区[105]が設定された（Roulet 2004b）。共同体管理狩猟区とは、保護区内に居住する地域住民を野生生物の資源管理に参画させること、資源管理において彼らの利用権を守ること、そして、保護政策と資源管理によって生み出された利益をより住民が享受できるようにすることを目的として設定された（Logo et al. 2006）。その後、狩猟区は増加し、2009 年現在、東部州には 10 つの狩猟区、15 つの共同体管理狩猟区が設定されている（第 1 章　図 1-2）。これは、1999 年に WWF によって開始された *Jengi*[106]プロジェクトおよび GTZ のよる支援プロジェクトとともに、環境森林省（現在の野生動物森林省）が、カメルーン南東部における森林および狩猟の管理計画を実行したことに由来する（Roulet 2004b; 服部 2008）。共同体管理狩猟区における地域住民の資源利用は、現行法を基本とし、自家消費や生業のために必要とされる森林資源に限って認められている（Logo et al. 2006）。これまで記述してきた一般的な狩猟区は、スポーツハンティング観光のために政府から観光事業者に賃貸されているが、共同体管理狩猟区は、それぞれ、地域住民の代表者から構成される野生動物資源活用委員会（仏：Comités de Valorisation des Ressources Fauniques）によって管理されている（Roulet 2004b）。委員会は、共同体管理狩猟区で狩猟をおこなうハンターや、その委員会のメンバーではない人から料金を徴収し、収入を得ることができる（Logo et al. 2006）。しかし、委員会が望むならば、共同体管理狩猟区も一般的な狩猟区と同様に、観光事業者に運営委託することができる（Roulet 2004b）。これ

---

105 第 1 章 1-2 参照

106 カメルーン南東部などに住む狩猟採集民バカ・ピグミーの儀礼に登場する精霊の名前（都留 1996）。

らの方法により、2000 年から 2004 年にかけて、東部州の 8 つの野生動物資源活用委員会は、合計で 4281 万 CFA フラン（約 856 万 2000 円）の収益を得て、それらを委員会の運営費用や地域の教育活動などに充てた（Logo et al. 2006）。

一方、北部州では、2002 年に野生動物森林省と SNV によって、ファロ国立公園の東部に 2 つの新たな狩猟区が、北部州では初めてとなる共同体管理狩猟区として設定された[107]（第 1 章　図 1-4）。その 2 つの狩猟区は、設定された地域の地名からヴォコ・バンタジェ（Voko/Bantadjé）とドゥパ（Doupa）と名付けられた。以下、2 つの共同体管理狩猟区の野生動物森林省および村落の代表者によって組織された地元委員会[108]、SNV の 3 者間で交わされた協定書[109]および管理計画書[110]によると、狩猟区の管理には、地元委員会が大きく関与していた。上述のように、共同管理狩猟区は観光事業者に事業を委託することができ、さらに、この地域では地元委員会には狩猟区の借主を選ぶ権利が認められていた。そのため、野生動物森林省の担当者からの聞き取りによると（2007 年 5 月 11 日）、ヴォコ・バンタジェ共同体管理狩猟区において、地元委員会は、借主として名乗り出た 3 人の観光事業者が提出した住民への援助と協力を記した計画書をもとに選考をおこない、2003 年に 1 人のドイツの観光事業者を選出した。2009 年現在、ドゥパ狩猟区は観光事業者に委託されていない。

ベヌエ国立公園の西側に設定されている狩猟区 1 および 4（第 1 章　図 1-4）は、北部州に狩猟区が初めて設定された 1969 年から、観光事業者に賃貸されたことがない。これらの狩猟区には、幹線道路が縦断しており、道沿いに多くの村落があり、スポーツハンティングによる観光をおこなうには適当ではない土地と、観光事業者に判断されてきたためと考えられる。そのため、狩猟区の設定以来、野生動物森林省など、歴代の野生動物の管理をおこなう省庁によって管轄されてきた。その後、それらは 1998 年に 2 つの狩猟区の境界が再決定されたのち[111]、現在、共同管理狩猟区[112]として管理されている。各共同管理狩猟区の協定書[113]によると、それぞれの狩猟区には、共同体管理狩猟区と同様に、

---

[107] 政令 Arrêté N°0638/A/MINEF/SG/DFAP/SIF/KJA du 13 novembre 2002, portant création d'un Zone d'Intérêt Cynégétique à Gestion Communautaire dans la Province du Nord.

[108] ヴォコ・バンタジェ狩猟区は、ヴォコ・ラミダ開発委員会（仏：Comité de Développement du Lamida de Bantadjé）とバンタジェ・ラミダ所属民組織（仏：Association des Ressortussants du Lamida de Bantadjé）によって管轄され、ドゥパ狩猟区は、ドゥパ地区開発委員会（仏：Comité de Développement du Secteur de Doupa）によって管理されている。ラミダとは、フルベ語で *Lamidat* と表記し、「王国」を意味する（嶋田　1995：25）。

[109] Convention de Gestion de la Zone d'Intérêt Cynégétique de Voko/Bantadjé, Convention de Gestion de la Zone d'Intérêt Cynégétique de Doupa

[110] Plan Simple de Gestion de la Zone d'Intérêt Cynégétique de Voko/Bantadjé

[111] Arrêté N° 0580/A/MINEF/DFAP/SDF/SRC du 27 août 1998

[112] 第 1 章 1-2 参照

[113] Convention entre L'Etat du Cameroun, Représente par L'Administration en Charge de la Faune et des Aires Protégées (MINFOF) et Le Collectif des Villages Riverains de la Zone d'Intérêt Cynégétique Numero 1 (ZIC1)および、Convention entre L'Etat du Cameroun, Représente par L'Administration en

それぞれ区内に存在する村落の代表者によって委員会[114]が組織され、野生動物森林省とともに共同で狩猟区の管轄をおこなっている。

表 3-4 のように、共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区では、これまでの一般的な狩猟区とは異なり、狩猟区の借地料あるいは狩猟区の利用料[115]の全額が地元の委員会に納められる。ハンターが狩猟した動物 1 頭あたりにかかる狩猟税も、共同体管理狩猟区では地元委員会と野生動物森林省の間で折半されており[116]、共同管理狩猟区では、地元委員会が狩猟税の 25%を追加税としてハンターから徴収していた。スポーツハンティングによって得られる野生獣肉は、法律上、合法的に狩猟したハンターに所有権が与えられるが、従来の一般的な狩猟区では、実際には明確な規定はなく、観光事業者がその裁量権をもち、都市で売却したり、一部を村落に譲渡していた。しかし、共同体管理狩猟区では、そのような野生獣肉は、優先的に狩猟区内の村落へ転売あるいは競売することが協定書に明記され、地元委員会が管理・分配するという規則が定められた。これに加えて、共同管理狩猟区の協定書には、このような獣肉を区外へ転売することを禁止する事項が明記されていた。また、地域住民のキャンプでの労働については、これまでは雇用に関する規定はまったくなく、観光事業者の裁量によって、採用されていた。そのため、キャンプ周辺の村落からまったく住民が雇用されておらず、住民の不満が噴出している事例もあった。しかし、共同体管理狩猟区では、地域住民側は、村落からトラッカーやポーターとして働くことができるような人員を選出しておき、観光事業者側も狩猟区に近い村落から優先的に雇用するという規定が設けられた。共同管理狩猟区 4 には、国設のハンティングキャンプであるベル・エランド・キャンプ（Campement du Bel Eland）があり、野生動物森林省と委員会が共同で管理し、委員会がキャンプの収益の全額を享受すると定められた。

ヴォコ・バンタジェ共同管理狩猟区および、共同管理狩猟区 1・4 では、狩猟区内の土地が生物多様性地区（zone de biodiversité）、再繁殖地区（zone à repeupler）、コリドー（corridor）、多目的利用地区（zone à usage multiple）などに区画されている（表 3-5,6）。それぞれの区画で、人為的活動に対する制限が細分して設けられ、スポーツハンティングと地域住民による生業活動の場に線引きがなされている（表 3-7）。特に、村落に住む農耕民による農業、狩猟、漁労、採集は、基本的に多目的利用地区でしかおこなうことはできず、野生動物を放逐するなどしてスポーツハンティングに影響を

Charge de la Faune et des Aires Protégées (MINFOF) et Le Collectif des Villages Riverains de la Zone d'Intérêt Cynégétique Numero 4 (ZIC4)

[114] 野生動物村落委員会(仏：Comité Villageois de la Faune)

[115] 観光事業者が狩猟区を賃貸していない場合は、そこで狩猟をおこなうハンターは、一日の利用料を野生動物森林省に納めなければならない。第 1 章 1-4 参照

[116] 各共同体管理狩猟区の協定書によると、ヴォコ・バンタジェ共同体管理狩猟区では、狩猟税は、地元委員会と野生動物森林省の間で 50%・50%で分配されているが、ドゥパでは、その比率は明記されていなかった。

表 3-4　北部州の 3 種類の狩猟区におけるスポーツハンティングから得られる便益の分配

	一般な狩猟区	共同体管理狩猟区		共同管理狩猟区 1・4
		Voko/Bantadjé	Doupa	
狩猟区借地料の分配	50%－野生動物森林省 40%－地方議会 10%－地元委員会	100%－地元委員会*		50%－野生動物森林省* 50%－地元委員会
狩猟税の分配	70%－国庫 30%－野生動物森林省	50%－野生動物森林省 50%－地元委員会	－野生動物森林省** －地元委員会	100%－野生動物森林省*** 25%－地元委員会
狩猟区の管理主体	観光事業者あるいは野生動物森林省	地元委員会および観光事業者、野生動物森林省	地元委員会および野生動物森林省	地元委員会および野生動物森林省
スポーツハンティングによって得られる野生獣肉の村落への分配	・明確な規定なし ・観光事業者の裁量で都市に転売あるいは一部を周辺村落に譲渡	・狩猟区内の村落に対して優先的に転売することが推奨される ・地元委員会が管理・分配	・狩猟区内の村落に対して優先的に競売する ・地元委員会が管理	・せめて半分はコミュニティに渡るようにする ・地元委員会が管理・分配 ・狩猟区外への転売は禁止
キャンプで雇用される住民	・規定なし ・観光事業者の裁量で雇用	・狩猟区に近い村落から優先的に雇用 ・地元委員会は人員を選出しておく		・狩猟区に近い村落から優先的に雇用 ・地元委員会は人員を選出しておく ・地元委員会は、すべての村からトラッカーが選ばれるように調整

*ただし、共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区の場合、ハンターから 1 日あたりに支払われる土地の利用料を指す。
**Doupa 共同体管理狩猟区に関しては、分配の比率が明記されていなかった。
***　ハンターは追加税として狩猟税の 25%を地元委員会に納める
出所：共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区における協定書などの政府関係資料より筆者作成

表 3-5　Voko/Bantadjé 共同体管理狩猟区における区画の種類とその目的および人為的活動の制限

	目的	制限
生物多様性地区 （zone de biodiversité）	動植物の発展と、持続的な利用を含めた保全	スポーツハンティングおよび調査・研究以外は禁止
再繁殖地区 （zone à repeupler）	重要な野生動物種（ハーテビースト、ゾウ、ローンアンテロープ）の繁殖	2 年間、サファリおよび調査・研究以外は禁止
コリドー （corridor）	野生動物の移動経路の確保	薬用植物の採集を除いた、すべての人為的活動が禁止
多目的利用地区 （zone à usage multiple）	住民による資源利用の保障	住民による持続的な生業活動*が認められる

＊　次表参照

出所：　Voko/Bantadjé 共同体管理狩猟区の管理計画書より筆者作成

表 3-6　共同管理狩猟区 1・4 において区画の種類とその目的、および人為的活動の制限

	目的	制限
国道東部生物多様性地区 （zone de biodiversité le secteur Est de la route nationale）	動植物の発展と保全	スポーツハンティングおよび調査・研究以外は禁止
国道西部生物多様性地区 （zone de biodiversité le secteur Ouest de la route nationale）		スポーツハンティングおよび許可された住民による持続的な生業活動以外は禁止
コリドー （corridor）	野生動物の移動経路の確保	藁・薬用植物の採集を除いた、すべての人為的活動が禁止
多目的利用地区 （zones à usage multiple）	住民による資源利用の保障	住民による持続的な生業活動*が認められる
移牧のための通路 (couloir de transhumance)	移牧をおこなうボロロの通路を規定	定めた道から両側 1km から出てはいけない

＊　次表参照

出所：共同管理狩猟区 1・4 における協定書より筆者作成

表 3-7　北部州の 3 種類の狩猟区における住民による生業活動への制限

	一般な狩猟区	Voko/Bantadjé 共同体管理狩猟区	共同管理狩猟区 1・4
農業	明確な規定なし	多目的利用地区に限り許可	
狩猟	伝統的狩猟に限り許可	・住民のための捕獲枠を設定 ・多目的利用地区における伝統的狩猟および、慣習的儀式（通過儀礼・葬式等）のための文化的狩猟のみ許可 ・狩猟対象はクラス C と小動物に限定	
漁労	観光事業者の裁量による	・猟期中の生物多様性地区を除き、自家消費のために限り許可 ・魚毒の利用は禁止	・国道東部生物多様性地区を除き、自家消費のために限り許可 ・魚毒の利用は禁止
採集	観光事業者の裁量による	・薪は、多目的利用地区において許可。朽木の販売には申請が必要	
		・藁は、多目的利用地区において、地区の居住者に限り、許可。藁やその製品の販売も自由	
		・金は、多目的利用地区において、地区の居住者に限り、許可。ただし、省庁の許可を受け、期間限定	
		・建材は、多目的利用地区において、自家消費に限り許可	・建材は、多目的利用地区および国道西部生物多様性地区において、自家消費に限り許可。ただし、生物多様性地区では許可申請が必要
		・工芸品のための材木は、多目的利用地区において、認可された職人に限り、自家消費目的で許可	・工芸品のための材木は、多目的利用地区および国道西部生物多様性地区において、認可された職人に限り、自家消費目的で許可
		・薬用植物は、多目的利用地区、生物多様性地区、コリドーにおいて、認可された伝統医に限り、許可	・薬用植物は、多目的利用地区、国道西部生物多様性地区、コリドーにおいて、認可された伝統医に限り、許可。ただし、生物多様性地区では許可申請が必要
ボロロによる移牧	観光事業者の裁量による	・定められた道の両側 1km の範囲のみで許可 ・3 日以上滞在してはいけない	

出所：共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区における管理計画書などの政府関係資料より筆者作成

及ぼすボロロによる移牧に対しても移動範囲および期間が限定された。狩猟に関しても、通過儀礼や葬式などの慣習の際におこなわれる狩猟は、「文化的狩猟」として認識された。しかしながら、野生動物森林省の担当者は、「なぜ、住民たちは儀式に家畜をつかわないのか。彼らは野生動物を儀式に使うという慣習を改める必要がある」（2009 年 1 月 27 日）と、儀礼における狩猟に対して理解を示していなかった。さらに、これまでの一般的な狩猟区と同様に、住民による狩猟は、植物性の猟具による「伝統的狩猟」 あるいは、「持続的な猟具」とされる槍、斧、山刀、毒が塗られていない弓矢をつかって、小動物や保護動物クラス C に属する野生動物に限って認められていた。

5-2　ベヌエ国立公園周辺における多目的利用地区の設定

共同体管理狩猟区および共同管理狩猟区において、住民に一定の自然資源の利用権を保障するために設定された多目的利用地区は、ベヌエ国立公園周辺において、観光事業者にすでに賃借されている一般的な狩猟区においても、その設定が進められていた。

ベヌエ国立公園周辺の狩猟区における多目的利用地区は、図 3-14 のように、村落住民と、狩猟区を賃借している観光事業者、あるいは借主がいない場合は野生動物森林省との間での協議によって、狩猟区内の村落を中心に数 km の範囲に設定されるという（MINEF 2002 : 70）。共同体管理狩猟区などでの規定と同様に、この地区のなかでは、住民は、現行法の範囲内で自由に農業、放牧、採集をおこなうことが許可され（MINEF 2002 : 70）、野生動物森林省の担当者の話では（2007 年 5 月 14 日）、漁労についても、観光事業者との交渉次第で認められるという。ただし、地域住民による狩猟は、これまで通り、現行法によって、「伝統的狩猟」に限定される。

野生動物森林省および WWF の担当者からの聞き取りによると（2007 年 7 月 5 日）、2001 年から多目的利用地区の設定に関する計画が進められており、前節のように、ベヌエ国立公園の西側の共同管理狩猟区では、すでに設定が完了している[117]。しかし、A 村では、2005 年に WWF の職員らが村を訪れ、計画の発足を伝えられたが、4 年経った 2009 年現在でも、地区は設定されていない。2007 年 4 月 5 日には、再び WWF の職員が訪れ、近日中に、狩猟区 3 の観光事業者や野生動物森林省、WWF の関係者を村に集め、地区を設定するための式をおこなうと伝えられたが、結局、誰も村を訪れず、それは実行されなかった。また、野生動物森林省の担当者によると（2007 年 5 月 14 日）、

[117] 狩猟区 1 および 4 は、これまで観光事業者に賃貸されたことがなく、野生動物森林省と住民のみの合意によって、容易に多目的利用地区を設定することができたと考えられる。

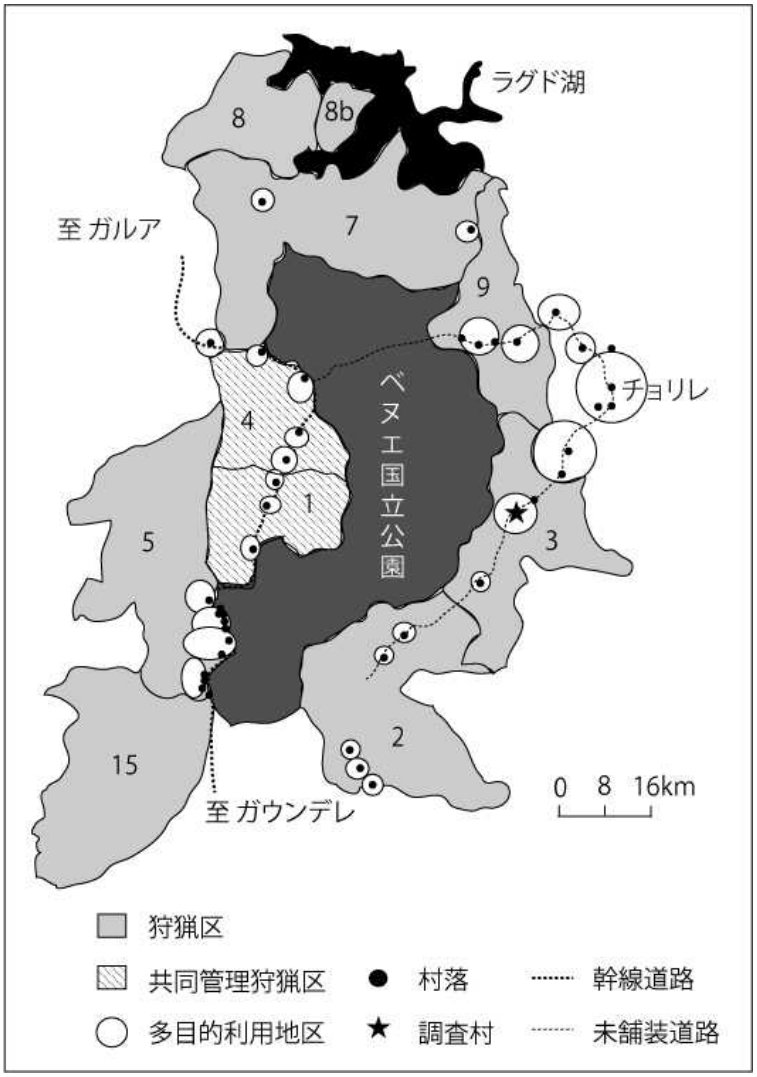

図 3-14　ベヌエ国立公園周辺の狩猟区内で設定が計画されている多目的利用地区の位置

出所：（MINEF 2002 : 52）**より筆者作成**

多目的利用地区は、村落に定住する農耕民を前提に計画されており、遊牧生活をおこなうボロロは対象とされていない。このような多目的利用地区の計画に対して、A 村の住民は、「俺は計画に賛成だ。しかし、WWF は観光事業者から金をもらって、計画を先延ばしにしている」（男性 30 歳、2007 年 6 月 6 日）、「白人が土地の線引きに反対しているからだ」（男性 24 歳・34 歳、2009 年 1 月 18 日）と憤った。また、別の村人は「村の土地（＝多目的利用地区）で、現在の我々による狩猟を認めるならば、WWF の奴らはこの計画を進めなかっただろう」（男性 30 歳、2007 年 3 月 31 日）と語った。

6　小括

1968 年にベヌエ国立公園周辺に狩猟区が設定され、1978 年から A 村周辺の狩猟区においてヨーロッパの観光事業者によって、スポーツハンティング観光が本格的に開始されると、A 村の人々は生活に大きな影響を受け、そして観光事業者と両義的な関係を築いていた（図 3-15、表 3-8）。それは、雇用機会と利益分配の付与による融和的な関係と、密猟などの違法行為による野生動物という「資源」をめぐる緊張関係であった。

キャンプでの現金稼得活動をおこなう村人のなかには、その世帯の年間収入のほとんどを占める賃金を得ている人もいたが、そのような人は一握りであった。また、キャンプでの労働は、貴重な現金収入源として村人にとって魅力的なものであり、多くの村人がそれを希望していたが、労働経験を持つ人々は、キャンプでの労働環境に決して満足しているわけではなかった。また、狩猟区内の村落住民に対する借地料の分配金は、分配が開始された 2000 年から 2008 年現在までの期間、スポーツハンティング全体の収益の 2.6%であった。スポーツハンティングがおこなわれている他のアフリカ諸国と比較すると、ザンビアでは全体の収益の 12%、タンザニアでは 25%が、地域住民への利益分配に充てられており(Lindsey et al. 2007)、調査地ではその割合が相対的に低いことが指摘できる。雇用機会の享受が一部の人に限定されているのと同様に、当局がおこなう密猟監視活動に参加する、全体の 2%にあたる一部の村人のみが、直接、狩猟区の借地料の分配の恩恵を受けていた。

一方、狩猟区内の自然資源の利用権は、ヨーロッパの観光事業者およびハンターにほぼ独占され、住民が資源に対するアクセスに関する裁量権をも、観光事業者が握っていた。これにより、住民の生業活動は制限され、特に狩猟は「密猟」として厳しく取り締まられていた。これに対して、住民は、生業権の不保障や不平等な利益の分配、儀礼的な狩猟の喪失など、彼らのおかれている苦境を筆者に語った。しかし、現状を批判しつつも、野生動物が減少した原因を自分たちがおこなう狩猟に見いだ

す村人もいた。一方で、観光事業者や野生動物森林省の職員、自然保護組織の関係者は、一様に「村人による自然資源の利用は、非持続的である」という見解を述べていた。しかし、地域住民がスポーツハンティングや野生動物保全に対する見解を表明する場は設けられておらず、住民は意志決定機関から排除されていた。

このような状況において、A 村の住民は、雇用機会や利益分配を受けるために、観光事業者らに協力姿勢を見せつつも、裏では密猟をしていた。つまり、住民は抑圧的な立場のなか、二面性をもって、雇用による現金と密猟による獣肉の両方を手に入れようとしていた。そのため、村人らが「日々食べるだけの動物でいいから狩猟させてほしい」、「この土地は白人が買ったのだ」と筆者に語ったのは、圧倒的な強者に対する表向きの服従姿勢という生き残りの戦略（Scott 1976=1999）ともみなすことも可能かもしれない。特に、「我々、アフリカ人は野生動物を取り尽くしてしまう」と語った 2 人の若者は、高校まで学校教育を受けており、ほかの人々も内容によっては「白人」[118]である筆者に対するアピールだったのかもしれない。また、たとえば儀礼的狩猟も「狩猟区が白人に賃貸されてからおこなっていない」と筆者に語りつつも、秘密裏に存続させている可能性もある。つまり、住民は、抑圧的な現状に対して、柔軟に対処しているとも解釈できる。

ところが、たとえそうであっても、A 村の住民はスポーツハンティングによって自然資源の利用権を収奪されているという事実は揺るぎない。同じ公園管理をおこなう側にも、地域住民による狩猟に対する認識の差が見られ、「外部者」である欧米人の観光事業者に比べ、密猟監視員と野生動物森林省の職員は寛容であるとはいえ、彼らは、逮捕される危険と隣り合わせで、日々の生活を送っている。

このような状況に対して、野生動物森林省や国際的な自然保護組織は、観光活動によって自然保護と住民生活の両立を目指すというコミュニティ・コンサベーションのモデルに準じ、スポーツハンティングによってもたらされる経済的な利益を、より多く地域社会に還元する方向で政策が進められていた（写真 3-13）。また、住民に対する「正」の影響（経済的利益の分配、雇用機会、欧米人がおこなうスポーツハンティングからから譲与される野生獣肉）を拡充・改善するとともに、住民が農業や採集などを現行法の枠内で自由におこなうことができる多目的利用地区を設定し、それまで明確にされてこなかった狩猟区内におけるスポーツハンティングと地域住民による生業の活動領域をはっきりと区分し、地域住民とスポーツハンティングおよび自然保護政策の間の軋轢を緩和させ、自然保護政策を円滑に進めようと試みていた。しかし、土地の線引きは、住民の視点からすると、これ以上、スポーツハンティングに対して、住民が悪影響を及ぼさないようにするための「囲い込み」と映るかもしれない。事実、野生動物森林省は、「この境界の策定によって、今日、住民らが持っている『自分た

[118] カメルーンの人々は、黒色人種ではない人々のことを、総じて「白人」（仏：blanc）と呼ぶ。

ちの土地』、『無限の土地』という解釈を改めさせ、彼らを持続的な土地管理計画に組み入れることができるだろう」（MINEF 2002 : 70）と述べている。さらに、地域住民による狩猟は、「伝統的狩猟」という制限により、クラス C に属する野生動物に限定されることが明記されたことにより、クラス A と B に属する野生動物は、現実的にスポーツハンティングをおこなう欧米人のものであることを再強化したことになる。また、コミュニティ・コンサベーションをモデルとした政策によって、住民による狩猟は、「持続的な猟具」による「伝統的狩猟」に限られ、さらに、スポーツハンティングの制度と同様に、住民の狩猟に対して捕獲枠が設定された。つまり、野生動物森林省や国際的な自然保護組織が、本来、「非持続的」と彼らが解釈する住民による狩猟に対しても、「持続可能性」という枠をかけ、管理していこうとする意向が見える。

では、「持続可能」であると再評価され復権したスポーツハンティングと、それを基軸としたコミュニティ・コンサベーションモデルは、調査地に何をもたらしたのであろうか。終章では、総論として、これまで詳究してきたベヌエ国立公園地域での現状を引証し、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションおよび、現代のスポーツハンティングにおける「持続可能性」という言説に対する再検討をおこないたい。

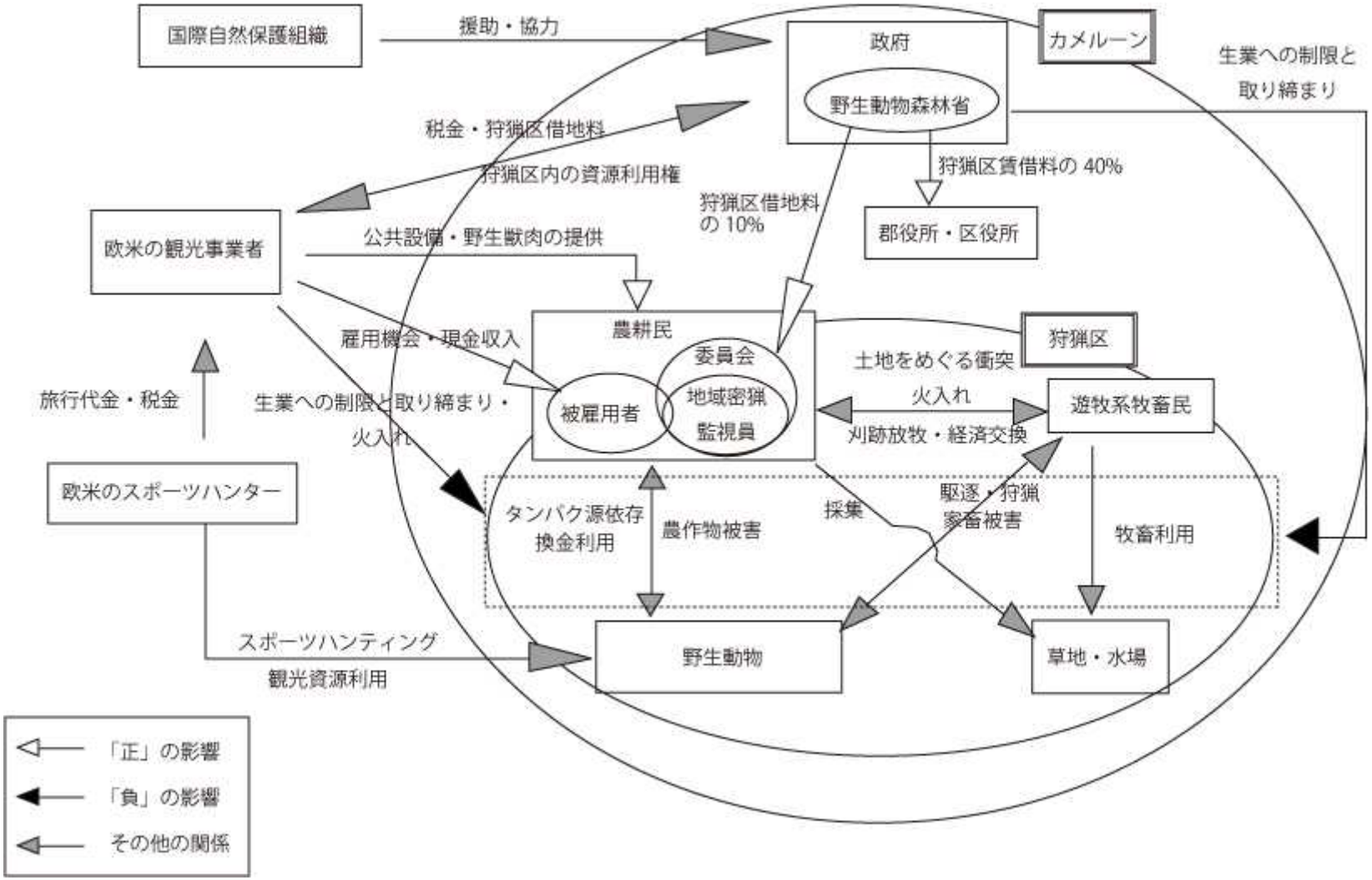

図 3-15　調査地における各ファクターの関係図
出所：筆者作成

表 3-8　カメルーン全体、北部州および A 村における、スポーツハンティングに関する政策との関係史

	カメルーン	北部州	A 村周辺
17 世紀後半～18 世紀		農耕民ディーが北方より移民	
1800 年ころ		「フルベ族の聖戦」により、ディーなど周辺民族を支配し、レイ・ブーバ王国設立	
19 世紀後半	ドイツがカメルーンを植民地支配		
1919 年	フランスとイギリスが分割統治		
1932 年		ベヌエおよびブーバ・ジダ野生動物保護区設立	
1960 年	カメルーン独立		
1968 年		ベヌエ国立公園、ブーバ・ジダ国立公園に格上げ。同時に周辺に狩猟区設定	狩猟区 2、3 設定
1972 年			狩猟区 25、26 設定
1978 年			初めて、狩猟区（25）がヨーロッパ人に賃借される
1984 年			狩猟区 26 が賃借される
1980 年代後半～	経済危機		
1992 年			狩猟区 3 が賃借される
1993 年			狩猟区 2 が賃借される
1994 年	野生生物の利用に関する法律の改正により、狩猟区の借地料の分配が法制化		
		WWF が活動を本格化	
2002 年		北部州の西部に共同体管理狩猟区が設定	
2004 年			村落委員会への狩猟区借地料の分配が開始

出所：筆者作成

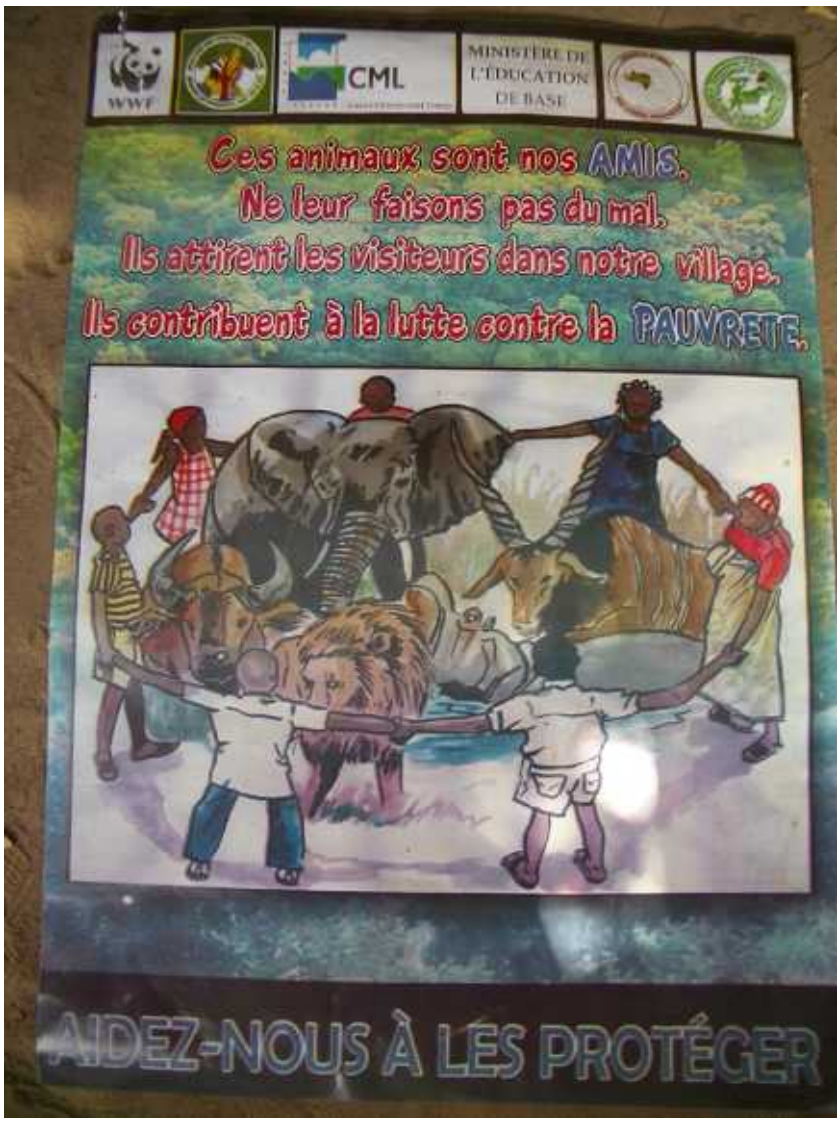

写真 3-13　政府関係省庁および自然保護組織から村に配られた野生動物保護を訴えるポスター

注）ポスターには以下のように書かれている
『野生動物は我々の「友人」である
彼らを傷つけないようにしましょう
彼らは観光客を我々の村に呼び寄せてくれる
彼らは「貧困」対策に寄与してくれる』

『野生動物を保護することに協力してください』

出所：筆者撮影

終章

1　前章までのまとめ

2　調査地におけるスポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションの問題点

3　「持続可能性」の再定義とコミュニティ・コンサベーションの将来の展望

1　前章までのまとめ

本論は、カメルーン北部のベヌエ国立公園地域を事例に、スポーツハンティングが住民生活に与える影響を実証的に明らかにすることによって、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーション、およびその「持続可能性」という言説を再検討することを目的とした。

序章では、まず本論の目的と視座を明らかにするために、西洋におけるスポーツハンティングの萌芽からアフリカにおける自然保護政策とスポーツハンティングの関係の変遷まで歴史的に俯瞰し、いかにしてアフリカにおけるスポーツハンティングが現代まで生き残ってきたのかを分析した。その結果、以下のようなことが明らかになった。

西洋社会において、生業目的の枠を越え、レクリエーションや娯楽に特化したスポーツハンティングは、精神的欲求を満たすための娯楽的狩猟として、富裕層や権力者に特権化されてきた。そのような狩猟は、やがて植民地時代の帝国主義の思想とともにアフリカに導入された。しかし、狩猟対象となる野生動物の多くは、西洋の近代的な銃により激減し、そのためアフリカにおける初期の自然保護政策である要塞型コンサベーションは、猟獣保護区を設定することで、スポーツハンティングのための猟獣を確保することを目的の一つとして開始された。このような政策は、保護区の周辺に住む人々に対して、強制移住などの強権的な対処をともない、また同時に、入植者は、自らがおこなうスポーツハンティングと地域住民による狩猟の差別化を図った。

1980 年代後半になり、そのような植民地主義的な政策は批判され、代わって、コミュニティ・コンサベーションが台頭した。コミュニティ・コンサベーションにおいて、第一に、野生動物を保全することで生み出される観光収入や雇用機会などを住民に分配・還元すること、第二に、野生動物保全や資源管理に参画させることの 2 点を実現することによって、住民を保全活動の主体的な担い手と位置づけることが目指された。自然保護政策のモデルシフトと同時期に台頭した野生動物の非消費的な観光利用、つまりサファリは、コミュニティ・コンサベーションのモデルを支える理想的な野生動物の利用方法と

された。一方で、スポーツハンティングは娯楽のために野生動物を殺す活動であることから、動物愛護団体を中心とした根強い倫理的批判を受けてきた。

ところが今日、スポーツハンティングは、コミュニティ・コンサベーションのモデルに基づいた生態的・経済的な持続可能性をもった活動であるとして一部の政府や保全論者に再評価されていた。つまり、現代におけるスポーツハンティングは、「持続可能性」によって復権していた。ポーツハンティングを強固な経済的基盤とするジンバブエでの CAMPFIRE を成功例として、近年、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションモデルは、東・南アフリカ諸国から西・中央アフリカ諸国へと伝播していた。

しかし、筆者は、生態的および経済的な観点のみによって、スポーツハンティングが「持続可能性」を論拠に再評価される一方で、スポーツハンティングがもたらす地域社会への社会的影響は十分に明らかにされていない状況を問題視した。そのため、コミュニティ・コンサベーションモデルが伝播し、展開されようとしているベヌエ国立公園地域を事例に、スポーツハンティングがもたらす地域住民への影響を実証的に解明することで、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションおよび、その「持続可能性」という言説を再検討することを本論の目的とした。

第 1 章では、ベヌエ国立公園地域におけるスポーツハンティングの歴史と現状を分析するとともに、国立公園内でおこなわれているサファリとの比較をおこなった。その結果、調査地におけるスポーツハンティングは、委任統治時代にフランスによって整備された狩猟規則などの制度を踏襲しつつ、欧米富裕層によって今日までおこなわれてきた。独立後、80 年代後半の経済危機などにより来訪するハンターの人数は一時的に減少するものの、再び増加しつつあった。その背景には、国内の経済状況の改善および通貨の切り下げにともなう現地経費の低減などの事象以外に、政府による積極的な梃入れがあった。政府は、サファリに比べて 300 倍以上もの多額の税収をもたらすスポーツハンティングを、国立公園地域の管理計画のための資金供給源として重要視し、狩猟区や捕獲枠を拡大させる政策をとってきた。その結果、スポーツハンティングによる税収は増額し、インフラ整備の遅れなどから衰退する国立公園におけるサファリとは異なり、カメルーン北部におけるスポーツハンティングは、自然保護行政を支える柱、そして政府および観光事業者にとっての経済活動として活発化していた。

第 2 章では、狩猟区内の調査村 A 村に居住する農耕民ディーの生活実践および、A 村の人々と村周辺で遊牧をおこなう牧畜民との関係を分析した。A 村の住民は、農業、狩猟、漁労、採集を中心とした自然資源に依存した生活を営み、特に、日々のタンパク源として野生獣肉に強く依存していた。同時に、狩猟禁忌や民間伝承、儀礼を通して、野生動物との間に文化的・精神的な関係を築いていた。そして、

A 村の農耕民と牧畜民は、土地や資源の利用をめぐる争いを起こしつつも、刈跡放牧や家畜預託などを通して、融和と対立という重層的な関係を築いていた。

第 3 章では、A 村の住民の事例を中心に、スポーツハンティングおよび自然保護政策が地域住民にもたらす影響を、住民、政府関係者、観光事業者のそれぞれの見解を交えて分析した。スポーツハンティングがおこなわれることによって、A 村の人々の一部は、キャンプでの雇用によって現金収入を得るほか、狩猟区の借地料の分配を享受していた。しかし、雇用機会の恵与や借地料の分配は、農耕民および牧畜民の間、そして A 村の人々の間に等しく与えられていなかった。一方で、A 村の住民および牧畜民による生業活動、特に、狩猟区内外における狩猟は、政府と観光事業者によって極端に制限され、違法行為として取り締まられ、逮捕と罰金による制裁が課せられていた。つまり、スポーツハンティングによって、地域住民の生活に「正」と「負」の両義的な影響がもたらされていた。しかし、地域住民が、スポーツハンティングや野生動物保全に対する見解を表明する場は設けられておらず、住民は意志決定機関から排除されていた。このような現状に対して、農耕民である A 村の住民は不満や苦境を語りつつも、政府関係者や観光事業者に協力姿勢を示す一方で、裏で密猟活動をおこなうという二面性によって対処していた。対照的に牧畜民は、強硬な対抗姿勢を示すことで利益を最大化させようとしていた。すなわち、地域住民のそれぞれの対応や彼等の語りから、地域住民は一枚岩ではないことが明らかになった。同様に、影響を与える側である観光事業者と政府関係者の間にも、地域住民の違法行為に対する対応に差異が認められ、それぞれの立場における溝を確認した。しかし、当局側は、「地域住民による資源利用は非持続的である」という一致した見解をもっていた。また、近年導入されたコミュニティ・コンサベーションの論理に沿った政策が進められることによって、住民に対する利益分配などの拡充が進展していた。しかし、同時に狩猟区内の土地利用に関する主体や規定が明確にされることで、スポーツハンティングと地域住民の活動領域の線引きがなされ、「野生動物資源の持続可能性を損なう」ことを論拠とした住民に対する生業制限は固持されたままであった。

2　調査地におけるスポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションの問題点

政府に多くの収益をもたらし、野生動物保全活動を経済的に支持するという点で、特に、保護区などの運営資金源に乏しいアフリカにおいて、スポーツハンティングの存在意義は大きい。また、コミュニ

ティ・コンサベーションの枠組みに組み込まれることで、スポーツハンティングは、地域社会への経済的便益の還元（雇用機会の創出、観光収益の還元、公共設備の提供など）の供給源としても機能し、地域社会の経済的発展や貧困削減を促進するツールとなる可能性がある（e.g. Lewis and Alpert 1997; Lindsey et al. 2007）。調査地においても、コミュニティ・コンサベーションのモデルに準じ、スポーツハンティングは、野生動物保全活動および地域社会への利益還元に貢献する活動として、政府や観光事業者、国際的な自然保護組織に重視されていた。

しかし、スポーツハンティングによって生み出される経済的便益は、地域住民のうち、村落に定住する農耕民に、さらに農耕民のうち、観光事業者に雇用されている村人や、村落委員会の構成員として政府や観光事業者に協力する村人に限定して恵与されていた。つまり、調査地において、スポーツハンティングによって創出される経済的便益は、地域社会の間で不平等に分配されていた。一方で、スポーツハンティングが活発化し、地域住民の生活に身近になることによって、日々のタンパク質を獲得するための狩猟の禁止や伝統的儀礼の制限などの負の影響は、地域住民の間で等しく課されていた。そして、野生動物の利用権および管理権は、政府、ヨーロッパからの観光事業者、およびハンターに掌握され、住民がおこなう漁労や採集などの自然資源利用に関する裁量権も、実質的に観光事業者に支配されていた。さらに、地域住民の現状に対する見解を述べる公式な機会や発言権は保障されておらず、地域住民は、野生動物保全およびスポーツハンティングに関する意志決定機関から排除されていた。

そもそも、アフリカにおける初期の自然保護政策である要塞型コンサベーションは、スポーツハンティングのための猟獣保護区の設置を 1 つの大きな目的として、もともとその地域に住んでいた人びとに対して、強制移住や生業活動の制限を課した。80 年代に、このような住民に対する強権的な政策は批判され、コミュニティ・コンサベーションへとモデルシフトしたことにより、植民地主義的手法からの脱却と、政策の意思決定におけるトップダウンから住民参加を謳ったボトムアップへの転換が期待され、住民に対する高圧的な対応は克服されるはずであった。そして、コミュニティ・コンサベーションによって自然保護と住民生活の向上の両立を実現させるためには、第一に、自然環境、特に野生動物の利用によって生み出される経済的便益を地域住民に還元すること、第二に、自然資源や土地の管理および利用に対して、地域住民が主体的に参加することの 2 点が重要な柱とされていた（Hackle 1997; 岩井 2004）。

しかし、アフリカにおける自然保護政策の歴史から考察すると、調査地において進められていたスポーツハンティングを基軸としたコミュニティ・コンサベーションのモデルには、かつての要塞型コンサベーションのような住民に対する植民地主義的な政策が色濃く残っていたといえる。つまり、スポーツハンティングが活発におこなわれる一方で、地域住民の生活は厳しく制限されていたように、「欧米人

に独占的に支配された狩猟権」と「地域住民の生業権の収奪」という植民地期のような様相を呈していた。その結果、調査地においては、コミュニティ・コンサベーションにおける重要な柱のうち、前者の経済的便益の還元が重視される一方で、住民は意志決定機関から排除され、後者の住民の主体性は軽視されていたのである。

それでは、調査地において、なぜ住民の主体性は軽視され、植民地期のような状況が生み出されるに至ったのか。その原因を、コミュニティ・コンサベーションモデルが導入されて間もないという制度の遅れに求めることもできるかもしれない。しかし、そのモデルに準じ、近年新たに設定された共同管理狩猟区や多目的利用地区においても、「野生動物資源の持続可能性を損なう」ことを論拠とした住民に対する生業制限は固持されたままであった。結論から述べると、その理由は、コミュニティ・コンサベーションを支える活動としてスポーツハンティングを現代に復権させた「持続可能性」とは、狩猟における歴史的な二重基準とリンクした、生態的および経済的観点のみによって定義された一種の権力性を孕んだ言説であったためである。

以下に詳しく考察すると、まず、調査地において、地域住民の生業権が剥奪されている現状を正当化するために、政府と観光事業者らは、彼らの見解として「持続的なスポーツハンティング」と「規則を無視する非持続的な住民による狩猟活動」という対比を標榜していた。しかし、このような対比は、20世紀初頭にアフリカ大陸に入植した当時の西洋人が、自分たちのおこなう「高貴で自制的なスポーツハンティング」と、「アフリカ人による野蛮で無計画な狩猟」とを差別化した構造と酷似している[119]。つまり、現代の政府関係者や観光事業者が、異口同音に「ハンター（白人）とは異なり、地域住民（アフリカ人）は、（元来）野生動物保護を理解しておらず、彼らには管理能力がない」と述べたように、調査地における住民の主体性の軽視には、植民地期に形成されたヨーロッパ人とアフリカ人の間における狩猟の歴史的な二重基準が根深く影響していたと考えられる。

つぎに、コミュニティ・コンサベーションを支える活動としてスポーツハンティングを現代に復権させた「持続可能性」とは、野生動物を枯渇させずに消費的に利用し、経済的利益を生み出し、野生動物保全と住民生活の経済的向上の同時実現を図るという、一見、理想的な言説であった。しかし、本論の視座とした住民の生活実践に立脚すると、地域住民にとっては、スポーツハンティングおよびコミュニティ・コンサベーションをモデルとした野生動物保護政策が身近になることで、「持続可能性」という「新しい」言説によって、「古い」植民地主義的な制限が、「新たに」彼らの生活に押しつけられていた。すなわち、理想的に映った「持続可能性」とは、地域住民にとっては、非常にグロテスクなものであった。丸山（2006: 222）は、「持続可能性」の問題を自然生態系あるいはそれに依存する社会の存続に限

[119] 序章 2-2-1 参照

定することによって、それ以外のことがあたかも従属的であるかのような印象を与えてしまうことを危惧する。具体的な指摘を挙げると、西崎（2009: 44）は、「持続可能性」における議論を生物学的な意味で用いられる狭義の「生態系の持続可能性」に絞った議論が主流になると、地域の経済、文化、制度的側面の検討が抜け落ちることがあると述べる。その結果、生態的・科学的に持続的な資源利用は望めないという理由で、地域住民の主体性は軽視され、住民は保護活動から排除されることがあると指摘する（西崎 2009: 44）。つまり、「地域住民の生業は『非持続的』である」と断罪され、彼らの主体性が看過されていた元凶は、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションのモデルにおける社会的な問題の等閑視、そして、スポーツハンティングにおける「持続可能性」が生態的および経済的観点に限定して定義されていたことにあるといえる。

では、このような「持続可能性」の議論の限定化・矮小化は、自然発生的なものなのか、あるいは意図的なものなのか。佐藤（2002）は、タイにおける森林破壊に関する「通説」を具体例として、「フレーミング（framing）」というキーワードによって、問題にかかわる利害関係者が、複雑な地球環境問題を自分に有利な形で正統化する恣意的な作業を説明した。調査地において、スポーツハンティングとは、観光事業者にとっては無論、ビジネスであり、政府にとっては多額の税金をもたらす源であった。しかし、コミュニティ・コンサベーションの重要な方策の 1 つに従い、スポーツハンティングの観光資源である野生動物の管理・利用権を地域住民に移譲することによって、政府および観光事業者にとって経済活動であるスポーツハンティングに、少なからず悪影響が出ることは容易に想像できる。つまり、調査地において、政府および観光事業者は、「持続可能性」という曖昧な言説を、歴史的な地域住民の管理能力の軽視、すなわち彼らのいう「持続可能性」の欠如を根拠に、恣意的・功利的に解釈していると考えられる。その結果、調査地において当局は、コミュニティ・コンサベーションにおける重要な柱のうち、前者の経済的便益の還元のみを採用し、後者の住民の主体性の重視は採用しなかったとも考えられる。

3　「持続可能性」の再定義とコミュニティ・コンサベーションの将来の展望

これまでの考察で、コミュニティ・コンサベーションを支える活動としてスポーツハンティングを現代に復権させた「持続可能性」には、その生態的・経済的観点に限定した定義に、大きな問題があったことが明らかになった。では、調査地の事例から、スポーツハンティングを基盤としたコミュニティ・コンサベーションに対して、どのような提言が可能であろうか。筆者は、既存の生態的・経済的観点に、

社会的公正および人と自然の社会・文化的関係という観点を加えた統合的・学際的な「持続可能性」を再定義するべきであると考える。

まず、既存の生態的観点について、政府や観光事業者が述べたように、「野生動物がいなくなってしまっては、元も子もない」ことは事実である。調査地であるカメルーン北部州は、クロサイ・西アフリカ亜種（*Diceros bicornis longipes*）の最後の生息地であったが、2006 年の調査では発見されず、絶滅してしまったとされる（Lagrot and Lagrot 2007）。野生動物森林省は、ベヌエ国立公園地域において、5 年に 1 回の割合で野生動物の個体数のモニタリング調査をおこなっている。しかし、その数値は公開されておらず、ベヌエ国立公園の管理にかかわる人員が不足し（MINEF 2002: 47）、また、公園内の道路が未整備のため、公園内の 80%以上の面積を踏査することができない状況のなか[120]、そのモニタリング調査に、どこまで信憑性があるのかも不明である。科学技術社会論において、科学の不確実性が議論されてきたように（e.g. 松本 1998; 宗像・塚原 2005）、そもそも、完全な野生動物の科学的な資源管理は不可能であるかもしれない。しかし、調査地における野生動物の個体数や、スポーツハンティングおよび地域住民による狩猟の狩猟圧に関する実証的データが全くないまま議論を進めても、机上の空論となる恐れがある。生態学的な指標を盲信することはできないが、調査地における野生動物保全に対する実践的かつ実証的なアプローチには、やはり生態学的な観点を含めなければならないだろう[121]。

つぎに、経済的観点について、カメルーン北部におけるスポーツハンティングの全体の収益に占める住民への利益還元の比率は、タンザニアやザンビアと比較して低い[122]。カメルーン政府が目指しているように、大きな利益を生み出すスポーツハンティングを、経済的に持続可能な産業として維持・発展させるとともに、住民への利益還元の拡充を進めていくことは、問題解決の具体策の 1 つとして必要であろう。それとともに、調査地における問題点の 1 つとして挙げた、一部の村人への限定的な利益分配を是正するために、ジンバブエにおける CAMPFIRE のように世帯ごとに収益を分配するシステムを導入するなど、利益分配の平等化に対する検討も必要であると考える。しかし、CAMPFIRE において、世帯当たりが享受する利益はプロジェクトの規模の拡大とともに減少し、住民に保全へのインセンティブを与える利益分配の安定が問題視されている（Bond 2001）。そのため、調査地においても、スポーツハンティングによる収益を維持するとともに、地域社会は収益の還元のみに依存するのではなく、たとえば、獣害の積極的な防除や綿花栽培による収入の安定化など、A 村の人々の生計の基本である農業を

---

120 第 1 章 3 参照

121 本論はスポーツハンティングが地域住民に与える影響を環境社会学的に捉えることを目的としていたため、このような観点からのアプローチは脆弱であった。後述するように、学際的なアプローチのために、たとえば、生態的な定量的データも交えて、総合的に問題を考察することも今後の研究課題であると認識している。

122 第 3 章 6 参照

確固たるものにさせることも重要であろう。

しかし、生態的あるいは経済的観点に固執してしまっては、前節で問題とした既存のスポーツハンティングにおける「持続可能性」から（あるいは権力者による「フレーミング」から）脱却することはできず、植民地期のような調査地の現状を改善することはできない。つまり、野生動物の生態的に持続可能な利用、あるいは経済的利益の公平な分配のみによって、自然保護と住民生活の問題を解決することができると考えることは、現在の住民に対する植民地主義的な生業制限を正当化することにつながるとともに、住民と自然との関係を経済的あるいは資源的観点から矮小化してしまうことになってしまうだろう。つまり、野生動物を「どのようにして賢く野生動物を枯渇させないで利用するのか」、あるいは「どれだけ住民に利益を分配すればよいのか」という観点だけではなく、「その地域の誰がその資源にアクセスするのか」という社会的公正からの観点、そして「その主体がアクセスすることによって、どのような社会・経済的、精神・文化的な関係が生まれているのか」という人と自然の社会・文化的関係に目を向けなければならない。

まず、社会的公正について、保護区の設定などの自然保護活動が、その地域に住む人々に与える社会的な悪影響、特に先住民の強制移住の問題は、1970 年代までにすでに広く認識されていた（Adams and Hutton 2007）。1975 年に IUCN は、先住民の伝統的な生活を保護するキンシャサ決議案によって、人々を保護区から移住させず、彼らのニーズに対して特別な対処をとることを、各国政府に呼びかけた（Colchester 2004）。その後、現在まで保護区周辺の地域住民の社会的影響は、数々の国際会議の中心議題となってきた。そして、2004 年に世界銀行は、地域住民の資源に対するアクセスの制限がなされている場合、物理的な移動がおこっていない場所であっても、それは広義に「強制的な移住」であるとした（Cernea 2006）。このような社会的公正に関する国際的な潮流を鑑みても、「欧米人に独占的に支配された狩猟権」と「地域住民の生業権の収奪」という調査地の現状は問題視されるべきである。戸田（1994）が指摘するように、生態系の存続などの「普遍性」にかかわる問題に、社会的公正を組み込んだ「環境的公正」の観点が必要である。

つぎに、人と自然の社会・文化的関係について、鬼頭（1996）は「社会的リンク論」を唱え、人と自然の間の社会的・経済的関係だけでなく、文化的・宗教的な関係を包摂した、「かかわり」の全体とした人と自然の関係性を重視することを説いた。A 村の住民にとって野生動物とは、日々の食料や現金の供給源だけでなく、同時に獣害や儀礼、タブー、逸話の「主役」でもあった。つまり、A 村の住民は、野生動物を単なる資源、あるいは 1 人の観光事業者が述べていたような「無料のレストラン」の「食事」としか考えていないわけではない。スポーツハンティングをおこなうハンターのなかには、乖離してしまった自然と再接続するため、あるいは人間と動物の境界を消したいがために、狩猟をおこなうと語る

ハンターもいる（Cartmill 1993=1995: 361; Ortega 1972=2001: 155, 156）。しかし、それは欧米の裕福なハンターにのみ与えられた特権なのであろうか。岩井（2004）は、タンザニアの西セレンゲティ地域を事例に、野生動物の経済的な価値だけを強調して地域住民を野生動物から引き離すのではなく、多様な動物との価値とそれを生み出す関係を積極的に創出することで、人と野生動物が共存する社会を目指すべきであると述べた。前述した社会的公正の観点からも、地域住民と自然あるいは野生動物の間の社会・文化的関係に焦点を当てなければならないだろう。

すなわち結論として、自然保護や資源利用の対象となる土地に暮らす人々の生活実践と主体性を重視し、野生動物保全と住民生活の向上を同時実現させるコミュニティ・コンサベーションを目指すために、既存の生態的・経済的観点に加え、社会的公正および人と自然の社会・文化的関係の観点に基づいた、統合的・学際的な「持続可能性」を再定義することが必要であると考える。

具体的に調査地に対する提言の可能性を考察した場合、社会的公正および人と自然の社会・文化的関係の観点に基づき、地域住民による自然資源の利用権の保障の改善がなされるべきであろう。しかし、スポーツハンティングを全面的に禁止し、地域住民に資源管理を一任しても、問題は解決しないことは明白である。スポーツハンティングには大きな経済的効用があり、地域社会の経済的発展を現実的に支える大きな可能性がある。また、住民による狩猟には商業性がともなっており、必ずしも生業のためだけに持続的な資源管理が確立しているわけではなく、地域住民に対して狩猟権を一部返還することによって狩猟圧が高まることは容易に想像できる。つまり、ポリティカル・エコロジー論の欠点とされているように、社会・政治的な要因を重視するあまりに、住民による自然への作用を矮小化してはいけないと考える（島田 1999; 佐藤 2002）。スポーツハンティングによって生み出される経済的利益や、地域住民による狩猟の実態をふまえると、地域住民に権利のすべてを返還すればよいと単純に言及することはできない。

そもそも、調査地において、政府や観光事業者は、住民による自然資源の利用は「非持続的」であると断罪し、協力姿勢をみせつつも密猟活動をおこなうA村の人々に対して不信感を抱いているため、自然資源の利用権の一部返還をおこなうことは、現実的に容易なことではないであろう。さらに、調査地において、農耕民と牧畜民の間の現状に対する見解と対応は必ずしも一致しておらず、「地域住民」も一枚岩ではなかった。そのため、地域住民に権利を返還する状況になっても、地域住民のなかでも誰に返すのか、明白ではない。佐藤（2002）の述べる「フレーミング」の要領で、自然保護を推進する外部者は、自らの都合によって、恣意的に「地域住民」の範囲を設定してきたことも指摘されている（Agrwal and Gibson 1999）。また、アフリカの他地域では、近年、自然保護によって被抑圧的な状況にある地域住民が、自身の生活や土地の権利を主張し、暴動や訴訟を起こす事例も報告されている（e.g. 松田 2005;

岩井 2008; 丸山 2008)。しかし、調査地では、地域住民によるそのような直接的な行動は、これまでのところ見られなかった。このような背景には、約 1 世紀前から農耕民ディーは、牧畜民フルベによって建国されたレイ・ブーバ王国の被支配民族とされていたことが関係しているとも考えられる（Mohammadou 1979; 嶋田 1995)。つまり、「白人が買ったのだ」と語った A 村の人々の土地に対する帰属意識は希薄化しており、支配者がレイ・ブーバ王国からヨーロッパの観光事業者に移行しただけと考えている可能性もある。いずれにせよ、つまり、地域住民の主体性を重視し、権利の一部返還などの具体策を検討することは必要であり、その際、地域住民の内実および地域社会の歴史、民族間関係などに留意する必要がある。

また、西崎（2009）は、エチオピアのマゴ国立公園周辺における政府と地域住民による共同管理の試みを取り上げ、コミュニティ・コンサベーションが成功する条件として、野生動物が減少している問題の内在化・共有化、および利害関係者間の内発的な意見調整の二つを挙げた。A 村の住民自身が語っていたように、彼らが実感している村周辺の野生動物の減少には、彼ら自身の狩猟も関与していることを自覚し、また、彼らは、現在のような狩猟に対する制限がなくなれば、野生動物を乱獲してしまうことを危惧していると語った。現在、地域住民、政府、そして観光事業者らが集まる公式な場はなく、地域住民には、スポーツハンティングや自然保護政策から受ける影響に対して見解を述べるための発言権がない。すでに述べたように、地域住民は単一集団ではなく、さらに、スポーツハンティングおよび自然保護政策を主導するカメルーン政府とヨーロッパからの観光事業者もまた、一枚岩ではなかった。既存の「持続可能性」の言説から脱却し、現状を改善するためには、まず、地域住民の発言権と主体性を尊重し、住民、政府、そして観光事業者の間の表面的関係の改善と合意形成のための場を作ることを出発点とすべきであろう。

自然保護に関する問題には、往々にして当該地域以外の「よそ者」が関与し、彼らはしばしば「地元」の人々（特に開発賛成派）からスティグマを押しつけられる（鬼頭 1998)。フィールドワーカーもまた、基本的に「よそ者」の一人であり、社会学者の中野卓は、被害者の思いを聞き取ることは、共同行為には当たらず、それは被害者の生を安易に統括する知識人の啓蒙主義の現れにすぎないと述べた（寺口 2001)。そのため、フィールドワーカーは、問題に関わる「地域住民」の思いやその地域の生活・文化という対象を「共感」を通じた手法で把握・理解し、問題の真実に迫るだけではなく、同時にその問題をより普遍的な枠組みで分析し、意味づけることが求められている（鬼頭 1998)。

現在、カメルーンは、コミュニティ・コンサベーションへの転換期にあり、調査地における自然保護政策、スポーツハンティング、および地域住民の生活との関係は、これからもめまぐるしく変化していくことが予想される。また、調査の対象とした人々の生活、文化、思い、考えなども決して固定的では

ないだろう。筆者は、実践的な社会還元を視野に入れ、学際的なアプローチをおこなう地域研究者として、そのような変化と動態的にリンクすることで、この地域での新たな「持続可能性」に立脚した保護政策の展開に関与していきたいと考える。

参考文献

（外国語文献）（アルファベット順）

Adams, W. 2004. *Against Extinction: The history of Conservation*. London: Earthscan.

Adams, W. and Hulme, D. 2001. “Conservation & Community: Changing Narratives, Politics & Practices in Africa Conservation.” In *African Wildlife & Livelihoods: The Promise and Performance of Community Conservation*. eds. D.Hulme and M.Murphree, 9-23. Oxford: Heinemann, Portsmouth, NH and James Currey.

Adams, W. and Hutton, J. 2007. People, Parks and Poverty: Political Ecology and Biodiversity Conservation. *Conservation and Society* 5 (2): 147-183.

Agrawal, A. and C. Gibson. 1999. Enchantment and Disenchantment: The Role of Community in Natural Resource Conservation. *World Development* 27: 629-649.

Altemus, H. 1896. *The Story of Exploration and Adventure in Africa*. Philadelphia: Henry Altemus.

Ardrey, R. 1976. *The Hunting Hypothesis*. New York: Atheneum.（＝1978，徳田喜三郎訳『狩りをするサル－人間本性起源論』河出書房新社.）

Bakarr, M. I., da Fonseca, G. A. B., Mittermeier, R., Rylands, A. B., and Painemilla, K. W. (eds.) 2001. *Hunting and Bushmeat Utilization in the African Rainforest: Perspectives Toward a Blueprint for Conservation Action*. Conservation International Centre for Applied Biodiversity Science. Washington, D.C.

Baker, J. E. 1997. Trophy hunting as a sustainable use of wildlife resources in southern and eastern Africa. *Journal of Sustainable Tourism* 5 (4): 306-321.

Baldus, R. and A. Cauldwell. 2004. Tourist hunting and its role in development of wildlife management areas in Tanzania. Proceedings of the 6th International Game Ranching Symposium for International Foundation for the Conservation of Wildlife, July 6–9, in Paris, France.

Barnett, R. and C. Patterson. 2005. *Sport hunting in the Southern African Development Community (SADC) Region: An overview.* TRAFFIC East/Southern Africa. Johannesburg, South Africa.

Boahen, A. A. (ed.) 1985. *General History of Africa 7; Africa under Colonial Domination 1880-1935*.

Heinmann, California, UNESCO: University of Calfornia Press. （＝1988, 宮本正興訳『ユネスコ・アフリカの歴史』第 7 巻上巻, 同朋舎.）

Bohnhoff, L., K. Mathieu. and A. Marthe. 2002. *Dictionnaire de la langue dii (duru)*. Equipe de Littérature Dii. Mbé, Cameroun. (French)

Bond, I. 2001. "CAMPFIRE & the Incentives for Institutional Change." *In African Wildlife & Livelihoods: The Promise and Performance of Community Conservation.* eds. D.Hulme and M.Murphree, 225-242. Oxford: Heinemann, Portsmouth, NH and James Currey.

Bond, I., B. Child, D. de la Harpe, B. Jones, J. Barnes, and H. Anderson, 2004. "Private land contribution to conservation in South Africa." In *Parks in transition*. ed. B. Child, 29-61. UK: Earthscan.

Breuer, T. 2003. Distribution and conservation of African wild dogs in Cameroon. *Canid News* 6: 1 [online] http://www.canids.org/canidnews/6/Wild_dogs_in_cameroon.pdf. (Accessed Dec. 1st, 2009).

Bryden, H. A. 1905. Introductory. In *Big Game Shooting Vol.2*, ed. Horace G. Hutchinson, 3-18. London: Country Life.

Bushmeat Crisis Task Force. 2001. 17-21 MAY 2001 BCTF COLLABORATIVE ACTION PLANNING MEETING WASHINGTON, DC USA. [online] http://www.bushmeat.org/pdf/18%20May%2001%20AM%2007%20Cameroon-Koulagna%20English.pdf. (Accessed Dec. 15th, 2005)

Caro, T. M., N. Pelkey, M. Borner, E. L. M. Severre, K. L. I. Campbell, S. A. Huinsh, J. O. Kuwai, B. P. Farm, and B. L. Woodworth. 1998. The impact of tourist hunting on large mammals in Tanzania: an initial assessment. *African Journal of Ecology* 36: 321-346.

Cartmill, M. 1993. *A view to a Death inth emorning Hunting and Nature through history*. Cambridge, Massachusetts, London: Harvard University Press.（＝1995, 内田亮子訳『人はなぜ殺すか　狩猟仮説と動物観の文明史』新曜社.）

Cernea, M. M. 2006. Population displacement inside protected areas: A redefinition of concepts in conservation politics. *Policy Matters* 14: 8-26.

Chape, S., J. Harrison, M. Spalding, and I. Lysenko. 2005. Measuring the extent and effectiveness of protected areas as an indicator for meeting global biodiversity target. *Philosophical Transactions of the Royal Society* B 360: 443-455.

Chapin, M. 2004. A challenge to conservationists. *World Watch* 17 (6): 17-31.

Chardonnet, P., B. des Clers, J. Fischer, R. Gerhold, F. Jori, and F. Lamarque. 2002. The value of wildlife. *Revue scientifique et techniqueUI* 21 (1): 15-51.

Chimay, J., D. Pierre-Louis, E. B. François, L. Luart, and O. Sarraut. 1970, *Histoire mondiale de la chasse*. Paris : Hachette. (French)

Christopher, A. J. 1988. *The British Empire at its zenith*. London: Croom Helm.（＝1995, **川北稔訳『景観の大英帝国 絶頂期の帝国システム』三嶺書房.**）

CIRAD (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Dévelopement), DSCN (Direction dela Statistique et de la Comptabilité Nationale), and IITA (International Institute of Tropical Agriculture). 2000. La Consommation Alimantaire au Cameroun en 1996 Données de l'Enquête Camerounaise Après des Ménages (ECAM). Yaoundé, Cameroun. (French)

Colchester, M. 2004. Conservation policy and Indigenous peoples. *Environmental Science & Policy* 7: 145-153.

Coltman, D. W., P. o'Donoghue, J. T. Jorgenson, J. T. Hogg, C. Strobeck, and M. Festa-Bianchet. 2003. Undesirable evolutionary consequences of trophy hunting. *Nature* 426: 655-658.

Crandell, G. 1993. *Nature Pictorialized*. U.S.A.: The Johns Hopkins University Press.

Cumming, R. G. 1885. *Thriling Adventures in the Forest and on the Frontier.* Philadelphia: Crawford & Co.(=2005. U.S.A.: Kessinger Pub Co.)

Delort, R. 1984. *Les Animaux ont une Histoire*. Paris: Editions du Seuil.（＝1998, **桃木暁子訳『動物の歴史』みすず書房.**）

Dembeck, H. 1966. *Animals and Men.* Richard & Clara Winston translate.（＝1979, **小西正泰・渡辺清訳『狩りと人間―動物の文化史 1―』築地書館.** ）

Dominique, E., B. B. Lambert, and N. André. 2007. Mise en oeuvre du Plan d'Aménagement du PNB Implicationdes communautés à la protection du Parc National de la Bénoué: Elaboration des Cartes participatives et Suivi des paramètres socioéconomiques dans les ZIC 2 et 3, MINEF and WWF, Garoua, Cameroon. (French)

Duffy, R. 2000. *Killing for conservation - wildlife policy in Zimbabwe.* Harare: Indiana University Press.

Edderai, D. and M. Dame. 2006. A census of the commercial bushmeat market in Yaoundé,

Cameroon. *Oryx* 40 (4): 472-475.

Eguchi, P. K. 1986. *African Languages and Ethnography XXI An English-Fulfulde Dictionary*. ed. M. Tomikawa. Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa(ILCAA). Tokyo, Japan.

Flizot, M. P. 1963. *Rapport Annuel 1962-1963*. Ministére de L'Economie Nationale, Secrétariat D'Etat au Développement Rural Direction des Eaux et Foréts, Inspection Nord des Chasse. (French)

Flizot, M. P. 1964. *Rapport Annuel 1963-1964*. Ministére de L'Economie Nationale, Secrétariat D'Etat au Développement Rural Direction des Eaux et Foréts, Inspection Nord des Chasse. (French)

Fontenrose, J. 1981. *Orion: The Myth of the Hunter and the Huntress.* Berkeley : University of California Press.

Fletcher, J and Y. Morakabati. 2008. Tourism Activity, Terrorism and Political Instability within the Commonwealth the cases study Fiji and Kenya. *International Journal of Tourism Research* 10: 537-556.

Frost, P. G. H. and I. Bond. 2008. The CAMPFIRE programme in Zimbabwe: Payment for wildlife services. *Ecological Economics* 65: 776-787.

GEF (Global Environment Facility). 1995. *Report No.13083-CM Republic of Cameroon Biodiversity Conservation and Management Project Document March 1995*. [online] http://www.gefonline.org/ProjectDocs/Biodiversity/Cameroon-%20Biodiversity%20Conservation%20Management/Cameroon%20Bio%20Conservation%20Project%20Doc.pdf. (Accessed Jan. 8th, 2006)

GEF. 2003. *Report No.26746 Implementation Completion Report on a Grant in the Amount of US$6 million to the Republic of Cameroon for a Republic of Cameroon Biodiversity Conservation and Management Project September 2003*. Online. http://www.gefonline.org/Juan/TER/FY%202004/Terminal%20Evaluations-ICRs-Audits/WB/Cameroon%20bio%20conservation/85%20Cameroon%20Bio%20Conservation%20ICR.pdf. (Accessed Jan. 8th, 2006)

Hackel, J. D. 1999. Community Conservation and the Future of Africa's Wildlife. *Conservation Biology* 13 (4): 726-734.

Hofer, D. 2002, *The Lion's Share of The Hunt Trophy Hunting and Conservation: A review of the*

legal Eurasian tourist hunting market and trophy trade under CITES A TRAFFIC Europe Regional Report. TRAFFIC Europe. Brussels, Belgium.

Horvath, S. 2007. Un forfeit attrayant. *Le Magazine des Voyages de chasse* 12 : 30-31. (French)

Hulme, D. and M. Murphree. 1999. Communities, wildlife and the 'new conservation' in Africa. *Journal of International Development* 11: 277-286.

Hunter, J. A. 1952. *Hunter*. U.S.A. : Harper & Brohters.（＝1957，川口正吉訳『ハンター　猛獣王国ケニアでの 26 年間』三笠書房.）

Hussein, K., J. Sumberg, and D. Seddeon. 1999. Increasing Violent Conflict between Herders and Farmers in Africa: Claims and Evidence. *Development Policy Review* 17: 397-418.

Hutchinson, H. G. 1905. *Big game shooting Vol.2*. London: Country life library of sport.

Igoda, H. and M. Suzuki. 2008. Community-Based Wildlife Management: A Case Study of Sika Deer in Japan. *Human Dimensions of Wildlife* 13: 416-428.

IUCN (The International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources). 2005. *Resolutions and Recommendations World Conservation Congress Bangkok, Thailand 17-25 November 2004*. IUCN. [Online] http://cmsdata.iucn.org/downloads/wcc_res_rec_eng.pdf. (Accessed Mar. 21st, 2009)

Jackson III, J. J. 1996. "An International Perspective on Trophy Hunting," In *Tourist Hunting in Tanzania,* eds. N. Leader-Williams, J. A. Kayera, and G. L. Overton, 7-11. UK: IUCN.

Journal Officiel de la République Française. 1916. *Rapport au Président de la République Française*, République Française. (French)

Journal Officiel de la République Française. 1930. *Réglementation de la chasse au Cameroun Rapport au Président de la République Française*, République Française. (French)

Kingdon, J. 1997. *The Kingdon Field Guide to African Mammals*. London: A&C Black Publishers.

Kirby, F. V. 1896. *In haunts of wild game : a hunter-naturalist's wanderings from Kahlamba to Libombo*. London and Edinburgh: William Blackwood and Sons.

Knight, J. 2000. "Introduction", In *Natural Enemies People-Wildlife Conflicts in Anthropological Perspective*, ed. J. Knight, 1-35. London: Routledge.

Krutch, J. W. 1956. *The Great Chain of Life*. Boston : Houghton Mifflin Company（＝1971，太田芳三郎訳『みごとな生命の連鎖 2』みすず書房.）

Kuczynski, R. R. 1939. *The Cameroons and Togoland A Demographic Study*. London: Oxford

University Press.

Lagrot, I., J. F. Lagrot, and P. Bour. 2007. Probable extinction of the western black rhino, *Diceros bicornis longipes*: 2006 survey in northern Cameroon. *Pachyderm* 43: 19-28.

Leader-Williams, N. and J. M. Hutton. 2005. "Does extractive useprovide opportunities to reduce conflicts between people andwildlife". In *People and Wildlife: Conflict or Coexistence,* eds. R. Woodroffe, S. J. Thirgood, and A. Rabinowitz, 140-161. Cambridge: Cambridge University Press.

Lee, R. B. 1968. "What Hunters do for a Living, or, How To Make Out on Scarce Resources" In *Man the Hunter* , eds. R. B. Lee and I. Devore, 30-48. Chicago: Aldine Publishing Company.

Lewis, D. M. and P. Alpert. 1997. Trophy hunting and wildlife conservation in Zambia, *Conservation Biology* 11(1): 59-68.

Lindsey, P. A., R. Alexander, L. G. Frank, A. Mathieson, and S. S. Romanch. 2006a. Trophy hunting and conservation in Africa: Problems and one potential solution. *Conservation Biology* 21 (3): 880-883.

Lindsey, P. A., R. Alexander, L. G. Frank, A. Mathieson, and S. S. Romanch. 2006b. Potential of trophy hunting to create incentives for wildlife conservation in Africa where alternative wildlife-based land uses may not be viable. *Animal Conservation* 9: 283-291.

Lindsey, P. A., P. A. Roulet, and S. S. Romanache. 2007. Economic and conservation significance of trophy hunting industry in sub-Saharan Africa. *Biological Conservation* 134: 455-469.

Lindsey, P. A. 2008. Trophy hunting in Sub Saharan Africa: Economic Scale and Conservation Significance. *Best Practices in Sustainable Hunting*: 41-47.

Logo, P. B., J. A. Abessolo, and D. Koulbout. 2006. "Towards conservation benefiting the poor in Cameroon? Origins and update of the ZICGC experience in participatory management and integrated development of protected areas in Lobeke, Boumba-bek and Nki in southeastern Cameroon". In *Poverty, Equity and Rights in Conservation Technical Papers and Case Studies Joint IUCN-IUED Project*, eds. G. Oviedo, P. V. Griethuysen, and P. B. Larsen, 80-93. IUCN. Geneva, Switzerland.

Loveridge, A. J., A. W. Searle, F. Murindagomo and D. W. Macdonald. 2007. The impact on sport-hunting on the population dynamics of an African lion population in a protected area, *Biological Conservation* 134: 548-558.

MacKay, K. J. and J. M. Campbell. 2004. An examination of residents' support for hunting as a tourism product, *Tourism Management* 25: 443-452.

Mackenzie, J. M. 1987. "Hunting in Eastern and Central Africa in the Late Nineteen Century, with Special Reference to Zimbabwe". In *Sports in Africa Essays in Social History*, eds. William J. Baker and James A. Mangan, 172-195. New York: Africana Publishing Company.

Mackenzie, J. M. 1988. *The empire of nature: hunting, conservation, and British imperialism*. Manchester, New York: Manchester University Press.

Mayaka, T. B. 2002. Wildlife Co-Management in the Bénoué National Park –Complex, Cameroon: A Bumpy Road to Institutional Development. *World Development* 30 (11): 2001-2016.

Mayaka, T. B., T. Hendricks, J. Wesseler and H. Prins. 2005. Improving the benefits of wildlife harvesting in Northern Cameroon: a co-management perspective. *Ecological Economics* 54: 67-80.

Maydon, H. C., R. Akroyd, G. Blaine, R. E. Drake-Brockman, E. D. Browne, G. Burrard, A. L. Butler, A. L. Cooper, P. H. G. Powell-Cotton, A. P. Gordon-Cumming, H. L. Duke, S. Hamilton, A. C. Knollys, D. Lyell, A. T. A. Ritchie, M. W. Hilton Simpson, N. B. Smith, H. G. C. Swayne, J. L. F. Tweedie, H. F. Varian, and R. C. Wood. 1932. *Big game shooting in Africa The Lonsdale Library Vol.14*. London: Seely,Service&Co.

Mbaiwa, J. E. 2008. "The Success and sustainability of consumptive wildlife tourism in Africa," In *Tourism and the consumption of wildlife hunting, shooting and sport fishing*, ed. B. Lovelock, 141-154. New York: Routledge.

Mighetto, L. 1991. "Wilderness Hunters and Bird Lovers : Early Motivations For Wildlife Protection." In *Wild Animals and American Environmental Ethics*. Tucson, U.S.A.: The University of Arizona Press: 27-41.（＝1995,「野生生物ハンターと愛鳥家-野生動植物保護の初期の動機について」小原秀雄監修 阿部治・鬼頭秀一・リチャード・エバノフ解説『環境思想の系譜 1 環境思想の出現』東海大学出版, 220-238.）

MINEF. 2002. *Plan D'Amenagement et de Gestion du Parc et de sa Zone Peripherique 2002-2006*, Cameroon. (French)

Mohammadou, E. 1979. *Ray ou Rey-bouba Traditions historiques des Foulbé de l'Adamawa*, Tradition transmise par Alhadji Hamadjoda Abdoullaye, Museé Dynamique du Nord-Cameroun, ONAREST, Garoua, Cameroun. (French)

Moritz, M. 2006. The politics of permanent conflict: Herder-farmer conflicts in the Far North of Cameroon, *Canadian Journal of African Studies* 40: 101-126.

Muller, J. C. 2001. Histoire de L'Etablissement des Dii et de leurs Chefferies en Adamaoua (Nord-Cameroon), *Ngaoundere-Anthoropos* 6 : 11-42. (French)

Muller, J. C. 2003. Question d'identité L'héritage de la veuve de l'oncle maternel chew les Dii(Nord-Cameoun) , *L'homme* 166: 87-106. (French)

Nash, R. F. 1982. *Wilderness and the American Mind*. New Haven: Yale University Press.（＝1995, 「原野とアメリカ人の心」小原秀雄監修 阿部治・鬼頭秀一・リチャード・エバノフ解説『環境思想の系譜 1　環境思想の出現』東海大学出版, 71－96.）

Nash, R. F. 1989. *The Right of Nature A History of Environmental Ethics*. The University of Wisconsin Press.（＝1999, 松野弘訳『自然の権利　環境倫理の文明史』ちくま学芸文庫.）

Nasi, R., D. Brown, D. Wilkie, E. Bennett, C. Tutin, G. V. Tol, and T. Christophersen. 2008. *Conservation and use of wildlife-based resources: the bushmeat crisis*. Secretariat of the Convention on Biological Diversity, Montreal, and Center for International Forestry Research (CIFOR), Bogor. Technical Series No. 33.

National Institute of Statistics. 2004. *Cameroon Statistical Yearbook 2004*, Yaounde, Cameroon.

Neumann, R. P. 1998. *Imposing Wilderness: Struggles over Livelihood and Nature Preservation in Africa*. Berkeley: University of California.

Neumann, R. P. 2002. The postwar conservation boom in British colonial Africa. *Environmental History* 7: 22-47.

Ngnegueu, P. R. and Fotso, R. C. 1996. *Chasse villageoise et conséquences pour la conservation de la biodiversité dans la réserve de biosphère du Dja*. Rapport ECOFAC/Cameroun. (French)

Njiforti, H. L. 1997. "Preferences and Present Demand for Bushmeat in North Cameroon: Some Implications for Wildlife Conservation". In *The Biology and Management of Wild Helmeted Guineafowl(Numida meleagris galeata Pallas) in the Waza Region of North Cameroon.* ed. H. L. Njiforti, 9-24. Wageningen: Ponsen en Looyen.

Novelli, M., J. I. Barnes, and M. Humavindu. 2006. The Other Side of the Ecotourism Coin: Consumptive Tourism in Southern Africa. *Journal of Ecotourism* 5 (1 & 2): 62-79.

Okello, M. M., S. G. Manka, and D. E. D'Amour. 2008. The relative importance of large mammal species for tourism in Aboseli National Park, Kenya. *Tourism Management* 29: 751-760.

ORSTOM (Office de la Recherche Scientifique et Technique Outre-Mer). 1972. *Les Pays de la Bénoué*, Yaoundé, Cameroun. (French)

Ortega y Gasset, José. 1972. *Meditations on hunting*. translated by Howard B. Wescott, New York : Scribner.（＝2001，西澤龍生訳『狩猟の哲学』吉夏社.）

Pearce, F. 2005. Big game loser. *New Scientist* 186 (2495): 21.

Pelican, M. 2008. Mbororo Claims to Regional Citizenship and Minority Status in North-West Cameroon. *Africa* 78 (4): 540-560.

Peluso, N. 1993. Coercing conservation: The politics of state resource control. *Global Environmental Change* 3: 199-217.

Powell-Cotton, P. H. G. 1932. "Part Fifteen French Equatorial Africa Chapter One General," In *Big game shooting in Africa The Lonsdale Library Vol.14*, ed. H. C. Maydon , 388-391. London: Seely, Service&Co.

Radder, L. 2005. Motives on International Trophy Hunters. *Annals of Tourism Research* 32 (4): 1141-1144.

République du Cameroun. 1985. *Rapport Anneul pour le Service Provinciale du Nord, de l'Extrême-Nord et de l'Adamaoua Période du 1er Juillet 1984 au 30 Juin 1985, Delegation Generale au Tourisme Service Provincial du Tourisme pour le Nord*, Garoua, Cameroun. (French)

République du Cameroun. 1988. *Rapport Anneul dela Délégation Provinciale du Tourisme pour le Nord pour la Période du 1er Juillet 1987 au 30 Juin 1988,, Ministère des Développement Industriel et Commercial Délégation Provinciale du Nord*, Garoua, Cameroun. (French)

République du Cameroun. 2003. *Rapport D'Activité Anneul dela Délégation Provinciale du Nord, Ministère de L'Environnement et des Forêts Délégation Provinciale du Nord*, Garoua, Cameroun. (French)

République du Cameroun. 2008. *Rapport Anneul dela Délégation Provinciale des Forêts et de la Faune du Nord Exercice 2007, Ministère des Forêts et de la Faune Délégation Provinciale du Nord*, Garoua, Cameroun. (French)

République du Cameroun. 2009. *Rapport Anneul dela Délégation Provinciale des Forêts et de la Faune du Nord Exercice 2008, Ministère des Forêts et de la Faune Délégation Provinciale du Nord*, Garoua, Cameroun. (French)

République Fédérale du Cameroun. 1970. *Tourism et Chasse dans le Nord Rapport d'activité du 1er Juillet 1969 au 30 Juin 1970, Région Administrative du Nord Eaux et Forêts et Chasses Commissariat Général au Tourism Délégation Nord*, Garoua, Cameroun. (French)

Ritvo, H. 1987. *The Animal Estate*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. (＝2001, 三好みゆき訳『階級としての動物　ヴィクトリア時代の英国人と動物たち』国文社.)

Roulet, P. A. 2004a. Chasse Sportive et Gestion Communautaire de la Faune Sauvage en Afrique Central. *Game and Wildlife Science* 21(4): 615-632. (French)

Roulet, P. A. 2004b. Chasseur blanc, cœur noir? La chasse sportive en Afrique centrale. Une analyse de son rôle dans la conservation de la faune sauvage et le développement rural au travers des programmes de gestion de la chasse communautaire. Ph.D. Thesis, Orleans University. (French)

Roupsard, M. 1987. *Nord-Cameroun Ouverture et Développement*, Claude Bellée : Countances France.

Scoones, I. M. Melnyl and J. N. Pretty. 1992. *The Hidden Harvest Wild Foods and Agriculture Systems A Literature Review and Annotated Bibliography*, International Institute for Environment and Development, London.

Scott, J. C. 1976. *The Moral Economy of the Peasant Rebellion and Subsistence in Southeast Asia.* London: Yale University. (＝1999, 高橋彰訳『モーラル・エコノミー　東南アジアの農民叛乱と生存維持』勁草書房.)

Spong, G., L. Hellborg and S. Creel. 2000. Sex ratio of leopards taken in Trophy hunting: genetic data from Tanzania. *Conservation Genetics* 1: 169-171.

Stevens, S. 1997. *Conservation through Cultural Survival: Indigenous Peoples and Protected Area*. Washington, D. C.: Island Press.

Taylor, R. 2001. "Participatory Natural Resource Monitoring & Management: Implications for Conservation." In *African Wildlife & Livelihoods: The Promise and Performance of Community Conservation*. eds. D.Hulme and M.Murphree, 267-279. Oxford: Heinemann, Portsmouth, NH and James Currey.

Thirgood, S., R. Woodroffe, and A. Rabinwitz. 2005. "The impact of human-wildlife conflict on human lives and livelihoods," In *People and Wildlife Conflict or Coexistence?*, eds. R. Woodroffe, S. Thirgood, and A. Rabinwitz, 13-26. Cambridge: Cambridge University Press.

Turnbull, C. M. 1973. *The Mountain people.* New York: Simon and Schuster.（＝1974，幾野宏訳『ブリンジ・ヌガク　食うものをくれ』筑摩書房.）

Turner, M. D. 2004. Political ecology and the moral dimensions of “resource conflicts”: the case of farmer–herder conflicts in the Sahel. *Political Geography* 23: 863-889.

United Kingdom of Great Britain and Ireland. 1900. *Convention for the Preservation of Wild Animals, Birds, and Fish in Africa, Sighed at London, May 19, 1900,* House of Commons Parliamentary Papers, 1900. cd101 Vol.LVI 825.

Weladji, R. B. and M. N. Tchamba. 2003. Conflict between people and protested areas within the Bénoué Wildlife Conservation Area, North Cameroon. *Oryx* 37 (1): 72-79.

Western, D. and R. Wright. 1994. “The Background to Community-based Conservation.” In *Natural Connections: Perspectives in Community-Based Conservation*, eds. D. Western, R. M. Wright and S. C. Strum, 1-14. Washington D. C.: Island Press.

White, L. Jr. 1962. *Medieval Technology and Social Change*. London : Oxford University Press.（＝1985，内田星美訳『中世の技術と社会変動』思索社.）

WTO (World Tourism Organization). 2007. *Tourism Highlight 2007 Edition*. [Online] http://unwto.org/facts/ eng/pdf/highlights/highlights_07_eng_hr.pdf.(Accessed Apr. 25 2008)

Wilkie, D. and J. F. Carpenter. 1999. The potential role of safari hunting as a source of revenue for protected areas in the Congo Basin. *Oryx* 33 (4): 339-345.

Wilkie, D., E. Shaw, F. Rotberg, G. Morelli, and P. Auzel. 2000. Roads, Development, and Conservation in the Congo Basin. *Conservation Biology* 14 (6): 1614-1622.

Wolmer, W. 2005. Wilderness gained, wilderness lost wildlife management and land occupation in Zimbabwe's southeast lowveld. *Journal of Historical Geography* 31: 260-280.

WWF (World Wide Fund for Nature). 1999. *Les Formations Ripicoles du Parc National de la Bénoué : Typologie,Diversité et Utilisation par la Faune Sauvage,* Cameoun. (French)

WWF. 2000. *Les activités cynégétiques dans la province du Nord Cameroun entre 1983 et 1997*, Cameroon. (French)

WWF. 2004. *Annnual Report 2004*. WWF Central Africa Regional Program Office.

Yasuoka, H. 2005. *The Bushmeat Hunting Boom in a Village of the Baka Hunter-Gatherers in Southeast Cameroon*. Proceedings of Coexistence with Nature in a "Glocalizing" World

-Field Science Perspectives for the 7th Kyoto University International Symposium, November 23-25, in Bankok Thailand.

（日本語文献）（五十音順）

市川光雄，1982,『森の狩猟民 ムブティ・ピグミーの生活』人文書院.

市川光雄, 1987,「ヒトの社会」黒田末寿・片山一道・市川光雄著『人類の起源と進化』有斐閣, 191-265.

市川光雄，2002,「『地域』環境問題としての熱帯雨林破壊―中央アフリカ・カメルーンの例から―」『アジア・アフリカ地域研究』 2 ：292-305.

市川光雄，2008,「ブッシュミート問題：アフリカ熱帯雨林の新たな危機」池谷和信・林良博編『講座 ヒトと動物の関係史 4　野生と環境』岩波新書，163－184.

井野瀬久美惠，2009,「キリスト教ヨーロッパ世界における動物愛護思想の歴史的文脈－イギリスを例として」奥野卓司・秋篠宮文仁編著『ヒトと動物の関係学 1　動物観と表象』岩波書店, 69-91.

今村薫，2001,「砂漠の水－ブッシュマンの儀礼と生命観」田中二郎編『カラハリ狩猟採集民－過去と現在』京都大学学術出版会，175－230.

岩井雪乃，2004,「タンザニア・西セレンゲティ地域における自然保護政策と住民の生活実践の変容」京都大学博士学位論文 京都大学大学院人間・環境学研究所アフリカ地域研究専攻.

岩井雪乃，2008,「住民参加型保全の発展型としての土地権利運動―タンザニアとケニアの野生動物保全の歴史と現状―」池谷和信・武内進一・佐藤廉也編『朝倉世界地理講座 大地と人間の物語 12 アフリカⅡ』朝倉書店，510－521.

太田至，2004,「牧畜社会研究のおもしろさ」田中二郎・佐藤俊・菅原和孝・太田至編『遊牧民　アフリカの原野に生きる』昭和堂.

小川了，1998,「牧畜民フルベ社会での農耕」 高村泰雄・重田眞義編著『アフリカ農業の諸問題』京都大学学術出版会，87－113.

角田裕子, 2007,『人と野生鳥獣のかかわり方をめぐる歴史と教訓－戦後日本の狩猟ブームを読み解く』東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻修士論文.

菊池直樹，1999,「エコ・ツーリズムの分析視角に向けて－エコ・ツーリズムにおける「地域住民」と「自然」の検討を通して－」『環境社会学研究』5：136-151.

鬼頭秀一，1996,『自然保護を問い直す―環境倫理とネットワーク』ちくま新書.

鬼頭秀一，1998,「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程―諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に―」『環境社会学研究』4：44-59.

佐藤仁，2002,『希少資源のポリティクス　タイ農村にみる開発と環境のはざま』東京大学出版会.

島田周平，1999,「新しいアフリカ農村研究の可能性を求めてポリテイカル・エコロジー論との交差から－」池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所，205－254.

嶋田義仁，1994,「熱帯サヴァンナ農業の貧しさ」井上忠司・祖田修・福井勝義編『文化の地平線　人類学からの挑戦』世界思想社，475-495.

嶋田義仁，1995,『牧畜イスラーム国家の人類学 サヴァンナの富と権力と救済』世界思想社.

瀬戸口明久，2008,「狩猟と皇族　雑誌『猟友』に見る動物をめぐる政治・科学・ジェンダー」『動物観研究』13：39-50.

全日本狩猟倶楽部，1973,『日本狩猟百科』全日本狩猟倶楽部.

田中二郎，1971,『ブッシュマン』思索社.

田中二郎，1994,『最後の狩猟採集民　歴史の流れとブッシュマン』どうぶつ社.

都留泰作，1996,「バカ・ピグミーの精霊儀礼」『アフリカ研究』49: 53-76.

寺口端生，2001,「環境社会学のフィールドワーク」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・舩橋晴俊編『講座環境社会学　環境社会学の視点　第 1 巻』有斐閣，243-260.

戸田清，1994,『環境的公正を求めて―環境破壊の構造とエリート主義―』新曜社.

西崎伸子，2009,『抵抗と協働の野生動物保護　アフリカのワイルドライフ・マネージメントの現場から』昭和堂.

墓田桂，2000,『構造調整計画以降のカメルーン経済』 外務省調査月報 2: 119-138.

端信行，1971,「ドゥル族の焼畑作物とその作付様式」『天理大学おやさと研究所研究報告』1：16-38.

服部志帆，2003,「自然保護計画が狩猟採集民に与える影響：カメルーン東部州におけるバカ・ピグミーの例」京都大学博士予備論文　京都大学大学院アジア・アフリカ研究研究科アフリカ地域研究専攻.

服部志帆，2008,「熱帯雨林保護と地域住民の生活・文化の両立に関する研究―カメルーン東南部の狩猟採集民バカの事例から―」京都大学博士論文　京都大学大学院アジア・アフリカ研究研究科アフリカ地域究専攻.

服部志帆・市川光雄，2005,「カメルーンにおける学術調査事情―東南部熱帯雨林地域に関する学術調査･保護活動を中心に―」『海外学術調査･フィールドワークの手法に関する調査研究』, 297-338.

日野舜也，1987,「歴史の中のブーム族」川田順造編　『民族の世界史 12 黒人アフリカの歴史世界』山

川出版社，274-293..

松田素二，2005,「土地の正しい所有者は誰か：知の政治学を越えて」『環境社会学研究』11 : 70-87.

松本三和夫，1998,『科学技術社会学の理論』木鐸社.

丸山康司，2006,『サルと人間の環境問題　ニホンザルをめぐる自然保護と獣害のはざまから』昭和堂.

丸山淳子，2008,「ポスト狩猟採集社会への移行に関する研究－ボツワナにおけるサンの再定住と社会関係の変遷－」 京都大学博士論文 京都大学大学院アジア・アフリカ研究研究科アフリカ地域究専攻.

宗像慎太郎・塚原東吾，2005,「地球温暖化と不確実性」藤垣裕子編『科学技術社会論の技法』東京大学出版，175-197.

山極寿一，2003,「内戦下の自然破壊と地域社会―中部アフリカにおける大型類人猿のブッシュミート取引と NGO の保護活動―」池谷和信編『地球環境問題の人類学―自然資源へのヒューマンインパクト―』世界思想社.

山階芳麿，1986,『世界鳥類和名辞典』大学書林.

（ウェブサイト）

PETA (People for Ethical Treatment of Animals), Why Sport Hunting is Cruel and Unnecessary, http://www.peta.org/mc/factsheet_display.asp?ID=53(Last Accessed on January13th, 2008)

PHASA (Professional Hunting Association of South Africa), 2008, General hunting Information, Professional Hunting Association of South Africa, Centurion, South Africa. http://www.phasa.co.za/ (Last Accessed on January 12th, 2008)

The Hunting Report, Subscriber-Written Trip Report in Cameroon hunting, http://www.huntingreport.com (Last Accessed on September 29th, 2008)

WDPA (World Database on Protected Areas) http://www.wdpa.org (Last Accessed on September 5th, 2009)

謝辞

本研究を完成させるにあたり、多くの方々からご指導、ご協力、ご援助をいただいた。ここに記して厚く御礼を申し上げたい。

突然、来訪したよそ者の私を受け入れてくれたA村の人々には、感謝の言葉もありません。特に、なんの見返りも期待せず、家族の一員として食住をともにさせてくれた Simon 家および Mohammadou 家のみなさまに心より感謝申し上げます。また、友人であり、なにも知らない私の先生であったBobbo、Harouna、Dieudonné、Sanda、Simonがいたからこそ、私は現地で調査をおこない、生きることができた。深く感謝申し上げます。

野生動物森林省（Ministère des Forêts et de la Faune: MINFOF）および科学研究開発省（Ministère de la Recherche Scientifique et de l'Innovation: MINRESI）からは、調査許可を交付していただき、円滑の調査をおこなうことができました。また、野生動物森林省およびWWF-Cameroonの職員の方々、現地で出会った観光事業者は、不躾な私の質問に親切に答えてくださいました。感謝申し上げます。

本研究は、以下の研究助成によって可能になった。記して感謝したい。平成18年度財団法人日本科学協会笹川科学研究助成、平成19年度日本学術振興会特別研究員奨励費「現代アフリカにおけるスポーツハンティングと住民参加型自然保護政策に関する研究」、文部科学省科学研究費補助金基盤研究（A)「熱帯アフリカにおける野生獣肉の利用に関する総合的研究」（課題番号：17251002　市川光雄研究代表者）平成21年度公益信託澁澤民族学基金大学院生等に対する研究活動助成。

山越言准教授（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）は、研究の方向性を指南していただき、お忙しいなか、本論の草稿にも目を通していただきました。なかなか論考を深めることができない私にあきれつつも、辛抱強くご指導していただいたことは、何物にも代え難く、心より感謝いたします。市川光雄教授および木村大治准教授（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）は、はじめてアフリカを訪れた私に、海外でのフィールドワークのノウハウと魅力を教えてくださいました。両先生のご指導がなければ、本研究の完成をすることはできませんでした。鬼頭秀一教授（東京大学大学院新領域創成科学科）は、学部時代から、環境問題を研究する意義と楽しさを、私に教えてくださいました。先生方のご指導に心より厚く御礼申し上げます。

研究内容だけでなく、研究活動そのものについてともに語ったアフリカ地域研究専攻の高橋隆太氏、佐藤宏樹氏のお名前を記し、感謝いたします。同じカメルーンを調査地とした諸先生方、諸先輩後輩には、大変のお世話になりました。アジア・アフリカ地域研究研究科のみなさまには、ゼミや議論を通して、ご指導いただき、感謝申し上げます。

心配しつつも、私の研究を様々な形で後押しし、温かく見守ってくれた家族に対する感謝の言葉はつきることはありません。

最後に、私の研究を理解し、全面的に支えてくれた妻ゆりに心から感謝します。

2010年3月

安田　章人